

令和7年第1回定例会

むかわ町議会会議録

令和7年 3月10日 開会

令和7年 3月14日 閉会

むかわ町議会

令和7年第1回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月10日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	8
町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明、教育長教育行政執行方針	8
一般質問	28
大 松 紀美子 議員	28
東 千 吉 議員	45
津 川 篤 議員	55
栗 原 健 一 議員	62
伊 藤 恵 美 議員	69
古 内 みゆき 議員	75
会議時間の延長	86
北 村 修 議員	86
散 会	105

第 2 号 (3月11日)

議事日程	107
本日の会議に付した事件	108
出席議員	108
欠席議員	109
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	109
事務局職員出席者	110
開 議	111
議事日程の報告	111
報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	164
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	183
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	185
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	193

議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	196
答弁の訂正	199
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	200
会議時間の延長	201
延 会	203

第 3 号 (3月12日)

議事日程	205
本日の会議に付した事件	205
出席議員	205
欠席議員	206
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	206
事務局職員出席者	207
開 議	208
議事日程の報告	208
議案第23号から議案第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	208
議案第30号から議案第36号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	249
諸般の報告	264
休会について	264
散 会	264

第 4 号 (3月14日)

議事日程	265
本日の会議に付した事件	266
出席議員	266
欠席議員	266
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	266
事務局職員出席者	267
開 議	268
議事日程の報告	268

発言の取消し	268
議案第30号から議案第36号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	268
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	272
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	274
意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	275
意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	276
意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	278
所管事務調査等報告の件	279
閉会中の特定事件等調査の件	280
閉議及び閉会	281
署名議員	283

むかわ町告示第67号

令和7年第1回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月28日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和7年3月10日（月）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

令和7年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年3月10日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明
教育長教育行政執行方針
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	栗原健一議員	2番	伊藤恵美議員
3番	古内みゆき議員	4番	奥野恵美子議員
5番	東千吉議員	6番	佐藤守議員
7番	中島勲議員	8番	大松紀美子議員
9番	三上純一議員	10番	小坂利政議員
11番	北村修議員	12番	津川篤議員
13番	野田省一議員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	吉田直司	会計管理者	今井巧

総務財政課長	佐々木 義 弘	総務財政課幹主	伏 木 允 一
総務財政課幹主	三 上 祐	情報防災対策室	梅 津 晶
情報防災対策室参事	関 根 徹	総合政策課長	栃 丸 直 士
総合政策課参事	本 間 彰	総合政策課幹主	澤 田 健
町民生活課長	柴 田 巨 樹	町民生活課幹主	横 山 貴 仁
町民生活課幹主	松 本 和 香	保健介護課長	酒 卷 宏 臣
保健介護課幹主	小 坂 僚 介	保健介護課幹主	高 橋 佳 香
保健介護課幹主	加 藤 こずえ	福祉・子育て課	熊 谷 伸 一
福祉・子育て課幹主	谷 川 功 一	農林水産課長	東 和 博
農林水産課参事	藤 野 真 稔	農林水産課幹主	飛 岡 雅 幸
農林水産課幹主	宮 村 敦 嗣	経済建設課長	江 後 秀 也
経済建設課参事	菊 池 功	経済建設課参事	佐 藤 琢
経済建設課参事	西 村 和 将	企画町民課長	菅 原 光 博
企画町民課幹主	中 上 紀 文	企画町民課幹主	矢 野 優 子
企画町民課幹主	土 居 悦 子	経済戦略室長	藤 田 浩 樹
経済戦略室主幹	櫻 井 和 彦	経済戦略室主幹	太 田 耕 司
国民健康保険穂別診療所事務長	長谷山 一 樹	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	西 幸 宏	生涯学習課参事	池 田 佳
生涯学習課参事	高 木 龍一郎	生涯学習課幹主	松 本 洋

生涯学習課
主 幹

山 木 美 幸

選挙管理委員会
事務局長

佐々木 義 弘

農業委員会
事務局長

東 和 博

農業委員会
支 局 長

宮 村 敦 嗣

監 査 委 員

数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長

大 塚 治 樹

主

査

酒 卷 早 苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、5番、東 千吉議員、6番、佐藤 守議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員会委員長から、3月4日開催の第2回議会運営委員会での本定例会の運営に関わる協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、3月4日に開催しました第2回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第1回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は38件で、その内訳は、報告1件、同意1件、議案36件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して

議題とする案件は、議案第23号から議案第29号までの7件、議案第30号から議案第36号までの7件で、会期日程に記載のとおりであります。

なお、議案第30号から議案第36号までの新年度会計予算7件については、議長発議により、議長を除く全議員で構成する令和7年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、それに審査を付託することで協議が調っております。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は7件で、その内訳は、発議2件、意見書案3件、その他2件であります。

まず、発議についてであります。むかわ町議会議員定数を定める条例、議会改革等調査審査特別委員会の議論を踏まえ、議会改革等調査審査委員長が発議第1号として、むかわ町設置条例の一部改正に伴い、むかわ町議会委員会条例の一部改正については、むかわ議会運営委員長が発議第2号として提出されております。

次に、意見書案についてであります。議員提出の意見書案については3件であり、2月28日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号1番から受理番号3番まで、提出者が所定の賛成者をつけて意見書案第1号から意見書案第3号として提出されております。

また、陳情文書表の4件については、令和6年12月定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

2月28日に開催された所管の常任委員会協議会での協議の結果、全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会、復興拠点施設等整備事業調査特別委員会、議会改革等調査審査特別委員会から調査継続または調査終了に伴う調査報告書が提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか6名から15項目の通告があり、その取扱いは通告どおりといたします。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から14日までの5日間としたところであります。

質疑される方は、質疑と意見を混同せず、また、議題外にわたることなく、要領よく簡潔に質問され、答弁される方は、簡潔明瞭に答弁をいただき、規律ある会議運営の点からも私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策での換気のため、休憩及び必要最低限の説明員

の自由な出入りは、議長の議事整理権において判断させていただきますので御了承願います。

最後に、本会議及び予算審査特別委員会の議会中継であります。情報公開を推進するため、本定例会におきましても、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上を申し上げ、令和7年第2回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。委員長報告に対して、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長から報告のとおり、本日から14日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日から14日までの5日間に決定いたしました。

なお、円滑な議会運営のために、質疑及び答弁は、簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより150号のとおりですので、御了承を願います。

◎町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明、教育長教育

行政執行方針

○議長（野田省一君） 日程第4、町長町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明、教育長教育行政執行方針を行います。

町長から町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 皆さんおはようございます。大変お疲れさまでございます。

本日、議員の皆さんに御出席をいただき、令和7年の第1回町議会定例会を開会できますことに、まずお礼を申し上げます。

今議会に提案いたしました令和7年度当初予算案をはじめ、諸議案の御審議をお願いするに当たり、新年度の町政運営に臨む所信と共に、主要な施策につきまして、別紙の町政執行方針に沿い、御説明を申し上げます。

初めに、令和7年度は、「第2次むかわ町まちづくり計画」の前期計画の目標年度を迎えます。達成しなければならない成果指標、取り組むべき課題など、施策の方向性を改めて確認をし、前期基本計画の検証を行い、後期基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

また、今年度は、むかわ町誕生から20年を迎えます。先人の夢や努力に思いを巡らすとともに、人口の減少、地域社会の変化、地球規模での環境問題など、様々な社会課題を抱える中、十年、二十年、その先の未来につなぐ将来を見据えたまちづくりを進めていかなければなりません。

まちづくりの理念にあります「人と自然が輝く清流と健康のまち」を基本に、町の将来像「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち むかわ」の実現に向けまして、令和7年度も計画に沿った施策をはじめ、町民ニーズに、そして社会の要請に応えられるよう取り組んでまいります。

むかわ町を取り巻く状況についてであります。世界各地での紛争の対立、気候変動、ICTの浸透など世界情勢の大きな変化を背景に、あらゆるものを取り巻く環境が複雑で、想定外のことが頻発、将来の予測が困難な不確実性の時代とも言われています。

特に、気候変動の影響は甚大で、夏は記録的な暑さや大雨が頻発、冬は局地的な豪雪の危険性が高まるなど、地球規模で非常に危機的な環境悪化を引き起こしております。

一方、我が国の社会情勢に目を向けますと、人口減少や少子高齢化は止まる気配がなく、厚生労働省による最新の「人口動態統計月報年計」において、出生者数は全国で72.7万人と、過去最低を更新しております。

また、度重なる物価高騰に賃金上昇が追いつかず、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」の年を迎える中、今後の社会保障制度等の在り方が大きな課題となっております。

そのような中、国においては日本経済成長の起爆剤として、大規模な地方創生策を講ずるため、内閣に「新しい地方経済・生活環境創生本部」を設置し、今後10年間で集中的に取り組む基本構想を策定することから、国が示す「地方創生2.0」の基本的な考え方を踏まえた施策の展開が重要になります。

これらのマクロ的な視点を踏まえた上で、あらゆる分野における担い手不足をはじめ、複雑化する社会課題や地域課題など、本町でも既に起こっていることを再認識するとともに、町民ニーズを把握し、地域や民間事業者、若者、学生など、多様なつながりを創出しながら、協働、共創、共感による持続可能な未来へつながる地域づくりを進めてまいります。

令和7年度の重要な視点ですが、これらの取り巻く状況を踏まえ、令和7年度は、次の3つを重要な視点と捉え、町政運営に臨みます。

まず1点目は、今後のまちづくりの根幹となる計画の見直しについてであります。

町の最上位計画であります「第2次むかわ町まちづくり計画」の着実な実施と検証、社会・経済情勢等を踏まえた見直しを行い、個別計画との整合性を図り、効果的、効率的で持続可能なまちづくりへつなげることが重要になります。

また、自然災害の頻発化や激甚化を想定した、北海道では初めて策定される「むかわ町事前復興計画」は、未来のまちづくりを先取りした計画でもあり、本町で策定しています各種計画に関連させ、様々な分野において災害に強いまちづくりを進めてまいります。

2点目は、温室効果ガス削減を目指す「グリーントランスフォーメーション」とデジタル技術を活用して町民皆さんへの利便性向上を目指す「デジタルトランスフォーメーション」への対応についてであります。

これらの社会課題への対応は、一人一人から始める意識と、理解の浸透が何より大事なことから、町全体でさらなる啓発と機運の醸成を図ってまいります。

3点目は、共に創るまちづくりについてであります。

官民連携による地域課題や社会課題の解決を目指し、様々な民間事業者や大学などとの包括連携協定を生かしながら、新たな官民連携ネットワークを構築することで、全国的なモデルケースとなるよう、先進的な取組の創出に努めてまいります。

また、新町誕生から20年を迎え、むかわ町の持続的な発展に向け、町民の皆さんと共に新しい一歩を踏み出すため、各種事業を『合併20年記念事業』と位置づけ、町の歴史を記録する『町史編さんづくり』に取り組んでまいります。

主な施策についてであります。

次に、施政方針に掲げる基本政策の柱に沿って、令和7年度の主要施策の概要について御説明を申し上げます。

1つ目の柱は、「くらす」です。子育てがしやすく、健康で安心して暮らせるまちづくりについてであります。

子育て施策については、これまでも最重要施策に位置づけており、第3期の「むかわ町子ども・子育て支援計画」に基づき、全ての子どもたちを町全体で支援し、子育て環境の充実や子どもの成長を共に見守る施策を展開してまいります。

母子の健康については、妊婦・乳幼児健康診査、新生児聴覚検査、育児相談体制の充実のほか、新たに『1か月児健康診査』の費用助成を実施するとともに、『産婦健康診査の費用助成、産後ケア事業』を継続してまいります。

また、むかわ町子育て応援基金を活用し、『0～2歳保育料無償化事業』を継続するほか、0～2歳児について、新たに『発達支援センターの利用料無償化』を実施してまいります。

子育て環境については、昨年設置した『多機能型子育て支援施設「わっくる」』の安定的な運営や、放課後の子どもの居場所づくりの充実に努め、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

あわせて、多様化する保育ニーズに対応するため、『保育士人材確保一時金交付事業』をはじめ、認定こども園との連携を深めながら、町全体の保育の質、維持向上に向け取り組んでまいります。

町民の皆さんの健康づくりについては、健康寿命の延伸に向けて、一人一人に健康への関心を高めていただくことが重要であり、そのため『健康むかわチャレンジ事業』の対象年齢を20歳以上に拡大し、幅広い世代の健康づくりを進めてまいります。

また、引き続き、疾病予防と早期発見の取組として、特定健診やがん検診等の受診率向上を図るとともに、予防接種については、『高齢者の新型コロナワクチン接種費』は支援を継続し、新たに、『帯状疱疹ワクチン接種費』を支援してまいります。

さらに、心の健康状態の把握と回復に向けた支援や『ゲートキーパーの養成』に努め、自殺予防対策と町民皆さんの心の健康づくりを推進してまいります。

医療の充実については、鷓川厚生病院と穂別診療所の医師、医療従事者の情報交換と医療の相互補完など『病診連携』を進めるとともに、鷓川厚生病院においては、「病院経営強化プラン」に基づき、地域ニーズの高い地域包括ケア病床を増床し、在宅療養支援機能の充実を図ってまいります。

高齢者福祉については、「第9期むかわ町高齢者保健福祉・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムを深化、推進し、地域共生社会の実現を図ることを目標に、『介護予防・生活支援』などに取り組み、高齢者の生きがいがづくりや運動などを推進するほか、介護保険制度の健全な運営に努めてまいります。

あわせて、小学生から一般の方までを対象に、『介護のしごと魅力アップ推進事業』を実施するほか、外国人材の活用を含めた介護人材の確保、育成に努めてまいります。

認知症の方やその家族の支援については、ニーズに応じた居場所づくりや介護者の支援、「成年後見制度」などの権利擁護、『在宅介護手当の支給』などにより、「ケアラー支援条例」の基本理念に沿って、ケアラーの精神的、経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、在宅で生活している高齢者や障害を持った方、その家族が安全・安心に自立した暮らしができるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会が、民生児童委員や関係機関などと連携強化を図り、お互いが支え合う地域社会の構築に努めてまいります。

さらに、民間事業者と連携した『見守り支援事業委託』、『見守り機能付の機器の購入費用』を助成し、見守り体制の充実を図ってまいります。

将来を見据えた町内に必要な介護サービスや施設の在り方については、「第9期介護保険事業計画」の期間内に明らかにすべく、調査と関係事業者との協議を進めてまいります。

地域福祉の推進については、地域共生社会の実現を図るため、社会福祉協議会をはじめ、関係機関や団体と連携、協力し、福祉サービスの提供や社会的孤立の防止などに努めてまいります。

障害福祉の分野については、「むかわ町障がい福祉計画」に基づき、各種サービスや相談体制の充実を図りながら、それぞれの状況やニーズに応じた支援を継続してまいります。

移住定住のための住宅施策については、住宅助成金制度『くらふる事業』による戸建て住宅の取得やリノベーション、アパートなどの『民間賃貸共同住宅建設への助成』のほか、民間賃貸住宅への入居に要する支援として、『かみんぐ支援金』を継続してまいります。

あわせて、首都圏での移住相談会に出展し、『UIJターン支援事業』のPRや、子育て世代を対象とした情報発信を積極的に行い、移住定住につなげてまいります。

町民の皆さんの公衆浴場として利用されている、「むかわ温泉四季の湯」については、「まちなか再生プロジェクト」に資する取組として、配管等の老朽化が進んでいる温泉井戸を新たに掘り直し、温泉の泉質維持に努めてまいります。

2つ目の柱の「ふせぐ」と「まもる」です。災害に強く、安全で美しいまちづくりであり

ます。

感染症対策については、国の制度に基づき、新型コロナワクチン接種を含め、『疾病予防、感染蔓延防止』に引き続き取り組んでまいります。

災害に強いまちづくりの推進については、被災時の被害を最小限にする事前防災、「鶴川の流れのように、とめどなく」を基本姿勢としての復興のまちづくりを目指す事前復興の2つを柱にしながら、防災対策先導のまちづくりを進めてまいります。

あわせて、事前に実施すべきハード系施策の事業概要を定める『都市防災事業計画』を策定し、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」発生時の津波避難対策を進めてまいります。

防災情報や災害情報を町民皆さんに確実に届けるため、引き続き防災行政無線機器を更新するとともに、SNSや町公式LINEの活用、広報紙の発行など、『災害に備えた情報伝達手段の多重化』に努めてまいります。

タイムライン等を活用した『実践的な防災訓練や防災活動』、中高生を中心に防災DXの取組などを学ぶイベント『むかわ町復興応援フェスタ2025』の開催など、『防災教育の充実、自主防災組織の育成・強化』など、引き続き事前防災の取組充実に努めてまいります。

複雑・多様化する各種災害に対応するため、消防施設や消防車両などの計画的な更新、整備に取り組むとともに、令和8年度からの『消防指令システムの共同運用』に向け、引き続き関係機関との協議を進め、広域連携による消防力の強化に努めてまいります。

あわせて、災害時の緊急輸送道路ネットワーク強化のため、「国道235号線」や「主要道道穂別鶴川線」など広域幹線道路の整備に向け、引き続き国や道への要望活動を行ってまいります。

治山事業や河川整備事業については、北海道が実施する『晴海地区防災林造成事業』を促進するとともに、普通河川のしゅんせつを行い、浸水対策を強化してまいります。

防犯体制の充実については、日常のパトロールや交通安全運動に取り組むほか、『防犯カメラの更新、LED防犯灯の設置』支援など、交通事故や犯罪被害等の未然防止に取り組んでまいります。

地域公共交通につきましては、穂別地区の新たな交通システム『ほべつサポート交通』導入に向けた実証運行を支援するとともに、老朽化した町営バス車両を計画的に更新し、効率的で効果的な公共交通維持に努めてまいります。

あわせて、令和6年10月から運休しております『新千歳空港直行便の代替便の実証運行』に向け取り組むとともに、「グリーンスローモビリティ」など、新たな公共交通システム

の導入に向けた調査研究を進めてまいります。

「JR日高線」につきましては、存続に向け重要な局面であるため、新たな利用促進対策として、沿線自治体と共同での『一日乗り放題実証事業』を実施するとともに、車両更新に伴う『むかわ竜ラッピング』の実施など、「アクションプラン」に基づく取組を強化してまいります。

道路整備等事業につきましては、橋梁などの施設において長寿命化や耐震対策などの維持管理に努めるとともに、「主要道道穂別鶴川線」などの整備促進について、国・道に対して要望活動を行ってまいります。

穂別地区の買物弱者対策として、『移動購買車の車両更新』に対する支援を行ってまいります。

上下水道の整備につきましては、災害に強い上下水道の構築に向け、耐震性能を持った水道及び下水道施設への更新工事や未普及地域への水道管整備を進めてまいります。

あわせて、将来にわたり安定したサービスの供給に向け、引き続き下水汚泥、し尿処理の広域化に向けた協議を進めてまいります。

簡易水道事業については、今年度中に『仁和水源基本計画』を策定し、『有機フッ素化合物、PFAS』対策を強化してまいります。

町営住宅の適正管理については、老朽化が著しい公営住宅の解体や改修、修繕により、『住宅セーフティネットづくり』を進めてまいります。

自然・地球環境の保全については、ゼロカーボンシティの実現に向けた機運を高めるとともに、『住まいゼロカーボン化推進事業』に取り組み、家庭の省エネ化を支援してまいります。

加えて、引き続き『公共施設のLED化』及び『公用車のEV化』を進めるとともに、再生エネルギーの計画的な導入に向け、調査研究に取り組んでまいります。

3つ目の柱は、「はたらく」についてです。産業と町に活力があり、笑顔を広げるまちづくりであります。

改正された「食料・農業・農村基本法」に基づく新たな「基本計画（骨子案）」には、北海道の位置づけが明記される予定など、日本の食糧基地である北海道への期待はこれまで以上に高まる中、その一端を担うむかわ町農業を次世代につなげていくためにも、経営の安定と所得の維持が重要となっております。

農業の振興につきましては、国が「水田活用の直接支払交付金」について、水田、畑にか

かわらず、作物ごとの生産性向上などを支援する政策に転換する方向を示したことから、関係機関団体等と連携協力して、生産現場の実情を踏まえ対応してまいります。

飼料、肥料、燃油等の農業資材の国際価格高騰や円安状況もあり、農業経営や畜産経営に大きな影響を及ぼしていることから、引き続き、『地域農業活性化基金事業』を活用し、安定経営に必要な対策と地域農業の課題解決に向け取り組んでまいります。

農業従事者の高齢化、担い手、労働力不足が急速に進む中、地域担い手育成センターを中心に『新規就農総合対策事業』を強化し、農業の担い手や労働力の確保に向けた支援を行ってまいります。

農業生産を支える基盤整備につきましては、建設業界における働き方改革をはじめ、人件費や工事資材の価格高騰などの影響により、『国営かんがい排水事業』の工期延伸をせざるを得ない状況にありますが、事業の着実な推進に向け、関係機関団体と連携した要望活動を実施するとともに、『花岡・米原地区排水路整備』や『宮戸・米原1号の農作業道の整備』を進めてまいります。

従来の「人・農地プラン」が「地域計画」として法制化されたことに伴い、本町でもこれまでの地域協議等を踏まえ、令和7年3月に計画を策定し、農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した『農地の集約化』を図ってまいります。

林業の振興につきましては、新たに制定する「むかわ町木づかい木くぼり木そだて条例」に基づき、「ほっかいどう企業の森林づくり」の活用や苫小牧広域森林組合などとの連携による地域森林資源の循環利用に取り組んでまいります。

また、森林環境譲与税を活用した新たな『森林整備担い手対策事業』に取り組むとともに、ドローンの活用など『林業のICT化』を進めてまいります。

さらに、私有林や町有林などの整備をはじめ、国・北海道・町の三者による『地域主体の一体的な森林づくり』を促進し、『林道ルベシベ線』や『林業専用道平丘和泉線』の整備を進めるとともに、『木育の推進』や森林資源の有効活用を進めてまいります。

ヒグマやエゾシカなどの鳥獣被害対策につきましては、猟友会との連携というものを強化しながら、有害鳥獣駆除や『鳥獣被害森林再生実証事業』などを実施し、人身被害の防止はもとより、農林業被害の防止に取り組んでまいります。

あわせて、国の事業を活用し、地域農業者の要望に応じた侵入防止柵の整備を進め、エゾシカによる農業被害の軽減を図ってまいります。

漁業の振興につきましては、漁業経営の安定化対策として、鵜川漁協等の連携による『ほ

たて稚貝放流事業』への支援とともに、『しししゃもふ化事業』や『マツカワ放流事業』など、つくり育てる漁業を支援することで、水産資源の維持回復に努めてまいります。

特に、不漁が続くしししゃもの資源回復は、「鵜川しししゃも資源再生調査研究会」を中心に、資源回復に向けた調査研究活動を本格化させるとともに、「鵜川しししゃも」の再生に向け、『むかわ町しししゃもの日』を制定するなど、新たに、『未来につなぐ鵜川しししゃもプロジェクト』に取り組み、町全体の機運を高めてまいります。

商工業の振興につきましては、商工会が実施する『地元消費活性化事業』をはじめ、『起業力耕上促進事業』による新たな起業や事業の継承を支援することにより、地域経済の活性化を図ってまいります。

企業誘致や雇用の創出につきましては、現在検討を進めております民間事業者との共創の取組により、地域エネルギーを活用した持続可能な新しい農業のモデルケースとなる『大規模植物工場事業』の実現を目指してまいります。

あわせて、「ラピダス社」の千歳市進出に伴う地域経済の波及等については、苫小牧市を中心とした東胆振近隣自治体との広域連携により、関連企業の進出や人の流れを呼び込む取組につなげてまいります。

観光振興につきましては、「むかわ町観光振興方針」に基づき、観光協会や地域商社などと連携協力するとともに、「むかわ町観光連絡会議」を中心に、地域資源を生かした観光交流イベントなどに向けた協議を深め、持続可能な観光地域づくりに取り組んでまいります。

4つ目の柱は、「まなぶ」です。学びを通しての多様な人材を育てるまちづくりであります。

現行の「むかわ町教育大綱」を令和7年度中に見直し、教育委員会との連携により、未来を担う子どもたちが、激動する時代、社会の中でたくましく生き抜き、将来にわたって活躍できる人材育成を目指し、策定してまいります。

地域資源を生かした町の課題解決策を考える探究型ふるさと学習「むかわ学」につきましては、さらなる深化と、「小中高」における体系化を進めてまいります。

また、『むかわ町復興応援フェスタ2025』の開催に合わせ、次世代半導体事業やA I技術など、次代の先頭を走る大人たちから中高生が学び、これからの人生、社会を考える機会を創出するとともに、中高生が取り組む『防災学習・探究学習の深化』につなげてまいります。

加えて、『一人一台端末の更新』や、小中学生を対象にした『プログラミング教室の実施、生成A Iを活用した英語教育の試験導入』とともに、教師の資質、能力の向上を目的に、I

CT教育全国研究大会へ派遣するなど、『教育DXを推進』してまいります。

高等学校の魅力化については、「地域みらい留学」への参加など『道内外からの生徒募集支援』のほか、通学利便性の向上や生徒寮への運営支援を行ってまいります。

あわせて、アニメ制作とむかわ学が連動した『特別カリキュラム』の創設や『プロモーションムービー』の制作により、町の認知度の向上と高校の生徒募集活動へつなげてまいります。

生涯学習については、『ジュニアチャレンジ合宿事業、青少年リーダー研修事業』などにより、青少年の生きる力を育成する取組のほか、誰でも楽しく気軽に参加できる体操の普及に向けた、新たに『健育体操事業』に取り組んでまいります。

部活動の地域展開については、『放課後活動地域展開推進協議会』を組織し、段階的かつ効果的に推進する体制を行うとともに、地域おこし協力隊を活用しながら、スポーツ、文化芸術活動の最適化を図り、民間移行したクラブへ講師を派遣する『部活動地域移行実証事業』に取り組んでまいります。

穂別図書館、まなびランド図書室については、子どもたちが本に親しむきっかけとなる環境づくりとともに、利用者のニーズに沿った蔵書整備など、『魅力ある図書館づくり』を進めてまいります。

あわせて、穂別博物館、穂別図書館については、『照明のLED化とエアコン整備』を行い、省エネ化と快適な環境整備に努めてまいります。

なお、来年度オープン予定の新博物館については、『テレビCMの放送の活用』など『戦略的なプロモーション活動』に取り組んでまいります。

最後の柱「つなぐ」でございます。様々なつながりを生かし、輝く未来をつくるまちづくりであります。

「第2次むかわ町まちづくり計画」に位置づける3つの重点プロジェクトについて、関連施策を評価、検証し、必要に応じ見直しを図りながら効果的に進めてまいります。

1つ目の重点プロジェクト、「地方創生プロジェクト」については、「地方創生2.0」の基本的な考え方を踏まえ、人口規模が縮小しても持続可能な地域づくりができるよう、地域資源を最大限活用した『高付加価値型の事業創出』に取り組んでまいります。

その核となる『恐竜ワールド構想推進事業』につきましては、地域商社や民間事業者との連携によるデジタル技術を活用した恐竜イベントの開催や、周遊性を高める恐竜コンテンツの開発などに取り組み、『地域の稼ぐ力を強化』してまいります。

また、官民連携による地方創生の充実強化を図るため、複雑化する社会課題、地域課題の解決に向け、専門的な知見を有する民間事業者からアドバイザーや地域活性化起業人を招聘するとともに、地域おこし協力隊や外部人材支援制度などを積極的に活用してまいります。

さらに、「むかわ学」の充実や地域課題の解決に、高校生や大学生をはじめ、地域の皆さんとの共創による『高大地連携事業』に取り組むほか、「健幸」なまちづくりを目指す『スマートウェルネスシティ』の実現に向けた取組や、一級河川鶴川を生かした『かわまちづくりを推進』してまいります。

2つ目の重点プロジェクト「まちなか再生プロジェクト」については、穂別地区の「復興拠点施設等整備事業Ⅰ」では、新たに温浴カフェとしてリニューアルする『樹海温泉ほべつ』や『まちなか交流拠点施設』の運営支援はもとより、関係人口、交流人口の拡大や雇用の創出を図るほか、『新博物館の戦略的なプロモーション活動』にも取り組んでまいります。

一方、鶴川地区の「復興拠点施設等整備事業Ⅱ」は、現在策定中の市街地のエリアデザインについて、広く町民皆さんや団体、民間事業者などの意見反映に努めるとともに、拠点整備の優先順位を決定し、基本設計、実施設計へと着実に進めてまいります。

あわせて、『復興拠点施設等のオープニングイベント』や地域資源を活用した商品開発など、町なかに『なりわいやにぎわいを創出する事業』に取り組んでまいります。

3つ目の重点プロジェクト「タウンプロモーション推進プロジェクト」につきましては、町のキャッチコピーやロゴマークの積極的なPRをはじめ、『SNSなどを活用した戦略的な情報発信』に努め、町の認知度向上やシビックプライド、郷土愛の醸成に向けた取組を進めてまいります。

その一つの取組として、アニメ制作とむかわ学が連動した『特別カリキュラム』の創設や、『プロモーションムービー』の制作など、高校の魅力化による『戦略的なタウンプロモーション活動』に取り組んでまいります。

また、さらなる関係人口の創出、むかわファンの拡大を目指し、「応援PR大使」などを活用した町の魅力発信や、東京圏をはじめとした『（仮称）むかわ応援団』の設立をいたします。

あわせて、リトアニア共和国やモンゴル国に加え、地域資源を通じた新たな国際交流に取り組むほか、国内では、20年を迎えます『富山県砺波市との姉妹都市の交流』、さらに、恐竜が御縁でつながっている『恐竜ネットワークの充実、強化』に取り組んでまいります。

DXの推進につきましては、「むかわ町DX推進実施計画」に基づく取組を着実に進める

ため、DXの推進体制の強化を図り、オンラインでの行政手続を拡充するなど、業務の最適化を行いながら、より『質の高い行政サービスの提供』を目指してまいります。

また、『防災DXをテーマにしたイベント』支援や、地域課題の解決に向けた自主的な取組などを促進するため、引き続き、『共に創るまちづくり事業』を実施してまいります。

持続可能な行財政運営につきましては、国や道の財政支援を最大限活用しながら、企業版ふるさと納税などを活用した事業を積極的に展開するなど、あらゆる角度から財源確保に努めるほか、近年増加するカスタマーハラスメントに対し、行政サービスを適正に提供するため、『カスタマーハラスメント対策基本方針』を策定してまいります。

なお、公有財産の有効活用については、昨年度取得した「鶴川沙流川河川事務所鶴川分駐所」は、二地域居住の促進なども併せた関係人口交流拠点施設としての活用に向け、準備を進めてまいります。

以上が、令和7年度に盛り込んだ主要な施策の概要であります。

施政方針で掲げました基本姿勢、『耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来へつなぐ』。その行動の指針でもあります共に創る『共創』を要にして、取組を進めてまいりたいと考えております。

重ねて、町の理念であります「人と自然が輝く清流と健康のまち」を基本に、町の将来像「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち むかわ」、この実現に向け、これまで結んできている様々な「つながり」と多くの皆さんとの「関わりしろ」、これを大切にしながら、中長期的な視点を持って、地域の実情に合った施策を進めてまいります。

合併から20年、コロナ禍を経験し、震災から7年目の春を迎えようとしている今、社会課題が複雑化する中、町の宝であります子どもたちの未来の扉というものをしっかり開くため、創意工夫を欠かすことなく、歴史や伝統の継承と新しい価値創造に向け、全力を尽くしてまいります。

町民の皆さん並びに議員の皆さんの格別なる御理解と御協力を切にお願い申し上げまして、令和7年度の町政執行方針といたします。

続いて、行政報告についてでございます。

まず、冒頭でございますが、御案内のとおり2月26日に発生し、昨日鎮圧が発表されました岩手県大船渡市の山林火災により約2,900ヘクタールが焼失、多くの建物で被害が出ているほか、貴い命が奪われる事態となりました。この火災で犠牲となられました方々に対し、哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの皆さんにお見舞いを申し上げるものでござ

います。

さて、提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告といたしまして、国営かんがい排水事業、新鷲川地区の事業工期の延伸等について御報告を申し上げます。

国営かんがい排水事業、新鷲川地区につきましては、穂別ダムや川東頭首工及び用排水路の整備を実施する事業として、平成26年度に事業着工し、事業効果の早期発現の観点から、排水路を先行し工事を進めてまいりました。

平成30年度からは用水路工事も着手しましたが、同年9月に発生した胆振東部地震で被災した用水路等の災害復旧対応が令和2年末までかかり、用水路工事の再開は令和4年度となりました。

その後、排水路工事は令和5年度に完了し、令和8年度には用水路や穂別ダムを含めた全ての事業が完了することとなっておりますが、時間外労働の上限が適用されることによる年間の施工可能量の減少に加え、人件費や工事資材等の価格の上昇による工事費の大幅な増加により、事業の工期及び事業費の変更が必要な状況となったところでございます。

この国の国営かんがい排水事業、むかわ町の農業を支える基盤整備事業であるとともに、防災・減災の観点からも重要な事業であるため、引き続き、関係機関団体と連携し、事業の着実な推進に向け、要望活動を実施してまいります。

以上、第1回定例会において行政報告とさせていただきます。

さて、本定例会で御審議いただきます事件につきましては、報告1件、同意1件、議案36件でございます。

報告第1号 専決処分報告に関する件は、損害賠償の額の決定に関する件でございます、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、任期満了による教育委員の任命につき議会の同意を求めるものです。

議案第2号 業務委託契約の変更に関する件は、地域情報通信施設整備事業において、議決された業務委託契約に契約金額の減額が生じたことから、議会の議決を求めるものです。

議案第3号から第6号はいずれも、むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件で、むかわ町穂別まちなか交流拠点施設ほか3施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

議案第7号 むかわ町ゼロカーボン推進基金条例案は、持続可能な脱炭素社会づくりを推進するための基金を新たに設置するため、本条例を制定するものです。

議案第8号 むかわ町木づかい木くばり木そだて条例案は、林業及び木材産業の発展と森林の多面的機能の活用を図るため条例を制定しようとするものです。

議案第9号 むかわ町ししやもの日を定める条例案は、町魚ししやもの関心と理解を深め、産業振興を図るため条例を制定しようとするものです。

議案第10号は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行により、同法の規定を引用している条例を整理するものです。

議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案は、「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に単一化されたことから、これらの文言がある町条例について改めるものです。

議案第12号 むかわ町営バス運行条例の一部を改正する条例案は、町営バス路線の統廃合及び起点を変更するため、所要の改正を行うものです。

議案第13号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第14号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、新たに放課後活動地域展開推進協議会を設置することから、条例中にこれを追加するものです。

議案第15号 むかわ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、令和6年人事院勧告に基づき、令和7年度以降適用となる給与、各種手当等の改正について、関係条例の改正を行うものです。

議案第16号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等の公布により、所要の改正を行うものです。

議案第17号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第18号は、子ども・子育て支援法施行規則及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部改正及び栄養士法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第19号 むかわ町高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、物価高騰に伴い、グループホーム入所者に対する食材費を改定するものです。

議案第20号 むかわ町高齢者生活交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例案は、物価高騰に伴い、共同生活住宅利用料を改定するものです。

議案第21号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案は、国土交通省が定める公営住宅の管理標準条例案が示されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第22号 むかわ町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が改正されたことに伴い所要の改正を行うものです。

議案第23号から議案第29号、令和6年度のむかわ町一般会計補正予算、むかわ町国民健康保険特別会計補正予算、むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算、むかわ町介護保険特別会計補正予算、むかわ町上水道事業会計補正予算、むかわ町下水道事業会計補正予算、むかわ町病院事業会計補正予算につきましては、年度内の事業費精査等により補正予算を提出するものです。

議案第30号から議案第36号は、令和7年度のむかわ町一般会計予算、むかわ町国民健康保険特別会計予算、むかわ町後期高齢者医療特別会計予算、むかわ町介護保険特別会計予算、むかわ町上水道事業会計予算、むかわ町下水道事業会計予算、むかわ町病院事業会計予算を提出するものです。

また、追加配付の議案第37号 むかわ町課設置条例の一部を改正する条例案は、町の機構、組織を改編するため、課の設置について一部を改正するものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長町政執行方針及び行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

換気のため暫時休憩いたします。

再開は11時16分とします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育長から教育行政執行方針の申出がありましたので、これを許します。

長谷川教育長。

〔長谷川孝雄教育長 登壇〕

○教育長（長谷川孝雄君） 令和7年第1回むかわ町議会定例会の開会に当たり、むかわ町教育委員会の行政執行方針を申し上げます。

世界においては、気候変動等による環境問題や緊張化する国際情勢など、地球規模の様々な課題に直面しており、SDGsに即した持続可能な社会の在り方が模索されています。

一方国内では、少子高齢化に伴う労働人口の減少、円安や国際情勢の不安定化に伴う物価の高騰、能登半島地震のような甚大な自然災害など、先行き不透明となる中において、私たちはどう立ち向かうかが問われています。

このような背景の中、私たちは社会の変化を前向きに受け止め、Society5.0にある先端技術を積極的に活用しながら、子どもたちが自らの可能性を認識し、全ての人々が価値ある存在としての尊重と多様な人々と協働できるよう、持続可能な社会のつくり手を育成するとともに、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を感じられるよう、必要となる資質、能力の育成を推進してまいります。

また、「地方創生と復興は教育から」という信念の下、むかわ町教育魅力化プロジェクトの推進と次の時代を見据えた「新たな教育目標の策定」を進めます。

学校教育においては、子どもたちの自己肯定感を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することにより、教育環境の充実を図ってまいります。

学校給食は開始から9年目を迎え、安全・安心でおいしい給食の提供はもとより、地場産物を積極的に活用しながら、食育にも取り組んでまいります。

学校給食費においては、第2子半額、第3子から無償化を継続し、物価高騰分の保護者負担軽減を図ってまいります。

社会教育においては、生涯学習活動が町民や町全体の輝きにつながるものであることから、我が町の自然、歴史、文化、産業などを焦点にした学習活動を支援し、豊かな心と健康な体づくりの実践により、町の活力を生み出す基盤づくりを行ってまいります。

基本的な考え方。

むかわ町の教育目標である「海・川・山の豊かな自然を生かし、人間愛に満ちた活力ある『むかわ』の人づくりをめざす」ことを基調とし、以下の施策を推進してまいります。

第1は、将来、自立した生き方ができるよう、現行の「むかわ町教育大綱」を見直すとともに、児童生徒に対しては引き続き「生活・学習習慣の改善」と「学校教育の質の向上」の

取組を進めます。

第2は、むかわ町の地域資源や魅力に着目した探究型ふるさと学習である「むかわ学」についても、小中学校から高校まで連携した取組を充実してまいります。

また、「高校・大学・地域の連携」を推進し、地域の未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

第3は、町民の皆さんの多様なニーズに応じた選択可能な学習機会、社会貢献や地域づくりにつながる学びの場の提供に努めてまいります。

また、むかわ学を活用した事業の拡大や学校運営協議会との連携も図りながら、生涯学習の推進に取り組んでまいります。

以下、令和7年度の主要な事業について申し上げます。

1、学校教育の推進。

学校規模、学級編制の小規模化が進んでいる中、学校教育の基本である知・徳・体を育み、自らが主体となって考えることのできる人材育成を進めるため、学校の教育力の向上と教育環境の整備、充実を進めてまいります。

(1) 確かな学力の育成と新たな学びの創造。

学校教育においては、生涯にわたる活動基盤が形成される時期であり、学び進めるための基礎・基本の習得と、課題を解決する能力や主体的に学習に取り組む姿勢を養うことが大切であります。

令和6年度から配置した「教育指導参事」により、教育課程や学力向上対策など、より一層専門的な教育指導に努めてまいります。

I C T教育の充実を図り、学びに対する多様性と学ぶことへの包摂性に取り組み、町内全学校の「学校情報化優良校認定」を目指してまいります。

小中学生を対象にI T基礎力の向上を目指し、論理的思考や発想力を学ぶプログラミング教室を行い、北海道のモデル地区となるようなデジタル人材育成に取り組んでまいります。

昨年度も参加した「復興応援フェスタ」は、中高生が取り組んでいる防災学習、I C Tを活用した探究学習をより深化させる場として、本年度も開催してまいります。

毎年作成している「家庭学習の手引き」を引用し、望ましい生活、学習習慣の定着化を目指して、「学校・家庭・地域」が連携した取組を進めてまいります。

また、幼児教育施設と小学校との連携を推進し、円滑な就学ができるよう取り組んでまいります。

小学校においては、チーム・ティーチングや専科指導など、きめ細やかな指導を行うための体制確保を行ってまいります。

中学校においては、学習内容が高度化し、個々の能力に合った指導が必要となることから、習熟度別少人数指導などにも取り組んでまいります。

また、英語教育充実のため、生成AIを活用した「英語教育DXシステム」を試験的に導入してまいります。

令和3年11月に、これからの地域を担う人材の育成を目的に開設した「夢叶輪公営塾」は、むかわ町の学びの拠点として、引き続き個々のニーズに応じた利用しやすい塾づくりを推進してまいります。

(2) 健全な心と体の育成。

子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高めることは、自信、やる気、確かな自我を育てることから、学校での適切な指導体制づくりに取り組んでまいります。

いじめを根絶するために、「むかわ町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを生まない教育活動に努めてまいります。

さらに、スクールカウンセラーの活用を図り、学校生活における意欲や満足感及び学校集団の状況について測定する教育心理検査を実施し、いじめ、不登校の未然防止や学級崩壊の予防に徹してまいります。

(3) 信頼される学校づくりの推進。

鶴川、穂別両地区にそれぞれ1校ずつある小中学校は、地域の中心となる公共施設であり、学校運営協議会を中心に学校と地域が知恵を出し合い、「地域と共にある学校づくり」を推進してまいります。

また、穂別地区においては、「小中一貫教育の導入」について、具体的な対応について調査検討を進めてまいります。加えて、優れた資質、能力を有する教職員の確保に努めるとともに、「校務支援システム」の活用を推進し、教職員の働き方の改善に努めてまいります。

(4) 特別支援教育の充実。

特別支援教育のニーズが高まる中、教育支援委員会による就学前からの見守りや関係機関との情報共有を行い、カウンセリングや発達相談業務を充実させ、特別支援教育相談員による、より専門性の高い指導、助言を行ってまいります。

また、特別支援学級に属さない児童への効果的な指導を充実させるための通級指導にも引き続き取り組み、学習面での補助を行う支援員や学校生活の支援を行う介助員を各学校の実

態に沿った配置を行い、きめ細やかな特別支援教育を推進してまいります。

(5) 道立高等学校の魅力化支援。

むかわ町との包括連携協定に基づき、鶴川・穂別両高等学校の魅力化を支援してまいります。

鶴川高校においては、町外の生徒受入れに関しては、引き続き通学定期券の支援を行うとともに、道外からの生徒受入れに関しましては、「地域みらい留学」を活用し、3年間全て鶴川高校で過ごす道外募集に取り組み、生徒寮の運営はもとより、受入れ体制の支援を行ってまいります。

また、町が昨年度策定した「タウンプロモーション戦略」に基づき、高校生によるアニメ制作とむかわ学が連携した特別カリキュラムの創設により、生徒募集活動へつなげる取組を実施してまいります。

穂別高校においては、生徒寮の最適化を図りつつ、生徒がいる限り支援を続け、穂別高校の生徒でよかったと感じられる学校づくりに協力してまいります。また、閉校に向けた支援を検討してまいります。

(6) 教育環境の整備、充実。

I C T教育においては、令和2年度に導入したタブレット端末の更新を行い、日々更新されていく情報社会に対応していく力を養うため、A Iドリルの導入と併せて、活用をより一層推進してまいります。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費のうち、新入学児童生徒の学用品費等については、入学前の早期支給を行ってまいります。

学校図書支援員については、引き続き配置し、読書の普及や図書環境の整備に努めてまいります。

2、社会教育の推進。

目まぐるしく変化する社会の中で、持続可能な社会の作り手の育成と日本社会に根差したウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に良い状態にある個人の持続的な幸福や、地域、社会が幸せや豊かさを感じられる状態を含む包括的な概念）の向上を目指すことが、これからの教育振興に求められています。

特に、社会教育においては、日本の社会、文化的背景を踏まえ、自己肯定感や自己実現などの獲得的要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的要素を調和的、一体的に育むことが重要となります。

令和3年度からスタートした「第3次むかわ町社会教育中期計画」が最終年度を迎えることから、計画に基づく「全ての町民が楽しく学べるまち」の実現を目指すとともに、人材育成とウェルビーイングの向上という重要課題を踏まえた「第4次むかわ町社会教育中期計画（令和8年～令和12年）」の策定に向けた取組を進めてまいります。

（1）生涯学習の推進。

生涯学習の推進においては、一人一人が社会の担い手となり、多様な個人や地域社会が幸せや豊かさを感じられるまちづくりを目指した取組を進めてまいります。

成人向け講座やふれあい大学、ことぶき学級による高齢者の生きがいづくりにつながる事業の実施、女性団体やPTAへの活動支援に取り組んでまいります。

青少年育成事業は、子育て関連の事業と連携しながら、挨拶運動の推進や「読書感想文コンクール」、中高生を対象とした「青少年リーダー研修事業」、小学生を対象とした「ジュニアチャレンジ合宿事業」、町内中学生の「広島平和の旅派遣事業」などにより、主体性、リーダーシップ、想像力、課題設定、解決能力、論理的思考力、表現力、チームワーク、協調性などの基本的な「生きる力」や平和を築く考え方や力を育むことにより、持続可能な社会を維持、発展させていく人材育成を目指してまいります。

（2）文化・スポーツ活動の推進。

本町の歴史文化に関わる地域文化財や天然記念物の記録保存、古式舞踊など地域のアイヌ文化活動への支援を行い、文化財の保護と活用を推進してまいります。

文化・スポーツ活動の多くは、少子高齢化に伴う担い手不足をはじめとする課題が多い状況にあることから、文化協会、スポーツ協会及びNPO法人「むーブ」への支援を行い、活動の推進に努めてまいります。

また、文化・スポーツ活動や健育体操をはじめとする健康づくり事業を、幅広い世代に向け、引き続き実施してまいります。

国及び北海道が進めている中学校部活動の地域移行については、「地域展開」という新たな捉え方の下、取組を着実に推進することを目的に、「放課後活動地域展開推進協議会」を設立するとともに、NPO法人「むーブ」との連携の下、地域おこし協力隊員を活用しながら、放課後の居場所づくりや活動の民間化など、本町に適した取組を進めてまいります。

（3）図書館・博物館活動の充実。

図書館は、住民全ての自己教育に資するとともに、家庭教育の向上、地域文化等の推進を担っており、穂別図書館、まなびランド図書室ともに充実に努めてまいります。

穂別博物館におきましては、開館に向けた準備とソフト事業の充実推進に努めるとともに、産出化石の調査研究の推進と情報発信に向けた取組を進めてまいります。

以上、令和7年度の教育行政推進に当たっての基本方針と主な施策について申し上げます。

北海道胆振東部地震からの創造的復興に全力を挙げるとともに、震災とコロナウイルス感染症対策の体験を生かし、災害に強い町と人づくりを目指してまいります。

子どもたちは、未来を切り開き、生涯にわたって生き抜く力を学ぶことが必要です。そのためには、課題を見いだし解決する探究型学習を推進し、子どもたちを育てていかなければなりません。

教育を軸としてむかわ町を未来につなぐため、「まなぶよろこびを感じるまち」の実現を目指し、着実な教育行政を推進いたします。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

これで町長の町政執行方針、行政報告及び提出事件の概要説明、教育長の教育行政執行方針を終わります。

◎一般質問

○議長（野田省一君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（野田省一君） まず、8番、大松紀美子議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 一般質問を行います。

まず初めに、行方不明者対策についてです。

むかわ町の高齢化率は約43%になっています。第9期高齢者福祉・介護保険事業計画の中に示されている日常生活圏ニーズ調査での認知症リスクは50%で、全国調査よりも高いとの結果が示されています。

町の介護認定者の65%が認知症とのことです。全国で認知症や認知症の疑いで行方不明になっている人は、2023年度で1万9,000人を超えているとの調査結果があります。

認知症やリスクを抱える方をどのように守っていくのか、緊急の対策が必要と考えます。

1つ目に、昨年11月に町民の方が行方不明になりその後発見された問題について、当日の初動通報や捜索などについての検証は行われたのかについて伺います。

2つ目に、認知症高齢者支援ネットワーク会議は、どのような事案が発生したときに開催するのかについて伺います。

3つ目に、行方不明者発生時の対応はどのように行われているのかについて伺います。また、広く町民への周知が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（野田省一君） 梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 私のほうからは、1点目と3点目につきましてお答えを申し上げます。

1点目の検証につきましては、町として、御家族への対応、捜索対応に分けて御説明を申し上げます。

まず、御家族に対しましては、毎日の捜索状況の報告のほか、折を見て御家族の御様子を確認するため御訪問させていただくなど、丁寧な対応に努めてきたところでございます。

次に、捜索活動につきましては、行方不明翌日の午前9時頃、警察からの連絡により町として事象を把握し、初動対応としまして、鷓川地区市街地全域などの捜索、その後は刻々と入る目撃などの情報に基づき捜索範囲を決定し、消防署鷓川支署職員、鷓川消防団団員の皆様の御協力をいただき、捜索を実施いたしました。

また、捜索最終日には、日高町の御協力をいただき、行政区域を超えた合同捜索活動を実施するなど、結果として捜索活動期間中の発見には至りませんでした。捜索活動全般を御家族に御報告の上、御理解を得て捜索活動を終了したところでございます。

3点目の行方不明発生時におけるむかわ町の対応につきましては、一般的な事象として御説明を申し上げますが、事象の把握後、御家族との窓口の設置、捜索に従事する職員の調整、関係機関等への捜索協力要請及び捜索状況の管理のほか、事案に応じまして、民生委員等との連携、関係機関へ行方不明に関する情報提供を行うなど、各担当にて対応することとなっております。

事案や御家族の御判断により、警察、学校、消防や役場など最初の通報先が異なりますが、町として事象を把握した時点で、臨機応変に対応しているところでございます。

行方不明者が発生した場合には、状況により御家族のお考えもあろうと思いますが、まずは警察に御一報いただき、行方不明者届を届け出いただくようお願いをしているところであ

り、今後、鶴川交番、穂別警察官駐在所とも連携をしながらこういった周知をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 小坂保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（小坂僚介君） 私のほうから、2つ目の御質問、認知症高齢者支援ネットワーク会議について答弁いたします。

認知症高齢者支援ネットワーク会議は、認知症高齢者で徘徊する方または徘徊するおそれのある方を対象に、家族により支援ネットワーク登録の申請があった場合に開催します。

会議の構成機関は、警察署、消防署、介護サービス事業提供者、医療機関、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、むかわ町、地域包括支援センターなどとなっており、家族も参加します。

対象者の状況を確認し、構成団体や関係機関で、対象者の見守り支援、徘徊対応支援、当該家族への支援へとつなげています。

引き続き、高齢者訪問を通じて、今後も対象者の把握に努めてまいります。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今回の場合、1番目の問題ですけれども、警察からは翌日の9時に役場に連絡があったと。家族の方が警察に連絡をしたのは、前の日の夕方遅い時間でした。警察から役場にすぐに連絡が来るといえるということはないのですか。

○議長（野田省一君） 梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） ただいまの質問についてでございますが、警察のほうの行方不明者による内規と申しますか、そういった中では、行方不明者の状況を把握した上で、必要があると認める場合は関係行政機関や地方公共団体へ直接協力を求めるというような条項もありますが、今回の件につきましては、東胆振のSOSネットワークという仕組みもございますので、こちらも警察のほうから、現行は保健所のほうを経由してということになりますが、自治体に連絡が来るといえる仕組みになっております。

ですので、その辺につきましては、警察さんのほうでどういう判断をするのかということによって、連絡が来ることになってございます。

時間的なタイミングについては、ちょっとどういった状況でこうなったのかというのは把握していないところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今後周知するというふうなことをおっしゃるときに、家族や御近所の方が、これは行方不明になったのかもしれないと思ったときに、まず初めに警察にと言いましたでしょう。だけど、鷺川の派出所は不在が多い。留守電にもなっていない。今の時代ですから、例えばいないときに、留守にしているときに、町民の皆さんから何かあって、警察に何かを言うというのはよくよくのことですよ。そのときに留守電にもなっていない。

例えば、今はもう個人的に皆さん携帯持っていると思いますけれども、家電から携帯に通知するようにちゃんと仕組みがありますよね。そんなふうにもなっていない。そうしたら、すぐに言っても、今回みたいなことがありますよね。

必要があれば、警察のほうで、これは必要があれば連絡をしなきゃならないとか判断すると。だけど、警察がそんなふうになくてつながらないと、そういうときは、どう、だからそういうことを考えたら、初めに警察に言っても駄目なんじゃないですか。初めに役場に連絡が来たほうが、私はいいのではないかと。役場は24時間体制ですよ。そうすると、夜であっても連絡がつくわけですよ。

でも、今まで町民の皆さんの話を聞いていると、警察に言っても、いないんです。これはどうしたらいいんでしょうね。警察じゃなくて、一番先に役場に言ってくださいということ周知をしたほうがいいんじゃないですか。

○議長（野田省一君） 梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 警察さんへの電話の状況については、別の担当からお答えさせていただくこととしまして、まず最初に警察へというふうに申しあげましたのは、一般的な事象としての御説明となりますが、やはり事件事故など、その事象によりまして、やはり警察さんの判断の下、捜索を行うのか行わないのかといったようなこともないとは言えないということです。

なので、役場に御連絡を、先ほども1答目で御説明しましたが、役場に連絡があった場合も、まずやはり我々のほうから警察に連絡をして、臨機応変に対応して、その後警察さんのほうで、やはり捜索を広域に行うべきだという判断になった場合はそういった対応をしていくことになろうかと思っておりますので、その辺は可能な限りまず第一報は警察さんまでということをお願いをしていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 警察に電話してもつながらないという件なんですけれども、

前段で、警察の関係ですので、町がこのことをお答えしづらいところもあるんですが、交番のほうに確認したところ、不在の場合、確かに外勤とか多いので不在の場合があるというところで、そのときは、苫小牧警察管轄ですので、苫小牧警察に電話を欲しいというところと、あと、困り事や相談事の場合は、#9110という相談窓口がございますので、そちらのほうに連絡してほしいということでした。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 毎月の町の広報紙に、鶴川派出所からのニュースが入ってきますよね。でもそれには、苫小牧警察署の電話は入っていないと思ったんですよね。鶴川派出所の電話番号は書いてあります。

ただ、例えば家族が行方不明になったみたいというときに、やっぱりすごく慌てますよね、家族の方も周りも。そのときに、電話したときにいないと、そのとき苫小牧警察署とか#9110なんていうふうにはぱっと思い浮かぶとは思わないんですよね。

だから、私はこのことがあったときに、みんなどうしたらいいか分からない、日常ふだんに、さっき最初に申しあげましたけれども、例えば介護認定者の65%の方が、もう認知症なんだと、これは町が言っているわけですからね。そうしたら、いつどこで誰がなるか分からないということですから、このときにまずは警察に言っと、警察がこれは捜索したほうが良いと判断して云々と言っている間に、今回だって歩けるわけで、どんどん行くわけですよ。私はその前の日の夕方に警察に通報していたんだったら、その日のうちに捜していたらと思うんです。

そういうことがこれからあってはいけないと思うから、今日質問しているんですけれどもね、やっぱり、そういうときにまずはどうしたらいいのかというところを広く町民の方が知らない、このようなことはまだまだ起きるんじゃないかと、そういうふうに思っているんです。

だから、警察に言っても警察はいないときも多いと。そうしたら派出所、苫小牧警察署に電話、それでも駄目なら、そのほかにも#9110にと、そんなこと何人の方が知っていますか。この中でも分かっている方いますか。私は知りませんでした。

だから、まずこのことをやっぱり広く知らせるようにする。これ必要ですよ。だから、どんなふうに周知していくのかも含めて改めてお聞きしたいと思いますけれども、やはり町側も今回のことは本当に残念なことだと思っていると思うんです。ですから、いろいろな対

策を立てなければと思っているんですけども、この警察署、初めに警察署、でもさっき梅津さんがおっしゃったように、家族の方は警察に言うのか、例えば子どもなら学校なのかとか、どこに言うか分からない。消防に言ったらいいのかとか分からないですよ。役場に言ったらいいのかとか。だからそのことを、やっぱり皆さんが分かるようにお知らせする必要があると思うんですが、いかがですか。

○議長（野田省一君） 酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） 今、増加傾向にある認知症の対応ということで私のほうからお答えさせていただきます。

過去こういった事案に対応すべく、町内におけるネットワークの構築ということで、ただいま御質問のあったようなネットワーク対応ですとかそういったことを周知してきた経緯がございます。

その中で、連絡先として、その際にも警察、地元の交番がつながらなければ苦小牧というような、実は御案内をさせていただいたところがございますけれども、そういった周知、時間の経過とともに不十分な部分というのが出てきているのかというふうに私も認識しておりますので、今日見て、こういった連絡先の御案内、またネットワークを構築する大事な取組でもございますので、そういった周知に私どもも努めていきたいと考えてございますし、またそういった部分、警察への働きかけといったものも私どものほうからしていきたいというふうに考えてございます。

また、役場にいろいろそれぞれそういった事案に合った御家族の方、それぞれの場面でいろんなところに連絡する等になるかもしれないですけども、役場に入った場合も、役場から例えば警察のほうへの情報共有、あるいは御家族の方へそういった連絡先をきちんと教えて連絡をしてもらうですとか、そういった丁寧な対応というものも注意しながら取り組んでいきたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 例えば、行方不明になったみたいだと。例えば、役場に連絡しますでしょう、そうしたら役場は必ず警察に連絡をして、そして警察の判断で捜すとか捜さないとかというふうに判断をするんですか。それとも、これはすぐ捜さなければならないということで、役場として消防とかに連絡して捜索を開始する、これどういうふうになるんですか。

○議長（野田省一君） 梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） ただいまの質問にお答えいたします。

基本的には、まず最初どこに連絡があるかは別にしまして、我々から警察のほうに情報提供するとともに、御家族の方にも警察に届出をしていただくようお願いをします。そうしないとまず警察が動くに動けないと。

先ほど申し上げましたけれども、警察さんのほうでは今度、事象の把握後、恐らく事件性があるのかなのかとか、そういった判断の上、広域に広く捜索をしてよろしいような案件であれば、警察のほうから関係行政機関や地方公共団体、むかわ町とかに協力要請があつて、今度、町は必要に応じて消防に協力要請をするというような流れというのが基本的なルールになっております。

ですので、あくまで事象によりけりですけれども、早期に広域に捜索をすることによってよくない案件というものもなくはありませんので、基本的にはまずやはり警察さんから中心に動いていくというのが、行方不明者の捜索の基本となっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 確認なんですけれども、結局役場が、役場単独で判断して、行方不明になった人たちを、例えば職員の皆さんだとか消防の皆さんだとかにお願いして動くということはできないということですか。

○議長（野田省一君） 酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） 私のほうからちょっと実例ということでございます。

例えば、地域の方から、どうも郵便受けに新聞が数日分たまっているようだ、あるいは最近ちょっと姿を見かけない、家の電気がつけっ放しだと。様々な部分で私ども包括支援センターのほうに連絡をいただいている事案がございます。その際には当然、役場の職員とあと担当のケアマネさんですとか事業者の方にもお声かけをしながら、まず駆けつけて、周辺の状況、家屋の状況をちょっと確認する。その際には当然、警察のほうに私どものほうから連絡をさせていただいて対応をしていると。

その時点ではまだ行方不明かどうかというところの確定はしておりませんが、まずそういった連絡したときに、私たち随時、役場、まず初動として動いておりますので、そういったものの延長の中で、先ほど防災の室長のほうからも御答弁ありましたとおり、それぞれ事案に応じて、その後どのように動いていくかということが決まっていくというようなところになるかと捉えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

役場は動いております。必ず通報あつたら動いておりますし、関係機関とも随時連絡をその

都度取っておりますので、私どもに入りましたらそういった連絡、家屋には私ども勝手に入れませんので、そういった部分で対応しておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 分かりますよ。家屋なんかの場合、私も近所でありましたし、必ず警察官が立ち会ってやらなきゃならないというのは分かりますけれども、例えば今回のことに限って言えば、警察と役場の連絡というか、それがどうもスムーズでなかったのかなと、それがなぜなのかなというのがいつまでも分からないって、自分の中では、もっと早くやってくれたらよかったのという思いがずっとあるので、じゃ、警察に言ったけれどもいなくてとなったときどうするのというのがやっぱり町民の皆さんもいろいろ情報ありますから、あるんですよ。

それで、何回も聞いて、警察、派出所の方々の動きというのか、そういうものがもっと、ここで警察の方にいろいろ言うのもなんですけれども、もっと早くしてほしかったというのが、やっぱりいつまでも残っているものですから、聞いております。

何か答弁していただけることあるんでしょうか、町長のほうで、今。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 全国的にも、この間、マスコミ報道等々でもいろいろと流されているかと思うんですけれども、とりわけ認知症の行方不明者の捜索について、昨年度段階ですけれども、自治体の6割以上が周知に課題なんだ、事態を知らない人だとか行方不明になった人が、それも広域で移動するケースというのものもあるよということで、今やり取りされているいち早い情報というんでしょうか、速やかな正しい情報、これの共有というのが大きな課題だよなというところも先般報道されていたんです。

そこで今回も、この東胆振にもあるんですけれども、SOSネットワークというんでしょうか、認知症の高齢者等の見守り、こういったネットワークの仕組みというのものもあるんです。

これ、警察を基本としながらということなんですけれども、警察だけでなく、もうこれ議員押さえていると思うんですけども、地域の協力団体だとか、捜索に協力して行方不明者というのを発見して保護しようという仕組みなんですけど、この中での情報の共有、こういったところも今回少しどうだったのかなといったところもあります。

要するに、SOSネットワークの稼働の際の見守りの仕組みの整備充実というんでしょうか、みんなで捜すぞという体制がどうだったのかなとともに、このネットワーク機能発揮への検証というものも、こういったやり取りも通しながらしていかなければならないと思って

いますし、今日も、ぜひこういったやり取りを通して、先ほど担任のほうからもお話し申し上げましたけれども、以前お知らせしたことも含めて、もう一回おさらいということも併せて、皆さんにしっかりと、こういうときにはこうなんだよという基本的なことをお互いが共有できるように周知徹底を図っていきたいと思いますので、今後に向けて、そして後ほど役場としても機構の改編について条例提案させていただきますけれども、そういった中で、新しい機構についてもその中で全体でこういった行方不明者がかなりの分野に広がっていきますので、検証も含めて次につなげていきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は13時30分とします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大松議員。

○8番（大松紀美子君） 先ほど、一番最初にどこへ通報したらいいのかというところを議論したんですけれども、110番へ相談したほうが早いというような意見が後ろのほうから聞こえたんですけれども、それはどうなんですか。

○議長（野田省一君） 梅津情報防災対策室長。

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 警察へ連絡する手段として110番を使用するというのは特に問題ない行為だと思いますので、今後、その辺も含めまして、1答目でお答えしたように、どのようにお知らせしたらいいのかというのは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） よろしく願いいたします。

それから、予防という点で行方不明にならない対策が必要だというふうに思っているんですけれども、令和7年でいろんな事業をやるようになっておりますけれども、期待したいところなんです、実は先日、四季の湯を利用するんです。ある高齢者の男性の方が、どこへ行っていいのか分からないでいました。あまり入ってきてほしくないところに入ってこれ

たんですけれども、そのときに、ちょっと私もいたので対応したんですけれども、自分が帰るためにどこへ行っていいから分からないで入ってこられたんです。それで、その方を連れて下駄箱のところに行ったんですけれども、その後、私どうしたかという、たまたま家族の方に会いましたから、こんなことがありましたよ、もしかしたら認知症になっているかもしれないので、御家族で気をつけてあげてくださいと言ったのと、介護課へ行って保健師さんに、こういうことがありました、この方ですと言いました。

そのときには、まだその家族のほうから、さっき、見守り支援センターのことをおっしゃっていましたが、そんなことにもなっていない方でした。私は、言ってみればおせっかいな町民ですよ。でも私は、みんながそうやっておせっかいな人になるべきだと思うんです。町民みんなが、本当に周りの人たちに気をつけておせっかいな町民になって、おせっかいな地域になることで、本当に大切な命がなくなってしまうようなことはなくなるんじゃないかなというふうに思っているものですから、みんなでおせっかいな町民、おせっかいな地域になることを提唱したいというふうに思っています。

役場としての今回の件に関しては、初動としては速やかだったということでおっしゃってました。家族の方は大変不安な気持ちでいたんですけれども、原課の人たちが本当に毎日のように来てくれて、とても心強かったというのはお話をされてました。本当にみんなで、大切な命がなくならないようなことをしていきたいというふうに思っています。

では、次に移ります。介護サービスの見通しについてです。

第9期介護保険計画で、高齢者居住環境の整備を行うとしています。特に、特別養護老人ホーム、グループホームなどの施設整備に向けて関係機関と協議を行うとしています。その進捗状況について伺います。

2つ目に、保険者として今後10年先の鶴川地区、穂別地区、それぞれの特別養護老人ホームの必要な定員数を何床と算出しているかについて伺います。

○議長（野田省一君） 小坂保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（小坂僚介君） まず、1つ目の質問にお答えします。

将来を見据えた介護施設や介護サービスの在り方について、令和6年度は、社会福祉法人、両法人と進め方に関する情報交換等を行い、その後、調査分析に必要な資料を法人に提供いただくなど作業を進めています。

今後、調査分析結果を法人と共有し、法人における具体的な経営の見通しや計画に役立てていただきたいと思います。

続いて2つ目の質問ですが、現在、両法人の特別養護老人ホームの定員は合計で180床となっていますが、空床がある状況です。現時点では、10年先の鵜川地区、穂別地区、それぞれの特養の必要な定員数を算出するために、各種の情報を集めながら準備を進めている段階です。今後も町と法人と連携しながら、施設整備の方針へつなげていきたいと考えています。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） ありがとうございます。

やっこのような御答弁が出ましたよね。というのは、8期のときから既に、この施設整備のことについてはもう様々な議員が申し上げていました。しかし、8期の計画ではどうの、9期中でどうのというような御答弁しか返ってきませんでしたから、一体私は何をやっているんだろうと思っていました、言わせていただきましたが。

1月21日に出前議会がありまして、愛誠会のもう本当に何人いらっしやっただろう、幹部の方々はじめ、評議員の方々はじめたくさんの方が私たち議員と、この愛誠園の問題について述べていました。一般質問も出ていましたけれども、ただ私は、やっど、これが何月何日かはお聞きしませんけれども、令和6年度にいろいろと情報交換をしたということですから、そういうことが大切だったと、今までも思うんですよ。

愛誠会の方々とお話をしたときも、私は、まずともかく法人としてどういう考えを持っているのか示すこと大切ですよと言いましたよ。だけれども、町は保険者なんです。この介護施設がなくなったら、町はサービス提供できないんですから。だから、これはお互いが歩み寄って協力し合って、どんな施設がこのむかわ町に必要なのかということをきっちりと議論すべきだということを申し上げてきましたので、これは今進めているということなので、大変よかったと思っております、聞いておりました。

それで、9期中ということですから、今1年終わるところなんです。あと2年しかないんですよ。そうすると、10期目に入るときに、じゃ、施設整備、この例えば特別養護老人ホームだけに限って言うと、何床ずつ必要なのと、私は基本的に鵜川地区も穂別地区もあつたほうがいいと思っているんですよ。それぞれが、高齢化率とか、認定者率だとか、様々なことを勘案して、何床ずつ必要なのかということを、今、6年度ですから、7年度中にはきちんとはっきりさせて、当初具体的な、すごいですよね、愛誠園の建築物を見ると、本当に一歩入ったら大変な状況だなと思いますから、それは慶寿園だって同じですから、その辺やっぱり9期のうちにそういう方向性をきっちり出して取り組んでいただきたいというふうに思っているんですが、その辺については、いつ頃はっきりさせる予定ですか。

○議長（野田省一君） 酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在、基礎的な調査を6年度中に実施をし、その結果を踏まえて、7年度はそこで出たデータ等を整理し様々な事業者さんのほうに御提供し、提供しながら対話を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。そういった7年度中には、素案のような段階までは持っていく、その内容をもちまして、次、来年の8年度には10期計画に向けた策定が始まりますので、そちらのほうと整合性を取った形の中で10期に反映を目指しまして、そういった段取りを進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） それとあわせて、今、180床ある、使っていないところたくさんあるのは分かっていますけれども、この辺も、どのぐらいのベッド数が必要なのかということ併せて出していけるような状況ですか。

○議長（野田省一君） 酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） 保険者といたしまして、そういったデータや協議の内容等に基づきながら、将来に向けて望ましいであろうベッド数という床数を目安として参考提示させていただきたいと考えてございます。その中で、それを受け取った法人のほうがおのの今後の経営状況ですとか、経営見通し、そういったものを照らし合わせた中で、そういった規模のものを経営の中で選択をされていくのかということをお互い対話の中で参考になるようなものをお示ししていきたいというふうな考えでおります。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今、おっしゃっていた計画、年度数も含めてぜひ進めていただくようにしていただきたいというふうに思っています。

それから、これは介護保険制度全般のことなんですけれども、今、通所介護で質問は出していませんから申し上げませんが、介護保険制度25年ですよね、2000年に始まって。この間、改悪も含めていろいろ不都合なことが生まれていますけれども、やはり私が一番考えるこの制度を存続させるためには、国庫負担の割合を増やしていくということに尽きると思うんです。これは町長に言いたいんですけれども、やはりそういう様々な手段を講じて国庫負担率を上げていくことなんかも、ぜひ要望していただきたいというふうに私は思うんですけれども、いかがですか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） この件に限らず、これまでも申し上げてきておりますけれども、全国的な町村会の要望の一つとしても介護保険の充実強化ということで、一自治体だけではなく、とりわけ今、地方創生のほうも拡大ということで、様々な分野においても地方を視点にした取組も行われておりますので、国庫負担の額要望についても引き続き町村会として要望していきたいなと思っております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） では、次に入ります。観光行政対策についてです。

町長は、2024年度執行方針の中で観光推進会議を立ち上げると表明されました。また、新年度、25年度執行方針の中でも、観光振興について、むかわ町観光振興方針に基づき観光協会や地域商社などと連携、協力するとともに、むかわ町観光連絡会議を中心に協議を進め観光地域づくりに取り組むと述べています。観光推進会議をつくるというふうに表明されてから1年が経過したわけですが、これまでの進捗状況と今後について伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御質問の要旨に沿いながら、お答えをしていきたいと思えます。

本年度中に設置に向けて、会議について各団体の代表者には趣旨説明を、既にもう昨年行っているところでもございます。この段階で、承諾を得た後に推進体制等の協議を終えているということで、この3月22日、会議の開催に向け、名称も観光推進連絡会議ですか、の準備を進めているところでもございます。むかわ町観光連絡会議、これとともに出展して、既に観光協会だとか、あるいは地域商社だとか共同でイベント等の出展の実績もございます。それらと含めて、商工会というのも含えながら、それぞれの、この間申し上げてきておりますように役割というのも含えながら、持続可能なむかわ町としての観光地域づくりに向けて取り組んでいきたいと考えているところでもございます。

これには、代表者そのものが出席する連絡会議のほか、各団体から選出された方々で構成していくワーキングチームを設けながら、令和7年度が最終年度となっております。これも議員、御案内かと思えますけれども、むかわ町の観光振興方針、これに基づきながら事業の推進と併せて、この方針自体もしっかりと時代に見合うような検証を図って見直しの協議というのを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） この問題について一般質問で取り上げましたのは、2023年12月議会でした。そのときには、町と観光行政を、町の観光行政を担う観光協会と町は一心同体であ

るべきと考えますというふうに私は質問したんですね。それに対して、町の観光指針を推進するために町がリーダーシップを取って、町観光推進会議を立ち上げるというふうなことをおっしゃっていただきましたので、そのとき、なぜこんな質問したかといいましたら、そのときは地域商社も入っていましたけれども、地域商社とまた観光協会は別ですよ、会社自体が違いますから。しかし、この観光行政を推進しなければならない団体が、町とコミュニケーションが取れていないのではないかという大いなる懸念が私にはあったわけです。やはり、その町の方針を伝えて価値観を共有して理解してもらうことができていないのではないかという懸念があったわけです。

その点については、推進会議が動いているということで、それは払拭されたのかどうかということ、どんなふうに考えていらっしゃるのか改めてお聞きします。それから、推進体制、代表者のほかにおっしゃっていましたが、ワーキングチームですか、団体は観光協会、商工会、地域商社、これだけでしょうか。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 私のほうからお答えしたいと思います。

まず、再質問の後段のほうのワーキングチームについてでございます。

現在考えているものは、この観光連絡会議の当初の設置団体としましては、むかわ町観光協会、地域商社M D i n o、むかわ町商工会並びに町で組織したいと思っております。

ワーキングチームにつきましては、これらの3つの団体の方から1名ずつ、併せまして町から総合政策課、経済建設課、経済恐竜ワールド戦略室の職員が入って取組をしながら、必要に応じて関係団体の方々に声をかけていければなというふうに考えておりますので、当初はこの3団体から選出された方々、プラス町の職員ということになります。

最初の質問でございますが、観光行政と町とのコミュニケーションの関係でございますが、現在良好な関係でございますので、これで答弁とさせていただきます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 分かりました。大いに期待をしておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、4つ目に地域の医療体制についてです。

2024年3月に、鶴川厚生病院経営強化プランが策定されています。1年が経過いたしますが、鶴川厚生病院経営強化プラン策定後の経営改善状況について伺います。

それから、2つ目に地域ケア病床の増床を目指していますが、その後の経過について

伺います。

○議長（野田省一君） 高橋介護課主幹。

○保健介護課主幹（高橋佳香君） まず、1点目の御質問、経営強化プラン策定後の経営改善状況についてお答えいたします。

令和5年度については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しまして、通常の医療体制となったことから、厚生病院で実施する人間ドックや生活習慣病健診の受診勧奨を再開し、受診者の数は増加となっております。

また、苫小牧市内の急性期病院を訪問し、リハビリを必要とする方の受入れについて積極的に連携強化を図るなど、患者の確保対策の働きかけを行っております。

病院の収支につきましては、前年度に比べ損失額は減少しており、厚生病院での経費抑制の取組に加え、入院収益の増が大きな要因となっております。

2点目の地域包括ケア病床の増床に向けたその後の経過についてお答えいたします。

経営強化プランでは、今後の地域住民のニーズに対応できるよう、地域包括ケア病床を増床することについて協議を進めていくこととしております。

昨年9月に、厚生病院運営協議会を開催しており、地域の医療需要に対応できること、また、最適な医療機能を構築しつつ収支改善を図っていく観点からも、参加委員からは増床は妥当であるとの御意見をいただいております。

その後、先週ですけれども、3月7日の運営協議会におきまして、現在18床の地域包括ケア病床を6床増やし、一般病床16床、ケア病床を24床とすることで協議を終えており、今後6月から7月をめどに増床に向けた手続に入っていく予定となっておりますので、御報告いたします。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 改善に向かっているということなのですが、地域ケア病床については、地域の方からは大変好評ですよね。家にも施設にも、すぐは戻れないという方々がここで療養していけるということは、療養病床がなくなってしまったからは、このケア病床が大変住民の方々にとってはよいものになっているというふうに感じていますから、増えていくことはよいことだなというふうに思っています。

それで、この経営強化プランの中で患者を増やしていかなきゃならないというようなところも書いてあるんですが、何よりも私は医師と患者の信頼関係が大切だと思っているんです。

この医師と患者の関係では、よいお話も聞きますけれども、そうではないお話も聞いています。それで、なかなかお医者さんのこと云々というのは難しいところがあるとは思いつつ、やっぱりそういう患者さんの声も耳に入るような仕組みというのかな、必要ではないかと思うんですけれども、今言われた運営協議会というものの中にお医者さんが入っているのかというのがちょっと気になるんですが、その辺の構成についてお知らせください。

○議長（野田省一君） 酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） 運営協議会につきましては、まず事務局としては町保健介護課の医療担当、そして指定管理者側のほうから病院長、事務長、それから看護師長、あと本部のほうから1名、案件によっては別の方2名というような形の中で、こちら側のいろいろ経営状況ですとか、取組の状況を報告させていただいて、いろいろ内容においては御協議をいただくということでございます。

なお、委員につきましては、町内の有識者をはじめとする方に委嘱を申し上げまして委員に就任していただき、その中で協議をいろいろいただいているというような状況になってございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 町の病院なので、町民の方が本当に親しみを感じられるような病院であってほしいというふうに私は思っているんですけれども、穂別の診療所ではコロナ前には診療所まつりとか、そういうことで本当に地域に開かれた形で様々な行事とかも私も伺ったことあるんですけれども、やっていましたよね。ですから、直営とは違いますからなかなか難しいのもあるかもしれませんけれども、そういう地域の方々と触れ合うようなそういう行事なんかもできないものかなというふうに思っているんですけれども、そのような話が出るようなことはないのでしょうか。

それと、比較的元気な方に言われるんです。今、苫小牧の例えば市立、行きます、王子行きますといっても、そう簡単に行けませんよね。例えば、その方が言うんですよ。私のような元気な人がたまたま病気になったときに、大きな病院には行けないし、どうしたらいいんだろう、みんな聞けば、予約だ、予約だと言うと。そのときは、かかりつけ医としてむかわの厚生病院に行っていたらいいんですよと私は言うんですけれども、やっぱりそういうことも含めてかかりつけ医というのは、今のこの医療の方向性の中では非常に大切なことですから、その辺の周知の仕方も含めてちょっと検討していただけたらなと思うんですが、いかがですか。

○議長（野田省一君） 酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） まず、町民に親しまれるという部分での、様々な町民とかの行事のところで、これまでの間、そういったようなイベント、行事のような、ちょっと話題が、委員会ですとか、指定管理者との協議の中で出てきたことはございませんけれども、病院経営強化プランの中にも記載させていただいております。住民に理解をいただく、そしてそういった信頼される医療機関としてのところの取組を進めることとしております。その中で、例えば情報発信という形の中では広報、それから最近ちょっとあんまり件数伸びていないようですけれども、御意見箱というものも病院に設置しております。そういったところで、声を吸い上げる、また病院、町側のほうの情報を発信していくという形の中で相互理解を高める取組というものをしっかりと図っていきたいというふうに考えてございます。

〔「かかりつけ医は」と言う人あり〕

○保健介護課長（酒巻宏臣君） 失礼しました、申し訳ございません、漏れておりました。

かかりつけ医の関係でございませぬけれども、ここも地元の地域医療としてのかかりつけ医としての役割というところで、総合診療医というものが配置もされてございます。そういった中で、やはり、先日、事例といたしましては、ちょっと何の病気か分からない、調子が悪いということで厚生病院さんにまず診ていただいて、その中でどうやらこのあたりがというところで、適切に苦小牧市内のほうの専門医のほうに紹介をしていただいて、そちらのほうにかかるというような、そして、最近、予約制というところの中で、そのよさは予約さえしておけば、あまり大きな病院の中で待たなくてもということもございませぬし、そういったメリットとデメリットはあるんですけれども、そういった中で今は主流としまして、予約制を導入されていますので、またそういったところの流れ、取組についても理解されるような形の中での情報の発信といったものは、配慮は必要なのかと感じたところでございますので、今後の部分で取組、そういった部分の配慮を進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 最後なんですけれども、経営の効率化等のところで、今後、高齢化に伴い、車での通院が困難になった患者に対して通院しやすい環境を整えるために送迎車等による通院を実現させるために、関係機関との協議を進めますということがあるんですけれども、このプランの中で具体化になるのかどうか、どのぐらい進んでいるのかについて伺います。

○議長（野田省一君） 酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） この点に関して、5年度そして6年度に関しては、実態として議論がまだ進んでいない状況でございます。7年度以降に議論をしていくというところの中で、まず指定管理者側として何かできることがないのか、それだと町として地域公共交通の部分で、今後、我が医療担当として意見を反映しながら何か取り組めるところはないのかといったところを、いろいろと突き合わせしながら考えていくというところで進めてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） ありがとうございます。
終わります。

◇ 東 千 吉 議 員

○議長（野田省一君） 次に、5番、東 千吉議員。

[5番 東 千吉議員 登壇]

○5番（東 千吉君） 5番、東 千吉でございます。令和7年第1回むかわ町議会定例会において、通告に基づいて質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目、農業政策。

日本国中で、米の需要と供給のバランス、価格について最大の関心事となっております。産地としてどうすべきかについて伺いたいと思います。穂別産米の新たな利用促進についてでございます。

穂別地区の水田面積は、令和4年には1,013ヘクタールありましたが、令和5年、令和6年の和牛経営の悪化と資材等高騰による水田経営そのものの悪化により、2年間で232ヘクタールの畑地転換がなされ、現在780ヘクタール、うち205ヘクタールの転作があり、水田水張り面積は575ヘクタールとなっております。経営規模の拡大はさらに限定的となり、付加価値をつけた水田農業の必要性に迫られております。支援の明確化について伺います。

まず、1点目、地産地消を進めた地元消費、学校給食をはじめ、こども園、愛誠会ほかへの積極利用の促進について。

②スマート農業に代表される有機農業の取組について。

③ふるさと納税の返礼品について。

この3つを質問いたします。

○議長（野田省一君） 宮村農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（宮村敦嗣君） 私のほうから答弁させていただきます。

1点目については、両地区の学校給食については、むかわ町産米を利用しており、さくら認定こども園と愛誠会は穂別産米を利用している状況です。

地元の食材のよさを知ってもらい、食育にもつながることから、引き続き関係機関と連携し地産地消に心がけてまいりたいと思います。

2点目につきましては、持続可能な農業の実現に向け、スマート農業と有機栽培は農業生産性向上や環境負荷の軽減に寄与するもので、近年は、スマート農業技術の導入が進む中で、ロボット除草やリモコン草刈りなど様々な取組がありますが、それらの活用により、有機栽培との相乗効果が期待されると認識しております。

また、とまこまい広域農業協同組合穂別支所にお聞きしたところ、土壌診断に基づく肥培管理と基本技術の励行による収量増加と高品質米の生産を推進しており、現在は、普及センターや農協が定める基準に従って、病虫害の発生状況や気候などの状況に応じて、農薬や化学肥料を基準内で使用し栽培する慣行栽培を推奨しておりますので、引き続き議論は行ってまいりたいと思います。

3点目につきましては、現在、穂別産として3団体が米を返礼品として登録していただいております。今後も団体等からの相談がありましたら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 令和6年のむかわ町の農業について、ちょっとはしょって説明をしていきたいと思いますが、JAむかわの取扱い、先般3月4日ですが、JAむかわの蔬菜園芸振興会販売額30億達成の式典祝賀会が行われました。その席でも数字は出ておりましたけれども、JAむかわ地区の販売額について、ちょっと列記されたものを読み上げたいと思います。米が10億3,000万でございますけれども、先ほど言った蔬菜振興会のブロッコリーだけでも10億1,000万を超えておりました。さらに、鶴川地区においては、牛乳、それから个体販売、それから肉豚を含めた畜産総合計が10億を超えております。また、蔬菜園芸振興会によるトマトの生産額も9億7,000万近くになっているということで、この4品目で59億の全体の40億以上を達成しているわけですね。

そういう部分を見たときに、むかわは、JAむかわの部分、鶴川地区の農業については本

当にしっかりと確立された農業政策、あるいは農業生産の中で進められているということが如実に表れていると思います。

さらに、その生産振興会のほうで現場の話を聞きましたら、もっと余力はあるんだという話をしておりました。というのは、例えばトマトでも、2,000坪を作っている人が、アベレージより低い場合に、それをアベレージ以上に6割、7割に達成することで15%以上増収、増益があるというふうにおっしゃっていました。30億の15%というと約5億でございますから、その切磋琢磨、生産者同士、それから技術指導の徹底によって、その数年でその達成は、もう可能な状況になっているということが見えておりました、この部分について関係者と生産者の御努力に深く敬意を表したいというふうに思っております。

しかしながら、穂別地区においてはなかなか、農協が合併しているのは、市町村またがっております、なかなか自分たちの思いが届かないという現状になっていると思います。米についても、農協販売、一元集荷というんですけれども、が主流になっておりました、なかなか自分たちの米が特化されても、それを販売につなげられない状況になっております。

加えて流通形態についても、穂別地区においてはほとんど広域の施設利用を推進されて、個体販売は30キロの粗玄米の出荷体制になっております。これがまた、そこそこの経営規模になるとなかなか労働力の面で難しいということで、ほかの地域もやっている大きな1トンバッグ、フレコンバッグの出荷体制ができないかということ、再三話をしているようですけれども、なかなか難しくて施設の利用度が下がるという部分もあってか、難しい状況でございます。

そういう部分を含めて、労働力の不足から若い人たちの経営努力、経営方針にはどうしても省力化、機械化を模索する形がございまして、現在、JAとまこまい広域穂別支所に米の販売額というのが、販売数量といいますか、委託数量が非常に減っている状態でございます。このままいくことが果たしていいかどうかという部分を含めまして、新たな支援の対策方法を行政として、実は私もともと、むかわ町、平成18年に合併してから、一つの町村として一つの組織体をしっかりと、組織部会を、組織を立ち上げてやってほしいということがありましたけれども、地元の鶴川地区においては非常に整っているなというふうに思いました。これは何かというと、行政の行政マンと農協の担当者、生産者が一体になっている組織づくり、一つの屋根の下でしっかりと討論しているように思っております。

しかしながら、穂別については若干、どうしても農協が広範囲に広がっておるものですから、なかなかそこが難しくていけないという状況がある。そこを何とか打開してほしいとい

う思いがあって、行政にいつもお願いをしている部分でございますけれども、そういう部分について、改めてもう一度ちょっと明確な話があればお伺いしたいと思うが、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 東農林水産課長。

○農林水産課長（東 和博君） J Aの取組に関して一体的なというところでございますが、現状は、先ほど議員もおっしゃっていたように、J Aむかわ、とまこまい広域ということになっておりまして、そのJ Aさんの方針に関しまして、行政が前に詰めるというところにつきましては、答弁については差し控えさせていただきたいと思っております。

〔「質問通告書……」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 東議員に申し上げます。

質問の趣旨が穂別産米の新たな利用促進についてということで質問を受けておりますので、その範囲を超えないように注意して発言してください。

東議員。

○5番（東 千吉君） 了解しました。

スマート農業についても、有機栽培、資源の日本の調達が難しい、SDGsの関係、そういうことで、スマート農業の中に有機農業が位置づけをされてございます。その部分について、どういうふうな形で今後のスマート農業を推進していくのかももう一度お伺いしたいと同時に、ふるさと納税でございますけれども、返礼品の中に何とか米という部分、今まではししやもとメロンとかというふうに入っておりましたけれども、なかなか調達が難しいということになってございました。その中で、米については何とかいけるかなという部分がありますので、その米についての言及でございます。商店の経済動向を考えたときに、何とかその米の部分で商店でも取り扱えるようなふるさと納税の返礼形態、これができないかどうか伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 宮村農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（宮村敦嗣君） まず、有機栽培に関わるスマート農業に関しての件でございますが、これまで町といたしまして、スマート農業研究会等を立ち上げまして、どのような機械関係が優れているかですとか、そういうような研究を進めてきた経過もございます。

これから、農地の拡大に伴いまして自動化が進んでいくことだろうというふうに町としても認識しているところでございますが、生産者、それから関係機関と十分これからも引き続き協議をしながら、そういうスマート農業の推進に向けた議論を進めていきたいというふう

に思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） ふるさと納税の質問に関しまして、私のほうでお答えしたいと思います。

答弁の中で、宮村主幹のほうから、穂別産米の取扱いについては、現在ふるさと納税の返礼品として、3団体から登録されているところでございます。

ただいま質問にありました商店での取扱いというのは、お米に関しましては、生産農家並びに関係団体の加工を終えた製品が表に出ることなので、それらの事業者を通したものが返礼品として登録は可能だというふうに思っておりますので、商店で取り扱えるというのが少し難しいのかなというふうには思っております。もし、例えば現地でふるさと納税をというような仕組みであれば、この商店での取扱いももしかすると可能になるかもしれませんので、その辺は改めてちょっと御検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 商店街が非常に疲弊している中で、少しでも取扱量が増えるような算段が行政として支援できるかどうかという部分もでございます。ふるさと納税で、町外者がこちらへ来て返礼品として商店で買えるもの、米に限らなくてもいいんですが、実はここで米で限定していますから米に限定しますけれども、そういうものを各商店で何とかふるさと納税の返礼品として利用できる部分、決して僕はハードル高くないのではないかと思うので、ぜひ菊池参事のほうで検討いただきながら、前向きによろしくお願ひしたいというふうに思います。

次、いきたいと思います。新たな町営バス等公共交通についてでございます。

令和7年4月1日より町営バス路線と時刻表が改正されます。全て予約制に変更されますけれども、①受付休みについてでございます。穂別地区の土日祝日の休み、これについては非常に難しい問題があると思うんですけれども、それらにした考え方を伺いたいというふうに思いますが、1点。

それから2点目、受付時間についても平日9時から17時までの部分でございます。なかなかこの9時から11時まで、当日は、多分9時では間に合わないのでは11時ぐらいになると思うんですけれども、そういう部分についてちょっと利用者のほうから難しいという声も出ております。今、何かよく分からないんですけれども、難しいDXのほうで24時間体制の受付なんかも可能ではないかと思うんですが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（野田省一君） ただいまの公共交通の前に、先ほどのふるさと納税について答弁。

菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 申し訳ございません。

先ほどの答弁から、東議員からのお言葉の、そのまま終わりますとまるで実践できるような形で終わってしまいますので、一言だけ申し上げさせていただきたいなと思います。

前回、常任委員会のほうでもありました現地でふるさと納税をできる仕組みづくりというのも考えていきたいというお話もしましたし、その難しさも触れさせていただいたところがございます。町に来てお米を買っていただく方法として、それがふるさと納税につながる仕組みができれば、より納税額も上がるというふうに考えておりますので、このお米も含めて、やはりそういう仕組みもふるさと納税の増収につながるということで、担当課としては検討させていただきたいなということでお答えしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（野田省一君） 次に、横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 町営バスの関係について、御質問にお答えします。

町営バスの運行について、全国的にも課題となっているバス運転手不足を解消するため、本年4月1日よりバス路線見直しのほか、全て予約制とすることで効率的な運行を図り、委託事業者の負担を軽減し持続可能な公共交通の運営を行うところでございます。

予約受付時間は従来どおり9時から17時までで、受付の休みは鶴川地区は日曜日、穂別地区は土日祝日としております。

予約は、利用日前日か当日予約も受付しております。

なお、24時間体制の受付は現段階では考えておりませんが、今後、効率的なバス路線の維持に努めてまいりますので御理解願います。

以上です。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 問題は、やっぱり穂別地区の土日祝日の、受付休みの体制です。金曜日、あとは月曜日に祝日になると、例えば月曜日、祝日になると金曜日の日に火曜日の予約をしなければならないということで、非常に利便性が狭まりますよね。そこをやっぱり利用者は、どうしてもうまく行けないときがあるというふうに話しておりますので、ここは、これからの地域の公共交通の充実という部分では、ぜひとも一工夫をしていただきたいというふうに思っております。

令和7年の一般予算の部分では、サポート交通についても触れておりますけれども、その

サポート交通が、今回のこの町営バスと公共交通の部分で、何とか助けになる部分になるのかというところは非常に薄いのではないかというふうに、今感じておりますものですから、ぜひとも、時間がなるべく狭まるような受付体制できないか、工夫のほうをお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 祝日の対応というところで、先ほど議員のほうからもお話がありましたDXの関係も触れられたかと思います。DXの部分で、LINEとか、あとネット予約とか、そういった部分の活用は利便性、効率性を上げるのに有効な手法だと思っておりますので、今後、課題整理をして調査検討して行って、この予約の部分の利便性を上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） その答弁、ぜひいただきたいと思っておりました。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、町民の健康についてでございます。

「人間健康宣言の町」、穂別町、今では久しいフレーズとなりましたが、健康の3原則、食事、睡眠、運動により健康的な毎日を過ごし、病気を減らし、病院の通院を減らし、豊かな人生をつくり出すことが幸せの第一歩です。

先般、テレビで北海道の子どもの肥満が全国的にも高いことが紹介され、食生活の見直し等が取り沙汰されておりました。このコロナ禍による生活スタイルの変化、免疫力の低下が、大人も子どもも徐々に深刻化していて、その対策が必要と思われ伺います。

①食に対して、町民の食育について。

②睡眠、運動に関して保健活動について伺いたいと思います。

○議長（野田省一君） 加藤保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（加藤こずえ君） 町民の健康について御質問にお答えします。

町民の健康対策については、第3期むかわ町健康増進計画「健康むかわ21」において、生活習慣等の改善目標を設定し取組を進めています。

御質問の食や睡眠、運動は、いずれも健康づくり、生活習慣病予防や重症化予防において重要な項目と捉え、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた支援を健診や保健指導などで行っています。

また、健康講座や広報等を活用し普及啓発にも取り組んでいます。

食に関しては、食育推進事業として認定こども園での講話を実施しており、個別支援では、肥満や低栄養に対する栄養指導等も行っています。

子どもの肥満傾向についても、乳幼児健診をはじめ、こども園や学校と連携し、状況把握と改善に向けた働きかけを継続してまいります。

睡眠と運動に関する保健事業につきましては、健診受診時や心のアンケートなどで実態把握に努め、個々の状況に合わせた健康相談や保健指導により、個人の行動変容や健康状態の改善につながる取組を進めています。

また、令和5年度から実施している健康むかわチャレンジ事業では、令和7年度、新たに食生活や運動の取組を増やす計画があり、健康増進につながる取組への参加を促す事業として実施していきます。

今後も、町民の皆様が健康的な生活を送ることができるよう、効果的な施策の推進に努めてまいります。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 令和6年の一般会計補正予算の部分に、町民体力づくり事業、みんなの生涯学習事業拡充で447万5,000円ございます。さらに、新規事業として、先ほど教育長もおっしゃってございました健育体操事業が新規事業となされております。現在、国のほうで地方創生推進交付金がありまして、その地方創生推進交付金などを活用した健康のまちづくりに関する事例が、私、手元にありますけれども、その中で、富山県の富山ですけれども、健康をテーマとした機能集約とか、スポーツを通じた健康まちづくり、これは岐阜県でございますけれども、その他いろいろな事例がございまして、地方創生推進交付金を利用した新たな取組ということは、本町で考えていないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 栃丸総合政策課長。

○総合政策課長（栃丸直士君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、健康をテーマとしたまちづくりといったところでは、今町政執行方針のほうにも掲載しておりますけれども、スマートウェルネスシティの実現という目指すまちづくりを今年度から進めていくというような執行方針に記載をさせていただきました。現時点で、地方創生推進交付金を使ってそういった事業をとったところは、まだ想定しておりませんが、まだ、これから健康とまちづくりを結びつけていくような、そんな取組をまずは町民の皆さんに理解をしてもらおうと、また職員自身も研修をして、そういうまちづくり、健康をまちづ

くりに結びつけるような取組を今後進めていくということで、まずはそういう取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 昨年の夏のことでございますけれども、ここにいる栗原議員が夏の間、早朝のラジオ体操に取り組んでございます。子どもたちのほかに住民、高齢者がこぞって参加をされていて、そのことをやることで非常に健康寿命が延びたといえますか、健康でいられることが自分で実感として分かるというお話がいっぱいございます。そういう部分は、最近我々町内会、自治会の中で、健康推進部長というふうに位置づけておりますけれども、最近には特に行政からのリーダーシップがなかなかないようございます。

穂別の、昔、健康宣言まちづくりのときは、具体的に自治会に対してそういうことを、こういうふうにしたらこうだよというような話がございます、お金をくれれば実行するというわけではないんですけれども、そういう部分では経費かかる部分もございますので、そういう部分を何とか、国の交付金事業もございますから、助成をしていただくような地域全体でそれに取り組める、官民で取り組める催事事というか、そういう行動、アクションをぜひお願いしたいと思うんですね。

今、推進交付金の活用事例を見ますと、市でありますから非常に人口も多いところでありますけれども、6,000万、7,000万というところもござります。市、町に対しても、ソフト事業では1,000万いっておりませんが、いろんな形での交付金の助成事業があるようございますから、ぜひそういうことを入れていただいて、健康に対して町としての応援プロジェクトのアクションを起こしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 東議員からも今回出されておりますが、旧町の人間健康宣言ですか、これから発展して、現在、新町として「人と自然が輝く清流と健康のまち」という理念は受け継がれてきているところでもございます。

御案内のとおり、国民の、町民も含めて責務としての健康増進法というのが御存じかと思えます。これには、健康な生活習慣の重要性に対する国民自身の関心と理解を高めていく、深めていくよという、生涯にわたっての自らの健康状態、こういったところも自覚するとともに、健康の増進に努めなければならないという規定というのもございます。

そこで、先ほどの地方創生の2.0というんでしょうか、の取組の提案もなされたかと思

ますけれども、これも議員御案内のとおり、地方創生の基本骨格構想というのは夏ぐらいに構想が、骨格が固まります。それまでもいろんな事例、今までとは違う地方創生、各分野、横串刺して、こういうのはどうだ、こういうのはどうだという事案というのも提案がされてくるかと思えます。そのところで、むかわ町とても敏感に情報収集を図り、活用できるものは積極的に活用して向き合っていければなと思えます。

それと、重ねてでございますけれども、町民の皆さん自身が健康な食、あるいは暮らしというんでしょうか、こういったところの実践と継続ができることによつての健康長寿、これを延ばしていくのは言わずもがなでございます。生涯にわたって健康に暮らせることを目的に、これまでもこの間の計画にも基づきながら事業を取り組んできているところでもございますし、それを逐次適正に検証を図りながら、町民の皆さん自らの健康づくりというのを町としても積極的に応援をしていく観点で、健康づくりとそれと食育の推進、こういったところを連動しながら取組を努めていきたいと思えますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） ただいまの町長の答弁、非常に心強いものというふうに感じております。子ども世代だけではなくて働く世代までをターゲットに入れた多世代の取組、健康のための事業所も含めた健康体づくり、健康寿命、現在日本は72歳になっておりますけれども、生涯寿命82歳ということで、72歳から上の健康体をいかに継続、維持しながら末期を迎えるかということは過疎地域においても非常に重要だというふうに思っております。

そんな中で、地方創生推進交付金、これは結構いろんなところに使っている事例がございますので、これに基づいて学校給食の食育、それから町民全体に対する食育、あるいは若い世代からの健康づくりに対する位置づけに対するいろんな助成を図っているようでございますので、ぜひともそういう部分でお金をつけてやって、地域の活動を推進していける、リーダーシップを行政として取っていただきたいというふうに切に願ひまして、一般質問を終わりたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野田省一君） 換気のため暫時休憩いたします。

再開は14時45分とします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 津 川 篤 議員

○議長（野田省一君） 次に、12番、津川 篤議員。

[12番 津川 篤議員 登壇]

○12番（津川 篤君） 第4回の定例会に当たりまして、通告に基づきまして……

[「第1回、勘定間違っただんじや」と言う人あり]

○12番（津川 篤君） ああ、そう、第1回、通告に基づいて質問させていただきたいと思いますが、皆さんも御承知のように宮戸小学校の改修工事についてという頭出しで出してあります。

その中で、まず中止になった経緯、経過、これらについてまずお伺いしたい。

2つ目には、基本設計の際に何を基準にしてこれを設計したのかということがまず1点。

さらには工事費が、当然工事やったわけですから工事費が支払われるのが当然のことなんです、これはどの段階で分かってきたのか、そのあたりの詳細について説明を願いたいと。

さらにはこれが、この宮戸小学校の改築というのは、当初から目的があったわけですよ。その目的に沿って普及所の移転というのが大きな要因であったんですが、去年の12月、町長の行政報告の中では早急にこれに対応したいということで、もう約3か月たったんですから、早急の、その対応している部分というのが、まだ町民には見えていない、このあたりが今後どのように推移していくのか、このあたりについてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） 私のほうから、旧宮戸小学校改修工事中止についての御質問についてお答えいたします。

1点目の中止の経緯につきましては、改修工事発注後の令和6年10月7日に工事施工業者より建物傾斜の報告を受け、内部、外部の目視調査、また外壁基準高測定の実施、令和6年10月17日に外部基礎詳細調査を行った結果、建物基礎くいに深刻な損傷が確認され、これ以上、工事遂行不能なことから工事中止、契約解除に至りました。

2点目の設計における基準でございますが、実施設計において、北海道の建築設計業務委託共通仕様書を基に、建物の用途変更に係る特記の仕様にて設計業務を発注してきております。

3点目の工事の支払い及びどの段階で欠陥が分かった件につきましては、令和6年10月17日の外部詳細調査の結果、専門家の報告を受け危険構造物と判断し、その時点での建物の危険構造物の判定ということで工事中止に至ったところでございます。

工事費の支払いにつきましては、本町の工事請負契約書の条項に基づき、契約解除後の出来高確認により最終精算額を支払っております。

4点目の胆振農業改良普及センター東胆振支所への今後の対応につきましては、町として胆振農業改良普及センター東胆振支所が本町に所在していることは、農業情勢に関し大きな存在であり、本町内においていち早い移転場所の決定ができるよう、北海道と協議を進めておりますので、御理解賜ればと存じます。

○議長（野田省一君） 津川議員。

○12番（津川 篤君） 今回の答弁の中で、まず基本的には、その工事をやっている最中に途中でそれが分かったというのであれば、当然、そしたら設計をする段階で、このことを何を見て設計をしたのか、まず物を見ないで設計したのではないかと、町民の皆さんはそういう理解の下に、なぜこういう問題が発生するんだと、公共事業でありながら、そういう例えばこの工事費、設計費も見ても400万近い金は出ているわけですよね。そして、それによって工事費を積算して請負業者が工事を行うということが今までの通例の流れだと思うんですよ。しかしながら、今回、この基本設計に至るまでに、中に入ったら当然、これだけの傾斜がついているのであればですよ、素人目でも分かったはずなんですよ。

それともう一つ、私非常に心配しているのは、胆振東部地震のとき、宮戸小学校の体育館、大災害を受けましたよね。工事、あそこは改修工事やりました。そしたら、本体とつながっているのにもかかわらず、そのときに本体のほうの小学校のほうのものを見なかったのかどうなのか。例えば、その段階でも、もう当然分かっていたはず、分かるはずなんですよ。目視しても分かるぐらいの傾斜がついていたというふうな、そういう証言もあるわけですよ。

そしたら、それは今回の設計になぜ生かされていなかったのか。町民の方々は何を基本に物を、私のところに電話をよこすかといったら、やっぱり税金の無駄遣いでないのかと。せっかく私たちの税金が、そのために生かされた使い方をされているのであれば理解できるけれども、今回のこの工事費含めて総額3,500万ぐらいなんですよね。これだけの無駄な金を使って何もできませんでした、危険な建物ですよ、そしたらすぐ危険な建物であれば解体工事もすぐやらなきゃならないということでしょう。そうなってきたときに、さらにここに1億以上の金がまた投資しなかったらできないということになるわけで、これが行政としてこ

の設計段階で、きちっとした設計をしていれば、この段階から分かったはずなんです。

なぜそのところを、その設計事務所が分からなかったのか、このあたりについては行政としてどのような対応で、ただ、その設計事務所からの報告を丸のみしてそのままやったのかどうなのか。そのために例えば現地に行って確認をして、そういうことが行われていたのかどうなのか。このあたりがやはり町民の皆さんにとっては非常に不信感を持たれる一つの大きな要因だと思うんですよ。

この点について、行政側として順次どのような経緯を持ってやったのか、これらについて説明をしていただきたい。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

〔「応急段階からちょっと……」と言う人あり〕

○経済建設課長（江後秀也君） はい。

旧宮戸小学校、平成30年の地震からの経緯についてお答えしていきたいと思います。

平成30年の胆振東部の震災におきまして、旧宮戸小学校は大きな地震力によって校舎及び体育館は大きな外力を受けたところでございます。平成30年9月12日におきまして、被災直後、応急の建物調査というところが入ってくるんですが、設計事務所、専門家を入れた形でそこで宮戸小学校の震災調査に入っております。この段階では、体育館と本体校舎も両方見ている形でございます。その中におきまして、体育館におきましては、アリーナの床、床ですね、床がもう波打ってひどいという状況で被災はしているというところございまして、本体の校舎におきましては、校舎のはり、柱においては一部クラックがある、また外周の外回りで水栓砂利を敷いているところなんですけれども、そこでは沈下等はある形なんです、本体校舎のところにおきましては、建物の不同沈下、床レベルの傾きを示す状況は確認されなかったところで、体育館のほうの復旧が進んできたところでございます。

今度、宮戸小学校が閉校しまして、その後、令和5年6月に今回の改修工事に係ります実施設計を行ってきております。この改修設計の行う設計事務所は、そもそも宮戸小学校建設時に設計しました建設事務所及びこの令和30年9月の震災調査もやった同じ設計事務所でございます、この設計におきまして、令和5年8月から令和6年2月までの間が設計期間として業務を実施してきた中でございますが、その中におきまして計3回、現地におきまして調査をしてきております。

一番最初の乗り込みにおきまして、これまでのバックデータも持っているという形でございますので、令和3年の震災で被災を受けた校舎の中の状況、そこでいきますと、玄関の床

の状況、または玄関から見えているはりのところがひび割れというところが、それが見ていた中では大きなところの損傷要因と、見えてきたところなんです、そこにおきまして、平成30年から進行している度合いというところは確認されなかったというところがございますので、そこで実際の設計事務所の設計が入って、建物自体は健全であるというところで判定した中で、今度、改修工事でございますので、その職員室または一般教室の間取りの変更を行うというところで、その部屋の中で間取りの変更、または物を置いていくというところの、今度は収まりの具体的な調査を進んでいったところでございます。

ということでございまして、我々のほうにも、方向または工事監督員も一緒に入る形で現地の調査というところは入っていった形でございますが、建物の異常を示す兆候はなかったというところの下にて私たちは建築の改修工事を発注してきて進めてきたというところでございます。発注を進めた中におきまして、建物の傾斜具合が分かった形でございます、そこにおきましては、これ以上の工事の遂行という形は現時点におきまして危険な建物という形となりますので、本来でおきますそれを目的と達成すれば基礎を、手をかけなければならぬ、ただあまりにも大きな多大な費用、時間がかかるというところがございますので、現時点の判断におきましては工事中止という形で契約解除をしたという形でございます。今後の建物の扱いにつきましては、今後の検討課題という形の、終了するというところは内部協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 津川議員。

○12番（津川 篤君） この設計事務所、3回にわたってやっていますよと、年度またいでいるんですね。その間に、胆振東部みたいにああいう余震が、地震があったのであれば、当然そこで何らかの建物の変化というのは考えられる。この間に、地震1回も起きていないんですよ。起きていないのに、そういう事態になったということは、やはりこの請け負った日本工房が、逆に言うところとちゃんと中身を見ていなかったというふうなことに私はなるので、素人が考えてもそうなるのではないかと。

だから、これ今まで信頼する業者だからこういうふうなことをやって、報告上、何にもなかったから、そのまま改修工事の設計をさせたということなんでしょう。であれば、その間に大きな地震があってですよ、対象、例えば本体工事のほうが傷んでいるというなら分かるんですよ。何にもないのに、支持ぐいまで折れているというようなそんな大きな地震なんてあり得ないんですよ。にもかかわらず、この設計会社の中で何を基準にしてやったのか

ということが、やはり町民の皆さんにしてみれば、いや、そういうのはただ丸投げでないのというふうな話も出てきても私は不思議でないと思うんですが、そのあたり十二分に内部で協議をしてやったのかどうなのかということがまず1点。

そして、まずこれをもう危険建物ですから、これ早急に壊さなきゃならないということでしょう。であるならば、これに解体に関わる経費というのはどの程度の経費を見て解体をしなきゃならないのか、このあたりの数字的な概要でいいですよ、だからおおむねこのぐらいという見通しがあるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） 設計の結果についての内部の協議でございます。

この中におきまして、建物の現地調査を行っていった中で、その建物の各部屋に間取りをする、または設備を置いていくというところの用途変更というところで、そこを私たちの特記の仕様、この建物は事務所に使えるために内部を模様替えしましょう、間取りを変えましょうというところの中身で考えていったところでございますので、その建物の中身の模様替えの仕様に関しましては、設計事務所の成果品におきましては仕事をしてきているというところの判定という形とはなろうかと思えます。

ただ、最初の調査におきまして、乗り込んで設計事務所も、平成30年の震災を受けてダメージを受けているであろうかもしれないという建物、そこでその後の進行状況というところのバックデータも抑えているところで、進行性はないというところの確認の後、進んでいっている形も報告は受けている形でございますので、成果としては問題ないと考えたところでございます。

また、解体につきましては、ちょっとこれ具体的な数字はあまり出せないところなんです、旧消防支所、あれが1億以上かかっているという形の解体というところはしております。今回、基礎が駄目ですので、基礎を復旧するとなると恐らく建てる以上になってしまうので解体というところの方向になろうか。それはまた単独費でいくというところで行きますと、多大な金額というところもありますので、補助等の財源というところをこれからもちょっと探していくというところでございます。ただ、今は危険構造物というところですので、これ以上の使用は控えるというところで建物は閉鎖している状況でございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 私からも、参考となる意見ということで報告します。

当時、9月発災当時から学校のほうは休校しました。そして、そのときに各校長先生から小学校、中学校含めて報告が上がってきております。その中で、宮戸小学校につきましては、先ほど議員指摘のとおり、体育館、それと渡り廊下、それと校長室の耐火金庫、大きな金庫が倒れたということで報告を受けております。昨年、これが発覚したときに、もう一度その当時の校長先生にまた聞き取りを行いました。校長先生からの返答では、教室、廊下での段差や傾きは感じられなく、他の職員からもそのような報告はなかった、もしあればすぐに教育委員会に報告していたということは確認しておりますので、報告いたします。

以上です。

○議長（野田省一君） 津川議員。

○12番（津川 篤君） そういった報告を丸のみにして、現地確認をおろそかにしたというのが今回の結果だろうというふうに思うんですが、いずれにしても、こういった施設、例えば今、これによって、私、町長にもお聞きしたいんですが、町長、昨年の12月定例会のときに、これらに代わる代替については至急対応したいという話だったんですが、その後、我々のほうには全然その対応策というのが聞こえてこないんですが、今現在、報告できる段階で何かあるのであればちょっとお知らせを聞きたい。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 初めにですけれども、今回このようにあってはならない予期せぬ結果、これは真摯に受け止めているところでもございます。一方で、利活用がされていたときに事故等が発生しなかったことに、まず何よりと捉えているところでもございます。

今後に向けてということも含めてでございますが、今回の震災当時の応急建物の調査、こういったことも行っています。その後の施設利用状況、それと実施設計、そういったところも行い、その時点時点での異常というのは確認がされていなかった、工事発注に至って破損状況が確認されたというのは先ほどの経過のとおりでございます。

今回の事案というのを基に、しっかり基にしてこれからに向けての、例えば今後の震災以降の公共施設等の躯体の改修等に当たりましては、しっかりと工事発注前段の設計段階での建物の異常について、念には念の姿勢でより一層の確認調査を図るよう、指導徹底に努めていきたいと考えております。

そして、今、議員から質問のありました普及センターの町内でのこれからの状況でございますけれども、速やかに、あの後もここの建物以外に、これは、こことここというのは、ちょっと勘弁していただきたいんですけれども、数か所、北海道のほうにもう照会をしております。

ます。現在その数か所をどこに絞っていくかと。それと、何度も言うておりますけれども、継続していただきたいということは強く強く申し上げておりますので、真摯に北海道のほうも向き合っていて、条件の適正なところというのを、今絞りつつあるところでございます。

○議長（野田省一君） 津川議員。

○12番（津川 篤君） 最後に、ちょっと町長に直接お聞きしたいんですが、これだけの工事をやって、やはりこういう不祥事に近いようなことが出てくる、最終的な責任というのは執行者である町長にあると私は思っているんですよ。こういったものが、町民の皆さんが、なぜこの今回の一般質問に至るまでの経緯の中で、何回も行政の在り方、行政の対応の仕方、これらについて議会として何とか質問していただきたいという要請なんですよ。

先ほども、前段申し上げましたように、これだけの大きな税金を使ってこういうことが、これはもう恐らく再開はできないところであるというふうに理解はしているんですが、ただ、そういった中で町民の皆さんは、執行者というのは責任を何にも取らなくていいんですかと、私らも税金使ってこれだけの金を使ったら何かかにか、何かしらそういうものがあるんじゃないんですかと。今回見ていると、そういうものがないのは議員さんとしてどういうふうに感じますかと言うから、いや、そのあたりは執行者の考えることで、私が考えるべきことではないというふうな答弁をしていますけれども、これらについて、町長、自分の腹としてこういったことが町民の意見として、もう高まっているよということに対して、どういうふうな対応をするのかという、町民向けのやっぱりコマーシャルじゃないですけども、こういったときはこういう対応をしますというふうな強いメッセージを町民に向けて私は発していただきたいなというふうに思います。

それと、もう一つ宮戸小学校のことに関わってですが、今、鶴川高校が宮戸小学校の体育館を何とか利用できないのかというふうな話も来ていますけれども、これらについては、今日、こういった結果が出た後にどういうふうな対応をするのかということは、執行者と話を進めて、高校のほうにそれが返答ができればというふうには思っているんですが、以上、そういった町民の声が、町長、あるということだけ腹に据えておいて、あと町民に対して町長としてどういうアピールの仕方があるのか、これらについて、町民の皆さんが疑問に思っていることに答えられるのかどうなのか、そのあたり一点だけ確認してから質問は終わりたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど津川議員のほうから、いつの時点か分かりませんが、我々も宮戸小学校の閉校式には出席して現地も見てきているかと思えます。残念かな、津川議員に情報というんでしょうか、提供をいただいた方が、いつ時点の、素人が見ても分かるのになというふうな、先ほど発言があったかと思うんですけれども、いつ時点の情報提供だったのか。我々からすれば、そういう情報提供があれば、これ結果論ですけれども、いち早くキャッチしていれば、こういう大異変もなかったのかと思えますけれども、今後に向けては先ほど申し上げたとおりでございます。

それと、今日の質問を受けて我々も答弁して、時系列を追ってこういった中での対応、今回についての反省と、今後に向けてといったところでございますので、今日、この議会のやり取り、前回申し上げました宮戸小学校のこの件についての行政報告、こういったところから、この間に当たっての一定の時系も整理しながら、これからに向けてということで、何らかの形で私のほうから町民の皆さんにメッセージをお届けできればなど、それも基準、ルールに明確にしながらしていければと思えますので、御理解願いたいと思えます。

○議長（野田省一君） 津川議員。

○12番（津川 篤君） 今、町長のほう、今後において時系列でそういうものを町民の皆さんに報告していただけるということの返答をいただきましたので、私はそこに大いに期待をしながら、これで一般質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

◇ 栗原健一 議員

○議長（野田省一君） 次に、1番、栗原健一議員。

〔1番 栗原健一議員 登壇〕

○1番（栗原健一君） お疲れさまです。健康が一番の栗原健一でございます。2025年3月定例会の第1回定例会一般質問において、通告に基づき質問させていただきます。

今回は、前回一般質問の中で穂別高校生徒寮の現状について質問させていただきましたが、改めて穂別高校穂別穂星寮の変更に係る体制について質問させていただきます。

1、令和7年度予算において、穂星寮に関する事業者が変更になっていると考えています。今後の運営場所、運営体制、運営方法についてお伺いします。

2、現在の運営とかなりの変更点があると考えられますが、運営される事業者の選定基準についてお伺いします。

3、今後の運営場所について、寮としての設備は十分に整備されているのか。また、生活

指導やルール管理は、誰がどのように行うのかについてお伺いします。

4、この変更に関して、保護者や生徒に十分説明されたかについてお伺いします。

5、今まで働いていた方々や、委託事業者の従業員の今後の働き先への不安視が考えられますが、それらのサポート、ケアの考えがあるかについてお伺いします。

6、今後、廃止になる寮の活用についてもお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（野田省一君） 高木生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（高木龍一郎君） 私のほうから御答弁させていただきたいと思います。

御質問に対しまして、まず穂星寮体制の主な課題を御説明させていただきます。

令和8年度末の穂別高校閉校が決定したことで、令和7年度より生徒募集が停止となり、入寮生は、令和6年度の10名から令和7年度4名、令和8年度1名となる見込みであります。

施設全体の老朽化や、施設規模に対して寮生数が少なくなることで、安全性、共同生活の利点や運営効率の低下が懸念されているところであります。

これらの課題を踏まえた上で穂星寮の体制につきまして、御質問の要旨に沿って答弁をいたします。

1点目につきましては、修学環境の継続を確保し効率化を図るとともに、生徒の安全と育成を守りつつ運営してまいります。

2点目につきましては、通学のために生活環境の確保が可能であることとしております。

3点目につきましては、これまでどおり寮機能を確保し、引き続き舎監を配置し生徒の生活をサポートすることで、生徒、保護者及び高校側への安心を確保してまいります。

4点目につきましては、保護者及び生徒に対しまして丁寧な説明を実施しております。

5点目につきましては、委託事業者に対しまして説明を行ってきておりますが、一事業体の従業員につきまして、町が関与することはありません。

6点目につきましては、穂別高校閉校後の穂星寮施設利活用については未定であります。

穂別高校閉校までの期間につきまして、運営効率を踏まえた寮運営の最適化を図りつつ、生徒の居住、食事、生活指導を基本に、安心できる生活環境と学習意欲向上への修学支援の継続を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 生徒の今後の安全を確保して、これまでどおり運営に努めるという答弁でしたけれども、私の質問がちょっとずれているのかなというふうにも思いましたが、現段階での寮の移転に関して答弁がなかったんですけれども、それは令和7年度予算の事業費

が、例年ですと5,000万円ほどかかっていますけれども、それが3,000万円になったということが分かっていますので、これを考えますと寮の移転、委託事業者の変更は考えられると予想するんですが、現段階での答えとしてはいかがですか。

○議長（野田省一君） 答弁。

長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

これ、令和7年度の予算の本当の具体的などところに入りますので、本来的には予算特別審査委員会でお話しできれば一番いいと私は思っていますし、あと事業者の契約もあります。それで、予算はこういう形で今出しておりますが、そこにまだ至っておりませんので、具体的な個別名はちょっと言えませんので、そこは御理解いただきたいと思います。ただ、全体的なトータルでいきますと2,040万ほど削減になっております。そういった部分で御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 言えないということで、ということですが、具体的な変更点を聞いたかったんですが、考えについて、再度、移転場所とは、それもお答えできないということでしょうか。移転に関して、次のその予算の中で質問されると思うんですが、事前に、その決め方、方向ですとか、そういうことは事前にあったほうがいいかなというふうにも思うんですが、それについてどうですか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

先ほど高木参事が説明したとおり、現状の穂星寮、男性37部屋、女子寮が26部屋で、全体で63部屋かということで、大変キャパシティが大き過ぎます。それで、水道光熱費が、もう昨年度からそうなんですが、今年度は特に値上がっております。それと、あと人件費の問題が実は発生しております。そういった部分もトータルに勘案して、今、来年度ですか、令和7年度に生徒数が4名になります。ですので、4名に見合った適正規模で適切な業務運営をしたいということで、今、いろんなプランを練っているところであります。

それと、先ほど説明しましたが、舎監のほうも、現状の舎監を2名残して移行していきたいと思っております。そういった部分では、生徒の生活指導、そして居住関係はきちっと見ていきますし、そしてあと食事の提供、これについても、今までとは、そこはちょっと変わ

るんですが、そこもきちっと担保していきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いします。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） じゃ、もし、運営体制が民間に替わるというふうな考えであれば、そういう、今、考えるの何点かあるんですけども、そういった場所の確保をどのようにするのかというものも質問、いろいろあるんですけども、それを予算の中でやるとなると3回しか質問できないので、ここでちょっと前向きな、どのように変えていくのかというのをお答えいただいたほうがいいかなというふうにも思うんですね。

それで、この寮の事業というのは大きな金額がかかっていますから、その委託事業者が替わるために議会の承認を得るとかそういう、前回、その替わった委託事業者のときの選定というのはどういうふうにしたんですか。それがちょっと疑問点でありますので、その選定方法を、それらもちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 高木生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（高木龍一郎君） 私のほうから運営体制について、方向性というものを回答させていただきたいと思います。

予算前ですので、ちょっと限られた中での答弁となりますが、まず第一に、今、来年度予定の4名の寮生が安全に暮らして、そして学校に通うということをいかに確保するか、それに対しまして、生徒、それから保護者、それから学校側も安心していただけるかということを前提としております。この体制を継続するために、これまでもそうですが、引き続き教育委員会、それから舎監、それから高校側の月例会議を設けております。これも継続した形の中で、子どもたちの、いわゆる学校側での生活、寮での生活というものをきちっと共有しながら、寮生活を継続する、維持する、もし何かあれば変更していく、改善していくというようなものは引き続き努めさせていただきたいと思いますと同時に、生活面につきましても、プライベート環境、学習等に専念できるスペース、それからいわゆる食事、トイレ、浴室等々は、御自身もしくは共同で使うような体制というものは継続していくように、今考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） もう一点補足ですが、現在、穂星寮の食事の提供について、一番最初は直営で行っておりました。しかし、直営の中で調理員の方々が辞めていったり、舎監

も入れ替わったりして、なかなかそこが厳しくなってきたということで、現在の委託業者が食事の提供は行っていたということが経過です。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） そういう経緯があって、でも大きな金額がかかっているということですから、議会の承認を得ることが必要だと思うんですね。この3月の、その予算のときに決まりましたというような形でやっていいのかというのが疑問なんですよ。もう少し前から、私、12月に質問しましたがけれども、そのような段階から、もう大体次のことを決めていなければ、すんなり替わるというのは何かおかしいというふうにも思いますけれども、それらについてタイミング、それらについてはいかがですか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

まず、基本的な考え方ですが、現在の食事の提供の契約につきましては単年度契約になっています。5年契約ではなくて、1年1年見直しをかけていくという契約になっております。

それと、契約条項の中に、何か月前にお互いが不都合を生じた場合、その契約についての申入れをなささいという項目は実はなかったです。そういった部分では、私たちが誠意を込めて12月から、そういったことを踏まえて、先ほど説明したとおり説明を行ってきているということは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） それは適正だったということですね。その運営に関して、狭い町ですから、そういったところすぐうわさが立ちますので、それで、業者が決まりましたとなれば、じゃ、どうやって決めたのというような問題も起こる可能性もありますから、そういうところでしっかりと選定基準、努めて、これからの運営に努めていただきたいというふうに思いますけれども、それらに、今後の町の、町民への理解、説明というのはいつ頃されますか、今後のためにも。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

これはあくまで生徒寮という考え方でいきますと、一般の例えばスポーツセンターですとか、文化施設とかいう施設ですと、例えば町民の説明会、当然開いていかなければならない

と私も思います。ただ、これ対象者はあくまでも寮に入る方という観点でいけば、広く町民に周知する案件では私はないと思っておりますので、説明会を開く予定は今のところありません。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 穂別の地区においては大切な施設だというふうにも思いますし、今後の利活用についても、一定程度やっぱり廃校後の振興策、住民説明が必要だと考えていますので、施設の利用について、今後の利用については全く考えていないということですが、それらについては支援施設ですとか、またあと、言われますよね、使い道が考えられると思うんですが、それらについての福祉施設もありますよね、それらについての考えとかは、そういったことはありますか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

まず、穂別高校が2年後閉校になります。令和7年度、8年度で終了します。それとあわせて、穂星寮としての必要性はそこでなくなりますので、それに向けて、これから高校の跡地利用も含めて、その穂星寮の今後の利用の仕方については、皆さん方の意見を聞く場面は考えていこうかなとは思っております。ただ、まだ2年間ありますので、その中で考えていく時間的余裕はありますので、その中で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 最後に、そうしたら今後穂別高校が、関連なので、なくなったときの穂別高校側の補助体制、そんなようなことも考えているのかということと、なくなった後の中高連携ですか、そういったこともどのように考えているのか最後にお聞きしたいと思います。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

今、聞き取れなかったんですが、補助体制というのは、ちょっと私よく分かっていないんですが、補助体制、高校に対する、高校に対する補助体制……

〔発言する人あり〕

○教育長（長谷川孝雄君） 高校がなくなるので、そこは補助体制はなくなると私は思います。

それで、あと、今後、中高一貫、鷓川高校と鷓川中学、今進めていますので、あと、穂別中学校と鷓川高校がどういう形でタイアップできるかをいろいろ議論しているところです。ただ、問題は物理的距離がありますので、そこら辺をどうするか含めて、オンラインでいいのか、それとも入試制度、入試制度で穂別中学校の3年生が入りやすいシステムにしていくのがいいのか含めて、今検討しているところであります。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 穂別高校がなくなると、鷓川高校に行かなきゃいけないという選択肢の中での補助体制というんですか、そういうのはもともと違う町でしたから、距離にしても苦小牧から通える距離と穂別から通える、鷓川に通う距離というのは、そんなに変わらないんですよね。ですから、そういったところの補助体制というところをしっかりと考えていただいて、なるべく町外に出ないような形、鷓川地区でしたら通える範囲で苦小牧に行けますので、でも穂別地区の方は通えないですよ、苦小牧に行きたくても。なので、そういった補助体制をしっかりと考えていただきたい、通告外ですけれども、すみません。

あと、もう一つあるのは従業員の、先ほど答弁、働いている従業員、寮の、御飯のほうですね。その体制なんですけれども、いきなり3月に、じゃ、辞めますよというような形で言われても、小さい町ですから働ける場所がないと思うんですよね。まず、そういったところもしっかりとケアしていただきたいというふうにも思いますが、それらについてもう一度、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） お答えします。

最初の質問の補助体制ですね、穂別中学校から鷓川高校に通う生徒の。それで、今バスのほうはたしか無料ですので、そのの利便性はきちんと確保します。それと、あと便数の問題もちよっとあるんですが、これは、もうバスの運転手の確保の問題もありますので、簡単にここでお答えするのはちょっと難しいので、そこは要検討しながら穂別から通う生徒の利便性をどう確保していくのかは、これから私たちも考えていきたいと思えます。

それと、最後の質問の事業者の社員のほうですが、いろんな形の職場はあるということだけの紹介はできますが、それ以上踏み込んで一事業体に、人事権、私たちにはないので、そこまではちょっと難しいと思えます。同じようなことが、例えばシルバー人材センターさんとかいろんなところと町単年度契約をやっている事業者もたくさんありますので、そこは御

理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 今後、その廃止についてと、その事業者の選定についてもいろいろと問題が多々ありますけれども、地域のニーズ、施設の状態を踏まえた上で、今後しっかりと検討を進めていただきたいと思いますというふうをお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 伊 藤 恵 美 議 員

○議長（野田省一君） 次に、2番、伊藤恵美議員。

〔2番 伊藤恵美議員 登壇〕

○2番（伊藤恵美君） 令和7年第1回定例会に当たりまして、通告に基づき順次一般質問させていただきます。

穂別診療所内でのハラスメント対策について伺います。

現在、世の中にはハラスメントとして法令によって定義されたもの、社会情勢などから生まれたものなど、10項目を超えるハラスメントが存在します。法令によって定義されているのは、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメント、ケアハラスメントの5種類です。これらは、特に深刻なハラスメントであるため、一定の防止措置を実施することが義務づけられています。

そこで、5つの点についてお伺いします。

- ①ポリシーの策定はされていますでしょうか。
- ②防止のための研修は実施されていますか。
- ③相談窓口の設置はされていますか。
- ④報告があった場合の調査、対応の方法を伺います。
- ⑤防止に向けた取組を評価するための指標はありますか。

お願いします。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 穂別診療所内でのハラスメント対策についてお答えします。

1点目のポリシーの策定は、むかわ町職場におけるハラスメントの防止等に関する規定を

方針としております。

2点目の防止のための研修の実施は、各部署でのハラスメントの防止等に関する規定の共有や、各種会議でのハラスメント防止対策を確認しているところです。

3点目の相談窓口は、所内の管理職としておりますが、状況に応じて様々な相談に対応できるように、所外に相談窓口を設置しております。相談者に関しては、不利益な取扱いを受けないように留意し対応することとしております。

4点目の、報告があった場合の調査、対応につきましては、相談者のプライバシーに配慮しながら速やかに調査、対応することとしており、事案の内容等により必要があるときは、所外の相談窓口と連携しながら対応することとしております。

5点目の防止に向けた取組を評価するための指標は、職場内のコミュニケーションが活性化されるよう管理職会議等で確認をしております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ①のポリシーの策定については、町の規定を方針としているということで理解しました。

②の研修の実施についてですが、各部署で確認しているということでしたが、診療所全体では行っていないのでしょうか。また、副師長が3回受けた研修というのが、3回あるということで、事務長のほうから御連絡いただいたんですけれども、そちらの内容にハラスメントの関連の研修はあったかどうか伺います。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 全体というところでは、勤務状況の部分でなかなか全員が集まってということは難しいところもありますので、各部署に下ろしまして、それを共有していただいているというところがございます。

副師長の研修につきましては、管理職の研修は受けておりますが、ハラスメントの研修というのはまだ受けていない状況です。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 診療所全体かという部分でなんですけど、勤務状況がばらばらというのは、看護師スタッフさんのほうの勤務がということだと思えますけれども、部署部署って、各部署ではなく、各部署で行った上でやはり診療所全体というのが望ましいかなと思いますので、副師長さんにもハラスメント研修をぜひ受けていただいた上で、皆さんでその対策とか全てを共有していただけたらなと思います。

相談窓口についてなんですけれども、各部署の管理者と、あと所外でということでお答え
いただいたんですが、相談しやすい工夫とかはどのようにされているのか。あと、個人によ
ってはなかなか相談できない性格というか、そういう方もいらっしゃると思うんですけれど
も、そちらのほうの対策はどうしているのか、あとプライバシー保護の観点で匿名で相談で
きるように、患者さんに対しては御意見箱みたいのを設置しているのは知っているんですが、
そこになかなか職員が入れるというのも難しいとも思うので、一応匿名で相談できるように、
それは町として何かホームページ上に、そういうネットを介して相談できるような体制を取
ることは可能かどうか、あと今まで相談があったかどうかという4点についてお聞きします。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 相談しやすいような工夫という部分では、
相談窓口の明確化というのを行いまして各職員に伝えるということを行っているところです。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 全体的なお話になりますが、そういうような状況があった
場合、本人から丁寧な聞き取りというものをまず基本としております。

ただ、その職場の管理職ですので、その管理職に言いにくい部分というのものもあるかと思
います。そういった意味で、所外の相談窓口というふうに書いてありますけれども、これは総
務財政課と企画町民課ということになります。その辺の病院の管理職に言いにくいという場
合には、総務財政課、企画町民課の担当というか、私どもに相談をしていただくというよう
なところを基本として、相談しやすい、そういったことを徹底的に周知しまして相談しやす
い体制といたしましょうか、そういうものを今後もさらに構築していきたいなというふう
に思っております。

あと、1個戻りますけれども、研修の関係がありました。ハラスメントの研修というのは、
役場全体で毎年1回行っております。ただ、診療所の看護師さんがそこに参加できているか
という、なかなか参加できていないというような状況があります。診療所の看護師さんも
町職員ですので、今後そういったところにも、先ほど勤務の状況というのもありましたが、
参加できる範囲で参加をしていただくというような形で推進していきたいなというふう
に思っています。また、正職員の看護師さんのみならず、派遣の看護師さんといった方々にも
参加をしていただくということも声かけをしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 相談はありました。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） すみません、もう一点、匿名でネットを使って相談とかという考えはこの部分についてはいかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 例えば、メールを使ってというふうな形で御相談をいただく、直接、例えば総務財政課に相談いただくというのはありますけれども、匿名ということになりますと、我々としてはそういうことがあったら、まず当事者に聞き取りをしてということですね。そして、もし相手方がいるのであれば相手方にも聞き取りをしてということの基本としておりますので、匿名という、その内容をなかなか、どなたに聞いていいのか分からない状況になるので、できる限り対応はしていきたいというふうに思いますけれども、そこは、例えば直接お互い話をさせていただいて外に漏らさないというようなことをお約束した上で、内容を聞いて対応していくということも必要であろうかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ありがとうございます。私の聞き方もおかしいですね。メールで名の形みたいなそういう相談の仕方も、そのほうがいいかなと、今、御答弁を聞いていて思いました。すみません。

佐々木課長のほうから、ちょっと対応の方法についてもちょっとあったんですが、ごめんなさい、4つ目にいきます。報告があった場合の調査、対応方法という部分で、それが片方ずつ、先ほど事務長、相談があったというふうにおっしゃられたんですけども、そのときの聞き取りというのは、片方ずつの聞き取りをして、その後双方交えての話になったのか、また公平に判断できる立場の方が同席したのかなど、そういう詳細、もしお答えいただければお願いします。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 一応、相談があったときの対応という部分で、先ほど申しましたとおり所外の相談窓口とも連携しながら対応して、状況に応じて聞き取りや専門機関に相談対応をしているところです。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 状況に応じてというのは、相談してきた側のその相談者が、この方から、万が一不快な思いをさせられたという相談があったとき、この両者を交えてという話合いの場は設けてはいないということではないでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 両者を交えてという聞き取りはございません。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） それないと、行っていないのは、その理由があるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 一般的なお話として申し上げます。

双方聞き取りをして、意見が双方かみ合っていればいいんですが、お互いなかなかかみ合わないということが結構あります。そういった場合に、どっちが正しいのかという話になるんですけれども、そこは今後、職場の中で一定の注意をする、そちら、お互いどっちがというのもあるんですが、そういった場合お互いの、総務課から注意をして収まるような場合については、お互い注意をしていただくというような方法もあると思いますけれども、一方でどうしても納得がいかないというような場合もありますので、そういった場合には、最終的には第三者を通じてというようなことも必要だと思います。なるべく、そのお互いの意見がありましようから、そういったことを丁寧に聞いた上で、まずは職場内で対応を考えていく、今後の対応を考えていくということを基本としながら、残念ながらそうならない場合については第三者の意見も伺っていくというようなことも必要だというふうに思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） 分かりました。片方だけが、今後が続いて、もしかして相談した側の今後がなかったら、ちょっと悲惨かなとか、そういうふうにも受け止めてしまうんですが、そこはちょっと公平に判断できるように取組、対応方法を考えていただけたらと思います。

5つ目の取組を評価するための指標についてというところで、職場内のコミュニケーションの活性化と、もっともだと思うのですが、いろいろ調べたら、上司が部下を評価するのは今までも人事評価とかと、現在も行われているんですかね。あったと思うんですけれども、部下が上司を評価する、そういう形を取るによってハラスメント傾向を早期に把握でき

るとか、そういう行動を牽制、防止できる、あとプライバシーを守りながらハラスメント対策ができるという利点があるようなのですが、そういう取組とかは考えているのでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（長谷山一樹君） 人事評価といたしますか、役場全体の話なんですけれども、目標管理という部分で、1年の目標というか工程を確認しているところです。その中で、上司と部下の部分でヒアリングを行っているいろいろ話をするという場面もございますので、その中でお互い、いろいろ話し合いたいことがあれば、そこで話し合うということも行っているところです。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） では、むかわ町役場内、診療所も含めですが、上司、部下の関係は、関係というか、そのお互いの評価というのは適切に行われていると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 人事評価については行ってはおりますけれども、部下が上司を評価するというものは実際には行われてはおりません。ただ、そこでその評価を通じて、1対1でお話をする場面とかというのはあるんですが、その中で、職場の悩みだとか、そういったことも含めて事情を聞いているというような側面はございます。人事評価に含めて、そういった悩みとかそういうところも聞いているところであります。

以上です。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ありがとうございます。

私は個人的に360度評価というのをちょっといいなと思ったので、今回取上げさせていただいたんですが、相手が嫌だとか不快だと感じたらハラスメントは成立してしまうということとされています。強要や圧力がまかり通っていた時代はもう終わっているというのが現状ですので、穂別診療所においてもほかの市町村から通勤されている正職員の方や、派遣さんにおいては、寮とか住宅はちゃんと設置されていますけれども、せっかく穂別を選んで来て働いてくれているわけですから、お互いに思いやりを持った働きやすい職場環境をつくっていただきたいなと思っています。

そういう働く環境というのはどこに影響するかといたら、やっぱり患者様に影響するんじゃないかと考えますので、そののところがしっかり踏まえた上で、言葉一つ、態度一つが

個人の人生を変えてしまう可能性もあるということを十分考慮しながら、ハラスメント対策について、今後も的確な取組をお願いして一般質問を終わりたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ハラスメントの認識については、先ほどからもやり取りがあるかと思えますけれども、個人の尊厳だとか、あるいは人権に関わる行為とも伝えております。事業者にとっても、業務への支障だとか人材の損失、それには社会的評価への影響というのも与えかねない問題とされておりますので、これもしっかりとした法令というんでしょうか、こういったところに基づき、その対策、確実にを行うことが重要であると言わずもがなとも認識しているところでもございます。

それで、繰り返しますけれども、町としましてはそういった認識に基づきながら、関係分野というのが連携し相談窓口というのを通しながら、ハラスメントを含む労働相談に応じているほか、今後につきましても研修会などを通してながら、ハラスメントの防止、監視に關係しての呼びかけというんでしょうか、これらも徹底して正しい理解の促進というのを図り、議員のおっしゃるより働きやすい環境づくりに向けて鋭意啓発に努めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤恵美君） ありがとうございます。大いに期待しています。

以上で一般質問を終わります。

○議長（野田省一君） 換気のため暫時休憩いたします。

再開は16時15分とします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時15分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 古内みゆき 議員

○議長（野田省一君） 次に、3番、古内みゆき議員。

[3番 古内みゆき議員 登壇]

○3番（古内みゆき君） 通告に基づき、一般質問をいたします。

何度も総務厚生常任委員会で質疑が行われましたし、先日の決算特別委員会にてこの件を全会一致で附帯決議として提出されました。先日、父兄に対してアンケートも出され改善がされているように思います。まだ改善点は多々あると思いますので、今回の論点は安全対策についてです。この事業について安全対策は十分に行われていますか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 御質問の要旨に沿いお答えいたします。

現在、町のほうで実施しております放課後子ども教室のアンケート結果では、中間集計ではございますが、多くの保護者の皆様に事業に満足していると御回答いただいている状況でございます。ただその一方で、安全対策に不安を感じていると御意見もいただいております。

町といたしましては、既に定期的に現地に出向き、事業が安全に行われているか確認をしておりますが、今回のアンケート結果を検証し、引き続き保護者の不安を取り除き、子どもたちが安全に過ごせる居場所づくりに向けて努めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

ちょっと元に戻りってところなんですけど、この事業に対して二人のスタッフがつくということになってはいますが、必ず2名のスタッフがついて事業は行われているのでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） ただいまの質問にお答えします。

放課後教室事業、先ほど御説明しましたように役場職員が確認しているという部分もありますが、実績報告でもスタッフの数は数えておまして、必ず2名体制で行われております。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

以前、いろいろと答弁いただいた中に、この2名の中に地域先生も含まれていますというふうに御答弁をいただきましたが、改めて地域先生の役割とは何でしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 放課後子ども教室では様々な事業メニューが用意されております。子どもたちの何々をしたいという、やりたいということを実現するため、その分野で得意な、子どもたちに教えたいというものがある先生を地域先生と呼んでいるんですが、

地域先生は事業の補助の役割を果たしていると考えております。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

何度もやり取りをしているんですが、この事業費の見積りにはスタッフ2名がつくという内訳になっています。こちらの認識としては、安全の担保をするという意味で捉えています。なぜなら、地域先生は当事業並びに町営取組ゆえ力を貸していただき、今補助というふうにおっしゃっていただきましたが、そういう認識です。言うならば有償ボランティアの立ち位置として存在しているという認識ですが、そちらのほう間違いないでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 間違いないです。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

そうしますと、鶴川地区と穂別地区で同じ曜日にプログラムが入っています。こちらの事業者はスタッフが2名というふう聞いておりますので、物理的に2名が別の場所に存在するのは無理だと思います。X、旧ツイッターで事業者の1人がプログラム中に札幌に出かけているという書き込みをされていたことがありました。それらを踏まえて、契約とは違っていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 私どもで確認している、現地に出向くのもそうなんですが、実績報告では、必ずスタッフと地域先生というパターンもあるんですが、その二人が一人になっているという状況は確認取れていないです。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 今のおっしゃり方だと、2名がついてますと、スタッフの方1名と地域先生が1名でも2名になりますというふう聞こえるんですが、そうしますと、それを踏まえた中で当該事業者委嘱をされているのでしょうか、地域先生に対して。委嘱状に明記されていますでしょうか。地域先生がその事業に対して責任を持つという委嘱状というものはお渡しはされているのでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 委嘱という表現はちょっと聞いたことないんですが、登録しているというふう聞いております。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 委員会で、地域先生を含め2名がいるから問題ないですというふう
に言われていたんですけれども、事業の実施中にアクシデントが起こった場合、例えば生理
現象ですとか、けがですとか、そういうことないわけではないと思います。子どもたちから
目を離すことがあると思いますが、その間に何か事故が起こった場合、地域先生しかその場
にいないければ、責任は地域先生が取られるのでしょうか。子どもに事故が起こったら、その
場にいた地域先生に責任を押しつけることになりませんか。そちらの御意見をお願いいたし
ます。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 事業の最中に子どもにアクシデント、事故が起きた場合
は、町とあくまでも事業者との契約ですので、事業者がむかわ町が実施している放課後子ど
も児童クラブとかと同等の保険に入っていることも確認しております。この場合、責任は法
人が取ると、委託先が取るものと考えております。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 地域先生というのは事業者ではないということで、その場に地域先
生、もし事業者がアクシデントが起こった場合、地域先生しかそこにいらっしゃらないとい
う場合もなきにしもあらずだと思います。そういった場合、地域先生が責任を持っています
よねという形で何か事故が起こった場合、地域先生の責任になりかねないというふうに思う
のですが、そこで事業者が二人つくというふうになっていると思うのですが、事業者が責任
を持つともいえども一人しかいらっしゃらないというのはどう考えても契約と違うと思うの
ですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 契約、放課後子ども教室事業、いろんな種類、メニュー
がございまして、2人体制、今、地域先生1人、スタッフの先生1人という場合もあります
が、事業の内容によっては地域先生が複数人、3人から4人という状況もございます。

責任の所在でございしますが、やはり法人のほうで契約している法人が受け持つものと考え
ております。

以上です。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 責任は地域先生は持たないということですが、スタッフとい

う言葉の定義というのは社員というふうに捉えておりますが、スタッフの中に地域先生は含まれないと思うんですけれども、その辺の言葉の定義というのはどのようになっていますか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 事業を運営していく上で、スタッフには地域先生は含まれて問題ないと考えております。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） そうしますと、以前頂いた見積書、そちらのほうと話が違ってきまして、スタッフ2名体制というふうになりまして、スタッフというのは社員ということになりますので、何が何でも事業者お二人がつくというふうになっていると考えられますが、地域先生がついていいというふうにはこちらにはうたっておりませんが、どのような形でいつから変わったんでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） いつから変わっているということはないんですが……、最初から申し……、すみません。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうで答えをしたいと思います。

質問の趣旨としては、子どもの安全対策ということで、契約どおり履行されているかどうかというお話かというふうに思います。もしそういう疑念があるんだとしたら、当然これは契約に立ち返ってきちんとやらなきゃならないということですので、契約に沿った事業の履行ということをさせるように私どもいたしますので、そういった観点で、もしそういう疑念があるんだとしたら、そこもただしながらしっかりと指導してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。その言葉が聞きたかったです。

スタッフ2名というふうになっていますが、地域先生も入ってもいいですか、あとは一人のときもありますというところで、熊谷さんが週に1回出かけていって確認をしているというお話は聞きますが、どう考えてもこの事業、スタッフ2名、社員が2名ついて穂別地区とあと鶴川地区でプログラムをやることは不可能です。それを是認しているというのは町の責任だと思っています。

リスク分散という観点から、例えば国際線のパイロットなんかも、機長と副操縦士、例え

ば御飯を別々のものに食べますとかという形で、何かあったときのリスク分散というものをしています。そのだった場合に、パイロットというのも命を守るということにはなりますが、放課後子ども教室のスタッフも子どもたちの命を守るという観点から、スタッフが2名をつくというのがリスク回避として必ず必要だというふうに思っています。今までが地域先生に任せていたということ自体が私としてはおかしいんじゃないかなというふうに思っています。

副町長が言ってくださったので、これから先改善されるんだろうというふうに思いますけれども、例えば、さくら認定こども園のほうから、何も言いませんよ、例えば道のほうから、監査というか指導が来ていたというようなお話を聞いています。例えば常時2名以上の教育者とか、保育に従事する職員を置くようにというふうに改善してくださいねという連絡があったと聞いています。これは間違いないですよ。というふうに聞いております。

これは、もちろん、こども園と、あと子ども教室事業は違うとはいえ、必ず2名がついて安全を担保する必要があるという表れだと思いますので、その辺本当に副町長のお言葉を伺って、私としては本当に安心しましたけれども、父兄の皆さんから話を聞いていると、この事業、楽しく子どもさんたちが参加しているのは本当にいいことだというふうにおっしゃっています。ただ、安全対策についてはどうしても納得できないという方々がたくさんいらっしゃいます。なので、どう考えても無理なんですから、中身の縮小、プログラムの縮小ですか、もしくはそれに充当できるだけのスタッフを雇い入れるということで、子どもたちが安全に活動できるようにぜひしていただければというふうに思います。

町長、何か言ってくださるんですね。ということで、私のほうからはそのように思っておりますが、町長のほうから何かありましたら伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 実務の中身はおきまして、リスク管理の関係においてお聞きをしますと、さきの出前議会の中でも意見というのが出されていたように私も伺っているわけですが、委託先というんでしょうか、そういったところからの事前に事業の運行計画というのかな、そういった際の事業の内容だとか、先ほどキャッチボールされた職員の配置状況だとか、こういった確認を図りながら適宜点検、検証というのを図り、古内議員が言われているより安全・安心な取組ができるよう努めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

町長の執行方針演説で放課後子ども教室の子どもの居場所づくりというふうにかかれてお

りましたので、まずは充実の前にぜひ安全担保を確保していただきたいというふうに思いまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

じゃ、次の質問にいきたいと思います。

前回の一般質問で特産品開発について質問をいたしました。その際に仕様書があるということで、仕様書を出してほしいというふうにお問い合わせをしたところ、公文書開示請求が必要だというふうに言われまして、書類を頂き1週間ほど待ち、1回の会計で30円、お支払いをしてもらってきました。やっと頂きました。それで、今回はその仕様書の内容について質問をいたします。

委託内容の上記3点のうち2点以上は、ふるさと納税返礼品としても取扱可能な内容とし、委託期間内に商品化に至らなかったその他の商品についても継続して商品化に努めることとありますが、現在の進捗状況を教えてください。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 私のほうからお答えします。

今回の質問につきましては、開示請求をいただきまして2月上旬に交付、開示しました。むかわ町特産品開発業務委託仕様書の記載の件ということで答弁させていただきたいと思えます。

今、御質問の中にもありましたように、仕様書においては商品化に向け企画開発した製品が何らかの都合によって委託期間内に商品化に至らなかったその商品についても、継続して商品化に努めることとしたものでございます。結果的に委託期間内に企画開発した製品が全て商品化され、この仕様書にある本文を適用することなく事業を終えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

全て委託、商品化されたということでしたが、中で、決算委員会のと看だつたかな、大量生産ができないのでコストがかかりますというふうなことをおっしゃっていました。であれば、そのコストがかかる分、今後の、継続して商品化ということであれば継続して、コストがかからないようにするとか、そういったことをぜひやっていただければというふうに思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 今の質問は、商品化されたもののことでよろしいですね。

商品化されております7品目につきましては、現在も継続的に不足が生じた場合については増販するような形になっておりますので、その売行きによって1回のロット数を多くすればコストは減ると思うんですけども、在庫を抱える、抱えないという部分と、あと会社の経費、負担という部分もございますので、そこは事業者のほうの考えであると思いますが、この7品については途切れることなく商品として販売していただくようお願いしているところでございます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

同じく開示請求をして頂いたむかわ町特産品開発業務計画書にはその辺の記載がなくて、継続しているかどうかの根拠というものが分かりません。今、そちらのほう7品目全て終わりましたというふうにおっしゃっていますが、何か確認ができる書類というのがありますでしょうか。設計計画書にその辺の記載がなく、永続的に363万円の内容で努めていくならいものだなというふう思うんですけども、今回も公文書開示請求の書類を作成し料金支払いますので、継続して商品化というか、努めているという商品の資料を頂きたいのですが、当然ありますよね。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 今の質問、僕の中にずっと入ってきていないんですが、2回目に請求いただきました業務の計画書につきましては、委託期間内の業務の進行状況を確認するものでございまして、その後につきましては、事業者の決算等を見ながら確認していく必要があるかなと思います。なので、今述べられましたものを請求されても、うちの手持ちはないということは正直なところでございますので、御理解ください。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 結論として7品目というふうに出ているのであれば、検証結果という書類など作られているかなというふうに思いますので、そちらの書類はございますでしょうか。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 現在、町の資料としては、商品を開発して販売していただいている状況は確認しておりますが、書面等で残っているものはございません。なので、もし現状の販売数とかを知りたいのであれば、私のほうから事業者のほうにどの時点の販売実績を教えてくださいということも確認することはできますので、そういう情報の提供はでき

るかなというふうに思います。ですが、7品につきましては、現在も継続的に販売、取扱いしている店もございますので、販売は継続されているものと認識しているところでございます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

7品目の売られているのは当然なんですけれども、お金をかけて7品目が作られ、売られているのですから、その辺の検証というのは必要になってくるかと思っておりますので、そちらのほうをぜひ出していただきたいなというふうに考えています。

私がちょっと意地悪で言うてはいるんですけども、この書類が出てくるとは当然思えないという形、この文章自体がおかしいですよ。継続して商品化に努めることというふうになっています。継続してということは永劫的にやるというふうに書かれていますし、この計画書にもその計画にのっとった線というのは引かれていないんですよ。それで、やっていますというのが、どう考えてもおかしいなというふうに思いまして質問をしています。

これ見ても、言いたくないこととか、不備なこと、不確かなこと、すごく出てきますということについて、別に菊池さんに言いたいわけではないんですが、言いたくなりますというところです。この会社が知見があるからとか、この会社しかできないから1者特命随意契約にしましたというふうに何度も答弁いただきましたが、OEM商品だとかAmazonで売っているような同じような縫いぐるみを出して、納得できないというふうに思っている町民の方の声を聞きます。

じゃ、地域商社の役割というのは改めてどういうことですかという、ちょっとお話を伺いたいと思います。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 今、いろいろありましたけれども、今回の一般質問の通告につきましては、特産品開発業務の仕様書に記載する継続して商品化に努めることの内容というふうに理解していますが、それは間違っていないですよ。

そこにつきましては、最初の答弁でも触れましたが、期間内に商品化とならなかったものは商品化に努めてくださいよと、商品化してくださいよ、期間を超えてもということで、仕様書に記載しておりますので、継続して商品化するものとして、この仕様書の本文に適用するものはなかったということをお答えしたと思うんですけども、それは理解していただいていますか。

今の質問は通告外でよろしいですね。なんですけれども、地域商社の関係につきましても、令和2年の合同会社開設から町の施策、地方創生に沿った内容で会社を立ち上げる支援をしてきていまして、これまで合同会社から株式会社になって、現在皆さんには見えづらいかもしれませんが、町の事業の展開にもお手伝いいただいているところでございますし、こういう業務を通して、地元の僅か一部ではございますが、事業者さんとのつながりも今見えてきているところでございます。

8番議員の一般質問にもありましたが、3月22日に地域商社を含めた関係団体で観光連絡会議というのを開催する中で、観光もそうですが、やっぱり商業面もつなぐというのも私たちの大事な仕事だと思っていますので、この連絡会議の中でこの3者、もしくは新たな団体も入るかもしれませんが、町を盛り上げる取組をしていきたいなというふうに思っています。

地域商社につきましては、このような、今は見えづらいかもしれませんが、今、町で取り組んでいるまちなか再生についても、やはり役割を担っていただく必要がある会社かなというふうには僕は思っていますので、もう少し時間をかけて見ていただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

地域商社としていろいろと役割を果たされているということでしたけれども、OEM商品を使ってふるさと納税を出されていますけれども、地域商社の役割というのはそもそも何かというと、地域の農産品とか工芸品など地域に眠る魅力ある産品やサービスの販路を生産者に代わって新たに開拓し、1円でも高く生産者から産品を買い取れるよう市場から従来以上の収益を引き出す役割を担う云々かんぬんということで、内閣府の地方創生推進事務局のサイトに書いてありました。ということは、これでいくとこの地域商社としての役割ということであると、OEM商品を使ってふるさと納税の商品を出すということは、町としてよいと判断されたかどうかというのを伺えればと思います。

○議長（野田省一君） ちょっとぎりぎり。

〔「もうちょっときついんじゃない、商品の観点から」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 分かりました。

古内議員に申し上げます。これ以上入らないでね。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） ここで最後、菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 今、OEM商品がふるさと納税の返礼品にというふうにお話はありましたが、ふるさと納税の返礼品となっている商品開発業務で商品となったものについては、むかわ町の香り、珍味のカスベえ、恐竜縫いぐるみの食物連鎖の海竜編ということで、OEM商品がふるさと納税の返礼品にはなっておりませんので、申し添えたいと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 地域商社の役割というのは、菊池さんのほうからいろいろとお話しいただきましたけれども、先日の出前議会でも言われましたが、やはりこの地域商社自体の役割というのに疑問が残るといような声は出ています。

こちらの企業、今回健全性において2期赤字、自己資本比率1桁ということで、————、ガイドラインがないとしても最低、会社の健全性ですとか、地域性、スキルなどをおいてちゅうちょするような会社さんなのではないかなというふうに思うのですが、そこに出したというところは、どうしてそちらを選ばれたのかというのは伺えますでしょうか。

○議長（野田省一君） 地域商社について質問してくれているのであればいいんですが、これ以上最初の一般質問の趣旨から外れないようにしてください。再度申し上げます。

答えられるのであれば受けます。

菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） あまり耳に入れたくない言葉も今出てきましたので、ちょっと気をつけていきたいなというふうに思います。

会社自体につきましては、業績等々ございますが、この業務発注に係る部分については、何度もお答えしているとおおり、やはり複数の事業者とのつながりがあって、私たちの地域の資源を活用でき、いろんな分野の製品を商品化する可能性がある事業者として選ばせていただきました。

ゆえ、出来上がったものについても、我々が示した仕様内容は、売上げは別ですよ。物ができてから売り始めるので、売上げは別として、実際に5つの商品をお願いしたところ7つできました。2つのふるさと納税の返礼品というところをお願いしましたが、そこは3つになりました。実際にふるさと納税の返礼品となって登録されて以降、出るものは出ていますし、出ないものは出ていませんが、3つの返礼品となった3品目に対しまして、ゼロはありません。多いものでは40を超えているものもありますので、これからその返礼品にしていた

だくことによって、うちのほうに入ってくるふるさと納税の増収、またそれらに関連する事業者の収入にもなりますので、そこを伸ばしていくというのがこれからの私たちの声かけと
いうのが必要なのかなというふうに思いますし、先ほどもありましたとおり、どれだけ販売
しているか、ふるさと納税以外でも販売しているものもございますので、その辺はちょっと
確認しながらいきたいなというふうに思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

本来の地域商社という在り方ですけれども、最近高校生が作った、ともしんアイスだとか、
ジビエカレーみたいなのも出ていますので、本来であればそういうものを売っていくお手伝
いみたいなものが地域商社としての役割なんじゃないかなというふうに思いますので、これ
から先、何か発注するとかそういった場合に、ちょっといろいろと考えて発注なり会社を選
んでいただければいいかなというふうに思いまして、私からの一般質問を終わらせていただ
きます。ありがとうございます。

◎会議時間の延長

○議長（野田省一君） 本日の会議は、審議の都合によってあらかじめ延長します。

◇ 北 村 修 議員

○議長（野田省一君） 次に、11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。今回は、私は町
長と一緒に考えている執行方針に掲げたまちづくりを共に歩んでいけたらいいなという思い
で通告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

そこで、まず第1でありますけれども、地球温暖化対策実行計画についてであります。こ
の温暖化対策実行計画という文言そのものは令和6年度の中の施政方針の中には入っていた
んですけれども、今回は入ってなくて、ゼロカーボン、あるいは別の形で簡単に触れられ
ているところであります。そこでお伺いするんですが、実行計画を見させていただきますと、
中間年という形の中で見直しもというふうなこともあります。この間、町長もこの方針の中
で述べられておりますけれども、夏の異常な高温、そして冬の大雪、あるいは我が町にあっ
ては乾燥というような状況があつて、本当に夏の作物に影響はないのかというふうな心配が

多々出されているところであります。

世界的に見ても、大水害、干ばつというふうなことが本当に異常な事態として展開されてきている、だからこそ、今急いでこの温暖化対策ということにやっていかなきゃいけない、そこで、町としてもいろんな身近にできるところから家庭の排出ガスの問題等々含めてやられておりますが、この温暖化実行計画をこの間どのように取り進めてきたのか、その経過と対応について、まず伺うものであります。

それから、2つ目には……、そういう上で伺いするわけでありましてけれども、この温暖化実行計画が計画よりもどの程度変化してきたのかを伺うものであります。失礼しました。ちょっと俺の質問の順番が違うな。

〔「大丈夫だ」と言う人あり〕

○11番（北村 修君） 大丈夫じゃないわ。

2つ目には、この事業計画に挙げられているJ-クレジットの取組について伺うものであります。再エネに対する電力会社等の協定等々もあるようでありましてけれども、具体的な考え方について伺うものであります。

3つ目に、森林を生かしたまちづくりに木を生かしてとあります。加工品づくりに地域おこし協力隊等の活用を検討してはどうかということについて、まず最初にお伺いいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） むかわ町の地球温暖化対策の実行計画、区域編というか、区域施策編というんでしょうか、これの計画期間、令和5年度から令和12年度までの8年間で今計画をしているところで、先ほど議員のほうからもお話があったように、中間年となる令和8年度に必要な応じて見直しを行う予定としているところでもございます。

そういう中で、1点目の経過と対応についてでございますが、これまでそれぞれ関係する機関と包括連携協定等を締結しております。官民連携での脱炭素に向けた未来につながる持続可能な社会の実現を目指していくところでもございます。

また、執行方針でも述べておりますが、令和7年度の民生部門に関わる取組として、これ、民生部門です。住まいのゼロカーボン化推進事業を実施して、家庭の省エネ化を支援してまいります。

引き続き民間等の知見あるいは手法、こういったところも参考にしながら、むかわ町の地域課題の解決と併せ、カーボンニュートラル、あるいは一面ではカーボンマイナスというふうな会社もございまして、そういったところを目指しながら進めていく考えでございます。

続いて、2点目のJークレジットの取組方向でございますが、町としましては森林でCO₂吸収量の見える化、カーボンクレジットを創出することで算出ができ、吸収量拡大を視野に計画できることから、現在、森林吸収系のJークレジット化の実現に向けて取組を進めているところでもございます。

また、再エネと電力会社との協定締結の方向につきましては、昨年11月に北海道電力株式会社と包括連携協定を締結したところであり、再エネやレジリエンス、これを強化に関する事など、同社にコーディネートをいただいて相互連携をより推進していくところでございます。

3点目の加工製品づくりに向けた地域おこし協力隊の活用についてでございますが、これは森林の町として二酸化炭素の吸収量が胆振管内では最も多い町として、地域財による加工製品の製作は大変魅力を感じるものでもございます。

このたびは議員からの貴重な御提案と受け止め、今後に向けての活用等も含めた検討をさせていただければと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

幾つか関連してお伺いをいたしますが、1つはこの温暖化計画をつくって、今言われたように民生部門等ともやってきたというふうになっております。これらが当初示されたこういうグラフの状況から見れば、どのような状況に変化してきたのか、もし押さえていけば、まず伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 計画の当初からどのように温室効果ガスが変化したかという御質問ですが、それについては、このむかわ町地球温暖化対策実行計画で記載されております二酸化炭素の排出量でございますが、こちらは人口による案分により算出されているものでございます。ですので、CO₂削減による変化の積み上げは行ってきていないところですが、今できる脱炭素対策を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） なるほど。

じゃ、次に昨年の執行方針、事業計画の中に上下水道に関連しての脱炭素化ということ掲げておりましたけれども、この辺の状況変化というのはあるんですか。どのように取り組んだかも含めてお願いします。

○議長（野田省一君） 暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休憩 午後 4時59分

再開 午後 5時00分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤 琢君） 私のほうから上下水道の状況について御説明させていただきます。

現時点で処理場の脱炭素化につきましては、LED化等を検討しております、今その検討を進めているところでございます。また、汚泥の共同処理というところも、ちょっと長期的にはなるんですけれども、そのところも含めて脱炭素化を進めていくところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 上水道の脱炭素化というのは、大きく言えばLED化ということなのか。であれば、今年いろんな方向で掲げるようでありますけれども、国のほうも防災対策としてこのLED化には相当な地方が使える予算もあるようでございます。そういうことは考えながらやるというふうになっているのでしょうか。

○議長（野田省一君） 佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤 琢君） 当然、補助事業等を活用してやっていくように考えております。また、付け加えますと、昨年、省電力発電等、検討はさせていただいたんですけれども、規模が小さくて実施ができないというような結果になっていることも申し添えます。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） あわせてもう一点この点でお伺いしたいんですけれども、昨年の執行方針の中に町再生可能エネルギー導入計画というのに基づきというふうのありました。これを調査検討もして進めるぞというふうになっておりますけれども、この導入計画というのはどんなふうになっているのかちょっと伺っておきたい、我々に示されていなかったなど

いうふうに思っているんです。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 令和5年度に、むかわ町再生可能エネルギー導入計画を策定しておりますが、議員さんの皆さんにはたしか全員協議会のほうで御説明していたかと思えます。その中で、うちの町の地域特性を生かしてどのような再エネがよいのかというところを検討してきております。

先ほど佐藤参事からもお話がありましたが、まず小水力発電のほう、そちらのほうは施設を穂別ダムであったり、上水道施設、あと頭首工の部分を調査して、そこでどれぐらい発電するのかというところを検討してきております。結果から申しますと、発電はするんですけども、やっぱり先ほど言ったとおりの発電量が足りなくて、なかなかコスト的に合わないというところを御説明していたかと思えます。

あと、うちの町で合っているのは、太陽光のポテンシャルがあるということで、そのように御説明した経過がございます。ですので、こちらの計画ではその評価をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） もう一度お伺いしますけれども、このエネルギー計画の中で今言われた太陽光発電の関連で再エネルギーということなのですが、頂いた資料によると我が町にある太陽光発電から出されるエネルギーという点では6,000世帯分ぐらいあるというふうにおっしゃっておられたと思うんですけども、これらを具体的に活用するという方向は検討はされているのでしょうか。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 議員から今お話があったのは鷓川地区にあるメガソーラー施設の活用の件だと思います。メガソーラーは本町に2か所ございまして、そちらは2つともFIT制度、固定価格買取制度を活用して全て電力会社に売っているというところがございます。こちらは制度的に20年というふうになっておりますので、ちょっとその活用というのは現段階では難しいのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） たくさんやりたいんですけども、時間の関係もあるのではしより

ますけれども、次にJ-クレジットの問題についてお伺いしたいというふうに思います。

これも、これまで森林吸収クレジットの取得を目指していくよということも含めて対応されているようなんですけれども、その状況はどんなふうになっているのか伺います。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） 先ほどの町長の答弁でもございましたが、森林吸収系J-クレジット化を目指すことによって森林のCO₂吸収量の見える化が行われるというところで、本実行計画におけるクレジット化が本命ではなく、クレジット化を算出する際の計算式、またノウハウを活用することが大事ということも考えております。現在はJ-クレジット制度に沿ったルールでクレジット化は目指しているところですが、町の約8割である山林全体へ反映させる算出をするにはまだまだ課題もあると捉えているところです。

まずは、町有林のほんの一部の山林のクレジット化ですが、これがベースとなり並行して課題整理を行うことにより、町全体の山林がどれほどCO₂吸収に対するポテンシャルが見えてくる、そういうところがあると思いますので、取り組んでおりますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） もう一回伺いますけれども、昨年もこれに対する取得を目指して調査研究というようなことをやっておりました。今年もまた同じような形の文言が入っているんですけども、その辺どういうふうに捉えたらいいのか、もう一度お願いします。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） J-クレジットのクレジット化の進捗状況というところでの回答と考えてよろしいでしょうか。

現在の計画でクレジット化を目指しますと、まだクレジット化になる域まで達していないところでございます。そこで、令和7年度当初予算のほうにもちょっと盛り込ませていただきますが、今の町有林の一部でしか計画を立てておりませんので、さらにその町有林のポテンシャル、どれぐらいまだクレジット化できるのかというところを今加えて計画を立て直すところでありまして、令和7年度の計画変更を今目指しているところでありまして、そのことによってクレジット化が一年でも早く進められるようになるかなという状況であります。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） そういう状況なんですか。それであればもう一度お伺いしますけれども、町有林の整備計画、それはどのような形でこの事業とも併せながらやられてきたのか。

私は鶴川地区で、穂別地区の山々はなかなか行く機会はないんですけども、鶴川地区の町有林を見れば、例えば植えたままで除伐がほとんどされていないというような実態があります。こういうようなこともちゃんと計画を、その単なる事業化、その取得に向けたというだけでなく、町有林そのものを成長させる、そしてそこら辺の活用を高めるというようなことも当然やってきているんだろうと思うんですけども、その辺ちょっとずれますけれども、お伺いします。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） 町有林の整備計画につきましては、5年計画で見直しをしながら行っているところでございますが、J-クレジットとのリンクをした計画ではありません。あくまでも、その森林再生といいますか、循環させる計画上の計画であります。その計画をベースにJ-クレジットの制度に落とし込んだ場合、どれぐらいのCO₂削減になるのかというところにはなるとは思いますけれども、あくまでもJ-クレジットを目指すための計画ではないというところだけは御理解いただきたいと思えます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） クレジットのその関連でいえば、今、道内の幾つかの自治体にかなり広がっているというふうに報道されておりますけれども、自治体が持っている町有林のCO₂吸収量を企業に販売して自治体も一定の稼ぎ、稼ぎと言ったら怒られるな、利潤を上げようというような取組もあるようですけれども、そういうこともリンクさせてやっているんですか。また、それらに対する考え方についてはどう思っているんですか。そこを伺っておきたい。町長よろしく。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） J-クレジット制度で、今プロジェクト計画を作成しまして、町有林の一部、対象面積としては224.44ヘクタールが今のプロジェクトに当たるんですが……

〔「224.44」と言う人あり〕

○農林水産課参事（藤野真稔君） 224.44ヘクタールになります。これがプロジェクトの現在の対象面積であります。これが2023年、令和5年の総吸収量で、ここの面積だけ見ますと、2,091.1トンCO₂これがマイナス、これだけ吸収をしているということでもあります。

一方で、主伐、木を切って、それを売り上げて、そして基金に積立てしているところなんですけれども、木を切った場合、逆に排出ということで数字が出てしまうんですけども、

これが2023年の排出量で4,945.3トンCO₂、差引きしますと純吸収量というところで、マイナスの2,854トンになると。これがプラスにならないとクレジット化ができないという仕組みなんですけれども、あくまでもこれは町有林の一部、今の計画の中でいくと令和5年度のプラスマイナスでは今マイナスになっているよと。計画上、8年間計画を立てなきゃいけないんですけれども、これが後段のほうになってくるとプラスになったときにクレジット化が初めてできますよというような状況です。

ただ、今年、あくまでも計画ですので、実際に施業するとある程度数字が変わってきます。あくまでも計画上ですので、標準伐期に合わせた算定式を行いますので、実際に現場で、本来の本数より多ければプラスになりますし、本来の本数より生育が悪く少なければマイナスになるということも出てきますので、その検定等も行いながらクレジット化が進んでいくというような状況であります。あくまでも町有林のごく一部の計画の中のお話ですので、これが今後町有林、ほかにも吸収源いっぱいポテンシャルありますので、それを加えていこうと、変更していこうと今考えているところです。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 次にいく前に、この問題でもう一回だけお伺いしておきたいのは、私が今その前に質問した一つに、この間、道内でそれぞれが持っている町有林が持つCO₂の吸収量を、あるそういうことができない事業者に販売すると、何がしかの金額でというような事業もやっているようなんですけれども、それらが今言われたように、うちのクレジットが達成した場合にそういうことも考えているというふうに受け取っていいですか。その辺の考え方をちょっと説明してください。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） 議員のおっしゃるとおり、行く行くはクレジット化できると、各企業さんのほうで自分のところの事業所でCO₂削減が難しいというところで、買っただけのケースがありましたら御購入いただきたいなど、そのような形で考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） この問題で最後のほうにしたいと思っているんですけれども、私は我が町で太陽光などメガソーラーなどの問題については、それぞれ事業者が売電しているということだから、そこにはなかなかいけないかもしれないけれども、今やっているように、森林の持つ脱炭素の問題や、あるいはこれから、この後の質問にもなりますけれども、かわ

まちづくりでの問題もあります。小水力ということも当然その中でも出てくるというふうに思っています。そういうようなことを考えたら、再生エネルギーのポテンシャルというのは、私は高い町だというふうに思っているんです。そういう点では、今全国の中で自治体では独自に新電力会社といいますか、そういう発電会社をつくって賄っているようなところもございます。そういうようなところを今後検討していくということには考えていないのでしょうか。その辺のところを伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 地域新電力の考えについてでございます。

これまで、むかわ町は令和4年9月にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和4年10月から国の地域活性化起業人という制度を活用しまして、民間企業の専門的知見を支援いただきながら、このゼロカーボンの関係をこれまで議論してきたところでございます。その中で、地域新電力の関係も協議してきたところなんですけれども、地域新電力については電気の安定供給や経費面、あと人員体制など様々な課題が多いところでございますが、議員今お話しされた地域新電力は地域内のエネルギーの循環の部分で有効なところでもございますので、今後の調査研究を引き続き行っていきたいというふうに思っております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ぜひそういう方向を検討してもらいたいと思っております。まだ数は少ないですけれども、全国的に見れば、群馬県中之条町というふうなところだとか、あるいは小さいところでは、森林を利用したので上野村とかそういうのがありますし、我が町としてもそういうところに結びつけていく、そういうふうなことが大事だと思っております。

そういう点でいえば、その方向性、向かい方としてはいろいろあります。太陽光ありますし、風力あります、水力あります、それからバイオマスというようなことも我が町は考えられます。これらの中でどういうふうな、総合的にいくということなのか、その中で特定を目指すということにするのか、その辺の考え方があれば伺いたい。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） どの再エネかというところかと思いますが、先ほど申し上げました再エネ導入計画であったり、あと地球温暖化対策実行計画の区域施策編でもそのポテンシャルの部分については記載しているところでございますが、一番導入評価が高かったのは、先ほども申し上げましたとおり太陽光発電というところでございます。

小水力についても川があるというところでポテンシャルはあるところなんですけれども、小水力発電は、構造物を活用してそれに小水力の水車をつけるというところが一般的で、なぜそういうふうにするかというところ、それによって事業費が抑えられて効率的に発電ができる。しかも、例えばさっき言った頭首工であったりすると系統も電線も来ていますので、その部分も経費もかからないというところで、それが活用できる自治体はやっているのかなというふうに思うんですけれども、残念ながらむかわ町の施設を調査したところ、その部分で発電はするんですけれども、採算性が取れないと、発電してもずっと赤字が続いてしまうというところで、現段階ではそこは難しいというふうに思っておりますが、ただこの後技術革新とかあると思っておりますので、その部分が完全に否定されるというものではないというふうに認識しております。その部分は、それも引き続き調査して行って、効率的な計画に、再エネ導入に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほうお願いいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 脱炭素社会の推進に関してのむかわ町が持っている農山村というんでしょうか、ポテンシャル、これを最大限、今否定することはありません。最大限に活用した取組、これに向けてその地域の発展に向けた対策を講じていきたい、それには様々な、これまでも申し上げてきております業者の方々、民間の方々等とのコラボをイノベーションに結びつけて、どういった資源開発にしていくのか、新しい付加価値というのを努めていきたい。

それと、後ほど提案予定のむかわ版の木づかい条例というんでしょうか、こういったところも、ピンチをヒントにしながら、またチャンスに置き換えられるように、基本理念にあります地域材の利用促進、さらには町の森林資源が次の世代に継承されて森林の有する温暖化の防止などの多面的な機能、こういったところをさらに発揮されるよう、その重要性というのをこの際改めて皆さんで理解をいただきながら、地域として主体的な取組として、災害により強い森林を生かしたまちづくり努めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 再エネ関係のところ、もう一点だけ確認させてください。

それは、先ほども述べられた昨年11月でしたか、町長が北電との契約というか、連携協定も結んでいます。こういうところと結ぶというのは隣町もやっているようなんですけれども、いろんな見方があるかと思うんですが、報道で見る限りゼロカーボンへとか、再生エネルギーへとかという形になってはいますが、その辺例えばこういう会社とは今のような議論の中で、どういうふうここに参画をしてほしいというふうを考えているんでしょうか。その

辺含めて改めて伺います。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 包括連携協定の中身についてですが、まず全部で大きく5項目ございます。1点目がゼロカーボン推進に関することということで、こちらについてはこれが主になるのかなというふうに思っているんですけども、北電に脱炭素のコーディネートをしていただくと、具体的に申しますと北電以外のいろんな発電事業者から提案をいただいているんですけども、そういった部分のコーディネートをしていただくというところでございます。

あと、そのほか2点目として、再エネを活用した事業ということで、こちらいろいろ、これからちょっと具体的な話はなかなか現段階ではお伝えしづらいんですけども、いろんな計画の絡みがございます。事前復興計画だったり、立地適正化計画、本年度策定されます。あと、エリアデザインの関係だったりとか、いろんな計画がございますので、現段階でどこをすとかというのはなかなか言えないですけども、そういった部分についても連動させて、今後検討していきたいというふうに思っております。

あと、3点目の震災からの創造的復興創生というところで、こちらは先ほど申し上げました復興計画との連動をしていきたいというふうに思っております。

あと、防災レジリエンス強化として、5点目に太陽光利用型大規模植物工場の立地検討というところで、ここの部分についても今後包括連携協定の中でも触れながら、その立地に向けての協議というところも進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 枳丸総合政策課長。

○総合政策課長（枳丸直士君） 私のほうからは昨年北電さんと株式会社寅福さん、それからむかわ町の3者で結んだ脱炭素にも関わる3者による新しい農業の形のプロジェクトといったところを今検討していることについて少し触れさせていただきます。

今おっしゃられたような太陽光発電事業というのも一つ、うちの町の再エネのポテンシャルとしてはございますけれども、そのほか木質バイオマスといったところもございます。この地域の再生可能エネルギーを使って、大規模な植物工場の整備事業を、今その実現に向けて検討を進めているという段階でございますが、これが実現すると地域資源の、地域の再エネを使って、その再エネによって植物工場の中の、エネルギーを使ってその植物を生産する。それによって通年で事業が可能になると、それによって通年雇用も生まれるといったことと、

あと植物が脱光合成、要は再エネから出た、再エネというか、ボイラー等から出たCO₂は植物が光合成をして、それを吸収してまた循環するというような、CO₂が循環していくというような新しい形の農業といったものも今取組を進めているところでございますので、こういったところも視野に入れて、今後再エネの事業というのを町全体に広げていけるように取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） そういう構想、すごくいいのだらうなというふうに、私もその辺本当にいかどうかというのはまだ頭の中では理解できないので、いい方向なんだらうなというふうに思いながら、そうであればやっぱり今からそういう発信を多くやっていく、町のアピールということにもつながるんじゃないか、その辺のところを取り組んでほしいなというふうに思います。

私はこの問題で、時間もありますので最後のほうになりますけれども、この森林を生かしたという形の中で、先ほど町長のほうからも答弁がございましたが、まちおこし協力隊のような人たちをどう生かしていくかは、これから出てくる木質何とかの条例に関わって出てくるんだらうと思うんですけれども、私はやっぱり我が町の持っている豊かな森林資源、これを活用したものづくり、ここも一つ着眼点にしていく必要があるんじゃないか。過去には穂別地区でそういう経験を持った人がいたと、今でもいるというふうにも聞いておりますけれども、そういう経験者の力も借りながら、やっぱり我が町が持っている町有林の中にあるこの木材、木の資源というものを活用したそういう産品づくりというのがあっていいんじゃないかと、そのことが今やっている穂別の博物館を中心とした事業、こういうところのこの一つの、その中に入っていけるんじゃないかと、それさらにプラスになっていくんじゃないかというふうに思っているんですけれども、その辺含めてもう一回お伺いしておきたいというのが一つ。

それからもう一つは、やっぱりCO₂ということで森林資源との関係で欠かせないのは、これまでやってきた木質ペレット等々の問題だというふうに思っているんですけれども、この辺のところ最近出てこないんですが、どのようにこれを位置づけているのか、なかなか町民受けしないぞという形なのか、それともやっぱりこれをもっと言っていていい、私は上野村のように進めていく必要があるだらうと思っているんです。そういう点では、博物館等々今度できる新たな施設等々でも、その辺のところの活用というのはちゃんとあるべきだというふ

うに思っているんですけども、その辺についてお伺いします。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 木質ペレット、木質バイオマスとの関係での御質問ですが、先ほど御説明した、むかわ町地球温暖化対策実行計画、それとあと再生可能エネルギー導入計画、それぞれの木質バイオマスの関係も記載しております。議員御存じのとおり、むかわ町も林業の町ですし、既に木質バイオマス、ペレットの活用はしてきているところでございます。

その利用の仕方については、先ほど太陽光のほうは発電の部分の再エネでしたけれども、木質バイオマスはその木の熱利用のほうでの活用ということで、むかわ町はこれまで続けてきておりますので、この部分については引き続き実施していくところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） 先ほど町長の答弁のほうからも一部触れられておりましたけれども、今定例会においてこの後議案でも説明させていただきます、むかわ版の木づかい条例、むかわ町木づかい木くばり木そだて条例なんですけれども、地域材の利用促進についても取り組む必要性から制定を目指すものであります。

令和7年度当初予算案には盛り込んでいませんが、条例制定された後、地域材の普及啓発、また利活用を検討実行する人材、こちらのほうの確保にも努める予定ではあります。先ほど議員のほうから御提案いただきました地域おこし協力隊、こちらも含めて検討していくと考えております。

お示しできる内容まで固まりましたら別途また御提案させていただきます、その際には御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） この問題についてはこのぐらいにさせていただいて、2つ目のかわまちづくりの推進についてに入りたいと思います。

町にあつてかなり有力な事業と見られるなというふうに思っております。一級河川の役割、自然環境の持つ魅力、博物館など他事業への誘導、省エネに有効とも見られます。

また、町を売り出す大きな力にもなると考えられます。推進方向の計画、その考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

実は私、これを国土省に申請を出して許可を得るといふ、そういう取組も、この申請の内

容は見させていただきました。なかなか面白いなというふうには思っております。じゃ、どう進めるんだということを含めて、まずお伺いします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） むかわ町のかわまちづくり計画につきましては、令和6年8月に国土交通省の支援登録を受け、国との連携によって町を南北に流れておりますシンボル級河川の清流鵜川を生かしたまちづくりを進めるものでございます。

河川空間整備につきましては、今後、国の費用負担などにより、河川管理用通路、あるいはSUP、カヌーなど水辺でのレクリエーションを楽しめるよう周辺整備を進める予定となっております。

現在進めております両地区をつなぐまちなか再生の取組、これとも連動しながら川上、川中、川下というんでしょうか、こういった鵜川地区までの河川空間の整備と復興拠点施設整備の相乗効果というんでしょうか、こういったことも図りながらまちなかの振興においてのにぎわいの創出、人の流れを呼び込む取組へとつなげてまいりたいと考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今お話しされただけでも、これらを進めるだけでもかなり大がかりな事業になるんだろうなというふうに思います。しかし、私は大事なことは、今ここに我が町が持つ財源を投入するというようなことはできるだけ控えていきながら、どうやって町民の皆さんの御理解を得ながら、協力をしていただきながら進めるのかということが大事になるだろうというふうに思っています。

そういう点では、どういう事業から始まるかというふうになると思うんですけれども、今言われたんでは、まずその考えている川を使った事業のその段取りからということなんですけれども、私はそういう中では、やっぱり多くの皆さんが参加をできるであろうと思うのであれば、サイクリングロードも出されていますけれども、このサイクリングロードの整備、そういうことから始めたほうがいいんじゃないかというふうに思っているんです。その際には、鵜川、穂別をつなぐということにもなりますし、その際に旧富内線跡地の活用をして、本当にもっと違ったイメージをつくっていく、そういうふうなものになっていければいいなという思いがあるんですけれども、その辺含めてまずお伺いします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これ現在、鵜川総合水系環境整備事業、こういった名称で申請がされているところでございます。事業概要、河川管理用道路だとか高水敷の整正だとか、これ順

番は別ですよ。それと、先ほど言ったサイクリングロードも含めた堤防の天端の舗装整備だとか、いろいろな事業メニューはあるんですが、事業費はちょっと置いておきます。ほとんどが、先ほど言われたように、議員もおっしゃっていたように、極力、国主体というふうなことで、そしてその中には町としての水辺の拠点というんでしょうか、新しい価値をつくっていくというその創出を図る事業ともされております。早ければ今年度内にその採択の可否が判明するのではないかなと、今予算等々もいろいろと議論されているかと思うんですけれども、もう少々時間をいただければと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 分かりました。じゃ、そういうことに期待をして、あまり深く入らないようにしようと思いますが、一つだけちょっと考え方を伺っておければと思うのは、基本的にこの中でも沙流川とのこれまでの事業関連、こういうことが述べられています。

しかし、同時に私は、そういうことであれば、また国としてのことに大きく影響していくということであれば、この平取、日高というような沙流川関連だけではなくて、鶴川の上流にある占冠等々も含めたそういう協議があっているのではないかというふうに思うんですけれども、そこはまだ正式にどンドンというわけにはいけませんけれども、やっぱり内々そういうことの取り組みがあっているんじゃないか。そういうことによって、私はあの鶴川の上流、この富内から上のほうにある赤岩付近のようなところ、ここ非常に豊かなものがあります。こういうところに人を寄せる魅力のあるところです。こういうものの活用というのをやがてはつなげていけるんじゃないかという思いもあるんですけれども、そこら辺のほうへの思いというのはどんなものでしょうか。あまり深くなくても結構ですけれども、考えを聞かせてください。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 私は、先ほど言ったかわまちづくりというんでしょうか、これの登録は一級河川鶴川ということで、確かに上流部は占冠村も入っていますけれども、今回の登録というのはむかわ町でいいんだよね。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○町長（竹中喜之君） 行政区域としての登録でございますので、先ほど言った鶴川総合水系環境整備事業としての位置づけは登録されたところというところで御理解をいただきたい。ただし、今、議員が言っているように、これまでも歴史的な経過がございます。鶴川、沙流川というペアラインといったような、男川、女川というんでしょうか、そういった流域治水

の関係も含めた循環性と公益性というも含めた、これからのまちづくりというのは大切にしていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今後に期待をするということにいたしまして、次に3つ目に入りたいと思います。

最後は、地方創生に関わる問題で考え方を伺うものであります。

地方創生に関連して執行方針の冒頭に各状況を踏まえた中で、この方向を捉え方として国が示す地方創生2.0の基本的な考え方を踏まえた施設の展開が重要になりますというふううたわれています。

そして、また最後のつなぐという中に1つ目のプロジェクトとして、地方創生2.0の基本的な考え方を踏まえると、またなっているわけでございまして、御存じかというふうに思っておりますけれども、この地方創生という問題でいえば、2014年に始まってちょうど10年が経過するわけなんですけれども、この地方創生が大きく掲げた人口減少、これを地方から食い止めるぞ、そして東京一極集中はなくすぞというようなことで大々的に始められました。そして、地方にいろんなものが押しつけられてきました。しかし、そういう中でそれらの問題は一向に解決しない、これはどの人たちも共通の見方でありまして。

今回、私が今質問を出しておりますように、この地方創生そのものの中には、地方自治体の在り方とは少し矛盾するような形にもなってきているというふうに思っているんです。それはなぜかといいますと、何でも民間にというふうな流れがあったりということになっています。そういうふうなことの中で、これで大変になった町もあるやに私は聞いております。我が町として、今、今年度予算案を見ても、積極的に国の増税になった部分で増やされた地方予算を積極的に捉えながらやっているなというふうに思いますけれども、その取組の中にこの地方創生の、今ある現政権が持ち込んできている、そういう内容のものをどのように捉えているのか、その中身を伺っておきたいというふうに思うんです。

執行方針を読むと、なかなか意味深な書き方になっていると思うんです。よくこの出されるやつを研究してというふうな形になっています。これらはどういうふうに我々は捉えていったらいいのか、そこら辺含めて考え方を伺うものであります。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 地方創生が10年前に始まって以降、国におきましてはこれまでの取組に、社会課題ともされているデジタルの力、こういったところを活用して地域活性化を加速

化するデジタル田園都市国家構想総合戦略、こういうのにも本町は向き合ってきております。そして、地方創生をめぐる情勢の変化に応じた取組というのを向き合うよう取組も進めてきているところでもございます。

また、昨年12月には国のほうで地方創生2.0ですか、これを起動させることとして、人口規模というのが縮小しても経済の成長を図っていくといったようなことも意識した社会、その社会を機能させる適応策というのを講じていくなどの基本姿勢が示されているかと思えます。あわせて、これからの10年というのを見据えた地方創生の5つの柱の方向性というのもし示されているかと思えます。

御案内のとおり、まだ基本構想そして政策の体系というのは今年の夏までにつくり上げていきたいということになっております。これは国としてですね。

本町におきましても、この地方創生2.0の基本的な考え方はもとより、第2次のむかわ町まちづくり計画後期計画、こういったところの策定過程におきまして、地方創生プロジェクト、まち・ひと・しごと、こういった創生総合戦略の見直しというのもし地元の町としても行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） また、ちょっとだけ先ほどもちらっと少し触れましたけれども、今年度予算、それから今やっている事業等を見ても、予算でいえば合併後最大の一般会計でいえば予算規模になっているという問題があって、そして大きな事業もやっている。そういうふうな中で、町では、私は今の段階ではこれは非常に適正な方向だなというふうには思っておりますけれども、例えば穂別のまちなか再生の事業にあっても、民間の人たちの力を借りていく、いわゆる協働の力という形になってきています。こういうのをかなり強調しているのはよく分かります。それで、私はそういう方向で進んでほしいなというふうに思っていますが、だけれども、今のこの国の地方創生、これまでの流れ、そして今回出てきた、今回でいえば田園うんたらかんたらということから、新しい地方創生というような形に名前も変わりました、補助金も変わりましたよね。

そんなふうないろんな流れがある中で、心配されるのはやっぱり国民の暮らし、福祉、こういうところに自助だったりというふうなことが強くなったり、そして共助という形を取りながら、やっぱりそこら辺のところ、本来公助とすべきものが落とされていくというような状況に見えてなりません。

私は、我が町が今進めている、例えばまちなか交流での共同の事業、これなんかはやがて

やはりこの共助から公助へ持っていくような、そういう在り方というのがやがてはつくり上げていかないと、こういう人口減少がやっぱり止まることなく続いていく小さな町にあっては余計必要なことだというふうに思っています。

そういう点では、今の地方創生の在り方そのものを真正面に受け止めていたんじゃない大変だなと。先日、日本経済新聞に片山先生が、島根の知事をやって総務大臣もやった片山さんが、その辺のところを注意するようにと、大事なことはそれぞれの地方自治体で独自の力で、総合戦略に基づくんではなくて独自の力でつくり上げていく、そういうのが大事だというふうに指摘をしているのは私非常に共鳴を受けました。

そういう点では、我が町にあって、やっぱり職員の皆さんの力、そして町民の力というのを信じて、そこに依拠してやっていく、そういう方向に進むべきだというふうに思っておりますが、そういう点で改めてこの地方創生に向かう思いというものをもう一回伺っておきたいと思えます。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員の質問の中にも、本来あるべき地方自治というふうな言葉が書かれていたかと思えます。ここは何も地方自治体は変わっていませんし、地方自治の原点でございます、地域のことは自ら考えて自らの責任で、そして地域主体でというのが地方創生の僕は理念だと思っております。それが地域創生の1.0も含めて、2.0というのが、先ほど議員言ったのは民間に全てをという、民間にではなくて民間も含めた、共に創るんだというのが2.0、新しい価値を皆さんで創っていきませんか、しかしその主体というのは冒頭に申し上げました。地方自治体というのが主体的に自らの責任を持って考え抜いた上で、そこに共に創る共同、共創、共感の関係づくりにおいて、その新しい流れを今意識しなければならぬというところに向き合うんだということは御理解願いたいと思えます。

これ、いろいろやると長くなるかと思えますが、この間の10年間の地方創生の少しの反省というんでしょうか、地方の課題というのが非常に複雑化、あるいは多様化、広域化する中で、それぞれの省庁間においても、自治体の部局間の情報だとかデータ、あるいは政策、これらの連携というのが十分だったのかなという点においては、クエスチョンマークというものもつくってはなからうかなと思えます。国の制度面での後押しというものも、これまでも十分さというのはどうだったのかなというところも考えているところでもございます。

これまでの地方創生、どちらかという縦割り、縦系列、それと単独事業、これらが大半で補助金、あるいは事業効果測定という検証改善というのがどうだったのかなというのも自

分なりに考えているところでもございます。

我が町だけではございませんけれども、基本的には少子化対策、そして地方創生の推進、これは全国町村会でも特別決議というのが行われているところでもございますが、この間の地方創生の取組から現状を打破するためには、国全体として人口減少問題と地方だけではなくて、東京一極集中というんでしょうか、こういったところから真正面に立ち向かって、これまでの成果と反省というのを生かした新しい地方創生、これを2.0にもぜひ期待をしていきたいと考えているところでもございます。

都市と農村というんでしょうか、こういったところの先ほどから言う共に創る共創型の持続可能で活力ある地域社会の構築、これが重要と捉えているところでもございます。重ねますけれども、新しい地方創生での自治体としての大胆な、ある面、政策、こういったところを実施できるよう、国にも要請をしてみたいと考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 国にも要請をしていくということは本当に大事であるなというふうに思っています。やはり私たちのような小さな町が生き抜いていくためには、いろんな知恵を使っていかなきゃならない、またそういう流れにある意味で乗っかっていかなきゃならないということもあろうかというふうには思っておりますけれども、しかし我が町でもやっぱりいろんな意見があるように、例えばこれまで計画についても、全部外部委託というふうな、そういうことがあったり、全部とは言いませんけれども、そういうふうなことが重きであったりというような形になっています。

今言われたように、この間10年間うまくいかなかった一つが総合計画を外部委託する、そうするとみんなこの町も同じようなこのものが出来上がってくるというような中で、この変化がないというか、それぞれの町の特性が出てこない、そういう中で頑張っている、頑張ったというか、やってきたところでは、やっぱり独自に町の人たちが考えて、職員の皆さんと一緒に考えて、そして作り出した町というのが、逆に今小さくとも生き延びるというような状況になってきている。そういう方向に、私たち町もいろんな事業を取り組む中で向かっていただきたいと、そういう強い要望を述べまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。いいです。もう分かりましたから。終わります。ありがとうございました。

○議長（野田省一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野田省一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

御苦労さまでした。

散会 午後 6時00分

令和7年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年3月11日（火）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 報告第 1号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)
- 第 2 同意第 1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 3 議案第 2号 業務委託契約の変更に関する件
- 第 4 議案第 3号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件
(むかわ町穂別まちなか交流拠点施設)
- 第 5 議案第 4号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件
(むかわ町樹海温泉「はくあ」「ほべつ」)
- 第 6 議案第 5号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件
(むかわ町穂別豊進国民保養地野営場「穂別キャンプ場」)
- 第 7 議案第 6号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件
(むかわ町アースギャラリー)
- 第 8 議案第 7号 むかわ町ゼロカーボン推進基金条例案
- 第 9 議案第 8号 むかわ町木づかい木くばり木そだて条例案
- 第10 議案第 9号 むかわ町ししゃもの日を定める条例案
- 第11 議案第10号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上
並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成
基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に關
する条例案
- 第12 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に關
する条例案
- 第13 議案第12号 むかわ町営バス運行条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第13号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する
条例案

- 第15 議案第14号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第15号 むかわ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 第17 議案第16号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第18 議案第17号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子
ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例案
- 第19 議案第18号 むかわ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例案
- 第20 議案第19号 むかわ町高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例案
- 第21 議案第20号 むかわ町高齢者生活交流センターの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例案
- 第22 議案第21号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第23 議案第22号 むかわ町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第24 議案第37号 むかわ町課設置条例の一部を改正する条例案
- 第25 議案第23号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）
- 第26 議案第24号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第27 議案第25号 令和6年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第26号 令和6年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第29 議案第27号 令和6年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 第30 議案第28号 令和6年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第31 議案第29号 令和6年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員

5番	東	千吉	議員	6番	佐藤	守	議員
7番	中島	勲	議員	8番	大松	紀美子	議員
9番	三上	純一	議員	10番	小坂	利政	議員
11番	北村	修	議員	12番	津川	篤	議員
13番	野田	省一	議員				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	吉田直司	会計管理者	今井巧
総務財政課長	佐々木義弘	総務財政課主幹	伏木允一
総務財政課主幹	三上祐	情報防災対策室長	梅津晶
情報防災対策室参事	関根徹	総合政策課長	栃丸直士
総合政策課参事	本間彰	総合政策課主幹	澤田健
町民生活課長	柴田巨樹	町民生活課主幹	横山貴仁
町民生活課主幹	松本和香	保健介護課長	酒巻宏臣
保健介護課主幹	小坂僚介	保健介護課主幹	高橋佳香
保健介護課主幹	加藤こずえ	福祉・子育て課長	熊谷伸一
福祉・子育て課主幹	谷川功一	農林水産課長	東和博
農林水産課参事	藤野真稔	農林水産課主幹	飛岡雅幸
農林水産課主幹	宮村敦嗣	経済建設課長	江後秀也
経済建設課参事	菊池功	経済建設課参事	佐藤琢

経済建設課 参事	西村和将	企画町民課長	菅原光博
企画町民課 主幹	中上紀文	企画町民課 主幹	矢野優子
企画町民課 主幹	土居悦子	経済 恐竜ワールド 戦略室長	藤田浩樹
経済 恐竜ワールド 戦略室主幹	櫻井和彦	経済 恐竜ワールド 戦略室主幹	太田耕司
国民健康保険 穂別診療所 事務長	長谷山一樹	教 育 長	長谷川孝雄
生涯学習課長	西 幸宏	生涯学習課 教育指導参事	池田佳
生涯学習課 参事	高木龍一郎	生涯学習課 主幹	松本洋
生涯学習課 主幹	山木美幸	選挙管理委員 会事務局長	佐々木義弘
農業委員会 事務局長	東 和博	農業委員 会支局長	宮村敦嗣
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長 大塚治樹 主 査 酒巻早苗

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第1、報告第1号 専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

中上企画町民課主幹。

〔中上紀文企画町民課主幹 登壇〕

○企画町民課主幹（中上紀文君） 報告第1号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案集1ページをお開き願います。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

損害賠償の額は49万1,198円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

経過の概要につきましては、令和6年8月27日、むかわ町穂別富内22番地の町道交差点において本町職員が運転する公用車が走行中、同じく走行中の相手方自動車に衝突をし、相手方の自動車に損傷を与えたものでございます。

町側の過失割合は90%で、令和7年2月3日に示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項及び平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について第2号の規定により、同日付で専決処分したものでございます。

以上、報告第1号の説明を終わります。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第1号は報告済みといたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第2、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきまして御説明をいたします。

議案書は3ページです。

本件は、本年5月11日の任期満了に伴う教育委員として、むかわ町穂別212番地5、紀藤康宏氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を採択します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第3、議案第2号 業務委託契約の変更に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

中上企画町民課主幹。

〔中上紀文企画町民課主幹 登壇〕

○企画町民課主幹（中上紀文君） 議案第2号 業務委託契約の変更に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

本件は、令和4年むかわ町議会第3回定例会で議決をいただきました地域情報通信施設整備事業令和4年から令和6年、3か年の委託業務につきまして設計変更が生じ、契約金額を変更する必要があることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき提出するものでございます。

設計変更の内容につきましては、放送設備及び宅内設備工事の実績に係る数量の確定によるものでございます。

議決をいただきました契約金額の事項中、「6億60万」から605万円を減額いたしまして、「5億9,455万円」に改めるものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第2号 業務委託契約の変更に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第4、議案第3号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

中上企画町民課主幹。

〔中上紀文企画町民課主幹 登壇〕

○企画町民課主幹（中上紀文君） 議案第3号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

本件は、公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は、穂別70番地1の穂別まちなか交流拠点施設でございまして、令和7年度より新たに指定管理者制度にて管理を行うものでございます。

指定管理者の募集につきましては、公募によらない選定でございまして、まちまかない株式会社スクラムを候補者として通知、1月31日に指定管理者指定申請の提出がございました。

むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則第9条に基づき、選定委員会を2月13日に開催し、事業計画、内容など、審査を踏まえ、指定管理者として選定したところでございます。

ただいま御説明申し上げた選考過程によりまして、指定管理者をむかわ町穂別85番地4、

まちまかない株式会社スクラム代表取締役・鎌田政博氏を令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上で、提案の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） この指定管理に指定する以前の話になってしまうかもしれませんが、これは復興拠点施設等整備調査特別委員会、私たちは設置しております。その中で1月28日、2月20日、それから昨年の委員会を行っている中で、交流拠点施設を含め、これは議案の3、4、6に関わることなんですけれども、その質疑の中で運営等はどうなるんだという話を何人もの議員がお聞きしております。その中で、運営までもプロポーザルという形の中で行うということで、いろいろ説明はありましたけれども、まちまかない株式会社スクラムというのは、正式名称が出てきたのは今日が初めてお聞きしますし、一体、復興特別委員会を開いてきた意味があるんだろうかという疑問が湧きました。当然2月20日にも現地調査ということで委員会を開いていますし、1月28日にも開いております。その中でも運営方法等については、この議事録を持っておりますけれども、何人かの委員から、どうなっているんだろうかというようなことが出ておりました。本間参事や吉田支所長のほうからも、運営についてもコンソーシアムで決まっていて、シオニーさんが指定管理するよと、そういうような話は出ておりました。協議をしていますと。しかし、どこかでまとまって、こういう方向でいくということは一度も聞いておりません、委員会として。ですから、この間に私たちのほうに知らせていただく機会は幾らでもあったのではないかと思うんですけれども、それがなぜ。当然予算も出ていますよね。全部出ています。それも見させていただきましたけれども、まず最初にそのことを、なぜなのかと。特別委員会を設置しているにもかかわらず、このような説明になったのはどうしてなのかということについて、まず初めにお聞きします。

○議長（野田省一君） 本間総合政策課参事。

○総合政策課参事（本間 彰君） 私のほうからお答えいたします。

何度も御説明しておりますが、運営事業者についてはシオニーさんで変わっておりません。

今回、名称が「シオニーさん」から「まちまかない会社スクラム」に変わっただけなので、もともとのDBOで決まっていた事業者さんが請け負った。その事業者さんが名称変更を行ったという形なので、違う会社はこの施設の運営を、指定管理をしているわけではありませんので、その点は誤解しないでいただきたいと思います。

以上です。

[発言する人あり]

○議長（野田省一君） 名称が変わったんだよ。理解できましたか。

8番。

○8番（大松紀美子君） そんな話を通ると思いますか。今ここに出ているのは、まちまかない株式会社スクラム代表取締役・鎌田政博さんで、シオニーなんていうのは何にも出ていないんです。それで、同じ会社ですと何で通るんですか、そういう話。だから、事前に運営方法はどうなんですかと委員会の中で何回も聞いているんですから、そのときにはまだ協議中です、決まっていませんという答弁をしているんです。議事録ありますけれども。そうしたら、こういう方向でいくとなったときに、特別委員会の中に、2月20日にもやっているんです。1月28日にも会議をしているんです。そのときにちゃんと言うべきじゃないんですか。株式会社に、名前が変わっただけで、シオニーさんがやるんですと。誰が見てこんな、こういうふうに、これを見てそんなことが分かるんですか。ばかにしていませんか。そんな御答弁ないんじゃないんですか。私の言っていることはおかしいですか。そういうことは特別委員会が開いているんですから、きちんと説明があつてしかるべきじゃなかったんですかと聞いているんです。ちょっと怒り過ぎていますけれども、御答弁ください。

○議長（野田省一君） 吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 私のほうから、シオニーさんの会社と、それから今のこちらの議案第3号に出されています株式会社スクラム、こちらの会社名が変更になった。それを今回の定例議会で初めて出したという部分ですが、まず最初に、株式会社シオニーさんも会社の名称だけ変わった形になります。役員体制も、今までのシオニーさんの代表取締役も鎌田さん、それから役員も今までの役員のまま、スクラムに名称が変更になりました。そのことにつきまして、その委員会で名前の変更をお伝えできなかった部分に関しましては、ちょっと日にちが私も定かではないんですが、名称が変更されて公表されるのが2月だった記憶だと思いますので、そこら辺の、日にち的な部分は私はちょっと記憶がないんですが、本当にぎりぎりの名称変更だったということをお伝えしたいと思います。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 今回にかかわらず、全て届出があつて、こういうのを財務グループのほうでやっております。今回、競争入札参加資格関係の変更届というのがまちまちな会社スクラムさんから出ているというところなんです。これがシオニーからスクラムに変わったという届出なんです、こちらが、変更のあつた日が1月30日ということでありまして、その届出が2月19日に私どものほうで受けているという状況でございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 2月19日。2月20日に委員会を開いております、私どもで。ですから、特別委員会の意味というのは何なんだろうと。こんな大きな、22億円もかけて行く。そして、それが指定管理制度で行うと。四季の館に係ることもありますから、当然第三セクターのような形で、一体ランニングコストが幾らなんだろうと皆さん心配していました。新年度予算に出て、計算しましたら、アースギャラリー含めて8,891万5,000円という契約金額が出ています。こんな大きな事業です。ですから特別委員会も開いて、一生懸命議論してきました。説明もお聞きしながら。誰も駄目とは言っていないんです。うまくいくために、議員だって知恵を絞って、こうしたらいいんじゃないか、ああしたらいいんじゃないかと言っているんです。

いざ契約するときに、こんな大きな金額の契約金額を提示してくる。そうしたら、シオニーなんて1つもないような会社の名前をぼんと出されて、ああ、そうですかとなると思いませんか。ならないでしょう。だから、こんなに怒っているんです。

[発言する人あり]

○8番（大松紀美子君） 本当に落ち着こう。

それで、その会社、シオニー。では、町は出資するんですか。どんなメンバーなんです。当然、各町ごとに、穂別地区の人が皆力を合わせてやっといこうと言っているわけでしょう。そうしたら、それを理解してもらうために、穂別のある部分は知っているかもしれませんが、こういうふうにと。でも、私たちは議会の委員会の中で聞くんですから、それでこうなつたと。では、そのスクラムというのは経過も含めてどんなふうにつくつたのと、どんな人が関わっているの、資本金はどうなっているの。資本金、出資、町は出資者に、いっぱい聞いているんですから教えてください。出資しているんですか。そういうことも含めて選定基準、公募によらない選定だけれども、選定基準はどんなものだったんですかと、これ聞い

ているんですから答弁してください。

そういうことも含めてきちんと、議会にちゃんと提示をしてほしいと。私は、これ3回目ですから、私はもう聞けませんから、今聞いたことを答えてください。それ以外のことは皆さんが聞くと思いますから。

○議長（野田省一君） 本間総合政策課参事。

○総合政策課参事（本間 彰君） お答えいたします。名称が変わっただけで、特に出資の部分とか、役員とかも替わっていない体制となっております。それにシオニーさんが、名称が変わっただけで、運営事業体はもともとシオニーさんがこの施設を運営するということは今までも説明しておりますが、DBOで入札をやったときに、もう決まっているところです。その名称が単に変わっただけというふうに受け取っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 私のほうからは、シオニーからスクラムに変わった理由といたしますか、その部分をちょっと説明させていただきたいと思います。

まず被災を受けた。まちなか再生検討委員会で、このまちなかを何とかしようということは、各委員会や議会でも説明してきております。その流れの中で、まちまかない会社的な、町民の方々の生活を守る会社が必要だということが検討会の中で方向づけされました。そこから、まちまかない会社をつくろうということで穂別スクラムプロジェクトの中で考え出され、その担い手としてシオニーさんが福祉を基本とした町民への利益を還元する新しい形の会社だったということから、このまちまかない会社をスクラムプロジェクトでつくるために、シオニーさんをまちまかない会社に変えていこう。そういうことから、町民の皆さんから意見が出されて、シオニーが新しく「まちまかない会社」として名前を変更したという流れがあります。

この流れの中で、特別委員会等で、そのときはまだシオニーさんでした。先ほどの説明の中でもあります。確かに2月19日という委員会の前の日なので、そのときに一言を言うべきではないかということの御指摘も確かに私も感じます。

名称の部分に関しましては、決して隠しているとか、何かをしようというふうには考えておりません。名前が変わったことによって、今回、定例議会のほうで新しい名称の会社でこちらのほうは出させていただいているということで御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうから、おわびを含めて御答弁したいと思いますけれども、今回、この議案提案に当たって、会社の名称が変わっているという点について、配慮が欠けていたということだと思います。そういう中で、議案説明資料等に記載をしながら、こういった名称変更の経過について丁寧に説明をすべきであったというところがございます。そういう点でおわびを申し上げたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 私のほうから答弁が漏れていた部分で、株式会社スクラムのほうに、町からの資本金に対しての支援等は一切ございません。
以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私も関連して幾つか確かめたいというふうに思うんですけれども。

最初に、こういう形で地元の皆さんが事業体をつくって取り組む。これは非常に歓迎をすべきだし、大いに期待もしたいということをまず最初に述べておきながらお聞きしますけれども。

1つは、公募によらない選定という形でなっています。これは、この後の温泉カフェ等々もそうなんですけれども、いわゆるこれまでいろいろ議論になった一者特命だとか、そういうふうなこととの、入札の関係との関係でどういう整理の仕方をしたのか。そこら辺について、もう少し解明をしていただきたいなというのが1つであります。

それから、このスクラム会社が順調にいくためには、町からの会社への出資金はないということなんでしょうけれども、しかし、運営費全体はほとんど賄うようになるのかなというイメージなんですけれども、これが1つの株式会社という形になるわけですから、そうすると、この会社が自立してやっていける、そういうものでなければならないというふうに思うんです。そういう点では、この会社の資本の状況というのが1つ大きなポイントになるかと思うんですけれども、その辺のところ、どんなふうになるのか、なっているのか。従業員をどのぐらいというふうに。これまでの会社と同様だというふうに今答弁がありましたけれども、これまではシオニーさんがやっていたのは、温泉はくあであり、樹海温泉なんです。これらが中心なんです。今度は新たにまちなか交流施設というのが入っているんです。これは新たなんです。だから、全く同じですよというふうな説明だけでは不十分だというふうに私も思いま

す。その辺のところを含めた説明をひとつお願いしたいというのが質疑です。

ですから、したがって、その中で従業員はどれぐらいで出されていくのかな。本当にこの後の、次の議案もそうです、4号議案もそうですが、その後にもあります。これら含めて、どういうふうな管理体制がちゃんとつくられていて、そしてそれが地元でどういうふうに戻元されていくのかということを含めてお伺いしておきたいと思います。

それから、それに関わるんですけども、当初、今本間さんがお話しされたように、プロポーザルの形でやっていく。これは建設から運営までという形でございました。そういうことになると、当然こういう中に本体の中心となった岩倉建設さんだとか、それから地元の企業さんだとか、こういう方たちなんかはどのような形で参画をする。こういう人たちがこの会社を、このスクラムを支えていくという状況にちゃんとなっているのかどうかということも含めてお伺いをしておきたいというふうに思います。

そこら辺ぐらいにしておきましょうか。

○議長（野田省一君） 答弁を求めます。

吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 私のほうからは、新しい株式会社スクラムの組織に関して、それから企業の資本金を今後、町からの委託事業に対して、今までの委託と変わったことについて大丈夫かという部分で答弁させていただきます。

まず組織につきましては、役員体制が7名になっております。従業員としましては、20名になっております。その役員と20名の従業員の中で、今までは樹海温泉ほべつの湯、それから樹海温泉はくあ、北村議員がおっしゃっていたとおりです。そのほかに、穂別キャンプ場、それから穂別の生徒寮、こちらのほうを担っていただいております。

新たに今回議案のほうで出させていただきます、まちなか交流拠点、こちらのほうが新たに増えます。そのほかは、キャンプ場が今回は次の議案になりますが、スクラムさんのほうでは受託しない形になります。

新たに拠点のほうの運営、こちらのほうとしましては、今までの町民の方々がコミュニティーの場所として集まるホコスタ、こちらのほうを拡大し、いろいろな方々が集う場所としての運営管理を担っていただく形になると考えております。

その中で株式会社スクラムさんとしましては、今までの資本金、それから営業利益等の中で十分に運営管理を担っていただけると町といたしましては考えております。その中で選定をし、審査をし、決定した流れになっております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに答弁はありますか。

プロポーザルの関係は。岩倉さんとの関係。

本間総合政策課参事。

○総合政策課参事（本間 彰君） あくまでもコンソーシアムの中の岩倉建設の役割については統括管理ということで、運営に関しても今までも議論しておりますし、基本的には今後も、まあ、メインはスクラムさん、あとは管理のほうは東洋実業さんが、そこを連携してやるということになっておりますし、ずっと統括管理ということで岩倉建設さんも今までの議論にも入っておりますので、そこは連携してコンソーシアムで協力して事業を行っていくということになっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 一者特命に関する説明をしてください。一者特命になった経緯も。

○総合政策課参事（本間 彰君） あくまでも、これは一者特命といたしますか、もう既に、この後の議案にもありますが、通常であればこういう指定管理については公募なりプロポーザルなりで実施をいたしますが、あくまでも今回の拠点施設等整備事業として既にプロポーザルを行っており、その事業体が決まっています、運営事業者も決まっている状況なので、ほかのところ今回の施設に携わるといことは、公募をすることにはならないので、一者特命とはまた違った形で、もう既に入札を行っているという形なので、次の温浴施設についても同様の形になります。

以上です。

○議長（野田省一君） 吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 私のほうから、ちょっと補足説明させていただきます。

委員会等で御説明しておりました、運営管理者A・Bという表現で今まで説明しておりました。そのAが、説明していた委員会では株式会社シオニーで、Bが東洋実業ということになります。

以上です。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 議長、質問の関係上、関連しますんで、次の第4号の中にも少し触れながら質問してもよろしいですか。温泉の部分に触れながら。管理の関係では、どうしてもそこへも触れちゃうんですけども、お許してください。

○議長（野田省一君） あくまでもメインは今の中でやってください。逸脱しない範囲でお願いいたします。

○11番（北村 修君） そういうことで、もうちょっとお伺いしますけれども、例えば、まちなか交流拠点の中にはありませんが、温泉カフェということになれば、そこには当然料理等々、仕出しといたしますか、そういう営業の部分はございます。それらについては別会社が入っているやにも聞いておりますけれども、そこら辺のところ、このまちなか会社がもたくなって、そういう関連会社を入れてという事業もあるぞということでもいいのか。その辺のところを含めて、その辺のところでは契約する場合には、指定管理制度という中ではどんな形になるのか、もう少し伺っておきたいというふうに思うんです。それが1つです。

それから、これまでプロポーザルの形の中で、あくまでもメインは大手建設会社だよという形で来ました。それが今本間さんの話でも、引き続きそういう形が取っていただけるだろうというふうなことなんですけれども、1つ聞きたいのは、そこで東洋実業さんというのは、会社からいったら全部に関わるんだらうなというのは内容から見て分かるんですけれども、それらの範囲とか、そういうのというのは、このまちなか会社の中で決められているのか。その辺の範囲というのは会社に任されるということになるのか。そういうことを含めてお伺いしておきたいというふうに思う。

そういうスクラム会社以外の関連のプロポーザルに参加していた建設業者等々がちゃんとなるという、そういうふうな仕組みづくり、確約したものというのはちゃんと、どんなふうに出上がっているかということをもう少し聞いておきたいと思うんです。だんだん、10年間の契約ですから、そこら辺のところはどういう状況になるのか。運営がうまくいかなかったら、建設主体やっていた人たちはぱっと離れちゃうのかという心配もないわけではない。そこら辺のことを含めて、どういうふうな組織づくりになっていくというふうに考えているのか伺っておきたい。

それから、先ほど質問した中に、いわゆる会社としての資本金の部分です。今お聞きしただけでも、相当な人数を雇うことになります。そういう人たちに対する、いろいろな雇用との関連でのものもあります。ですから、当然大きな資本を一定程度持たざるを得ないと思っています。それがなければ、安定した運営にはならないんじゃないかというふうに思っていますけれども、そこら辺を含めて、どんなふうな状況につくり上げられてきているのか。また、そういうところへの出資というのは、町の人たちからは応援とか、そういうものはあるのか。そういうことも含めて伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 私のほうから、今の御質問に答弁させていただきます。

まず1点目といたしまして、株式会社スクラム、こちらの企業のほかに、運営管理者側として先ほど、今まで委員会でも説明しておりました運営管理会社A、それからB、こちらのAとBに、その当時の説明では株式会社シオニーと東洋実業さん。建設の部隊としましては岩倉建設さんがA、そしてBが山越組さん。それから、設計部門といたしましては、大建設計がAで、Bが乃村工藝社。この6者がコンソーシアムとして、プロポーザルという形式で受注されて、今事業が動いてきております。

こちらの企業、このコンソーシアム6者が1つの集まりで、これから博物館、それから拠点、これを運営管理しながら、各セクションの方々が何かあれば対応していく。そういうような組織づくりで今回の事業は進めております。

なので、建物が何かあった、それから展示、そういうもので何かあった。そういうことになりますと、各チームのグループで対応していく。そういう組織になります。

その中で、レストランの部分も先ほどお話しされておりましたが、食事を提供する部分、こちらのほう、それから建物の運営管理、こちらのほうはAが主として運営管理をしていくことになっておりますので、今、名前変更されました株式会社スクラムが主となって運営管理をし、そのほか、東洋実業さんがサポート支援に回っていくというような組織になるというふうに考えております。

あと、このほか、いろいろな人数、従業員、雇用をするために、資本金的な部分としましては十分、株式会社シオニーの時代からも資本金等は問題なく経理されておりましたので、このまま株式会社スクラムさんの資本金として運営管理していく企業になっていくと考えております。

雇用の部分で町民がどのように関わって、どのように支援していくのかという御質問に対しまして、今現在、博物館が新しい新館ができることによって、そこの運営管理もこのコンソーシアムで動きますので、そこでの従業員等も新たに雇用されることが予想されます。その中でも町民の方々が、どのように自分たちが携わっていけるのか、この部分に関しましても町民の方々は考えていただいております。そこを一緒に考えるのが地域運営組織として、穂別スクラムプロジェクトが地域の問題解決、課題をどういうふうに解決するのか。このスクラムプロジェクトと、それからまちまかない会社、それから、まちまかない会社と連携をする地域の企業や町外の企業、こちらの方々と一緒に地域全体の困り事を解決するために、

地域運営組織がこれから動くというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 大まかには分かりました。ただ、私はこのことを資本金の問題等々含めてお伺いしていたのは、実はシオニーさんの時代に、さきの責任者の方がその会社を運営していくのに個人の犠牲的な、そういうもので運営されていたのではないかという、私は懸念を持っているんです。そういう中で何とか頑張って、本当に個人の犠牲で頑張ってきた内容もあったのではないかというふうに思っているんです。ですから、これからちゃんと地域の方々を巻き込んでやっていくためには、それなりの形になって、内容もそれなりになっていないと、長いこと安定してというふうにはならないだろうというふうにおっしゃられるように、これからのいわゆるメインになってくる博物館事業、ここにも影響してはいけません。ですから、そういう意味で1つ聞いたわけで、その辺のところ、十分留意をしていただきたいというふうに思うんです。

もう一つ、そういう中で、何回も確認させていただきましても、そういうことをやるためには、これまでコンソーシアムという形の中で作り上げてきた、そういうものの人たちがどれだけ協力をしていくかということは、やっぱり1つの鍵になるというふうに僕は思っているんです。その辺のところ、本当に抜かりなくやってほしいなというふうに思っています。

あわせて、3つ目、最後ですけれども、これらについてスクラムさんだけではなくて、これまで地域協議会なりという形で、多くの地域の人たちも参加するような仕組みで関わってやってきたと思うんです。これからもそういうことに、そういうことを合わせていかないと、その会社だけということが飛び抜けたり、あるいはそこ任せになったりということでは、なかなか小さなところでうまくいかないと。そういう点では、さらに地域協議会なり何なりという、そういうものがきちんと形として、一緒に地域、住民の皆さんの声を反映させる組織としてやっていく必要があると思うんですけれども、その辺のところはどういうふうに考えていますか。

○議長（野田省一君） 吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 私のほうから今の御質問に答弁させていただきます。

まず、これから持続して、まちまかない会社スクラムさん、それから地域運営組織が継続

し、持続していくために、やはり地域の町民の方々のお力が必要になってくるというふうに考えております。こちらの考えといたしましても、株式会社スクラムさんも同じ考えで、それからまちなか再生検討会から穂別スクラムプロジェクトというチームが出来上がって、この2つの組織が地域運営組織として、この地域を、何とか町民の生活を守っていこうという組織体になっております。

あと北村議員がおっしゃっています地域協議会、こちらの地域協議会というのは、町の会議体の組織であります。こちらのほうにも当然地域の課題や問題、そういうようなものは地域協議会にも情報提供し、地域協議会の委員の方々の御意見等も伺いながら進めていくことは今後必要だというふうに考えております。

今現在も穂別地区は、議員の皆様御存じのとおり、少数の人数でいろいろな組織体を担っていただいております。株式会社スクラムの方も、それから穂別スクラムプロジェクトの方も、地域協議会の方も重複されているというのは正直ありますので、その部分としましては横の連携を使いながら、地域の町民の方々に情報を共有していけるように、組織は別々に進めていくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） この件につきまして、まず単純に考えるんですけども、シオニーさんが、なぜスクラムさんになったのか。今もいろいろ説明があったんですけども、どうして変わったのかなということ。それから、変わるのは向こうさんの自由ですからいいんですけども、これは大きな穂別地区のこれからの将来をかけた施設の運営です。これを担っていただくんですけども、こういう大きな仕事をするときに、今度新しい会社になりましたが、その会社がどういう会社なのか。1回みんなここで共通の認識に立たないと、何かあったときには、また、あのときどうなったとなる、今までの経験からして。ほかの事案ですよ。ですから、そういうふうにならないためにも、ここでみんなと同じ認識に立ちたい。そのためには何をすべきかという、新しいスクラム株式会社、これがいつ変更登記になったのか。シオニーさんから名前変わったわけでしょう。ですから、いつ時点で名義変更になったのか。それで、これは株式会社ですから、定款があるはずなんです。定款。定款がどうなっているのか。

それと、これだけの大きな組織を動かすわけですから、それ相当の資本金があると思うん

です。資本金というのは出資です。そういう出資される方がどういうメンバーなのか。これをきちんと共通認識でいかないと、まずいんではないかなと思います。ですから定款、それから変更日、これらの資料を提出していただきたいなと思います。

それからもう一つは、向こう10年間ですね。17年まででしょう、この案では。今、この世の中、もうくるくと変わるんです。ここで10年間ということに縛りがかかることがどうなのか。信用しないわけではないですよ。そういう意味ではなくて。ですから、方法としては例えば3年、自動延長するとか、そういうことにしたほうが気持ちが楽じゃないかなと、お互いに。そういうことを考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 暫時休憩いたします。

換気のため、暫時休憩いたします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） まず、名称の変更日というのがあったかと思えます。いわゆる商号の変更ということでありますが、この変更のあった日は令和7年1月30日ということでございます。

それと定款の中身という御質問もございましたが、定款、よくある商号、まちまかない株式会社スクラムと称するところから、あと第2条に目的という部分があるんですが、これの主な内容について申し上げたいというふうに思います。

まず食料品、日用雑貨の販売、町営キャンプ場、スポーツ施設及び温泉施設の管理委託業務、あとは住民が主体的に担い手になるサポート交通等の運営、車両管理運行業務と、これが、主な事業を営む目的というところが定款に記載されているものでございます。

資本金の額は900万円ということでございます。

あと発行株式の総数も900株ということございまして、ただ、今持ち得ている資料の中

で、持ち株割合ですとか、そういったことはちょっと分からない状況です。

以上です。

○議長（野田省一君） 資料配付と先ほどありましたが、こちらに公の部分での資料、役場が発行しているものではないので。閲覧することは可能ですので、中島議員、もし必要であれば後ほど閲覧していただくという形でよろしいですか。もし、今以上に何か質問があれば、1回目の追加で受けます。

どうぞ、中島議員。

○7番（中島 勲君） 会社の機密ですから、見れないというのは分からぬわけでもないんですけども、私は法務局へ行って定款取ってみようと思っています。ですから、今日は構わないです。

問題は、出資です。当然会社だから出資金あると思うんです。この出資金の内訳、これは私はAさん、Bさんと言わないです。町内か、町外か。町の人か、町民でない方が出資しているのか、ここが大事なんです。その点はどうでしょうか。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 私どもの持つております資料では、資本金の割合といううなものはちょっと分かりかねます。

○議長（野田省一君） 中上企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（中上紀文君） 私のほうからは指定管理者の指定の、いわゆる施設の選定と要求水準の関係をちょっと御説明したいと思います。

こちらは穂別地区での事業が進められている復興拠点施設等整備Ⅰ事業においては、このまちなか交流施設の管理等についてはプロポーザル方式の中で選定が行われていまして、その中の要求水準の中で、いわゆる運営期間、10年間というのが定められているものでございます。こちらにつきましては、まちまかない株式会社スクラムがコンソーシアム最適者ということで選定がされていることを報告いたします。

○議長（野田省一君） 吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 私のほうから再度、同じ答弁になってしまうかもしれませんが、名称変更について詳細にもう一度お話しさせていただきたいと思います。

8番、11番議員にも名称変更の部分は説明させていただきましたが、重複するところがあるかもしれませんので、御承知ください。

もともとの株式会社シオニー、それから今回の株式会社スクラム、こちらに変わるまでに

至った経緯といたしましては、まちなか再生検討委員会ということから、まちなか再生検討委員の中で穂別スクラムプロジェクトという名称になって、任期満了後も町民の方々が任意で集まって、穂別スクラムプロジェクトというのが動いておりました。まちなか再生検討委員会の中で、穂別地区のまちなか再生に向けてどのようにしていくのが、この地域に必要なということが議論されておりました。その議論の中でまちなか的な会社、要は町民の困り事を何でも助けられるような人たちはたくさんいますよねということから、その人たちが集まって組織にできないかということが議論され、まちなか的な会社、これをつくろうということが穂別スクラムプロジェクトで進みまして、そこからまちなか会社をつくるに至って、同じように株式会社シオニーさんが福祉を基本とした企業を事業所として動いておりました。そのシオニーさんを、まちなか会社に変えていけるのではないかとということから始まって、会社の組織体を全て変えていく。代表取締役から役員、そういう方々を変えて、その会社をまちなか会社に変えたというのが今までの流れです。

まちなか会社スクラムに名前を変えるのには、穂別スクラムプロジェクトのメンバー、それからその実行部隊であるシオニー、この新しいシオニーで新しいまちなか会社、この名前を新たに自分たちでつくろうということから、地域の困り事を解決する、福祉を軸にした企業として、この地域が必要だということから、皆さんの声をいただいて、シオニーを株式会社スクラムに変えました。これは地域の人たちが穂別地区の生活の困り事を解決する地域運営組織として、これから穂別地区をいろいろな角度からいろいろな事業を展開して、地域の生活を守ろうということで名前を変えようということになり、シオニーからスクラムに変わった次第でございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） 分かりました。私が心配しているのは、町外の方が役員なり出資者になって出資額が大きくなると、発言力も大きいんです。そういうことがあっちゃならぬということで質問をしているわけなんです。これについては私のほうから今担当者のほうに見せてくださいと言うと、これは可能なんですか。そうすると、登記所まで行かなくてもいいんです。それは可能ですか。それが1つ。

替わりますけれども、契約期間です。10年間。これはどう見ても、先ほども言いましたけれども、目まぐるしく変わる世の中で、10年間というのはどうもちょっと私は心配なんです。繰り返しますけれども、3年なら3年にして自動延長と。どちらも、双方もなかったら延長

しますよと、こういう契約のほうがいいんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（野田省一君） 中上企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（中上紀文君） 先ほどと同じ説明になってしまうんですけども、すみません。まず、プロポーザル方式の中の要求水準の中で10年間というのが決まっているものです。ですので、これに関しても3年間ととかという形で戻るとかということにはならないということで御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 定款は閲覧することはできるということで。資本者とか分かるの。
佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 役員のお名前というのは替わってはいないですが、これはお教えすることはできると思います。ただ、出資割合というのは定款にも出ておりませんので、後で来て口頭でということでもお伝えはできません。
以上です。

○議長（野田省一君） 役員が町内か、町外かという話が質問にあったけれども、そこだけでも答えられる。
佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） この場で全ての役員の方のお名前を述べるというのは差し控えますが、全て町内の方でございます。
以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。
10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） 質問といえば質問なんですが、小言といえば小言になるかもしれませんが。やり取りを聞いておりました、先に言ってくれりゃ、こんな長い時間かけない議論で終わったのかなというのが、まず第1点目です。

この議案を見ておまして、拠点整備による管理、公募によらない選定ということが、まず第1番目に出てきております。これはすばらしい選定の仕方だなと。多分公募したら誰も集まらないんじゃないかなという、私は内容じゃないかなと思います。あわせて、穂別の町民がこの計画が立ち上がったときに、穂別のまちをどうしようかという、そういう議論から多分始まっているのであります。併せて申し上げたいのは、今回非常に分かりやすい、まちまかない株式会社スクラムに名前を変更したという背景も実は私、聞いておりました。これはバージョンアップしたなど。もうちょっと意欲を持って、このプロジェクトに町民挙げて

立ち向かおうという、そういう姿勢が出てくるということで、これが結果として悪い影響を及ぼすということは全然考えておりませんので、僕はこれを育てるような仕組みをぜひ管理者というか、監督者である行政が一定程度関わりながら、契約の中で育てるという気持ちを持ちながら、僕は大事にしてやっていただければというふうに思っています。

先ほど11番議員もおっしゃっていましたが、前の名称であったシオニー、この方がどれだけ自分の犠牲を払って今の形につくり上げてきたかという背景も、私は個人的にお話を聞いております。マカジもいとわないうところもありましたし、スタッフも含めて人を集めるだけでも大変な地域にありながらも、いろいろな角度で守ってきたという背景も知っております。この裏づけは町民のため、我が郷土のためという強い意思がなければできなかったし、あわせて、それを赤字でも越えてやってきたという背景はいつかこの穂別にも行政的に日の当たる場面が来るんじゃないかと、そういう気持ちも持ちながら多分やっていたと思うんです。これに報いるためにも、私は先ほど誰か、丸投げと言っていましたけれども、行政が、いわゆる英語で言ったら何と言うんだ。何とかというソーシアム……

〔「コンソーシアム」と言う人あり〕

○10番（小坂利政君） それに投げるんでなく、行く行くも含めて管理監督をしながら、例えば10年という設定もありましたが、10年の中で確かに時代も変わります。合う合わないの問題も出ます。この施設そのものはある意味、人が来なければ経営は行き詰まるという背景もございますので、なくなったときどうするかということも含めた経営指導、あるいは経営応援、支援も含めた体制をつくる用意はあるのかどうかだけお伺いしておきたい。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） この間も運営と地域経済の影響等々で、特別委員会の中でも、まだ宿題も残しながら議論がされてきているかと思えます。個々については、後ほど所管の事務で報告もあるかと思えます。

それと、今小坂議員が言われましたように、今回の名称の手続、そして名称の変更に当たっての議会の皆さんへの提示というのがちょっとバランス、ボタンの掛け違いがあったかなと思っています。しかし、今議論がされているように、シオニーさんのこれまでのまちづくり、蓄積された実績というのはもう言わずもがなと。さらに、それを進化させるんだということで、これまで蓄積されたものを進化させていくぞという、まちなか再生を通して、町の関わりしる自分ごととして考える今回の名称というのが、先ほど吉田のほうから説明のあったまちなか会社、そしてスクラムですから、力を合わせていこう。こういったことでの協働

と共創と共感のできる会社経営において、それともう一回照らしますけれども、先ほどうちの担任のほうからも言われましたように、これまで手続を踏んで、その手続にのっとりながら、先ほどの10年の関係も、えっと言うんですけれども、もう一回確認し合いながら、ああ、そうだったのかと。

それともう一点、議会で後ほど特別委員長のほうから御報告があるかと思うんですけれども、一例として温浴カフェ、あるいはその運営についてはその当時、ちょっと若干ずれました。シオニーでいくよと。そしてコンソーシアムにのっとっている東洋実業ですか、こういったところも協力する形で進められていますよと。そして、温浴カフェのメニューとスタッフの配置は決まって、今まさにこれからに向け準備が進められていますよと。一切変わっておりません。進化はしますけれども。皆さんに報告した文言は変わっておりません。さらには、博物館の運営の関係についても、今後に向けて地域経済の貢献を目指して、地元の企業の皆さん、さらには地域の皆さん、多くの皆さん、それこそスクラム組みましょうよと。分散でなく結集していきましょうよという見解は微動だにしていませぬので。

それと、小坂議員が言われたコンソーシアムというんでしょうか、共同体としての関わり、これに向けての一步一步の支援、あるいは協力、向き合い方、目的を一緒にした共同の体制というのは行政としても、これからも進めていければなと思っております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 皆さん、熱心に質問しているものですから、非常に質問しづらいなと思いつつも、1点だけちょっとお伺いをしたいと思います。

熱い質問ですので、雨降って地固まるということもありますので、いい結果を望んでいるところでございますけれども、ただ1つお伺いしたいのは、通常、事業実施計画、こういったものが出たときに、ランニングコストというのは本当は一緒に出てくるというのが理想だと思いつつも、なかなか作業上、そういったことも難しいのかなという思いはあるんですけれども、今回、議案第3号から6号に関連しますけれども、この3号でいえば1,100万上がっているんですが、これをランニングコストとして捉えていくのかどうか。こういった状況も確認をしながらなんですけれども。

というのは、本議会で事業計画が議決されて、そしてこうやって事業が進んでいって、それで完成したときに、ランニングコストが数千万多くかかりますよといつても、議会で議決している以上は、ランニングコストは幾らかかっても否決するということは、これは難しい

んです。ですから、そういった状況を考えると、できるだけ、まあ、これからもまだ特別委員会、ずっと継続していきますので、これからの事業の中でこういったランニングコストも大体どのぐらいかかるかということぐらいのお示しはあってもいいのではないかと。ところが、これについてはタイミングというのがあります。タイミングを間違えると、入札金額に影響も出ますので、その辺のタイミングも考えながら、大体のランニングコストというのはぜひ示していただきたいというのが1つのお願いです。

以上です。

○議長（野田省一君） 答弁を求めます。

中上企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（中上紀文君） まちなか交流拠点のランニングコストという部分では収支計画も含める形にはなるかと思いますが、指定管理者からの委託事業というような形になりますので、その際には今回の条例でも書いていますが、施設使用料については指定管理者が取るような形になるかと思います。

支出の部分に関しては人件費、業務費、施設管理費というような形で、それぞれ分かれる形となります。ただ、ランニングコストという部分でいきますと、光熱水費で考えますと大体、業務費の中でも光熱水費が120万程度というような形での予定をしているところでございます。

全体としては、先ほど議員がおっしゃったとおり1,100万円ぐらいの事業にはなるんですが、その中でも、施設管理の中でも警備費がランニングコストの中に入ったりですとか、清掃分、電話の設備保守、また除雪経費ですとか、そういった細かい部分が積み上げて形となっているというような形ですので、御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 私、穂別地区に住んでおるものですから、穂別のことであまり今までは話をしてきていませんけれども、いろいろなことを見てまいりました。当初、要求水準を備えたプロポーザル等でも、先ほどから出ていますシオニーが真剣に検討して、前向きにやってきたことは、先ほど小坂議員と町長のおっしゃったとおりであります。行政が特別委員会に示したいろいろな所管の調査についても何の矛盾もないというふうに私は思っております。ただ、先ほど町長もおっしゃっていましたが、シオニーからスクラムに変わったときのいきさつの説明の部分がちょっと不十分だった部分があるというふうに思っております。

けれども、それを除けば今までどおりの内容というふうに私は捉えておりますので、この議案第3号については、ぜひともほかの議員さんにも御理解いただいて、そのまま通していただきたい。そういうふうに意見を述べたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 東議員に申し上げます。ただいま質疑でありますので、御留意いただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

3番、古内議員。

○3番（古内みゆき君） 1点だけ伺います。先ほど指定期間が10年になった理由というのを教えていただいたんですが、ちょっと理解できず、この10年になっている、どうしてなのかというのをもう一度教えていただいてもいいですか。

○議長（野田省一君） 答弁を求めます。

中上企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（中上紀文君） 先ほどと同じ説明になってしまうんですが、申し訳ございません。よろしくお願ひしたいと思います。

こちら、非公募の指定管理者に指定する施設の選定の中でもそうなんですが、これは穂別地区で事業が進められている復興拠点施設等整備事業Ⅰにおきまして、穂別まちなか交流拠点施設の運営管理については、プロポーザル方式の中で、その中の要求水準の中で期間が、運営期間が10年間というような形で記載が契約の中身となっております。

その中でも、まちまかない株式会社スクラムを含むコンソーシアムが最適者ということで選定がされているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 3番、古内議員。

○3番（古内みゆき君） 要求水準というふうにおっしゃったんですが、要求水準というのは町からスクラムさんに要求をする水準ということでよろしいのでしょうか。町からの委託とどうか、要求になるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 中上企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（中上紀文君） すみません、応募とどうか、募集をする段階での要求水準となっております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

3番、古内議員。

○3番（古内みゆき君） そうしますと、最初に町のほうで決めて、10年というふうに決めたから10年ということによろしいんですか。

どうして町のほうで10年にしたんですかというところなんですけれども、どう考えても、もちろん先ほどから言われているように、経済的なことだとかいろいろ変わっていく中で、なぜに10年というふうに決めたのかというのは、決めてしまったらもう揺るがないということによろしいんですか。だとしたら、どうして10年というふうに、決めた根拠は何だったんでしょうか。

○議長（野田省一君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

当時、プロポーザル方式で事業を行うといった際に、特別委員会等々でも御説明してまいりました。今回の事業に関しましては、いわゆる単発の事業とは違いまして、持続可能なまちづくりというところが大きなテーマとしてございます。その中で、経営関係、経営、それから運営管理、この部分が短期間でころころ変わるような事業展開では好ましくないだろうという判断をしております。その中で町内の類似の施設等々の状況も鑑みまして、10年間は適切であるというふうな判断をし、この間、10年間ということによって要求水準を定め、事業を展開してきたところでございます。

もちろん、最適提案者となりました事業者、コンソーシアム含む事業者の皆さんもそこを理解した上で持続可能なまちづくりに協力をしたいという意味で提案をしてきたものとなっておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第3号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第5、議案第4号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

〔太田耕司経済恐竜ワールド戦略室主幹 登壇〕

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） 議案第4号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

本件は、公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

指定管理を行わせる施設につきましては、穂別稲里417番地1、樹海温泉はくあ、穂別32番地2、現樹海温泉ほべつ及び穂別79番地5、新樹海温泉ほべつでございます。現行の指定管理が令和7年3月31日をもって期間満了しますことから、引き続き指定管理者制度を継続するものでございます。

指定管理者の募集につきましては公募によらない選定でございます。現施設の指定管理者でございます、まちまかない株式会社スクラムを候補者として通知、1月31日に指定管理

者指定申請の提出がございました。

むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第9条に基づく選定委員会を2月13日に開催し、事業計画、内容等の審議を踏まえ、指定管理者として選定したところでございます。

ただいま御説明申し上げました選考過程によりまして、指定管理者をむかわ町穂別85番地4、まちなかない株式会社スクラム代表取締役・鎌田政博氏を令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間、指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上で、提案の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今説明の中で、現在受けている管理者のところを、まかない株式会社というふうに説明されませんでしたか。今受けているのは、今ですよ、今。シオニーですよ。株式会社シオニーが、はくあとほべつを受けているんですよ。この説明を聞いていて、今の会社はシオニーじゃないんですか、おかしいなと思って聞いていたんですけども、正確をお願いします。

○議長（野田省一君） 太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在の指定管理者につきましては、先ほど来、第3号議案のほうでも御説明ありましており、指定管理を指定した当初は株式会社シオニーとして行っておりました。その後、本年の2月19日に事業名の変更、それから住所の変更の届出が出されましたので、新たな事業者の名称として、まちなかない株式会社スクラムが現在指定管理者となっております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 2つほどお伺いしておきたいと思います。

これは樹海温泉ほべつということですから、当然温泉カフェというふうに捉えてよろしいんですよ。そういうふうになるんだろうと思うんですけども。このまちなか会社でやる

んですが、先ほどもちょっと出しましたけれども、レストランの運営について、かなり早い段階に当該に委託というような話もありました。その辺のところについて説明をしていただければと思うんですけれども。それは、まちなか会社としてそこにやるのか。それとも、それはレストランですから、結構な従業員いると思うんですけれども、それもまちなか会社の従業員としてやるのか。そういうのがあろうかと思うんですけれども、そこら辺について、ちょっと確認的にお願いをしたいというふうに思います。それが1つです。

それから、これは新たな予算にも関わるのかなと思ってはいますけれども、いわゆる町民の人たちから、何であんなところへ持って行って、俺ら足が遠いぞと、大変だぞというような話があって、そこに新たな交通機関を持って輸送するという話もございました。そういう仕組みを何か考えているようなんですけれども、それらの交通手段、温泉に行くための手段、これらについては、このまちなか会社とはどういうことになるのか。それは、また別な形でという形になるのか。そこら辺含めて、どういうふうに対応しようとしているのか、伺ってみたいと思います。

○議長（野田省一君） 太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） 私のほうから御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の温浴カフェの部分ということでお話がございました。復興拠点施設等整備事業Ⅰの中では当初、温浴カフェということで御説明を申し上げてまいりました。さきの令和6年第4回の定例町議会にて議決をいただきましたとおり、施設名称につきましては樹海温泉「ほべつ」となっております。新しい施設として名称を指定しているところでございます。その中でレストラン運営につきましては、こちらも当初のコンソーシアムの募集の中でもそうでしたが、レストラン運営につきましては自主運営事業ということで募集をかけたところでございます。その結果、レストランの運営については、この事業者のほうで自主的に運営を行うというふうになってございます。

ですので、施設としての、樹海温泉ほべつ全体の施設管理につきましては指定管理者となりますが、レストラン運営については自主運営という形になります。

また、従業員の関係のお話もございましたが、現在、事業者と確認を取っている中では、事業者さんのほうで従業員を雇い、レストランの運営を行っていくということで確認を取れているところでございます。

また、交通手段のお話もございましたが、交通手段につきましては、あくまでも今回の指

定管理につきましては施設の管理ということになりますので、交通手段の管理まではこの指定管理の中には入っていないことを御説明いたします。

以上です。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） すみません、もう一回お願いします。ということは、レストランは別の会社が自主運営でやるよということですよ。まちなか会社の中に入って自主運営をやるということなんですか。そこら辺のところがちょっと聞き取れなかったのだから分らないんですけれども、もし別の会社が入るのであれば、どこと契約するということになるのか。そこら辺、もう一回ちょっと整理してお願いします。

○議長（野田省一君） 太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） すみません、ちょっと御説明が悪かったのかなというふうに思います。レストラン運営に関しましては同じ事業者が自主運営事業として、いわゆる町からの委託費をもらう形ではなく、自分たちで収支をバランスを取りながら実施をするということの事業となっております。ですので、あくまでもこの事業者のほうで運営を行うという形になりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第4号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第6、議案第5号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

〔太田耕司経済恐竜ワールド戦略室主幹 登壇〕

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） 議案第5号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

本件は、公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

指定管理を行わせる施設は、穂別稲里553番地8ほか、穂別豊進国民休養地野営場「穂別キャンプ場」でございまして、現行の指定管理が令和7年3月31日をもって期間を満了しますことから、引き続き指定管理者制度を継続するものでございます。

指定管理者の募集につきましては、公募による選定でございまして、令和6年12月23日から令和7年1月31日までの間、募集いたしましたところ、4法人から応募がございまして、むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第9条に基づく選定委員会を2月13日に開催し、事業計画、内容等の審議を踏まえ、選定したところでございます。

ただいま御説明申し上げました選考過程によりまして、指定管理者を札幌市東区丘珠町638番地1、合同会社フィールドプランニング代表社員・佐藤雅仁氏を令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上で、提案の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） このキャンプ場の指定を、名前は変わりましたが、シオニーさんからこの会社になるということなんですけれども、公募をして4法人あった。それは分

かりました。この合同会社の実績としてはどういふものがありますか。それから、契約期間を5年にしたという理由についても伺います。

○議長（野田省一君） 太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今回、御提案させていただきました事業者につきましては、この間、令和3年4月から3年間、地域おこし協力隊として穂別キャンプ場にて活動をされた者が代表を務める法人となっております。この間の地域おこし協力隊制度による主な取組としまして、新たな担い手への運営の継承ということで事業を展開してまいりました。その中で、今回この方が新たに法人を立ち上げ、応募をしてきたという状況でございます。

事業実績につきましては、法人も昨年設立されたばかりの法人ということで、キャンプ場の運営等に関しての法人としての実績はございませんが、この間、キャンプ場の地域おこし協力隊として活動してきた経験等の部分が十分でございますので、こちらの部分で十分に適切な者であるという判断をした上で指定管理となっているところでございます。

また、今回の公募の中の資格要件としまして、キャンプ場の管理運営等経験のある法人、または団体、もしくはキャンプ場の管理運営経験のある者が従事している法人、また団体であることという要件としたところでございまして、こちらについても適切な法人であるということで判断をさせていただいたところでございます。

また、5年間の指定管理期間の部分でございますが、これまでも穂別キャンプ場につきましては5年間ということで施設を指定管理してきたところでございまして、運営等も含め、また様々な社会情勢等も踏まえながら、5年間が適切であるという判断の下行っていますことを御理解いただければなというふうに思います。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 地域おこし協力隊の方が会社を立ち上げて、このような形になっているというのはすばらしいなと思うんですけども、地域おこし協力隊員の方がむかわの町に定着してほしいというふうに願っていますよね、皆さん。でも、この方が札幌なんです。本当はむかわ町にいて会社を立ち上げていただけていたら、こんないいことはないというふうに思ったと思うんですけども、その辺のやり取りというのはなかったんですか。

○議長（野田省一君） 太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） ただいまの御質問にお答えしたいかと思いま

す。

議員の御指摘のとおり、地元において起業していただくことが我々も願いではありました。ただ、ちょうど卒隊の時期、それから指定管理者の募集の時期というところのずれもございまして、現在のところ、この事業者さんの住まいである町外での法人の設立という形になっております。

ただ、今回の公募の要件の中で、むかわ町内に事務所を有する法人、または団体、もしくは指定管理者として町と基本協定締結までにむかわ町内に事務所を有することができる法人、または団体ということをや要件としております。

当該事業者につきましては、申請時点から現在までのところは町外に事務所を有しておる状況ではございますが、今後、基本協定締結までに町内に支店等を出していただくということで現在確認をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） ほかに。

吉田穂別総合支所長。

○支所長（吉田直司君） 私のほうからちょっと補足説明いたします。

企業のほうが行く行くこちらのむかわ町のほうに支店等を出していただけるという話の中、そのほかにも、この代表であります方がむかわ町の中で居住していただけるというお話になっておりますので、居住実態がある状況になると思っております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第5号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（野田省一君） 昼食のため、しばらく休憩といたします。

再開は13時30分とします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場内の気温が上昇傾向にありますので、上着の着用は自由とします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第7、議案第6号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

[太田耕司経済恐竜ワールド戦略室主幹 登壇]

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） 議案第6号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について御説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

本件は、公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

指定管理を行わせる施設は、穂別79番地16、アースギャラリーでございまして、令和7年度より新たに指定管理者制度にて管理を行うものでございます。

指定管理者の募集につきましては、公募によらない選定でございまして、まちまかない株式会社スクラムを候補者として通知、1月31日に指定管理者指定申請の提出がございました。

むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第9条に基づく選定委員会を2月13日に開催し、事業計画、内容等の審議を踏まえ、指定管理者として選定したところでございます。

ただいま御説明申し上げます選考過程によりまして、指定管理者をむかわ町穂別85番地

4、まちまかない株式会社スクラム代表取締役・鎌田政博氏を令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間、指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上で、提案の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） RVパークというのは表示はされていませんけれども、このアースギャラリーの中に含まれるということになるのかについて伺います。

それと、委託内容です。その辺についても伺います。

○議長（野田省一君） 太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） 私のほうから、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

RVパークにつきましては、アースギャラリーの附帯設備としてこの中に整備がされているところでございます。

また、アースギャラリーの指定管理に係る業務の内容というところでございますが、これまで同様の休憩・便益施設としてございますアースギャラリーの管理、それから貸出し等に関わる部分、それから現在、ただいま御質問のありましたRVパークの貸出し等に関わる事務について、指定管理にて行うという内容となっております。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

1番、栗原議員。

○1番（栗原健一君） この委託されたところが、前は観光協会が関わっていたと思うんですけども、それらの関わりについてはどういうふうになっているのかということと、あと結構物が散乱しているといいますか、そういったところの整理とかというのは、管理会社が変わって、そのままスライドさせるという形なんでしょうか。

○議長（野田省一君） 太田経済恐竜ワールド戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（太田耕司君） ただいまの御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

令和6年度までについては、観光協会さんのほうに管理のほうは委託という形で事業を行ってまいりました。今後につきましては、復興拠点施設等整備事業Ⅰの中で、こちらの施設のほうも関連施設として一体管理するというので、指定管理制度を導入するというので御説明をさせていただいているところでございます。

また、施設内の備品等につきましては、今後、新たな指定管理者の部分での管理も行いますことから、一定程度の整理を行いながら、適切な管理に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第6号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第8、議案第7号 むかわ町ゼロカーボン推進基金条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第7号 むかわ町ゼロカーボン推進基金条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書15ページ及び議案説明資料3ページをお開き願います。

本案は、新たに特定目的基金を設置するため、条例を整備するものでございます。

本条例の制定の趣旨につきましては、本町は令和4年9月のゼロカーボンシティ宣言に基づき、温室効果ガス排出実質ゼロを目指していくため、地域全体で再エネ・省エネを推進していく必要があることから、持続可能な脱炭素社会づくりの推進に資する事業を進めていくもので、後年度以降の財政状況により、目的とする事業の推進に影響が出ないよう、その経費に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定により、新たに条例を制定し、基金を設けるものでございます。

それでは、主な条文につきまして御説明申し上げます。

第1条につきましては、条例の設置といたしまして、先ほど御説明申し上げました条例制定趣旨を目的とした事業の財源とすることを規定するものでございます。

第2条から第5条までにつきましては、他の特定目的基金との整合性を図り、その管理及び運用につきまして定めるものでございます。

第6条につきましては、基金の処分に係る条項でございまして、第1条の目的に沿った事業である場合、全部または一部を処分できることとし、積立金原資の処分を可能とするものでございます。

なお、本案は公布の日から施行するもので、この後御審議いただく議案第23号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）で基金造成に係る原資の積立て及び議案第30号 令和7年度むかわ町一般会計予算で活用事業の提案を予定していることを申し添えまして、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第7号 むかわ町ゼロカーボン推進基金条例案を採決いたします。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第9、議案第8号 むかわ町木づかい木くばり木そだて条例案を
議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤野農林水産課参事。

〔藤野真稔農林水産課参事 登壇〕

○農林水産課参事（藤野真稔君） 議案第8号 むかわ町木づかい木くばり木そだて条例案に
つきまして御説明いたします。

議案書17ページをお開きいただき、説明の関係上、併せて別に配付しております議案説明
資料5ページをお開き願います。

資料に沿いながら説明させていただきます。

まず、条例の制定の趣旨でございますが、森林は、木材の生産はもとより自然環境や国土
の保全、水源の涵養、公共の保健、地球温暖化の防止などの多目的機能を有し、地域経済の
発展と住民生活の維持向上に必要不可欠なものとなっております。

また、近年、自然災害が激甚化や多発化し、国際的には持続可能な社会の実現に向けたS
DGsの取組が広がりを見せており、防災や循環型社会の形成に向けた人々の意識や行動が
大きく変わりつつある中、森林は、今後ますます重要なものとなります。

本町の森林は、その面積が町全体の約8割を占めており、林業・木材産業の基盤となっ
ていると同時に、災害防止や水資源確保、生活環境や農地、河口沿岸の漁場保全などに重要な
役割を果たしております。

森林を守りながら将来に引き継ぐ財産として形成していくためには、適切な森林整備を進
め、そこから産出される森林資源を有効に活用していくことが必要であります。

このことから、木材の重要性を改めて認識し、「伐って、使って、植えて、育てる」とい

う森林の循環利用を行いながら、森林のもたらす多くの恩恵を後世に継承し、本町の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本町経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮の促進を図るため、町、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者が相互に連携し、町民の協力の下、地域材の利用促進に取り組むことが必要であることから、この条例を制定するものであります。

続いて、第1章として総則により、目的、定義、基本理念、それと責務・役割・協力について定めます。

目的ですが、地域材の利用の促進に関し、基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、地域材の利用の促進に関する基本的な施策を定めることにより、地域材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本町経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮に寄与することを目的とします。

続いて定義です。議案書は18ページをお願いします。定義では、条例で用いる用語を定義します。用語は、森林の有する多面的機能、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者の5点になります。

基本理念です。地域材の利用の促進は、町、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の適切な役割分担並びに相互の連携並びに町民及び事業者の理解及び協力の下に行われなければならないこと。

地域材の利用の促進は、本町の豊かな森林資源が次の世代に継承され、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われなければならないことを掲げます。

責務・役割・協力です。責務において、町の責務、それと国と北海道と町との連携を定め、役割においては、森林所有者、森林組合及び林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、それぞれの役割を。協力として、町民及び事業者の協力を定めます。

議案書は19ページ、説明資料は6ページに入ります。

第2章、地域材の利用の促進に関する基本的施策として次の5点を定めます。

1点目、地域材の利用促進に関する方針。平成24年3月に制定いたしました、むかわ町地域材利用推進方針、こちらを本条例に基づく方針として位置づけします。

2点目です。町の建築物等における地域材の率先利用。これまで同方針により公共建築物等の木造化を推進してきましたが、条例制定により、さらなる木造・木質化を推進するものであります。

3点目です。人材の確保及び育成。町は、林業及び木材産業を担う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるよう務めるものとします。

北海道が開校しました「北海道立北の森づくり専門学院」での人材育成への協力、それも、この一端となります。

また、町は、木材を活用した建築物を建築するために必要な知識または技術を有する者の確保及び育成に務めるものとします。

4点目になります。普及啓発。町は、町民が木材を利用する意義を学ぶ機会を確保、地域材に関する情報の発信その他の地域材利用の促進に関する普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

そのことにより、町民が木材の利用を通じて、森林が持つ多面的機能に関する理解を深める機会の創出を行おうとします。

また、町は、乳幼児や児童及び生徒らが木や森林に親しむ機会及び触れ合う機会を確保するとともに、森林の有する多面的機能について理解を深めるために必要な施策を講ずるよう務めるものとしたします。

新生児へのファーストウッドであります「森の輪（もりのわっこ）」贈呈、木育マイスターとの連携及び新たな木育マイスターの育成、町内の小学校等における森林環境教育の充実に努めてまいります。

5点目になります。推進体制の整備です。町長は、地域材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、町、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者が相互に連携することができる体制の整備に努めるものとします。

平成24年8月に設立しました「むかわ町地域材利用促進研究会」をはじめ、町や関係者が相互に連携しながら施策を推進していくものとします。

議案書は20ページをお願いいたします。第3章、雑則として、財政上の措置。町は、地域材の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財源上の措置に講ずるよう努めるものとします。

本条例の制定を契機としまして、森林・林業・木材産業の推進に必要な経費の確保に努めるものとしたします。

最後に附則です。附則として、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上、議案第8号の条例案につきまして御説明申し上げます。

よろしく御審議、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） とてもよいことだと思っているんですが、木材というと、旭川家具というのが常に思い浮かぶんです。とてもすばらしい家具を作っているんですが、近隣の東川町とか協力しながら、組織づくりもやっているというふうに聞いていますし、そのときに使う木はミズナラというふうに、まあ、もっとほかのものもあるんでしょうけれども、そういう例えば家具を作るような、そういうところができたらいいなというふうに思うんですけども、むかわの森林の木というのは、そういう家具作りに適した木とか、そういうものも、すみません、分からないので聞くので、あるんでしょうか。

それから、12条で人材の確保とか育成ということの施策を講ずるといことがありますが、具体的に考えていることはあるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） 私のほうからお答えさせていただきます。

うちの町の林業の部分で木材の産出というのはカラマツが主流になりますけれども、議員がおっしゃった天然林のほうも種類は豊富にございます。ただ、天然林の施業の部分は限られた部分が出てきますので、適正に管理しながら伐採して産出することが必要になってくるかと思うんですけども、地域材として活用できるものであれば、今後のいろいろなものに、特に家具ですとか、そういう事業者が来てくれれば本当にうれしい話なんですけれども、そういうのを活用していただきたいと思います。

実際に先ほどもちょっと触れさせていただきました、むかわ町の新生児にファーストウッドとして、イタヤカエデ、こちらの木の輪っこという、乳幼児でいいますと、にぎにぎとか、歯固めというんでしょうか、そういうようなところもお配りさせていただいております。こちらは広葉樹を活用しておりますので、大いにそういう部分も含めて天然林のほうも活用を考えていきたいなと思っております。

続きまして、12条の関係で人材確保及び育成というところで、後ほど新年度予算のほうでもちょっと触れさせていただきたいと思うんですけども、新たに森林環境譲与税を活用しまして、各事業所さんの担い手さん、こちらの研修に関わる費用の助成を今考えております。条例制定後は、このような形でいろいろなものを、活用できるものを検討し、また皆様

のほうに説明、御審議いただくことがありましたら、その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） 木づかい木くばり木そだてと、非常に語呂のいい言葉を並べて、早速条例を制定していただいたということに、まず感謝を申し上げたいと思ひますし、これをつくるには相当の覚悟、決意、対応も含めて、相当な考え方で臨まなきゃならないだろうなというつもりで、実は6月に私は質問したわけであります。北海道におけるむかわ町の立ち位置、北海道におけるむかわ町の特性、それぞれ発信する、表現するということろで、初めての条例をむかわ町でつくられたということろで、大変強い感動を私はいたしてありますし、伴っての覚悟というか、これについても同時に持ち続けていかなければならないだろうというふうに思っております。

むかわ町の行政面積の80%が山林、あと2割しか残りはないわけであります。その中での差別化を図る立ち位置というか、これをつくるというのは相当な覚悟が要るだろうというふうに思っておりますし、これをすることがある意味、北海道におけるむかわ町の立ち位置を確立する大きな要因につながってくるだろうというふうにも私は意識をさせていただいております。

その中で、むかわ町行政における、いわゆる森林の知識人というか、専門家というか、そういうものをどのような取組、取り入れをしていくかの考え方をまずお伺いをいたしたい。

もう一点、最近科学がどんどん進んでおまして、動物と植物、生活が全く同じだという科学的な実証も実は出てきておるわけであります。非常に緻密な連携の中で木々同士がいわゆる成長し合っているというか、そこまで解明できている科学的な根拠が実はあるわけであります。私は、この際でありますから、そのくらいのレベルまでむかわ町の知識を高める、1つの行政対応をしていくことも1つの方法なのかなというふうに思っております。

北海道で多分初めての条例を制定するということでもありますから、相当な覚悟も対応も当然必要になってくるだろうというふうに思っておりますが、その辺のお考えがあればお伺いをさせていただきたいと思ひます。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） これまで平成24年ですから、もう十数年たちますけれども、

むかわ町の地域材利用推進方針というのを掲げまして、いろいろな利活用に向けて研究、また取り入れをしてきたところですが、残念なことに震災後、またコロナ禍を通じて、その後、ちょっと停滞しているのかなと担当のほうも感じているところでもあります。

6月に議員のほうからも一般質問で御提案がありまして、その後いろいろと我々も勉強させていただきまして、やはりこれからの時代、また森林が不確実な部分になってくるところで、もう一度起爆剤にならないかなというところで、今回の条例の制定もその一つとしてさせていただくところでもあります。

人材確保の部分に関しましては、昨日、11番議員のほうにも、そのときの答弁でもさせていただきましたが、本年度の新年度予算のほうにはまだ盛り込んでおりませんが、地域材の普及啓発、また利活用の検討、実行する人材、こういうものをいろいろな制度を活用しながら人材確保に努めていきたいなど。私たち役場職員担当者としてもマンパワーがちょっと足りないものですから、そういう専門的な方々も加えて、もう少し盛り上げていけたらなと思っているところでもあります。

○議長（野田省一君） 10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） よく分かりました。ただ、私は前段で申し上げましたように、むかわ町が先んじて、この条例を制定するという意気込みというのも当然あると思っています。これから多分発揮してくれるんだろうと思いますが、その中でもこれから行政面積の8割を森林が占めているという、この重さということが、将来、国がどういう政策転換をしていくか分かりませんが、環境と、いわゆる治山というところからいくと、公共投資が当然手厚くなるということは私は想定しているわけです。そのときに、今むかわ町が手を挙げたということは、どれだけ価値があるかということは、この先何年か後には分かってくるだろうと。そのときに間に合うように、私は行政的にも、この際でありますから、いわゆる人材育成という面で、この説明書にも書いてありますように、北森カレッジに対する支援も含めてという表現をしてあります。実は今、北森カレッジも、やはり我々の努力も足りないんですが、なかなか人材育成に対する、受験者が少ないという現実があります。これは、ある意味我々にとっては死活問題になりますので、こういう形で条例までつくったとすれば、先んじて環境譲与税を補填しながら、仮にむかわ町の職員に希望する中に、希望があれば、この人たちを試用しながら2年間、大学にある、いわゆる人材確保に努めるという手法も、これはやるべきだなというふうに思っています。

そういったところから、いわゆる底上げするというか、林業に対する、将来に対する、い

わゆる環境の問題も含め、地材地消も含め、いろいろな産業も含めた、そういう環境税の利用の仕方によっては、ある意味人材、林業に対する人材の確保も可能になってくるだろう。これは、町長もいらっしゃるので、あえて全道に先駆けて、そういう提案をしていくということは、私、必要になってくるのかなど。そのために、うちが先んじて木づくり条例をつかったんだと、説得力のある町長の発言で全道に振り向けていかないと、せっかくつくった専門の大学もいずれ先細りになってきやしないかということで私は心配いたしております。私の組合も、専門職と言ったら語弊はありますけれども、そういう人材も今入れてもおりますし、そういうところで行政に対する、林業行政に対する応援もしたいという気持ちもありますので、可能な限り、そういった方向にいくような仕組みをつくることはできないのか、この際、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 上着はちょっと許していただきたいと思います。今回の木づかい木くばり、そして木そだてといった、まさに木が循環していくんだよと。一見矛盾して、木を切ることは、もう木がなくなるんじゃないかなではなくて、木を増やすために使っていくんだよという、全部がつながっているのかなと認識しております。

それと、もう御案内のとおり、現在、地球そのものが温暖化で、気候変動、かなり加速化しています。地球そのものが悲鳴を上げて、何とか生き残ろうかといったときに、では今、その原因をつくっているそれぞれの人間というんでしょうか、生態系を維持するがために、どういうふうにしていくのかと。ちょっと大きな視点でございますけれども、悲鳴に対して、そのまま我々がお世話になっている地球に対して、何か我々ができることがないのかと言ってもらえば、地域からの森林を活用した中での地域としてのうねりというんでしょうか、むかわ町からのうねりというのを、これはもう全国に、今何やっているのという先ほどの目的に沿いながらしっかりと、もちろん霞が関にも、今の地方創生に対しての森林に対してどういうふうに向き合っていくんだというのもアピールさせていただきますし、私も全土のほうで治山林道協会のほうをちょっと担わせていただいておりますので、今年も夏場には東北・北海道ブロックの大会というのを、総会をむかわ町で行うという機会もございます。いろいろな機会を通じながら、北海道の今有する森林というんでしょうか、その森林、広域森林組合についても有数の組合を、本部事務所をしいている、持っているといったところも含めながら、今回の木づかい木くばり木そだてですか、こういった条例の存在というのをも發揮していければと思います。

プラス、人材の育成については、少し時間がかかりますけれども、条例の推進、深化に向けてどういった形でいくのかというのを、もちろん森林組合さんもそうですけれども、今まである既存の組織というのを、この際ですから一回、一堂に横串刺して、みんなでもう一回考えてみないか、この条例を推進するのに対してとといったところを進めていければいいなど考えているところでもございます。

ちょっと重複しますが、これは林業だけの問題じゃないです。持続可能な我が町の農林水産というんでしょうか、こういったところの今後の展開に向けても、どうするんだというところでの自然、議員がおっしゃる、そして生態系、これの持つ力というのを引き出して行われる食料の生産だとか、あるいは農林水産業、地域資源、それと最大限のこれらの活用とともに環境の負荷というんでしょうか、これらも併せ持って環境の負荷を軽減を図っていくんだよと、むかわ町からまず見本を見せていきましょうと。それと、地域の実情についての生産基盤、これの維持・保全というんでしょうか、さらには生産活動の持続的な展開、こういったところも網羅しながら、広範囲に影響が顕在化する気候変動に対応した、町としての生産づくり、森林づくり、活用づくり、こういったところをさらにアピールしていければと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） なかなか高いレベルのお話が今されましたけれども、私は少し、この条例案に関わって幾つかお伺いをしたいというふうに思っているんですが、まず総則といましようか、この条例を制定するというふうな文言の中に、これらの推進を図るために、町、森林所有者、森林組合、林業事業者、建設関連というふうな形で述べられていますが、我が町は8割が森林というふうな中に、かなりの部分に国有林、道有林との関係もあろうかというふうに思います。

そういう点では、そうしたところ、特に昨今では国有林の管理の仕方というのが、いろいろな議論もなっているところでもあります。そういう点では、そういうふうなところもどう含めていくのかというのが少しこの条例の中では見えなかったかなと思っているんですけども、そこら辺について、まずお伺いをしておきたいというふうに、1つであります。

それからもう一つは、ここで強調されているのは、目的の中にも入ってきますけれども、地域材という考え方です。これは我が町でいえば森林組合を中心にやられているということなんですけれども、こういう中で、今後この条例という、この関連の中でどういうふうな位

置づけをさらに広げていくのかということ、あるいは、そういう中に、組合さんに結集している民有林とかというのが中心になるのか、そこら辺のところをお伺いしておきたいし、また、そういう中で我が町が抱えている町有林、4,000ヘクタール余りになろうかというふうに思うんですけども、正確な数字はありませんけれども、ここの活用というのもあつてしかるべきだというふうに思いますし、町が地域材というふうな形でやっていくのであれば、昨日の私の質問でもありますけれども、町有林のそういうものを活用した地域材の提供、そのことによって地域住民の皆さんがいろいろなものに取り組んでいく。まさに木づくりというようなことにも、そういう町民自体が参加できていくという方向にもなるんじゃないかと思っているんですが、そこら辺の考え方を含めて、この中ではどう整理されているのか伺います。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） 先ほどの説明のところでもちょっと触れさせていただきましたけれども、第4条に町の責務というのがございます。第4条第2項、こちらのほうで国及び北海道との連携を図るようというところで、町だけじゃなく、先ほど議員もおっしゃいました国有林、道有林含めまして、別に三位一体じゃないですけども、そういうような協定も結ばせていただいて事業展開をして……

〔発言する人あり〕

○農林水産課参事（藤野真稔君） 地域主体の一体的な森づくりというところで協定を結ばせていただいて、事業展開も今しているところでございます。

また、先ほどむかわ町の地域材利用推進研究会のお話をちょっとさせていただいたんですけども、こちらの指導機関として、国有林で管理者であります胆振東部森林管理署、また道有林の管理者であります胆振総合振興局の森林室、こちらのほうにも指導機関として入っ

ていただいているのが現状であります。

また、2つ目のほうになりますけれども、10条以降の地域材利用の促進に関する方針というものを、今現在もあるのですが、そちらのほうをこの条例のほうにひもづけさせていただくような形とさせていただきます。

こちらの方針、既にホームページのほうにも上がっていますので、後ほど見ていただければうれしいんですけども、条例には事細かく書けない部分をこちらのほうで書いているところでもございます。24年度に策定しましたけれども、昨年令和5年11月には町のゼロカーボンシティ宣言、こちらのほうもありましたので、そちらも踏まえまして改定もさせてい

ただいております。申し訳ありませんが、そちらのほうでちょっとお読み取りいただければうれしいです。

以上になります。

[発言する人あり]

○農林水産課参事（藤野真稔君） 町有林の活用に関しましては、これまでもむかわ町の町有林の森林のパワーアップ計画、5年に1回改定しながら森林整備を進めてきております。こちらで産出された木材を地域材ということで利用して、これまでも富内の銀河会館ですとか、鶴川放課後子どもセンター、こちらのほうの部材のほうに使うようなコアドライ製法というんでしょうか、カラマツを乾燥させる製法、こちらのほうに回しまして、その建築材の部材として、またむかわのほうに戻しまして建築物に活用したり、またウッドファイバーというんでしょうか、断熱材です。そういうような活用もさせていただいています。

また、これ以降もこういうような活用が広がりを見せるような形で、さらなる研究のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第8号 むかわ町木づかい木くぼり木そだて条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第10、議案第9号 むかわ町ししゃもの日を定める条例案を議題

といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

飛岡農林水産課主幹。

〔飛岡雅幸農林水産課主幹 登壇〕

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君） 議案第9号 むかわ町ししゃもの日を定める条例案につきまして御説明いたします。

議案書21ページをお開き願います。あわせて、説明の関係上、別に配付しております議案説明資料の7ページをお開き願います。

本件は新規事業であります「未来につなぐ鵠川ししゃもプロジェクト」に係る取組の一つとして、「むかわ町ししゃもの日」を定めるために新たに本条例を制定しようとするものであります。

条例を制定する趣旨であります。むかわ町の町魚である「ししゃも」につきましては、令和5年、令和6年と2年連続で操業見合せとなり厳しい状況が続いております。このような状況の中、新規事業であります「未来につなぐ鵠川ししゃもプロジェクト」の一環として、町民の関心と理解を深めるとともに、町民、事業者、関係団体と町が協働し、産業振興及び地域経済の活性化を図るため、「むかわ町ししゃもの日」を制定するものであります。

ししゃもの日につきましては、11月1日に設定することとしております。

理由といたしましては、ししゃもの旬が11月であること、また「川」の字や「11月1日」の数字が3尾のししゃもに見立てられ、一級河川鵠川に遡上するししゃものシンボルとしたいと、これが理由でございます。

また、ししゃもの日にふさわしい取組として、「未来につなぐ鵠川ししゃもプロジェクト」と連動いたしまして、町民の意識向上と機運醸成を図る各種取組の展開をしていくものでございます。

それでは、条文について説明させていただきますので、議案書のほうを追っていただければと思います。

第1条につきましては先ほど説明させていただきました条例を制定する趣旨を、第2条ではししゃもの日を定めております。第3条では、町民等と町の協働した取組について、ししゃもの日を中心として、ししゃもの日の趣旨にふさわしい取組を推進することを定めております。

なお、条例の施行につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上、むかわ町ししゃもの日を定める条例案の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を求めます。

質疑はありませんか。

10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） ししゃもの日を定める。非常に結構なことだと思っております。ただ、私、11月1日という日は、いいとか、悪いとかの問題ではなく、定義として何があるのかなというところがちょっと疑問だったわけであります。

と申しますのは、川というイメージもなりますし、ししゃものすだれというイメージも多分なるだろう。それは分かりました、感じとしては。ただ、ここに3匹のししゃもというのは非常に気に食わない。「1」というのは無限の始まりだという、無限のししゃもというふうになぜならないのかなというところが私の意見とするところなんです、可能な限り、1匹、2匹でなく、鶴川のししゃもは無限なんです。そういうところに我々として行き着きたいという、そういう希望の日であってほしいというふうに思っていますので、その定義についてお伺いをしたいと思います。

○議長（野田省一君） 東農林水産課長。

○農林水産課長（東 和博君） 貴重な御意見をいただきました。私ども、この制定の日を御提案するに当たって、昨年、各関係機関の皆さんと熱い議論をさせていただきました。非常にこの2年間、むかわ町には秋の風物詩というんでしょうか、観光客が非常に減ってきたと。それと、昨年、代表するおすし屋さんが閉店するというのを踏まえまして、やはりこのししゃもでもう一回町を盛り上げたい、そういう思いを込めて、関係機関の皆さんが集まり、議論をさせていただきました。そして、ここに至るまで何度も協議は交わし、そして、このししゃもの日制定というところを、どういう目的を持ってというところで協議をさせていただきました。

今議員からの御意見、全くそのとおりであります。このししゃもというのも、本当に群れをなして、本当に無限の鶴川高校のシシヤモ打線にもありましたように、1人、1匹ではないぞと、どんどんいくんだぞという思いがありますので、貴重な御意見をいただきまして、今後、むかわ町のししゃもの日、しっかり盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） ほかに質疑は。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 私のほうからも一言申し上げたいと思います。

町魚のししゃもですから、私もこの制定については賛成をする側でございます。しかしながら、ふ化場を建設して以来、稚魚の確保が非常に少ないという状況の中、今お話にもありましたけれども、ししゃも寿司を中心としていた、そういったお店が今回のししゃもの不漁、2年続きの休業ということではなくなったと。そういう状況の中で非常にまだ、ふ化場もそれなりの稚魚は確保していないという状況の中でこれを制定するということは行政側も相当な覚悟を持って決めたと思うんです。

それで、今その経過についてもお話しいただきましたけれども、覚悟を持ってこれからこの日を「ししゃもの日」と定めるという、その決意をもう一回町長、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これはゼロからの取組じゃないんです、ししゃもについて言えば。海水温がこの間上昇していますけれども、海水温が上昇する前から、なかなか自然の生態系が読みにくい魚だよというところで各、北海道なら北海道の栽培機関、国なら国の栽培機関、それぞれが研究要素を持って、これからに向けてどうしていこうかなといった矢先に、今海洋生物の分布域が大きく温暖化によって変わろうとしているという中で、ししゃもも攻撃されているワンオブゼムと捉えているところでございます。

議員も御案内のとおり、ししゃも伝説というのがあるかと思えます。周辺のアイヌ部落の皆さんが飢饉に陥ったときに、天上の神が柳の葉を天上に上げて、そして、ししゃもにかえて、漢字で書いても「柳葉魚」となっているのが、これ鶴川発なんです。これは以前、民放の番組でも紹介されたかと思うんですけれども、その飢饉を救ってくれたししゃもが今危機に陥っているぞといったときに我々はどうするのか。昨年も、今年初めてでなくて、昨年は仮称ですけれども、「カムバック鶴川ししゃも」というところで、何とかこういった運動を実践に向けてどうなのかと。カムバックだけじゃなくて、やっぱり未来につなぐんだというところでの今回の在り方なんです。

それと、先ほど11月1日ですか。この持つ意味というのは、ここに書き切れないぐらい大きな意味があるかと思えます。「1」の持つのは、皆さんも今度エネルギーの中でナンバーの持つ意味、調べていただければいいんですけれども、始まりだとか、当たり前ですよ。

それだとか誕生だとか、あるいはスタートだとか、そして可能性だとか、そしてそれぞれの種というんでしょうか、まさに基本というところをどう組み合わせていくのか。恐らくししやもの日というのは、これも町魚「ししやも」の指定も全国初かもしれませんが、その全国初なものをこれからにつなげていく日にちとして1・1・1というところの連続性というのは、これからもつなげていければなと思っていますところでございます。

大それた思いはございませんが、鶴川のししやもというのは守らなければなりませんし、絶滅するわけにはいかないんです。そういったところの皆さんでの意識と、それと理解、さらにはもう少し浸透性というのを図る上で、もう一度原点に戻りませんかということで、ゼロからではございません。今までの実績も踏まえた中で、もう少しつないでいきませんかというスタートになればいいなと思って、今回提案をさせていただいているところでございます。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑はありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） これは条文とは直接関係ないんですけれども、こういう機会だからちょっと発言しますけれども、ししやもふ化場の周辺の整備・整頓、これについて申し上げたいんですけれども。

私はたまたまあそこ、興味があるものですから、しょっちゅう行っています。そうすると、橋から下りていったところの正面にあるわけですがけれども、ここにアイヌの方のししやものいわれ、それからこっちのほうには川から持ってきたモニュメント、非常にあか抜けたモニュメントなんですけれども、そこまではいいんですけれども、その下、敷地です。もうこのぐらいの草が生えてぼうぼうなんです。元気い草だと、アイヌの方の説明文、一番正しいと思うんですけれども、これが見えないんです。ですから、こういう条例を制定して盛り上げようという場合には、そういうところの周辺整備、これも行っていったらいいなと思います。これは返事は要りません。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第9号 むかわ町ししゃもの日を定める条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

換気のため、休憩をいたします。

再開は14時40分とします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第11、議案第10号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伏木総務財政課主幹。

〔伏木允一総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（伏木允一君） 議案第10号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書の23ページをお開き願います。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の

一部改正により、これを引用する条例の条項にずれが生じるため、これを改める改正でございます。

説明の都合上、別冊配付の議案説明資料9ページをお開き願います。

改正の内容としまして、むかわ町議会の個人情報の保護に関する条例は第2条及び第12条中、議案説明資料10ページ、むかわ町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例は第2条中、議案説明資料11ページ、むかわ町税条例は第36条中、引用する法律の項番号について、改正案のとおり改めるものでございます。

議案書23ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第10号の提案内容を御説明申し上げます。

よろしく御審議、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第10号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第12、議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伏木総務財政課主幹。

〔伏木允一総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（伏木允一君） 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書は25ページをお開き願います。

この改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、これまでの懲役及び禁錮が拘禁刑に一体化されることに伴い、条例中の罰則に定められている懲役や禁錮について、拘禁刑に改める字句の改正であります。

説明の都合上、別冊配付の議案説明資料13ページをお開き願います。

改正の内容としまして、むかわ町議会の個人情報の保護に関する条例は第53条から第55条までの各条中の「懲役」について、議案説明資料13ページから14ページにかけてのむかわ町個人情報保護法施行条例は附則第3条中の「懲役」について、議案説明資料14ページから15ページにかけてのむかわ町職員の給与に関する条例は第27条中及び第28条中の「禁錮」について、改正案のとおり改めるものでございます。

議案書25ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和6年6月1日から施行するものでございます。

また、今回の改正に伴い、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置を適用する場合、その罰則の適用に影響が生じないよう、また欠格条項など懲役や禁錮に処せられた者や起訴された者を資格制限の対象としている場合に、これらの刑が拘禁刑に改正されても、その対象となる範囲に影響がないよう、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上、議案第11号の提案内容を御説明申し上げます。

よろしく御審議、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第13、議案第12号 むかわ町営バス運行条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

横山町民生活課主幹。

〔横山貴仁町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 議案第12号 むかわ町営バス運行条例の一部を改正する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書27ページをお開き願います。

この改正は、全国的にバス運転手不足が深刻で、本町においても人員確保に苦慮している状況であり、これらの課題解決に向けて運転手の負担を軽減し、持続的な公共交通の運営を図るため、むかわ町営バス路線の統廃合等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、別冊配付しております議案説明資料17ページ、新旧対照表をお開き願います。

改正内容について、第3条第1号中、「厚真町字鹿沼85番地1」を「むかわ町田浦614番地先」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中、「むかわ町穂別仁和421番地6地先」を「むかわ町有明35番地4」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中、「汐見線」を

「春日汐見線」に、「むかわ町汐見622番地2地先」を「むかわ町春日301番地75地先」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10条を削るものでございます。

議案書27ページにお戻り願います。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第12号の提案内容を御説明申し上げました。

よろしく御審議、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第12号 むかわ町営バス運行条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第14、議案第13号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伏木総務財政課主幹。

〔伏木允一総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（伏木允一君） 議案第13号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条

例等の一部を改正する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書は29ページをお開き願います。

この改正は、養育する子どもの年齢に応じた柔軟な働き方の実現、介護を理由とした離職の防止等を目的に、関係条例が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、別冊配付の議案説明資料19ページをお開き願います。

むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条の改正は、育児を行う職員に対する時間外勤務の制限について、育児の対象となる子どもの年齢をこれまでの「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に引き上げるものでございます。

議案説明資料20ページ、第17条につきましては文言の整理でございます。

第19条の2につきましては、職員の配偶者等が介護を必要とする状況に至った際に、介護を理由として離職することのないよう、仕事と介護の両立について制度の周知や職員の意向確認等、必要な措置を講ずることについて新たに規定するものでございます。

議案説明資料21ページの第19条の3におきましては、このために必要な勤務環境の整備について規定するものでございます。

また、むかわ町職員の育児休業等に関する条例第23条の改正につきましては、引用する法律の一部改正に伴い、条項にずれが生じることから、これを改めるものでございます。

議案書29ページにお戻り願います。

第1条は、むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正案でございます。

改正内容としましては、時間外勤務の制限対象となる養育する子どもの年齢の引上げ及び職員における介護と仕事の両立についての必要な措置の追加でございます。

第2条は、むかわ町職員の育児休業等に関する条例の改正案でございます。

改正内容としましては、法律の一部改正に伴う引用条項の改正でございます。

附則といたしまして、第1項において、この条例は令和7年4月1日から施行するものとし、第2項において、今改正で影響のある3歳から小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員の時間外勤務制限の請求について経過措置を設けるものでございます。

以上、議案第13号の提案内容を御説明申し上げました。

よろしく御審議、御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第13号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第15、議案第14号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伏木総務財政課主幹。

〔伏木允一総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（伏木允一君） 議案第14号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書は31ページをお開き願います。

この改正は、学校における各種部活動の地域展開を推進し、学校部活動や放課後活動を地域全体で支えるため、放課後活動地域展開推進協議会を新たに設置することから、その報酬の額を定めるものでございます。

説明の都合上、別冊配付の議案説明資料23ページをお開き願います。

別表において、「スポーツ推進委員」の次に「放課後活動地域展開推進協議会」を加えるものでございます。

なお、当該委員の報酬につきましては、会長が日額7,000円、一般の委員が日額6,500円です。

議案書31ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第14号の提案内容を御説明申し上げました。

よろしく御審議、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 町民体力づくり事業の中に入っているのですが、この組織されるメンバーというのはどのような方々になりますか。

○議長（野田省一君） 松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本 洋君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

この協議会メンバーにつきましては、鶴川・穂別、両地区の学校やスポーツ・文化団体、そして中核団体となりますNPO法人むーブ、そして社会教育委員、スポーツ推進委員、その他保護者、関係団体の方々、有識者など15名以内の委員で構成する予定となっております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑は。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） このメンバー、また男女、私は女性も含めて、同等ぐらいになるような、今後ジェンダー平等という観点からも、こういう様々な特別職がありますけれども、これまでもそうですけれども、今後に向けてのそういう、まあ、組織からどんなふうに推薦されてくるのか分かりませんが、やっぱり意識して男女の差がないような組織づくりというのは必要だと思うんですが、それらについての考え方はありますか。

○議長（野田省一君） 松本生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（松本 洋君） その点につきましては、今議員おっしゃりました男性、女性、そして地区には可能な限り配慮させていただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第14号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第16、議案第15号 むかわ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伏木総務財政課主幹。

〔伏木允一総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（伏木允一君） 議案第15号 むかわ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

初めに、今回の改正は、昨年8月8日の人事院勧告に基づき、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

昨年の人事院勧告では既に令和6年第4回定例会において、関係条例の改正について議決をいただいております。民間給与との比較に基づく給与、諸手当の改定に加えて、社会と公務の変化に応じた給与制度のアップデートについても勧告をされております。

これは、多様で優れた人材の確保、組織力の向上、時代の要請に即した公務環境の整備等を目指し、俸給や各種諸手当について包括的に整備することを目的とした勧告であり、今回この勧告に基づきまして、令和7年度以降の給与、諸手当について関係する6つの条例について所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、別冊配付の議案説明資料25ページ、給与等改定の概要により御説明いたし

ます。

まず、むかわ町職員の給与に関する条例では、扶養手当につきまして、民間における配偶者に対する支給実態や共働き世帯の増加等、社会と公務の変化を踏まえ、配偶者への支給につきましては、現行の月額6,500円から令和7年度に3,000円、令和8年度以降は廃止をする一方、子どもを対象とする扶養手当につきましては少子化対策推進の観点から、現行の月額1万円から令和7年度は1万1,500円、令和8年度は1万3,000円と増額するものでございます。

なお、支給額の変更は、その影響を考慮し、2年間をかけて実施するものでございます。

地域手当につきましては、都市部における民間の給与水準との均衡を考慮し、9地区分と支給割合を改めるものでございます。

住居手当につきましては、今改正に伴う文言の整理でございます。

通勤手当及び単身赴任手当につきましては、通勤に要する経済的負担に対応するため、その上限額について月額5万5,000円から15万円に引き上げるとともに、人材確保の観点から、採用時からでも単身赴任手当が支給されるよう、支給要件の一部を改めるものでございます。

次に、議案説明資料26ページをお開き願います。

管理職員特別勤務手当につきましては、災害への対処や緊急の対応等により管理職員が深夜に及ぶ勤務を行う実態があることを鑑み、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当について、現行の午前零時から午前5時までを午後10時から午前5時までの勤務に対して支給できるよう改めるものでございます。

期末・勤勉手当につきましては、全ての一般職員につきまして、6月期と12月期の支給月数について、それぞれ同じ月数となるよう均衡を図るための改正でございます。

なお、年間の支給月数につきましては令和6年度と変更がないことを申し添えます。

住居手当につきましては、これまでは支給の対象となっていなかった定年前再任用短時間勤務職員に対して新たに支給するものでございます。

給料表につきましては、若年層から中堅層が早期に昇格した場合や民間から中途採用した職員の処遇確保の観点から、初号付近の号俸を削り、給料の最低水準を引き上げる給料表の切替えを行うものでございます。

なお、引き続き在職する職員につきましては、附則において号俸の切替え表を定め、号俸の読替えを行うことで、給料表の切替えに伴う影響が出ないようにするものでございます。

次に、議案説明資料27ページをお開き願います。

むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例では、特に顕著な業績を上げた場合に年1回支給可能な特定任期付職員業績手当に代わり、新たに勤勉手当を支給するものでございます。

また、期末手当の支給月数についても改正を行うものでございます。

支給月数につきましては、期末手当につきましては6月期1.70月、12月期1.75月であったものを、6月期、12月期それぞれ0.95月とし、新たに支給する勤勉手当につきましては、それぞれ0.875月とするものでございます。

むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及びむかわ町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例では、先ほど御説明申し上げました一般職員と同様、6月期と12月期の支給月数について、それぞれ同じ月数となるよう均衡化を図るための改正でございまして、年間の支給月数につきましては令和6年度と変更はございません。

むかわ町職員の寒冷地手当に関する条例では、これまで支給の対象となっていなかった定年前再任用短時間勤務職員等に対して新たに支給するものでございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例では、暫定再任用職員に対する住居手当の支給に伴う改正でございます。

続きまして、議案説明資料28ページからの新旧対照表で御説明申し上げます。

初めに、むかわ町職員の給与に関する条例の新旧対照表についてでございます。

まず、第11条第2項及び第3項におきまして、扶養手当の支給対象と手当の月額について改正するものでございます。

支給対象から配偶者を削除し、支給月数について、子どもに係る手当を1万3,000円とし、それ以外の者を6,500円とするものでございます。

なお、令和7年度における支給額の経過措置につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

続きまして、28ページから29ページにかけての第13条、地域手当につきましては、級地割合を改めるものでございます。

第14条、住居手当につきましては、配偶者の定義規定を追加する文言の整理でございます。

説明資料29ページから30ページにかけての第15条、通勤手当につきましては、文言の整理に加えまして、第3項において、月額の支給額の上限を5万5,000円から15万円に引き上げるものでございます。

次に、説明資料31ページでございます。第16条、単身赴任手当につきましては、第3項に

において、新たに採用された職員についても支給の対象となるよう改めるものでございます。

第25条、管理職員特別勤務手当につきましては、第2項において、支給対象時間帯を午前零時からとしていたものを、午後10時からと改めるものでございます。

次に、説明資料32ページでございます。

第26条、期末手当に関する規定でございますが、同条第2項で支給割合100分の127.5を100分の125に改め、同条第3項で定年前提任用短時間勤務職員に係る支給割合100分の71.25を100分の70に改めるものでございます。

次に、第29条、勤勉手当に関する規定でございますが、同条第2項第1号の支給割合100分の107.5を100分の105に、同項第2号、定年前提任用短時間勤務職員の支給割合100分の51.25を100分の50に改めるものでございます。

次に、説明資料33ページでございます。

第30条の2につきまして、定年前提任用短時間勤務職員に係る給与条例の適用除外規定から第14条の住居手当に関する規定を削除することで、新たにこれを適用させるものでございます。

次に、第4条関係となります別表第1、行政職給料表（1）及び行政職給料表（2）、別表第2、医療職給料表（1）及び医療職給料表（2）につきましては、新旧対照表より除かせていただきましたので、御了承願います。

次に、むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表でございます。

第6条において、特定任期付職員業績手当に関する規定を削除するとともに、第7条第1項の適用除外規定から勤勉手当に関する規定を削除し、新たにこれを適用させるとともに、第3項において、期末手当の支給割合を100分の175から100分の95に、新たに支給する勤勉手当の支給割合を100分の87.5とするものでございます。

次に、むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。

第4条の期末手当でございますが、年間の支給月数を均等化するため、同条第2項の支給割合100分の235を100分の230に改めるものでございます。

次に、説明資料34ページ、むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の新旧対照表でございます。

改定内容につきましては、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と同じ内容でございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、むかわ町職員の寒冷地手当に関する条例の新旧対照表でございます。

第1条において、支給対象となる職員に新たに定年前再任用短時間勤務職員を加えるものでございます。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の新旧対照表でございます。

附則第5条第7項において、暫定再任用職員の適用除外規定から給与条例第14条の住居手当に関する規定を削除し、新たにこれを適用させるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして御説明申し上げます。議案書33ページをお開き願います。

第1条は、むかわ町職員の給与に関する条例の改正案でございます。改正内容は、先ほど説明資料で御説明申し上げました各種手当に関する改正と別表の改正でございます。

なお、改正後の別表第1及び別表第2の給料表につきましては、34ページから50ページまで掲載しておりますので、後ほどお読み取りいただきたいと思っております。

次に議案書50ページ、第2条は、むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正案でございます。改正内容につきましては、特定任期付職員業績手当の廃止と期末手当の支給月数の改正、勤勉手当の支給規定の追加でございます。

第3条は、むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、第4条は、むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例についての改正案でございます。

改正内容につきましては、共に期末手当の支給月数の改正でございます。

議案書51ページ、第5条は、むかわ町職員の寒冷地手当に関する条例の改正案でございます。改正内容につきましては、寒冷地手当について、定年前再任用短時間勤務職員についても支給対象とする改正でございます。

第6条は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正案でございます。改正内容につきましては、住居手当について、暫定再任用職員についても支給対象とする改正でございます。

最後に、附則につきまして、附則第1項で、この条例は令和7年4月1日より施行するものでございます。

附則第2項及び第3項につきましては、給与条例第4条の別表の改正に伴う号俸の切替えに関するものでございます。

施行日でございます。令和7年4月1日の前日から在籍する職員の同年4月1日以降の号

俸につきましては、議案書52ページから65ページまで掲載しております号俸の切替え表を用いて読み替えた号俸とすることとしております。

附則第4項につきましては、先ほど御説明申し上げました扶養手当における令和7年度の経過措置について定めたものでございます。令和7年度については配偶者に対する支給月額を3,000円、子どもに対する支給月額を1万1,500円とするものでございます。

附則第5項では地域手当の級地割合の改正に伴う令和9年度までの経過措置について、附則第6項では単身赴任手当の経過措置について規定をしております。

附則第7項では、寒冷地手当についての支給対象職員の読替規定であり、暫定再任用短時間勤務職員についても支給対象とするものでございます。

附則第8項は、規則への委任について定めたものでございます。

以上、議案第15号の提案内容の御説明を申し上げます。

よろしく御審議、御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） あまりに多くて、よくなるのか、そうではないのかよく分からないんですけれども、要するに職員の皆さんにとってこの改正というのはどのような影響をもたらすのか。いいのか、悪いのか。伏木さん、簡単に説明していただけますか。

○議長（野田省一君） 伏木総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（伏木允一君） 御説明申し上げます。

今回の改正は人事院勧告に基づくものですけれども、その目的は、今後より多くの人材を公務職場に雇い入れて働いていただくために必要な環境の整備というのに重点を置いてございますので、すぐにむかわ町の職員に影響するというのは、意外とあまりない部分がほとんどでございます。扶養手当ですとか管理職の時間外の、夜の時間外の勤務については該当がありますけれども、給料表の改正につきましても、実際に新しい給料表になっても金額が変わる職員というのは今のところいないという状況で、今後、途中で採用したりとか、若い段階で昇格したりとかというような場合に、あるいは遠くから通勤してくるとかというような場合に網羅できるような体制を整えようという趣旨での改正でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第15号 むかわ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第17、議案第16号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

柴田町民生活課長。

〔柴田巨樹町民生活課長 登壇〕

○町民生活課長（柴田巨樹君） 議案第16号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書は67ページでございます。

なお、説明の都合上、別冊配付の議案説明資料35ページ、改正概要をお開き願います。

今改正は、「令和7年度税制改正の大綱」におきまして、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年2月7日に公布され、令和7年4月1日から施行されることから、本町の国民健康保険につきましても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正内容を御覧願います。

1点目は、課税限度額の改正でございます。表中、医療分、現行65万円を66万円に、後期支援金分24万円を26万円にそれぞれ引き上げ、介護分を含めた合計額を現行106万円を109万円に改めるものでございます。

2点目は、低所得者の保険税負担の軽減を拡充するため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、5割軽減の基準につきましては、被保険者数に乘ずる金額を29万5,000円を30万5,000円に、2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乘ずる金額を54万5,000円を56万円に改めるものでございます。

なお、説明資料36ページから38ページは新旧対照表でございますので、後ほどお読みいただきたいと思っております。

議案書67ページをお開き願います。

附則につきましては、附則第1条は施行期日の規定となっており、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条は適用区分としまして、この条例による改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第16号の提案内容を御説明申し上げます。

よろしく御審議、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 5割軽減、2割軽減のところで、僅か、ちょっと軽減されるかなと思うんですけども、昨年度も介護分ですか、引き上げられて、今度は医療分と後期支援金が上がるということで合計3万円の負担ということになるんですけども、こういう今の物価高騰の時代に、ますます国民健康保険税が高くて払えない世帯が増えてくるんじゃないかという、すごい心配があるんですけども、この改正によって軽減される所と負担が増える所というのは、大体何世帯で幾らで、それぞれ幾らぐらいあるんですか。差引きどれぐらいの収入増になっていくというふうに考えていますか。

○議長（野田省一君） 柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

初めに、課税限度額を改正した部分につきまして、該当世帯につきましては9世帯でございます。国保税の影響額につきましては186万円と試算してございます。

もう一点、軽減判定所得基準の見直しに関する影響でございますが、こちらは世帯数で4世帯、金額にしまして22万7,000円ほど減少する試算となっておりますので、差し引きまして168万円ほど税が一応増えるという試算でございます。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 僅か186万と22万7,000円、今この大変なときに引き上げる、改正する必要があるんだろうかと本当に思います。本当に僅かな部分です。これを、またたとえ所得が多い人に払ってもらおうといったって、9世帯です。9世帯と4世帯の人たちが、こんなことをしているのかというのは、まあ、これは私の気持ちですから、いいんだろうかというふうに非常に疑問に感じるんですけれども、この僅かなこれに踏み切った一番の理由は何ですか。

○議長（野田省一君） 柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君） 1つは、1つはといいますか、安定的な国保の運営という部分では、何世帯が影響するから改正するとか、しないとかというものではないとは考えてございますが、必要な国保事業を運営するのに必要な、公平な負担というものを今回国は求めるということで改正を行ってきてございます。

小規模自治体であるむかわとしましても、多少の御負担はいただくことにはなるんですけれども、将来的に安定した事業を運営する部分を考えますと、今回、国、あるいは道の改正に倣って応分の負担を求めるといふ部分に改正をする提案をしてございます。

ただ、社会保障という部分もございまして、北海道と市町村だけでやっていくというのにはかなり厳しいものもございまして、今後におきましても国による財政支援の拡充といったものも求めていく必要があるということも考えてございまして、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） いつ頃から、何年前からでしょうね。国に倣って、むかわ町も上げていくということをやりはじめたのは。今までは、国の限度額に到達しないように、むかわ独自の限度額というものを決めてやっていました。でも、いつの頃からか、竹中町長になってからですか、ちょっと確かじゃないですけども、そういう倣え、国倣えで上げていくと

ということが果たしてこの小さな町で、安定的などいっても、僅か、こういうものを做ってや
っていかなきゃならないのかと。町長の姿勢としてどうなのでしょうね。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 何か私になってから医療保険制度の安定運営が確保されていないよう
な御意見ですけれども、私も記憶が定かではございませんけれども、先ほど担任のほうから
もお話があったように、医療保険制度の持続可能性というんでしょうか、これはこれからも
確保が求められてくるかと思えます。とりわけ国民健康保険、他制度に比べて年齢構成、か
なり高くなって、医療水準が高く、保険料の負担というのが構造的な課題というんでしょう
か、これは抱えているのかなと捉えているところでもございます。しかし一方で、我が国の
国民皆保険制度の最後のとりでというんでしょうか、こういった役割はしっかりと果たして
いただかないと駄目だと捉えております。

これは全国町村会もそうでございますけれども、今後もるるありますけれども、国民健康
保険、将来にわたって、本来の持続的、安定的な運営ができるように、しっかりと要望、要
請活動にこれからも努めていきたいと考えております。

私からのその制度改正というのは、ちょっとどうなのかなと思えます。

〔「分かりました。調べてみます」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め……

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 先ほどの質疑の中で、国・道という話がございました。これは、今
回の場合には国のほうから来たということでもいいんですか。今都道府県化というのは進んで、
我が町の被保険者の保険料は、国が納付額を決めて、そしてそれに必要な係数を足しながら
試算していくという形になっているんですけれども、そこら辺の仕組みで今回、これどうな
っているのかということ。

それから、こういうふうな中で安定的な財源、国保会計の財源のためにということでは
言われました。今回は限度額でいえば、先ほども出たように、医療分と後期支援分なんですけれ
ども、去年は後期支援分だけが上がった。それにプラス所得割、そして均等割、そして世帯
割というふうに改正がなっちゃったんですけども、これで相当増えていっているんじゃない
かというふうに思うんですけども、その辺の状況をどう捉まえて、今回もこういうふうにし

なきゃならないというふうになるのか。そこら辺のところを数字的に明らかにできるよう教えていただきたい。

それから、3つ目には軽減税率の問題なんだけれども、今回5割と2割だけを除しているんですが、そして、5割でいえば29万5,000円が30万5,000円のところまで上げるよと。その後括弧、国保加入者というふうにあるんですけども、この国保加入者の点でいえば、我が町も減っているんです。そうすると、せっかく29万5,000円から30万5,000円に上げたとしても、加入者の数が減っていけば、その分増えないんじゃないかというふうに思うんだけども、先ほど言われた数というのは、改正前の数というのは、改正後の今の現状と同じ分子を使うという形になっているのかどうか。そうすると減らない、1万円分はそのままになると思うんだけども。そうでないと、それが減っちゃうという形になると思うんだけども、そこら辺のところも含めて、ちょっとお伺いをしたい。

○議長（野田省一君） 柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君） 先ほどの答弁と重複する部分があるかと思いますが、今回の改正につきましては、政府が令和7年度の国保税につきまして高所得者の賦課限度額と低所得者の軽減判定所得の基準を引き上げる国保法施行令の一部改正政令を閣議決定したことに始まってございます。

今回、賦課限度額を改正する背景としましては、医療費の増嵩を踏まえて基礎賦課分を引き上げると。それと、要は所得水準が全国的に上がっている部分を踏まえて高所得者層にも応分の負担を求めるという流れで、負担感が重いと言われる中間所得層に配慮したものであるという流れで今回改正が行われるものでございます。

今回、改正を行う部分の影響額につきましては、限度額を改正、繰り返しになりますが、限度額を引き上げることで、保険税につきましては186万円が増加見込み、加えまして軽減判定基準の改定によりまして、こちらは22万7,000円が減少するというところでございます。

3つ目の質問ですが、軽減を受ける部分、加入者に乗ずる金額につきまして、これを引き上げることで、いわゆるこれまで判定に該当しなかった方が該当するという部分につきましては、これはこれまで該当しなかった方については負担が減るということであるという押さえです。その方に対する負担が増えるということではないので、改悪ではないというふうに押さえられているところでございます。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私、ちょっと解せないのは、5割軽減やって、2割軽減をやるんで

すよね。本当に負担軽減という点でいえば、まず7割軽減の人たちを増やしていくということが大事だと思うんです。その上に5割、2割というふうについて、できるだけ所得のある人へと向かっていくんだと思うんだけど。

そこで、なぜ今回7割をちょさないで、5割というふうにしたの。それは限度額を引き上げたということと同じ理由というふうに捉えていいのかどうかということと、それからこの5割軽減と2割軽減で1万円ずつオンしても、この軽減全体で税収が下がる22万7,000円というのは、そんなものしかないのかなという感じがするんですけども、世帯的にいうとどのぐらいの数になるのか、改めて教えていただきたいというふうに思います。

そここのところを聞きながら、私はこういう状況の中で、この程度と言ったら、引上げになる方々に申し訳ないけれども、ある程度これはのまざるを得ないのかなという感じを持っていますけれども、基本的にいえば、地方財政法の第2条の関係でいえば、財政法の関係でいえば、こういうふうに国が本来、国保のこういうものについては地方自治体がちゃんとその町の現状に合った形で選択できる道があるんです。そういうふうなことを差し置いて、そして今、言わば指示をしてきているわけでしょう。これは地方財政法で言う、その自治体を持つ権限を侵す、そこを踏み越えてはならぬという、この法の精神からいったら、基本的に私はおかしいものだと思っているんです。だけど、今の世の中、おかしいことでもそういうふうに通っちゃうのかなというふうに思っていますけれども、本来は地方財政法の観点からいえば、こういうのは許されないことだと思うんですけども、その辺を含めて、これは町長さんに聞くのが一番いいかなと思っていますけれども、併せてお願いいたします。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

今回の国保税条例の改正については、国の制度に乗った形の中での改正ということで、金額、それが対象者の多少にかかわらず改正をしていくということで、都道府県化に向かっていく中では、段階段階を踏んで改正をしていくべきものだというふうに捉えているところがございます。

影響額等々も先ほど申し上げたとおりでございますけれども、非常に金額的には少ないという捉え方も分かりませんが、法律の改正に基づいて、私どもはそこに合わせた形の中で改正をしていくということで、行政も執行しているところでございます。

そういう中での、上げるものは上げるし、軽減を受ける、下げるものについては下げるといふ姿勢で臨んでいるものでございますので、あくまでもこれは国の改正に準じた形の中で

の改正ということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君） 私のほうから、軽減を受けている世帯の数についてお答えをさせていただきます。

こちら、令和7年1月、月割り後で試算をしてございます数値でございますが、加入世帯につきましては1,170世帯、このうち7割軽減を受けている世帯が354世帯、5割軽減が106世帯、2割軽減が71世帯となっております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第16号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第18、議案第17号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

熊谷福祉・子育て課長。

〔熊谷伸一福祉・子育て課長 登壇〕

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 議案第17号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案書69ページ、議案第17号をお開き願います。

本件は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め、認定こども園等の利用定員及び運営に関することについて、必要な事項を定めているものであります。

本条例改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、連携施設の確保の特例に関する改正が行われたことに伴い、本町の基準運用に支障を生じないように条例改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

説明の都合上、議案説明資料39ページ、議案第17号の資料、新旧対照表をお開き願います。資料は39ページから42ページまででございます。主な改正概要のみ御説明申し上げます。

まず40ページをお開きください。

新設された42条第2項及び第3項につきましては、保育内容に関する支援に関わる連携施設の見直し内容でございます。

次に、40ページから41ページにかけてでございますが、こちらにも新設された第42条第4項及び第5項につきましては、代替保育に関する連携施設の見直し、保育内容に関する支援に関わる連携施設の見直し内容が記載されてございます。

次に、42ページでございます。附則第5項の連携施設に関する経過措置につきましては、「施行日から起算して5年を経過するまでの間」を「15年を経過する日までの間」に延長するものでございます。

議案71ページにお戻り願います。

附則といたしまして、令和7年4月1日から施行するものとしております。

本件は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、連携施設の確保の特例に関する改正及び所要の改正を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案の説明を終わります。

御審議、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 何がどう変わるのかよく分からなかったのですが、改めて何が、まあ、特定教育・保育施設とは何ぞやということで、むかわで言う、どこを指しているのと。そのことと、それから何がどういうふうになるのか、具体的にお伺いします。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の改正は、連携施設の代替保育の基準の改定が主な内容となっております。連携施設というのは、むかわ町には認定こども園が2か所ございます。例えば、その認定こども園に附属する、隣接する小規模保育園があった場合、例えば、その認定こども園の先生が病気とか休暇とかで保育が困難になったとき、隣接する小規模保育園だったり、隣接保育園が代わりに保育をすることを代替保育といいます。ただ、現状むかわ町には連携施設がある認定こども園はございませんので、今回の改正は、すぐむかわ町に影響するものではございません。以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第17号 むかわ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

換気のため、暫時休憩といたします。

再開は16時ちょうどとします。16時00分とします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 4時00分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第19、議案第18号 むかわ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

熊谷福祉・子育て課長。

〔熊谷伸一福祉・子育て課長 登壇〕

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 議案第18号 むかわ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案書73ページ、議案第18号をお開き願います。

本件は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め、家庭的保育事業等の運営に関することについて必要な事項を定めているものでございます。

本条例改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、連携施設の確保の特例に関する改正が行われたことに伴い、本町の基準運用に支障が生じないよう条例改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

説明の都合上、議案説明資料43ページ、議案第18号資料の新旧対照表をお開き願います。資料は43ページから46ページまででございます。主な改正概要のみ御説明申し上げます。

まず43ページをお開きください。

第6条第2項及び第3項につきましては、保育内容に関する支援に関わる連携施設の見直しの内容が記載されております。

次に、44ページ中段でございます。第6条4項及び第5項につきましては、代替保育に関する連携施設の見直し、保育内容に関する支援に関わる連携施設の見直しが記載されてござ

います。

次に、45ページから46ページでございます。第16条の食事提供の特例につきましては、栄養士法の改正で栄養士の配置を求めている部分につき、管理栄養士が追加となります。

附則第3項の連携施設に関する経過措置につきましては、「施行日から起算して5年を経過するまでの間」を「15年を経過する間」に延長するものでございます。

議案の73ページにお戻り願います。

附則といたしまして、令和7年4月1日から施行することとしております。

本件は、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準について、連携施設の確保の特例に関する改正が行われることに伴い、本町の基準運用に支障が生じないよう条例の改正を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

ここで、家庭的保育について若干御説明します。

家庭的保育というのは地域型保育事業の一環で、待機児童の解消などを目的として行われる事業でございます。少人数かつ乳児を利用対象としており、保育者の自宅や専用保育室などにおいて行われることが多いのが特徴でございます。

現状、むかわ町ではこの事業は実施してございません。

以上で提案の説明を終わります。

御審議、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第18号 むかわ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第20、議案第19号 むかわ町高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

加藤保健介護課主幹。

〔加藤こずえ保健介護課主幹 登壇〕

○保健介護課主幹（加藤こずえ君） 議案第19号 むかわ町高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書77ページ、議案第19号をお開き願います。

この改正は、むかわ町高齢者グループホームの食材料費について所要の改正を行うものがあります。

説明の都合上、議案説明資料47ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表は48ページに記載しております。本条例案の概要について、高齢者グループホームみのりの利用料のうち食材料費については、「日額1,000円以内」と規定されておりました。近年の物価高騰の影響で食材料費が増額となり、予算内で食事を提供することが困難な状況になっていることから、令和7年度の利用料が条例に規定する食材料費「日額1,000円以内」を超えるため、「日額1,300円以内」へ関係条例の一部を改正するものです。

改正内容についてですが、むかわ町高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の別表（第10条関係）の食材料費を「日額1,000円以内」から「日額1,300円以内」に改めるものでございます。

議案書77ページにお戻りください。

附則において、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。

よろしく御審議、御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 1つお伺いいたします。こういう世の中ですから、食材料費が300円値上げになるという、その事情も十分分かります。

そこで、ここは指定管理者になっていますので、そういった指定管理者も含めながら、入所者の家族、こういった方々には理解を得るという状況で動いているのか。

それと、今回食材費ということで、部屋の利用料というか、まあ、次の案件は逆のパターンになっているんですけれども、20号。この辺のことについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 加藤保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（加藤こずえ君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

この条例改正の対象となるのは、穂別地区のグループホームみのりということになっております。今回、条例改正では300円の値上げとなっておりますが、指定管理者と検討を重ねておりまして、当初100円から200円の値上げで検討していた経過がございます。

結論としましては、1,200円日額で次年度実施したいという指定管理者からの話がございまして、収支の観点からも1,200円への値上げはやむを得ないというふうに判断したところでございます。

それと、入所者の家族への説明等なんですけれども、運営委員会の中でも委員になっていらっしゃる利用者の御家族にも幾度か相談してきているというところがあります。施設の管理者から入所されている方にも、値上げの予定があるという御説明はしているところだというふうに聞いております。

以上です。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 分かりました。いずれにしても、グループホームですから、どちらかという自分の判断というよりは、入居者の判断というよりは、家族のこういった判断が一番重要になってくるのかなと思うんですけれども、今の話を聞くと、指定管理者を含め、家族も了承を得たということですので、分かりました。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 理由はよく分かりました。だけど、グループホーム、何人が対象ですか。本当に僅かな人数なんです。こういうときに、今物価高騰支援で緊急対策もやっています。こういうものを当面活用して、こういうふうな施設には温かい配慮をしたほうがいいんじゃないか。ぜひしてほしいと私は思うんですけども、そういう考えというのはなかったんでしょうか。

○議長（野田省一君） 酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

グループホームの今回、食材料費の値上げということで指定管理者のほうから御協議をいただいております。実際にこの間、物価高騰の影響があり、既に数年前からちょっと収支が、食材料費に係る収支がアンバランスな状況になってきていたという実態を踏まえての中での今回値上げということで、指定管理者としてもやむを得ない、やむなく苦渋の選択ということの中で決断はしてきたところでございます。

この間、令和6年度についてもアンバランスなところでの赤字というものがあつたんですけども、そこにつきましては、せんだって臨時議会のほうで議決をいただきました経済対策という部分の中で、町としても御支援申し上げたところなんですけれども、新年度につきましてはまだそういったところ、未確定な部分もございましてけれども、ちょっといたずらに、幾ら食材費、物価が上がったといっても、そういった簡単に値上げに踏み切るようなことをしていくべきものではないというふうに考えてございますが、何とか管理者のほうでも、ぎりぎりの中での1,200円の設定ということで運営をして頑張っていきたいというような考えも伺っているところでございますので、そういった中での判断ということで御理解をいただければというふうに考えてございますし、また今後とも国等でこういった仕組み、物価対策ですとか、そういったものが措置された際には、町としてもそれらの有効な活用ということで、そういった手当のほうも検討させていただきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（野田省一君） ほかに。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 討論の段階で私は反対というふうにはしないつもりですから、ここで言うておきますけれども、こういうようなときに、今物価高騰支援給付金というような形でやられています。そういう状況の中であれば、こういう、本当にグループホームという特殊なそういう施設の中で暮らさなきゃならないという人たちに対する、もう少し優しい配慮

というのはするべきだというふうに思うんです。そういう点ではそういうものを活用して、今度こういうふうな形に、この価格に、ここまでというふうにはしたとしても、その分ぐらいについては行政として支援するぞと、こういう内容が必要ではないかというふうに思うんです。

議論の中で子育て関連で、こんなに必要なのかという議論も多々あります。そういう点から考えれば、こういうところはもうちょっとしていいんじゃないかと私は思っていますので、そういうことを要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第19号 むかわ町高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第21、議案第20号 むかわ町高齢者生活交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

小坂保健介護課主幹。

〔小坂僚介保健介護課主幹 登壇〕

○保健介護課主幹（小坂僚介君） 議案第20号 むかわ町高齢者生活交流センターの設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書79ページ、議案第20号をお開き願います。

この改正は、高齢者交流センターの高齢者共同生活住宅、旧田浦小学校のごみ荘の利用料について、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料49ページをお開き願います。

新旧対照表は50ページに記載しております。

本改正条例案の概要について、ごみ荘の利用料は月額8万円以内と規定されておりますが、食事提供の委託先であります株式会社日総におきまして、令和6年度から食材費及び管理費の大幅な増額となったことに伴い、令和6年度から令和9年度にかけて利用料の段階的な引上げ、不足分は町が負担することで対応しているところでございます。

このことから、令和7年度の利用料が条例に規定する月額8万円を超えるため、月額8万5,000円へ改正するものでございます。

改正内容は、別表（第11条関係）共同生活住宅の部利用料の項中「8万円」を「8万5,000円」に改めるものです。

3、参考では、利用料金の引上げの激変緩和について、年度ごとの月額利用料、月額の負担増額、負担増の年額、不足額（町負担分）を記載しております。

議案書の79ページに戻っていただきたいと思えます。

附則において、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。

よろしく御審議、御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） やむを得ない事情なのかなというふうには思いますけれども、ただ、ここで関連してお伺いしたいんですけれども、このごみ荘の位置づけということで、改めて伺いますけれども、ここは比較的元気な方で、一人で自宅で暮らすにはちょっとつらいぞというのは、一定の援助も得ながら暮らすというふうなことで始めた施設だというふうに私は認識しておりますけれども、行って見たときに、あらっと不思議に思ったんですけれども、現状では夜6時を過ぎると部屋から出られない、外出ができないというような事態にな

っています。そうすると、介護施設と同じような状況になっているのかなという感じをするんですが、そこら辺のところ、どんなふうに行政として位置づけているのか。実際的に入居者そのものが、そういう事態の方々が増えたということで、そういう措置を取っているのか。これは指定管理者の問題にもなるかと思えますけれども、そこら辺の対応について改めて伺いたい。そういうようなことと、こういうふうな、まちまかないするための金額にしていくということとの関わりをどう行政としては捉えているのか、これらも含めてお伺いをおきたい。

○議長（野田省一君） 小坂保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（小坂僚介君） まず最初の質問、こごみ荘の位置づけでございますが、議員のおっしゃるとおりで、なかなか独り暮らしというのは難しかったり、できなかつたりという方がいらっしゃいます。一部元気な方もいらっしゃいますけれども、年齢構成としては80歳後半ぐらいから90歳ぐらいの方が多のかなというところでございます。

介護施設という位置づけではなく、あくまでも共同で暮らすというところが目的の施設でございますが、若干、体がそれほど丈夫ではない方が多くいらっしゃいますので、なかなか自由に、例えば外に出るといのは難しいのかなというふうに考えてございます。

今般の利用料の値上げについてでございますが、食費、または人件費等の増でどうしてもかかってしまう経費というところがございまして、町のほうでも激変緩和というところで助成をしながら、やむを得ず、このような8万円から8万5,000円へ改正の提案をしたところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） この改定はやむを得ないのかもしれませんが、1つは、ここはもともとが、今おっしゃられたように比較的元気だということを前提として、あそこで暮らすという趣旨の施設なわけだったんです。ですから、そこで暮らすようになったとしても社会的なそういう交流、本当に生きていく上で、例えば文化的な生活というのを考えれば、それは音楽会に行ったりとか、そういうことが健康な人は、健康というか、そういうことが可能な人はそういうふうな大いにやってもらおうということであると思うんです。だけど、今の例えば夜、言ったような時間になると、6時になると外出は駄目よというような形にしちゃっていると、そういうことは規制されちゃいますよね、元気であっても。そこら辺のところをどう今後考えていくのか。

私は高齢になっても、より元気で長生きをしていただくということを支援するということが大事だというふうに思うんです。そういうふうな仕組みにしていく必要があるだろうと思っているんです。ですから、そういう立場で考えていただきたいというのが1つある。管理するほうは大変なのかもしれませんが、そういう点では、特養ホームなんかときちんと内容も分けてかかるぞということが大事だと思うんですけれども、その辺の考え方について改めて伺っておきたいというのが第1点であります。

それから、8万円という形でもなかなか、例えば国民年金だけの方であれば入られないですよ。そういうような場合にはどうするのか。我が町は、これは国民年金だけの方というのは結構多いです。そういう人たちに対していろいろな緩和策もというような話もありましたけれども、どのように考えているのか。この辺含めて、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 小坂保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（小坂僚介君） まず1点目につきましては指定管理者とお話しさせていただいて、今後、話合いを通じて考えていきたいというふうに思います。

続いて2点目なんですけれども、国民年金だけでは入れないというところはおっしゃるとおりで、国民年金の収入だけでは実際難しいので、皆さん入っている方は預貯金だったり、あるいは身内の方が金銭的な援助をしているところでございます。

また、現在ごみ荘、生活保護の方も入れるような基準を取ってございますので、生活保護になった方は入れるというところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 前段の19号に続いてなんですけれども、私もここの施設には3人ほど知り合いが利用させてもらっています。それで、今の質問と答弁ですけれども、本当に年金では、国保では入れないという、そういう金額です。5,000円上がるということは6万ですから、100万出てしまうんですけれども、そういった中で、このまま続けていっても入所者がこのまま確保できるという、そういった影響がないのか、その辺の行政としての捉え方、これは指定管理者と話し合っているということですから、こういった上げることによって今後の利用に影響はないのかということも恐らく話し合っていると思いますし、先ほどと同じく、今入居している方々の家族とも恐らく話し合っていると思いますので、その辺の経過をいま一度お話を願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） 今回改正に係る段階的な値上げの取組につきましては、5年度中に協議をさせていただきまして、6年から実施をしてきているところでございます。

条例改正に至った経緯といたしましては、今回から条例規定の料金を超えていくというところございまして、今回こういった提案に至ったというところでございますけれども、それに至るまでの間、指定管理者から協議をいただき、そして町としてこれはやむを得ないということと、値上げの幅が大きなものになるものですから、段階的ということで、段階的な対応をさせていただいたという内容でございます。

また、これに向けまして指定管理者においては、入居者とその御家族の方には指定管理者において責任を持って丁寧な説明をして理解を求めてきたというような経過がございますので、その点についての進め方につきましては、そういった経過となつてございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（野田省一君） ほかに。

小坂保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（小坂僚介君） こちらのこごみ荘利用料の、段階的な利用料値上げについては、令和5年度の末にいろいろと打合せのほうをさせていただいて、具体的には令和6年3月27日、こごみ荘運営懇談会において利用者皆さんに説明し、了承をいただいているところでございます。

利用料は段階的に上がっていきますので、利用者の方の負担というのは確かに大きく感じているというふうに、私も入所者の方とお話する機会がございましたので、そういうふう聞いてございます。

ただ、令和6年度途中まで、実は3部屋空きがあったんですけども、現在全て埋まっているという状況ですので、利用、入居するという方と今実際にいる方は負担が増えていくんですが、住み続けるというような認識でいてございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） ちょっと確認です。自由に出入りできる、そういった施設ということで、私は非常にいい施設だというふうに認識はしていますけれども、ちょっと確認ですけれども、3部屋が今まで空室でしたというんですけれども、この場合、一応指定管理にはなっていますけれども、空室の場合、その期間というのは町のほうで、その分の負担というの

はするんでしたでしょうか。その確認だけ。

○議長（野田省一君） 小坂保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（小坂僚介君） 空室補填のほうはいたします。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） 御指摘の点について補足をさせていただきたいと思います。

通常の単純な空室につきましては補填というものはございませんけれども、例えば入居中の方が長期の入院ですとか、そういった部分で空いてしまった場合、そういった場合についての空室補填というのは措置しているというようなやり方で、空室補填については一定の基準、ルールというものがあるところで御理解をいただければと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第20号 むかわ町高齢者生活交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第22、議案第21号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

江後経済建設課長。

[江後秀也経済建設課長 登壇]

○経済建設課長（江後秀也君） 議案第21号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について、提案理由の御説明をいたします。

議案書81ページをお開き願います。

国土交通省において公営住宅及び共同施設の管理について、必要な事項を標準的に定めている公営住宅管理標準条例が示され、むかわ町営住宅管理条例においても整合を図るため、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、改正内容につきましては別途お配りしております議案説明資料51ページ、議案第21号資料、新旧対照表をお開き願います。

今回の改正におきましては、公募の例外規定、入居資格、選考、手続、家賃決定、収入申告、敷金において改正があり、その他引用条項の追加・修正を行うものでございます。

第5条の公募の例外規定におきましては、これまで都市計画事業による住宅除却者に加え、防火街区整備事業に係る住宅除却者の公募も例外規定に加えるものでございます。

第7条第2項の入居資格の特例においては、災害公営住宅及び仮設住宅として公営住宅へ入居させる資格の特例を明確化したものでございます。

第9条、入居者の選考においては、20歳未満の子を扶養している寡婦が女性のみ表現としていたところ、男性を含む表現に修正するものでございます。

議案説明資料52ページをお開き願います。

第11条の入居手続においては、引用条文の修正を行っております。

第14条第4項の家賃の決定では、認知症である者、知的障害者が収入申告が困難な場合においての家賃決定の規定を加えております。

第15条第3項の収入の申告等においては、入居者の申告によるもののほか、公営住宅に規定する閲覧請求に係る規定を加えるものでございます。

議案説明資料53ページにお移り願います。

第19条第3項、敷金において、入居者が退去時において、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務不履行のとき、敷金を弁済に充てる規定を加えてございます。

同条第4項において、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」との条文の修正を行っているところです。

第29条第2項では、収入超過者等に対する規定において、明渡し請求対象者となる高額所得者の規定金額について、引用条文の追加を行うものでございます。

第31条第1項、収入超過者の家賃、第33条第1項、高額所得者の家賃においては、第14条で規定しました収入申告の条項を反映したものとなっております。

議案説明資料54ページをお開き願います。

第36条、収入状況の報告の請求、第39条、公営住宅建替事業による家賃の特例、第40条、公営住宅の用途廃止による他の公営住宅への入居の際の特例においてにおきましては、第14条で規定しました収入申告の条項を反映しております。

議案説明資料55ページをお開き願います。

第43条、使用許可におきましては条文の修正を行っております。

第53条、家賃、第54条、準用におきましては、家賃決定に際する収入申告、第14条の条項を反映しております。

議案説明資料56ページをお開き願います。

第63条、保証金において、第19条、敷金の条項において1項追加したため、引用条項の整理を行っております。

議案書にお戻りいただきまして、議案書82ページをお開き願います。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第21号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議、御決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっと理解できないんで、簡単に伺います。

いろいろ今出ましたけれども、高額所得者の問題やら何かに触れましたけれども、いずれにしても、今回の改正は第14条における、いわゆる障害を持った方々や、あるいは認知症というふうな方々、こういう人たちもちゃんと入れるよと。けれども、これらについてはこういうふうな家賃体系、入居状況になります。こういうふうなことを条例ごとにやったということでは捉えていいのか。簡単にいうと、そういうことなのかなというふうに思うんですけども、その辺のところをもう一回お願いします。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

今回の第14条の規定、これは家賃の決定、収入申告に係るところでございます。これまで認知症、また知的障害の方、収入申告を自己申告していただいていたところの規定はございますが、認知症、知的障害者の方は申告の際、今度はこちらのほうで申告、収入に対する資料、そういう形を請求できるというところの規定をしています。それに基づいて家賃を決定していくというところの条項の整理をしてきまして、その先に収入超過者及び高額所得者の家賃の決定についても、この第14条での請求行為は認められるというところの条項の整理をしていて、全て跳ね返っていつているという内容でございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第21号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第23、議案第22号 むかわ町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

佐藤経済建設課参事。

〔佐藤 琢経済建設課参事 登壇〕

○経済建設課参事（佐藤 琢君） 議案第22号 むかわ町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案について、提案内容の御説明を申し上げます。

議案書85ページをお開き願います。

この改正は、水道整備・管理行政の機能強化や関わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保を強化するため、学歴及び学科要件における課税の追加や技術上の実務経験年数の見直しを行うもので、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される「布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、説明資料57ページをお開き願います。

布設工事監督者の資格の第37条第1項第1号では、課程から「衛生工学」「水道工学」を削り、実務年数を「2年以上」から「3年以上」に改め、実務経験に「工業用水道、下水道、道路又は河川」を、括弧内では実務経験の半分は水道に関する実務経験が必要になることを加えているものでございます。

なお、第1項第2号から第10号までの括弧内も、第1項第1号と同様に、実務経験年数の半分は水道に関する実務経験が必要となっているものでございます。

第1項第2号では、学科を「土木工学科」から「機械工学科若しくは電気工学科」に改め、学科目から「衛生工学及び水道工学」を削り、実務年数を「3年以上水道」から「4年以上水道等」に改めるものでございます。

第1項第3号では、「水道」を「水道等」に改め、第1項第4号では、「短期大学等においての機械工学科若しくは電気科又はこれに相当する課程」と、その後の実務年数を加えているものでございます。

第1項第1号では、「水道」を「水道等」に改め、第1項第6号では、「高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれに相当する課程」と、その後の実務年数を加えているものでございます。

58ページの第1項第7号では、「水道」を「水道等」に改め、第1項第8号では、「終了」を「修了」の文字の変更、「1年以上」を「2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改めるものでございます。

第1項第9号では、選択科目から「水道環境」を削り、「1年以上水道」を「1年以上水道等」に改め、第1項第10号では、国家資格である一級土木施工管理技士に合格した者と、その後の実務年数を加えたものでございます。

58ページから60ページまでの第2項では、「給水人口が5万人以下である水道事業者又は1日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道」の

小規模な事業者を加えて、簡易水道と同様に、同条第1項第1号から第10号までの実務年数を緩和するものでございます。

60ページの水道技術管理者の資格の第38条第1号では、「布設工事監督者の資格を有する者」から「前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後」に改め、実務年数を加えたものでございます。

第1項第2号では、「及び第4号」から「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「課程又はこれらに相当する課程」に、「同項第4号」を「第5号」に改めるものでございます。

第1項第4号では、「及び第4号」から「又は第5号」に、「学科目」から「課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改めるものでございます。

第1項第6号では、「技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者」と、その後の実務年数を加えたものでございます。

61ページの第1項第7号では、国家資格である一級土木施工管理技士に合格した者と、その後の実務年数を加え、第2項では「簡易水道」を「簡易水道等」に、「1,000立方メートル」を「1万立方メートル」に、「「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」」を削り、実務年数を加え、実務年数の表記方法を統一し、同項第6号、第7号の実務年数を加えたものでございます。

議案書88ページに戻って御説明申し上げます。

附則につきましては、この改正は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第22号につきまして、提案の説明を申し上げます。

よろしく御審議、御決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） たくさん説明していただきましたが、よく分からないので。

告示日に説明をしていただいた中に、「水道法の施行令、水道法施行規則に規定される「布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準」が改定されて、資格要件が詳細に定められた」とあるんですけれども、要するに、この監督者になるための条件が緩くな

った、取りやすくなった、資格者になるのが今までよりも緩やかになったということなんですか。私の、それは反対ですか、どちらですか。

○議長（野田省一君） 佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤 琢君） 今回の改正につきましては、実務的な要件といえますか、衛生工学とかよりは、ほかの科目のほうが今の実情に合うということで、あと国家資格などを付け加えたというものでございます。

それ以外に小規模な水道事業者、私たち、当町もそうなるんですけども、そういったところは資格要件が緩和されているというものでございます。緩和されたということでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第22号 むかわ町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案を採決します。お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎答弁の訂正

○議長（野田省一君） 次の議案に入ります前に、先ほど議案第20号に対しまして、答弁の修正の申出がありましたので、これを許します。

酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） 先ほど議案第20号で御審議いただいた際に、佐藤議員のほうから御質問いただきました空室補填の部分について、私の答弁、グループホーム側の仕組みと混同しまして、そちらのほうでお答えしてしまいまして、大変申し訳ございません。

グループホームにつきましては、先ほど申し上げたとおり、入院等で一定の空室が出てしまった場合、介護保険報酬が入ってまいりませんので、そういった部分、補填をするという仕組みで御説明を申し上げました。

一方、ごごみ荘につきましては、そういった介護報酬等の制度の施設ではございませんので、籍がない期間につきまして補填をするという仕組みでございますので、そちらのほうで訂正しまして、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 次に、日程第24、議案第37号 むかわ町課設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伏木総務財政課主幹。

〔伏木允一総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（伏木允一君） 議案第37号 むかわ町課設置条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

追加配付の議案書1ページをお開き願います。

この改正は、今年度策定いたしました、むかわ町DX推進基本計画及びDX推進実施計画に基づき、行政事務のデジタル化を推進し、各施策を計画的に取り進め、機動性を持った組織体制を構築するため、課の設置につきまして、その一部を改正しようとするものでございます。

説明の都合上、追加で配付してございます議案説明資料1ページから2ページのむかわ町課設置条例の一部を改正する条例案の概要をお開き願います。

これまで情報防災対策室において所管しておりました情報管理事務と総合政策課において所管しておりましたDX推進事務につきまして、DX推進室を新たに設置して、これに集約するとともに、情報防災対策室につきましては防災危機管理、広報広聴、防災計画等を所管する広報防災対策室とするものでございます。

なお、今改正に伴うグループの変更等につきましては、規則の改正により対応することとしております。

次に、議案説明資料3ページの新旧対照表をお開き願います。

第1条におきまして、情報防災対策室の名称変更とDX推進室の設置、第2条におきまし

て、それぞれの事務分掌について規定するものでございます。

議案書1ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第37号の提案理由の説明を申し上げました。

よろしく御審議、御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

◎会議時間の延長

○議長（野田省一君） 本日の会議は、審議の都合によってあらかじめ延長いたします。この議題で終わります。数分かかるかと思えます。

○議長（野田省一君） それでは、本件について提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 先日、DXの基本計画のことについて所管事務させていただきました。随分たくさんいろいろなことがあるなと思っていたところなんですけど、DX推進室をつくるということで、いよいよ本格的に政府の方針どおり動くんだなというふうに思っているんですけども、この課、DX推進室となると、何人ぐらいで対応するのかということと、あと室ですから室長がいるというふうなことになるのかな。課長待遇になっていくのかなというふうに思うんですけども、その辺のこと。

広報、今までの危機管理としてやっていたところの方々は一切何人になっていくのかと。この部分についても大変重要です。事前防災の計画なんかもつくっていますし、どちらもどちらも大変な部署になるなというふうに思っているんですけども、その辺の体制なんかも職員の方々は非常に大変な思いをしていくのかなというふうに心配をしているところなんですけれども、その辺についてもうちちょっと、組織的にどういうふうになっていくのかも含めてお知らせください。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうで新しい組織ということで御説明を申し上げたいと思います。

これまでDXの担当については総合政策課のほうで所管をしていたということでございま

すけれども、ここから分かれて新たにDX推進室をつくるということで、ここで専従に当たっていた職員をDXのほうに移行すると。

職員の体制については管理職、そして担当者ということで、大体3名程度の人間を配置したいと思っています。

一方、これまで情報防災対策室のほうから、情報管理の部分がありますので、この部分で情報の部分についてもここへ移行するということになりますので、大体そういう人数、そしてまた民間といいますか、地域おこし協力隊とか、そういったところにも協力をいただくと。そして、また文書管理規程も一部見直しをかけなきゃならないということもありますので、総務で所管している部分もありますから、そういった部分も含めて、場合によっては兼務の体制も必要なかなというふうに思っています。

いずれにしても、これからの人事配置ということになりますので、議会後、速やかに人事の関係について着手をして、室をつくっていくということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） これまでDXの関係では、活性化起業人の方に来ていただいて力を貸していただきました。その方も含めて、この取組というのは、今後もそういう専門家の力を借りながらやっていくという方向性でよろしいんですか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） これまで活性化起業人を配置してもらっていますけれども、引き続きこういった民間の力を使いながらDXの推進をしていきたいと思っていますので、企業等にも協力をいただかなきゃならないということですから、こういった制度を活用してやっていきたいというふうに思っています。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第37号 むかわ町課設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（野田省一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会をいたします。

なお、明日の開会時刻は午前10時といたします。

本日は御苦労さまでした。

延会 午後 5時03分

令和7年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年3月12日（水）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 議案第23号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）
- 第 2 議案第24号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 3 議案第25号 令和6年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第26号 令和6年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第27号 令和6年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第28号 令和6年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第29号 令和6年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第30号 令和7年度むかわ町一般会計予算
- 第 9 議案第31号 令和7年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第10 議案第32号 令和7年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第33号 令和7年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第12 議案第34号 令和7年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第13 議案第35号 令和7年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第14 議案第36号 令和7年度むかわ町病院事業会計予算
- 第15 諸般の報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

- | | | | | | |
|----|-------|----|----|-------|----|
| 1番 | 栗原健一 | 議員 | 2番 | 伊藤恵美 | 議員 |
| 3番 | 古内みゆき | 議員 | 4番 | 奥野恵美子 | 議員 |
| 5番 | 東千吉 | 議員 | 6番 | 佐藤守 | 議員 |
| 7番 | 中島勲 | 議員 | 8番 | 大松紀美子 | 議員 |

9番	三上純一議員	10番	小坂利政議員
11番	北村修議員	12番	津川篤議員
13番	野田省一議員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	吉田直司	会計管理者	今井巧
総務財政課長	佐々木義弘	総務財政課主幹	伏木允一
総務財政課主幹	三上祐	情報防災対策室長	梅津晶
情報防災対策室参事	関根徹	総合政策課長	栃丸直士
総合政策課参事	本間彰	総合政策課主幹	澤田健
町民生活課長	柴田巨樹	町民生活課主幹	横山貴仁
町民生活課主幹	松本和香	保健介護課長	酒巻宏臣
保健介護課主幹	小坂僚介	保健介護課主幹	高橋佳香
保健介護課主幹	加藤こずえ	福祉・子育て課長	熊谷伸一
福祉・子育て課主幹	谷川功一	農林水産課長	東和博
農林水産課参事	藤野真稔	農林水産課主幹	飛岡雅幸
農林水産課主幹	宮村敦嗣	経済建設課長	江後秀也
経済建設課参事	菊池功	経済建設課参事	佐藤琢
経済建設課参事	西村和将	企画町民課長	菅原光博
企画町民課主幹	中上紀文	企画町民課主幹	矢野優子

企画町民課 主 幹	土 居 悦 子	経 済 戦 略 室 長 恐 竜 ワ ー ル ド	藤 田 浩 樹
経 済 戦 略 室 主 幹 恐 竜 ワ ー ル ド	櫻 井 和 彦	経 済 戦 略 室 主 幹 恐 竜 ワ ー ル ド	太 田 耕 司
国民健康保険 穂 別 診 療 所 長 事 務 長	長谷山 一 樹	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	西 幸 宏	生涯学習課 教育指導参事	池 田 佳
生涯学習課 参 事	高 木 龍 一 郎	生涯学習課 主 幹	松 本 洋
生涯学習課 主 幹	山 木 美 幸	選挙管理委員 会 事 務 局 長	佐々木 義 弘
農業委員 会 事 務 局 長	東 和 博	農業委員 会 支 局 長	宮 村 敦 嗣
監 査 委 員	数 矢 伸 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長 大 塚 治 樹 主 査 酒 卷 早 苗

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎議案第23号から議案第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（野田省一君） 日程第1、議案第23号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）から日程第7、議案第29号 令和6年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題といたします。

議案第23号から議案第29号までの7件について、提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第23号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）から議案第29号 令和6年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）までの全7件を一括して御説明申し上げます。

議案書は89ページをお開き願います。

初めに、議案第23号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明いたします。

本補正につきましては、歳出におきましては、新たな補助金の内定及び寄附金の採納に伴う各種基金の原資積立て等による予算の追加がございますが、各事務事業の年度内実績執行見込みからの整理、歳入におきましては、企業版ふるさと納税を追加するほか、国・道支出金及び町債は、歳出で補正する各事務事業の特定財源の調整、町税から使用料及び手数料、財産収入から諸収入までの一部を除いては、年度内の収入見込みからそれぞれ整理する内容となっております。

この後説明する議案を含めまして、追加する項目を中心に御説明申し上げます。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億7,081万5,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ110億32万6,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書90ページから96ページの第1表歳入歳出予算補正となっております。

次に、議案書97ページをお開き願います。

第2条継続費補正の件、第2表継続費補正でございまして、先ほど議案第2号で議決いただきました業務委託契約に係る契約金額の変更に伴い、継続費として設定しておりました当該事業につきまして金額及び年割額を補正するものでございます。

次に、議案書98ページをお開き願います。

第3条繰越明許費補正の件、第3表繰越明許費補正でございます。

本補正で追加する4事業につきましては、5款担い手確保・経営強化支援事業として農業者の機器等を整備する北海道の間接補助金が採択され、本補正で予算を追加いたしますが、事業完了が翌年度となることから繰越し設定を行うもの、水田農業緊急対策事業として、転作田から水稻作付を行うために、畦畔の補修や圃場均平を行うための支援に対し、本年春以降の施行要望に伴い繰越し設定を行うもの、道営農業農村整備事業として、道営土地改良事業に係る農家負担軽減を図るための特別対策、次世代農業促進生産基盤特別対策事業において、国及び北海道の事業推進に伴い今年度で事業採択され、本補正で予算を追加いたしますが、既定額の一部を含め、事業の実施が翌年度となることから繰越し設定をするものでございます。

続きまして、8款地域防災緊急整備事業につきましては、災害時の避難所環境整備のための防災資機材導入経費に係る国の事業採択がされ、本補正で予算を追加いたしますが、事業完了が翌年度となることから繰越し設定を行うものでございます。

次に、議案書99ページをお開き願います。

第4条地方債補正の件、第4表地方債補正でございます。

本補正に伴い各事業の執行実績見込みから、16の事業債につきまして限度額を廃止、変更するものでございます。

各事務事業に係る補正の内容につきましては、説明の都合上、別に配付してございます令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書3ページの歳入から御説明申し上げます。

1 款町税につきましては、1 項町民税は、個人所得の増及び法人の業績による申告納税額の増により増額、2 項固定資産税は、償却資産の年次逡減及び資産減失等に伴い当初見込みより収納額の減額、3 項軽自動車税及び4 項町たばこ税は、課税に伴う実績により減額し、町税全体で1,956万4,000円を減額するものでございます。

予算説明書4 ページ、2 款地方譲与税につきましては、3 項森林環境譲与税の交付見込みに基づき781万8,000円を追加するものでございます。

予算説明書4 ページ中段の3 款から5 ページ下段にかけての9 款及び6 ページ上段の11 款各種交付金につきましては、交付見込みに基づき調整、10 款地方交付税の2 億4,918万5,000 円の追加につきましては、普通交付税の確定額が41億3,198万5,000円となったことから、既定額38億5,000万円との差額2 億8,198万5,000円を追加しておりますが、特別交付税において、12月交付確定額から今年度の交付総額を見込み、既定額との差額として3,280万円を減額するものでございます。

12 款分担金及び負担金につきましては、予算説明書6 ページに記載の農業費負担金、畜産担い手育成総合整備事業負担金の減額などにより、全体で383万8,000円の減額となるものでございます。

予算説明書6 ページ下段からの13 款使用料及び手数料につきましては、それぞれの事業の決算見込みにより補正するもので、公営住宅使用料などの減額により、全体で385万1,000円の減額となるものでございます。

予算説明書7 ページ下段からの14 款国庫支出金につきましては、各事業の実績見込みによる整理で増減がございしますが、全体で2,256万9,000円の減額となっております。その中でも、国庫負担金として保育所運営費国庫負担金は、物価高騰等による補助基準単価の増により1,604万1,000円、国庫補助金として、予算説明書8 ページ下段、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）につきましては、先ほど繰越明許費補正で御説明申し上げました事業費の財源として495万円を追加するものでございます。

予算説明書9 ページから11 ページにかけての15 款道支出金につきましては、国庫支出金同様、各事業の実績見込みによる整理で増減がございしますが、全体で20万7,000円の追加となっております。その中でも、9 ページ中段の道負担金として保育所運営費道負担金は、国庫負担金と同じ理由で409万5,000円、道補助金として、予算説明書10 ページ上段の農業費補助金として、次世代農業促進生産基盤特別対策事業補助金418万5,000円及び担い手確保・経営強化支援事業補助金1,224万5,000円につきましては、先ほど繰越明許費補正で御説明申し

上げました事業費の財源として追加するものでございます。

予算説明書11ページ中段から13ページにかけての16款財産収入につきましては、324万9,000円の減額でございます。それぞれの決算見込みにより補正するもので、13ページ上段、町有林立木等売払収入実績などにより全体で減額となるものでございます。

17款寄附金につきましては、全体で1,170万円の減額。その内訳といたしまして、一般寄附金がふるさと納税において当初の見込みより2,500万円を減額する一方で、ふるさと納税以外の一般寄附金といたしまして、令和6年11月25日に庁舎環境整備として寄附の申出があり、同日に1,000万円を採納いたしましたことを御報告申し上げます。

なお、寄附者の申出によりまして、住所、氏名につきましては非公表であります。次年度以降に執行が見込まれる事業で活用させていただく予定であることを申し添えます。

指定寄附金につきましては、令和6年第4回町議会定例会以降、5件、330万円の申出があり、採納いたしましたことから追加してございます。

企業版ふるさと納税を採納した5件につきましては、寄附者の御意向により公表可能な範囲で御報告申し上げます。

初めに、むかわファンを増やし、賑わいと活力を創る事業に対する申出が3件で、特産物振興対策事業に活用するものとして、札幌市中央区南9条西5丁目421番地、株式会社セイコーマート様ほか1件、復興拠点施設等整備事業Ⅰに活用するものとして、札幌市中央区北4条西1丁目3番地、ホクレン農業協同組合連合会様から100万円を採納、次に、みんなで支え合い、明るい未来を創る事業に対する申出が2件で、高校魅力化推進事業に活用するものとして、苫小牧市表町三丁目1番6号、苫小牧信用金庫様から100万円を採納、東京都千代田区霞が関3-2-5、バンブーパワートレーディング合同会社様から採納いたしましたことを御報告いたします。

報告申し上げました5件の指定寄附金につきましては、歳出3事業で財源振替を行い、本年度中に活用を図らせていただきます。

予算説明書13ページ中段から14ページにかけての18款繰入金につきましては、各基金充当事業の確定及び決算見込みにより基金繰入額を整理するもので、全体で3億2,728万4,000円を減額するものでございます。

予算説明書14ページ中段、19款繰越金につきましては、これまでの補正予算で未計上となっております144万3,000円を追加するものでございます。

予算説明書14ページ下段から15ページにかけての20款諸収入につきましては、14ページ、

3項3目中小企業振興融資貸付の年度内実績見込み及び15ページ、5項1目宝くじ交付金の確定による減額、工事発生材等売払収入については、JR日高線跡地に係る枕木の売払収入を追加及びその他雑入におきましては、北海道市町村職員退職手当組合への一般職に対する事前納付金に係る精算返納金としての追加はございますが、諸収入全体で1,135万8,000円の減額となるものでございます。

予算説明書15ページ中段から16ページにかけての21款町債につきましては、各事業の確定に伴う借入限度額の追加及び減額でございまして、地方債補正で説明申し上げましたとおり、全16の事業で707万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、予算説明書17ページからの歳出につきまして御説明申し上げます。

1款議会費につきましては、年度末における整理予算として、全体で192万円を減額するものでございます。

2款総務費につきましては、制度改正に伴うシステム改修経費及びふるさと納税や一般寄附者の御意向に伴い後年度以降の事業に活用するため、基金原資の積立てや各種基金の前年度末現在高に伴う利子積立てなどにより、総務費全体で710万9,000円を追加するものでございます。

2款におきまして、ふるさと納税による寄附に伴う基金原資積立金及び利子積立金以外で追加する事務事業とその内容につきましては、予算説明書21ページ中段、190番、減債基金積立金につきましては、本年度の普通交付税の追加交付に伴い、翌年度以降の臨時財政対策債に係る元利償還金の一部を償還するための原資積立金として追加、予算説明書22ページ下段の227番、公共施設長寿命化推進基金積立金は、一般寄附の採納に伴い原資積立予算を追加、予算説明書27ページ中段の420番、四季の館営繕基金積立金につきましては、一般財源の確保が見込まれたことから、後年度以降に執行予定の事業で活用するため、原資積立予算を追加するものでございます。

予算説明書28ページ下段、460番、戸籍等一般事務につきましては、社会保障・税番号システム整備事業として、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム整備費として、全額国費を財源に75万9,000円を追加するものでございます。

続きまして、予算説明書29ページ下段からの3款民生費1,912万円の減額につきましては、各事務事業における年度末の整理予算により減額となるものですが、3款におきまして追加する事務事業及びその内容につきましては、予算説明書30ページ、590番、社会福祉一般事務は、高齢者等の冬の生活支援、福祉灯油につきまして、灯油単価の高騰により、北海道地

域づくり総合交付金の交付基準額等の見直しに伴い役務費及び扶助費を追加、町社会福祉協議会補助金につきましては、職員の給与改定に伴う追加、次に、予算説明書31ページ下段、810番、介護保険特別会計繰出金につきましては、この後の議案第26号で説明いたします介護保険特別会計補正予算に伴う追加、予算説明書33ページ上段、925番、こども園運営支援事業は、公定価格引上げによる保育事業負担金の増に伴い1,958万円を追加、960番、児童手当等支給事務につきましては、児童手当システムに係るデータレイアウト改版対応によるシステム改修経費として17万6,000円を追加するものでございます。

予算説明書33ページ中段からの4款衛生費につきましては、全体で665万6,000円を追加するものでございます。

各種健康診査事業などにおける年度末の整理予算により減額となる一方、4款におきまして追加する事務事業及びその内容につきましては、同ページ下段からの1000番、母子保健推進事業及び予算説明書35ページ下段からの1040番、予防接種事業におきまして事業実績に伴う国費の償還金として追加、1069番、ゼロカーボン推進基金積立金につきましては、先ほど議決いただきました議案第7号における基金条例の制定に伴い原資積立予算の追加、1070番、環境衛生一般事務は、予算説明書37ページ中段の簡易給水施設事業補助金として、花岡第一地区給水施設利用組合に係る既存建屋の撤去及び塩素滅菌機の更新経費補助として32万2,000円を追加するものでございます。

予算説明書38ページからの5款農林水産業費につきましては、予算説明書39ページ中段、1210番、地域農業推進事業におきまして、繰越し事業となります農業者の機器等整備に係る担い手確保・経営強化支援事業補助金で1,224万5,000円及び予算説明書40ページ下段、1280番、農業基盤整備事業におきまして、繰越し事業となります国・道の事業推進として、道営農業農村整備事業負担金として2,324万4,000円を追加、予算説明書43ページ中段の1419番、森林環境譲与税基金積立金において、本年度の事業実績に伴い、次年度以降の活用を図るため、原資積立金1,485万3,000円を追加するものでございますが、林業費及び水産業費の事業実績に伴い、農林水産業費全体としては271万1,000円の減額となるものでございます。

予算説明書45ページ中段からの6款商工費につきましては、1480番、商工業振興対策事業において、年度内の融資実績により中小企業振興融資貸付金を4,000万円減額、予算説明書47ページ中段、1595番、地域おこし協力隊活動支援事務において、当初予定からの単位数の減少等により8,058万9,000円の減額など、商工費全体で1億2,886万円の減額となるものでございます。

予算説明書48ページからの7款土木費につきましては、1630番、除雪対策事業において、今年度の除雪対応業務の見込みに伴い1,587万円を追加いたしますが、予算説明書49ページ、1640番、町道整備事業の調査設計等委託料や道路整備工事及び予算説明書51ページの1750番、町営住宅維持管理事務における建物等解体工事の事業実績などにより、土木費全体で1,221万7,000円の減額となるものでございます。

予算説明書51ページからの8款消防費につきましては、1770番、胆振東部消防組合運営事務における負担金の精算による減額、1780番、防災対策事業につきましては、繰越し事業となります災害時の避難所環境整備のための防災資機材導入経費として、テント式パーティションの購入費990万円を追加いたしますが、消防費全体で1,421万4,000円の減額となるものでございます。

予算説明書52ページからの9款教育費につきましては、ふるさと納税の寄附者の御意向に伴い、後年度以降の事業に活用するため基金原資積立金予算を追加するほか、予算説明書53ページ中段、1856番、鈴木章記念事業につきましては、進学助成金に係る申請件数の増を見込み120万円を追加、社会教育施設における燃料費や光熱水費など年度内執行見込額の増加に伴い追加いたしますが、その他の事務事業における年度末の整理予算により、教育費全体で1,324万5,000円の減額となるものでございます。

予算説明書61ページ下段、10款公債費につきましては、前年度許可債までの借入れを含めた元金及び利息の確定、借入れ条件に係る利息見直しに伴い291万3,000円の減額となるものでございます。

11款諸支出金につきましては、各公営企業会計補正予算に基づき補正するものでございまして、下水道事業会計補助金は決算見込みに伴い1,230万7,000円を減額、病院事業会計補助金は、指定管理者の前会計年度決算を受け、損失額2,568万2,000円と確定したことに伴う追加により、款全体では1,337万5,000円を追加するものでございます。

予算説明書61ページ中段の12款給与費につきましては、年度末における整理予算により、一般職給等合わせて200万円の減額、13款災害復旧費につきましては、事業実績に伴う減額及び歳入の特定財源である地方債補正に伴い財源振替をするものでございます。

以上で議案第23号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明いたします。

議案書は101ページをお開き願います。

本補正につきましては、保険事業勘定補正予算（第4号）及び直診勘定補正予算（第4号）でございまして、事業勘定につきましては、国民健康保険税の収入見込み及び直診勘定に係る特別調整交付金として、僻地診療施設運営費分の確定などに伴う歳入歳出の調整、直診勘定につきましては、歳出におきまして各事務事業の執行見込みによる整理、歳入におきましては、診療収入見込み及び僻地運営に係る保険事業勘定からの繰入金等を含む財源の整理となっております。

第1条ですが、保険事業勘定における既定の歳入歳出の総額からそれぞれ677万9,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ11億7,434万3,000円に、第2条ですが、直診勘定における既定額の歳入歳出の総額からそれぞれ2,838万3,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ6億2,438万6,000円とするものでございます。

次に、第3条につきましては地方債の補正の件でございまして、本補正に伴い、事業執行実績見込みから対象とする事業債につきまして限度額を変更するものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、保険事業勘定は、議案書102ページからの第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、直診勘定は、104ページからの第2表直診勘定歳入歳出予算補正となっております。

また、議案書106ページにつきましては地方債補正として内容を整理しておりますので、御確認くださいようお願い申し上げます。

説明の都合上、先に保険事業勘定補正予算につきまして、別に配付してございます令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書（保険事業勘定補正予算第4号）により御説明申し上げます。

予算説明書5ページ、歳出から御説明申し上げます。

4款保健事業費につきましては、各事務事業の執行見込みによる整理予算として549万8,000円を減額、5款基金積立金につきましては、事業基金利子積立金として3万2,000円を減額。

予算説明書6ページにお進みいただき、6款諸支出金につきましては、償還金といたしまして、令和5年度に交付された北海道国民健康保険保険給付費等交付金の事業実績に伴い返還の必要が生じたことから63万9,000円を追加及び他会計繰出金といたしまして、僻地診療所運営に係る特別調整交付金の確定に伴い、直診勘定への繰出金が188万8,000円の減額となるものでございます。

予算説明書3ページにお戻りいただきまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

1 款国民健康保険税につきましては、課税基礎となる被保険者の前年度所得が見込みを下回ったことから現年課税分で562万7,000円の減、収納実績見込みから滞納繰越分で235万6,000円の減、合わせて798万3,000円を減額、3 款道支出金につきましては、先ほど歳出で御説明申し上げました僻地診療所運営に係る特別調整交付金の確定などに伴い、整理予算として340万2,000円を減額、4 款財産収入につきましては、積立てをする事業基金に係る利子の収入見込みにより3万2,000円を減額。

予算説明書4ページにお進みいただき、6 款繰越金につきましては、これまでの補正予算で未計上となっております前年度繰越金を予算化するため522万3,000円を追加、7 款諸収入につきましては、滞納繰越分等の納付に係る延滞金を実績見込みにより58万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、直診勘定補正予算の説明に移らせていただきます。

こちらにつきましても、説明の都合上、別に配付してございます令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（直診勘定補正予算第4号）により御説明申し上げます。

予算説明書6ページ、歳出から御説明申し上げます。

1 款総務費につきましては、一般管理費として、施設維持管理費、給与等費など、年度内執行見込みによる整理予算として、全体で2,430万円の減額となるものでございます。

予算説明書7ページ中段の2 款医業費につきましては、患者数の動向により特殊検査委託料等に要する経費が見込みより下回ることから、全体で410万円の減額となるものでございます。

次に、予算説明書8ページの3 款公債費につきましては、町債利率見直し等に係る支払い利子の増に伴い1万7,000円を追加するものでございます。

予算説明書3ページにお戻りいただき、歳入につきまして御説明申し上げます。

1 款診療収入につきましては、入院収入においては、入院患者数の増加により1,351万円の増、外来収入においては、外来患者数の減少により見込みを下回ることから473万円の減、諸検査等収入においては、各種予防接種料など実績見込みからの整理予算に伴い502万円の減、診療収入全体では376万円の追加となるものでございます。

2 款診療外収入につきましては、年度内収入見込みにより5万円を減額、4 款財産収入につきましては、年度内収入見込みにより46万円を追加、5 款繰入金につきましては、歳入歳出の決算見込みから必要となる一般会計の繰入金が2,216万5,000円の減、僻地診療所運営に

係る特別調整交付金算定額が見込みを下回ったことから、事業勘定からの繰入金が188万8,000円の減、合わせて2,405万3,000円の減額となるものでございます。

7款町債につきましては、事業確定に伴う借入限度額の減額でございまして、地方債補正で説明しましたとおり、1つの事業で850万円を減額するものでございます。

以上で議案第24号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号 令和6年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は107ページをお開き願います。

本補正につきましては、歳入におきまして、医療保険料が当初の見込みから増額することに伴い、歳出におきまして、広域連合に対する保険料負担金を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ348万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,299万1,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書108ページの第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和6年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書4ページの歳出より、3ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

歳出2款分担金及び負担金につきましては、年度内における保険料賦課収入見込みから保険料等負担金として348万9,000円を追加するもので、3ページの歳入、1款保険料の決算見込みのほか、3款において繰越金を予算化し、2款繰入金で財源調整を行うものでございます。

以上で議案第25号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号 令和6年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

議案書は109ページをお開き願います。

本補正につきましては、歳出におきまして、保険給付費及び地域支援事業費の利用実績を踏まえた最終所要見込額からの各事務事業の執行見込みからの整理、歳入におきましては、介護保険料の収入見込みのほか、各費目に係る財源調整を行うものでございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,640万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,441万3,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書110ページから112ページまでの第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和6年度むかわ町介護保険特別会計補正予算(第2号)に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書6ページ、歳出から御説明申し上げます。

1款総務費につきましては、一般事務においては、介護報酬改定に伴うシステム改修経費として特定財源である国費措置2分の1を財源に12万1,000円を追加する一方、認定審査事務においては、年度内の執行見込みから10万円の減額となるため、総務費全体として2万1,000円を追加するものでございます。

2款保険給付費につきましては、介護サービス等給付費において、居宅介護及び施設介護サービス給付費が利用状況から今後の執行に不足が見込まれることから追加。

予算説明書7ページにお進みいただき、介護予防サービス等給付費において、介護予防及び地域密着型介護予防サービス、また介護予防サービス計画給付費が利用状況から今後の執行に不足が見込まれることから追加、同ページ中段からの他の項目につきましては、利用状況から今後の執行見込みは減額となりますが、保険給付費全体で2,840万円の追加となるものでございます。

同ページ下段から8ページにかけての3款地域支援事業費につきましては、それぞれの事業実績見込みにより、全体で198万円の減額となるものでございます。

予算説明書8ページ下段の4款基金積立金につきましては、給付費準備基金利子積立金として3万3,000円を減額するものでございます。

予算説明書3ページにお戻りいただき、歳入につきまして御説明申し上げます。

1款介護保険料につきましては、保険料の収納見込みを整理し、全体で783万6,000円を減額するものでございます。

3款国庫支出金から、予算説明書4ページ、5款道支出金及び7款繰入金のうち一般会計繰入金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費における負担割合に基づき財源調整を行うものでございます。

同じく4ページの6款財産収入は、歳出同様の理由により減額するものでございます。

予算説明書5ページの7款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、事業の最終見込みにより調整するもので、1,179万6,000円の追加となるものでございます。

8款繰越金につきましては、これまでの補正予算で未計上となっております繰越金を予

算化するものでございます。

以上で議案第26号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号 令和6年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明をいたします。

議案書は113ページをお開き願います。

本補正につきましては、各事業の年度内実績及び執行見込みによる整理予算として、議案書第2条収益的収入及び支出の予定額、議案書第3条資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和6年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書1ページ中段からの収益的支出につきまして御説明いたします。

1款水道事業費用及び2款簡易水道等事業費用につきましては、年度内における執行見込みにより整理するものでございまして、これに伴い、同ページ上段の収益的収入、2款簡易水道等事業収益につきまして、2項営業外収益で財源調整をするものでございます。

続きまして、予算説明書4ページにお進みいただき、資本的支出でございますが、1款水道事業、2款簡易水道等事業、ともに建設改良費による工事の入札減等により減額及び2款簡易水道等事業につきましては、年度内執行見込みに伴い企業債償還金を追加するものでございまして、これに対する資本的収入として、予算説明書3ページ、2款簡易水道等事業につきましては、各項における企業債及び補助金、負担金をそれぞれ減額するものでございます。

議案書にお戻りいただき、114ページをお開き願います。

議案書第4条につきましては、本補正予算に伴い企業債の限度額を改め、議案書第5条につきましては、議会の議決を得て流用できる経費の額につきまして本補正予算に伴い改めるものでございます。

以上で議案第27号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号 令和6年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

議案書は115ページをお開き願います。

本補正につきましては、各事業の年度内実績及び執行見込みによる整理予算として、議案書第2条収益的収入及び支出の予定額、議案書第3条資本的収入及び支出の予定額を補正す

るものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和6年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書2ページから4ページ上段の収益的支出から御説明させていただきます。

1款公共下水道事業費用及び2款農業集落排水事業費用につきましては、年度内における執行見込みにより整理するものでございまして、これに伴い、予算説明書1ページの収益的収入、1款公共下水道事業収益、2款農業集落排水事業収益、ともに一般会計からの補助金等で財源調整するものでございます。

続きまして、予算説明書5ページにお進みいただき、資本的支出でございしますが、2款農業集落排水事業において、建設改良による工事の入札減等により減額するものでございまして、これに対する資本的収入として、予算説明書4ページ中段の2款農業集落排水事業につきまして、各項における企業債及び補助金を減額するものでございます。

議案書にお戻りいただき、116ページをお開き願います。

議案書第4条及び第5条につきましては、本補正予算に伴い企業債の限度額及び経費の流用額を改め、議案書第6条につきましては、一般会計から補助を受け入れる金額につきまして、本補正予算に伴い改めるものでございます。

以上で議案第28号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第29号 令和6年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

議案書117ページをお開き願います。

本補正につきましては、指定管理者である北海道農業協同組合連合会の決算を受け、前年度事業会計の損失額が確定したことに伴い、損失交付金の交付額を計上するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和6年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書1ページ下段、収益的支出、医業費用、経費におきまして損失交付金の確定に伴い追加、上段の収益的収入、医業外収益におきまして、その財源として一般会計補助金を同額追加するものでございます。

議案書117ページにお戻り願います。

議案書第3条につきましては、一般会計から補助を受け入れる金額につきまして、本補正

予算に伴い改めるものでございます。

以上で、議案第23号から議案第29号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 換気のため、暫時休憩といたします。

再開は11時00分です。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑を願います。

議案第23号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書、別冊事項別明細書、3歳出、17ページから29ページまでの1款議会費及び2款総務費について質疑はありませんか。質疑はありませんか。

一般会計補正予算（第9号）に関する説明書、別冊事項別明細書、3歳出、17ページから29ページまでの1款議会費及び2款総務費について質疑はありませんか。

〔「420は入るの」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 事業番号。入ります。

佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） それじゃ、27ページの事業番号420-00、四季の館の基金の積立てについて、ちょっと伺いたいと思います。

これは予算のほうでも上がっているんですけども、今回一般財源で基金のほうに繰り入れて、予算のほうでは計画では1億2,000万取り崩すと、そういったことで、井戸の掘削ということでの基金への積立てと取崩しというふうに理解しているんですけども、今回こういった方法を取るといふことの緊急性が相当あるのかなというふうに実は判断しているものですから、その辺の基金の繰入れの考え方について、ちょっとお伺いしたいと思います。詳

しいことは、また次年度の予算の中で聞きたいと思いますけれども。

○議長（野田省一君） 答弁を求めます。

佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 議員おっしゃるとおり、工事の緊急性ということ、また来年度の工事に備えて、その工事のための7,000万を今回積み立てるところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、29ページから38ページまでの3款民生費、4款衛生費について質疑ありませんか。
11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけお伺いします。

33ページの925に関わってですが、保育負担金が増えているということなんですけれども、これは、ちょっとその増えている理由をひとつ伺っておきたいというのが一つです。

それから、関連して、これまで穂別のこども園で、道のほうの指導監査がなかなか出てなかったという話があったんですけれども、その後どうなったのか。我々、うわさでは聞いておりますけれども、実際にどういうふうなことになってきて、どのような処置がされてきているのか、そこら辺について伺っておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 私のほうからは、925番事業、増額になった部分の理由について御説明いたします。

これは、昨年、人事院勧告で大幅に給与が引き上げられたことに伴いまして、保育の基本となります公定価格が史上最大の引上げ幅ということで、その額が影響したことによりまして、保育事業負担金の基準額が大幅に増額になったものでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 矢野企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（矢野優子君） 私のほうからは、さくら認定こども園への北海道からの指導監査の関係についてお答えいたします。

令和6年12月25日付で、北海道のほうより指導監査の文書指導結果が来ております。1点

の指摘がございまして、園の運営時間中、常時複数体制の保育士、複数体制が取れていないといった指摘がございました。その後、園のほうから運営改善報告書が提出されております。土曜日の勤務について、今後、複数体制の配置を取っていくといった回答がされているところでございます。

現在、指導のほうは継続しておりまして、園のほうで改善されるまで北海道のほうで指導が継続される見込みでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 分かりましたけれども、もうちょっと伺っておきたいのは、道の指導監査がなかなか回答が来なかったという話になっていて、夏の監査でありながら12月の末ということになった。そこら辺について北海道はどのような処置を、私たちから考えたら、これだけの指摘事項なら日常的にすぐやらなきゃならないという問題だというふうに思うんですよね。それが、これだけの期間を延びながら、ここに終わっちゃっているというのがどうも解せないんだけど、その辺のところ、行政側としてはどんなふうに考えているのかというのが1つ伺っておきたいところであります。

それから、もう一つは、この改善について、土曜日というのは分かりましたけれども、これは土曜日だけやればいいのかという問題じゃないんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺、平日含めてのやつはどんなふうに指導になっているのか、そのことが子どもたちに対して影響は出ていないのかを含めて伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 菅原企画町民課長。

○企画町民課長（菅原光博君） 道からの指導監査の結果につきましては、町のほうからも何度かにわたり回答のほう、情報提供を求めてきたところでございますが、道のほうからは、事務手続上延びてしまったというような回答ではございましたが、今後も毎年あるような監査でございますので、道のほうには、速やかな結果について園のほうに周知していただくよう努めてまいりたいと思います。

また、土曜日の2名体制というところなんですけれども、これは、土曜日の早い時間ですとか遅い時間の2名体制が取れていなかったということで、平日はそのようなことはないということで、土曜日に限った改善指導ということで聞いてございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） ちょっと会計処理のほうがよく分からないのであれなんですけれども、令和6年4月15日……

〔「何番」と言う人あり〕

○5番（東 千吉君） 先ほどと同じ925番です。すみません。令和6年4月15日、町長より、会計、一般会計、予算区分、現年度予算ということで、民生費、項が児童福祉費、目、児童福祉施設費、節が負担金補助金及び交付金ということで……。

これは、ちょっとすみません。失礼、やめます。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、38ページから52ページまでの5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、8款消防費について質疑はありませんか。

1番、栗原議員。

○1番（栗原健一君） 除雪についてなんですけれども、1630番と、あと次の町道の整備事業についてなんですけれども、鶴川地区については雪が降らないということで、今年本当にほうきで掃くぐらいの感じだったと思うんですけれども、穂別地区については大変困る日がありまして、除雪について、朝、がっが入るんですけれども、その除雪の仕方がちょっと粗いとか、そういったようなちょっとクレームがあったんですよ。山のように置いていくというところで、そういったところをきめ細かく排雪するですとか、そういったところの対策というのはどのように考えているのかということと、また、町道の整備、一応メインの通り、前からも質問しているんですけれども、恐竜が歩いたようなゆがんだ感じの歩道になっているんですけれども、そういったところの整備ですね。今、雪解けになってきたから、そういったゆがんだところがちょっと見えてきているんですけれども、そういったところの対策というのは、今年度中にはできないと思うんですけれども、どのように考えていますか。

○議長（野田省一君） 西村経済建設課参事。

○経済建設課参事（西村和将君） 私のほうからお答えしたいと思います。

まず除雪についてなんですけど、基本的には毎年広報でもお知らせはしているんですけど、どうしても間口部分というのは残ってしまうんですよ。それを間口をきれいにしていくとなると、かなり除雪にも時間がかかるというような状況になりますので、まずは除雪に対して

は、路線を空けるということを優先してやっていますので、その辺はちょっと御理解いただきたいなと思います。

あと、後段の道路整備の質問だと思うんですけども、議員おっしゃっているのは道道のお話でいいんですよね。

〔「微妙な町道」と言う人あり〕

○経済建設課参事（西村和将君） 微妙な町道。

〔「道道のインターロッキングは整備されるから、町道のところ」と言う人あり〕

○経済建設課参事（西村和将君） 町道。セットバックした部分。

○議長（野田省一君） 栗原議員、もう一度詳しく説明してください。

○1番（栗原健一君） 歩道の道道のところは、冬にかけて山越組がちゃんときれいに整備されているところは見ているんですよね。ここからは町道なんだよと言われて、言うところの歩道がやっぱりゆがんでいるんですよ。そういったところが、ちょっときめ細かく見ていただきたいなど。チェックをしていただいてほしいんですけども、いかがですか。

○議長（野田省一君） 西村経済建設課参事。

○経済建設課参事（西村和将君） 議員おっしゃっているところは、歩道から家側のほうに1メートルぐらいあるセットバックした部分かとは思いますが、そこは町道ではございませんので、町としてもやれないというか……。ただ、道道の除雪としてはやっていますよね。ゆがんだ部分というのは、北海道でもある程度インターロッキングは直してきていると思うんですけども、そこが、なかなか町としては、ちょっとそこまではできないということ。

○議長（野田省一君） いいですか、栗原議員。

ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。マイクを入れてください。

○11番（北村 修君） 何を質問するのか忘れた。鳥獣費に関連して伺っておきたいんですけども、今、栗原君の話を聞いて忘れちゃったよ。農業費の1410番でお伺いしたいんですけども、この中で、鳥獣として我が町で一生懸命やっているのは鹿対策、昼間ということになっているんだけど、もう一つ、アライグマの問題があるんですよね。アライグマについては、この春に農家の皆さんを主に対象に講習もやったりして、わなのかけ方というものもやっているんだけど、それはそれで大変いい事業だとは思っています。

しかし、問題は空き家なんですよ。特に農村地域にある空き家。誰も管理していないんじゃないかと思われるような、もともと所有者もいたりはずるんだけど、もう町外に出て、亡くなっちゃって、身内は町外にいるという方なんかのところなんですね。例えば、俺の地域の近くにあるんですけども、そこがアライグマの生産工場になっている。窓からアライグマが顔を出して、それを写真に撮っているというばかな話があるぐらいになっているところもあるんです。これらについては、誰に管理しろと言ってもなかなか難しい話なので、そこらのところ、行政側として何か対策を考えたらいいんじゃないかというふうに住民の方からあるんですけども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時22分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） すみません。お待たせしました。

空き家の部分でのアライグマというところで、情報をいただければ、その都度対策を考えていきたいというふうには思っているところですけども、ただ、空き家というところで、基本的にはその所有者の管理の部分に当たるのかなと思います。ですので、まずは情報をいただきたいというところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） ほかに。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 分かりましたよ。私が受けたところは、実はもともと農家の人が出たんですけども、その人たちが亡くなられて、その後、町外から来て町に住んでいた方がいたんです。その人たちが住んでいたところ。その方たちも亡くなるという状況の中で空き家になったということなので、なかなか大変だということなんですけれども、それでもう一つ聞いておきたいのは、去年、いや、去年だよ。明けたから去年ですけども、空き家対策ということで準発注してやりましたよね。そういう中に農村地域での空き家対策というのは含まれていなかったのか。当然それは全町回っているはずですから、その会社は。請け負った

会社はね。だから当然あると思うんですけども、そういうようなところまで見ていなかったのかどうか。また、そういう報告はなかったのか。その辺のところはどうか。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 私のほうから答弁したいと思います。

わが町で発注しています空き家対策事業につきましては、これまで一般質問、または決算の中で報告させていただいたとおり、もともとありました空き家のデータの現状把握、あと、現在はまちなか再生に向けた市街地の空き地・空き家の利活用ということで業務を進めているところでございます。

空き家の状況は確認することはしておりますし、さきの定例会でも、情報をいただければ現地に出向く体制も整っていますということをお伝えさせていただきましたので、もし利活用可能な空き家、相談が必要なところの情報をいただければ事業者と調整は取りたいと思いますが、現状として、空き家の中まで踏み込んで、アライグマが生息しているかというようなところまでは確認はする業務となっておりますので、先ほど横山主幹のほうから答弁もありましたが、その現状を町のほうにお伝えいただくことによって、関係課が協力して、その対策を講じたりというのを検討していかなければいけないというふうに考えます。

○議長（野田省一君） ほかに。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） そうすると、その空き家でアライグマがすんでいるというふうなことがはっきりしているわけですから、スマホにも撮っているというんですから、そういうものがあれば、行政のほうとしてそれなりの対応はするというところでよろしいですか。

○議長（野田省一君） 横山町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（横山貴仁君） 行政の対応の部分でございますが、その所有者と協議しながら対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） それじゃ、47ページの1595の地域おこし協力隊、ここについての区分の12の委託料、ここは7,000万の減額になっているんですけども、この要因ですね。これだけの金額ですから、どういう要因があったのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○**経済建設課参事（菊池 功君）** 地域おこし協力隊の活動支援業務、今回8,058万9,000円減額をしたところでございます。そのうち委託料としまして7,070万弱の減額の数字となっております。

令和6年度地域おこし協力隊の予算につきましては、当初で24名の事業並びに企業研修型の予算を措置しまして、年度の当初から募集活動とかをしているところですが、実際に年度内に採用、委嘱した地域おこし協力隊につきましては、残念ながら当初見込んだ半分の12名という結果になりました。この金額が影響して、事業者並びに企業型の協力隊員に支払われる委託料が大きく減額となっているところでございます。

○**議長（野田省一君）** 6番、佐藤議員。

○**6番（佐藤 守君）** 分かりました。24名の予算に対して実際には12名ということですから、これだけの開きがあるのかなと思うんですけども、となれば、これだけの開きがあるということは、当初のむかわ町の目的と相当外れたという、そういう結果になりますので、あえて、この24が12名になった、このむかわ町にとっての影響の捉え方、これはどう捉えていますか。

12になったけれども、影響はむかわ町にとってないですよ。だけれども、もう12名の24名がいたら、こういったことが実は実現できればなという、そういう恐らく計画の段階では構想があると思うんですよ。それで、その影響の捉え方、ここだけ一つお聞かせください。金額は分かりました。

○**議長（野田省一君）** 菊池経済建設課参事。

○**経済建設課参事（菊池 功君）** 私ども経済建設課のほうは、この地域おこし協力隊活動支援事業の総括ということで、企業研修型につきましては、事業者さんと我々の契約を基に事業を進めているところでございまして、こちら、当初10名を予定しておりましたが、研修型として今派遣されているのが、今年度の予算では6名、企業でのお仕事、または自分のミッションを進めているところでございます。そのほかにつきましては企業型ということで、町の各所管でのミッションをとということで予算を確保したところでございます。

残念ながら、こちらの事業におきまして町から募集をかけても、なかなか年度の途中ではこちらのほうに向いてくれないということで、募集方法も年々変更しながら、できれば年度の当初から町のほうで働いていただけるような仕組みづくりも行っているところでございます。これも、数年やっていく中の現状と、実際に協力隊員がこちらのほうに来て働ける期間、スタートできる期間とかを検討した上で採用方法も変えているところでございますが、

実際に各所管で取り組もうとしておりました事業で協力隊員を活用したものが数件ございますが、ここに協力隊員が来ないということは、その事業の進捗状況が少し遅れるのかなというふうに思っております。

私どもの予算総括の部分につきましては、その事業の進捗状況までちょっと把握することができませんので詳細には触れられませんが、当初、この地域おこし協力隊を活用しながら取り進めるよといったものの進捗状況は若干遅れを見せる傾向にあるのかなという部分は感じていますし、それが今後続かないように、新年度は新たな募集方法も考えながら、年度の早い段階、できれば年度当初から協力隊員が配属できるようなことを進めておりますし、昨日、課の設置条例の部分で副町長も触れましたが、やはり事業で活用したい部分というのも増えてきておりますので、新年度もある程度の予算を確保しながら早期に取り組めるよう、早期の配属をしていただけるような仕組みづくりにはしていきたいなというふうに考えています。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 分かりました。それで、今の答弁からすると、これが原因で次年度の予算で募集人員だとか予算を減らすということはないなというふうに理解してよろしいですね。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 今のは新年度予算で、この後の提案になりますので、そこで御確認していただきたいというふうに思いますが、活用に向けては、企業研修型の企業さん、提携企業さんもそうですし、職場内、庁内の地域おこし協力隊を活用する事務事業を管轄する担当とも協議した上で予算措置、予算の提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） 私も、今のところの1595の地域おこし協力隊の件でお伺いします。

中身については、今、6番議員が質問していただきましたので大体分かったんですけども、今の菊池さんの答弁の中で、それぞれ地域協力隊の方を使う、いろんな課で使うということで、進捗状況がなかなかつかめないということだったんですが、せっかくこの大きな金額を予算計上していながら、大きな委託料の補正ということになれば、本当に非常にもったいないなというふうに思います。募集して来ないから致し方ないと思うんですけども、

そういう各課の連携も、もう少し進捗状況等、連絡し合うのが本当ではないかなというふう
に思っております。

その中で一つ気になるんですけれども、当初は24名で実際は12名ということで、その中で、
この年度内の予算というのは、1年目、2年目、3年目という協力隊員の方がいらっしゃる
と思うんですが、途中で辞められるという方もいらっしゃると思うんですよ。せっかく、例
えば4月に協力隊に入って途中で辞められたという、そういうような方は実際にいらっしや
ったのかどうかというところを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、もう一点ですが、消防費まででよろしいですね、議長。

○議長（野田省一君） 消防費まで。

○4番（奥野恵美子君） 災害対策費も入りますね。災害対策費、52ページの1780ですが、こ
の中身について少し教えていただきたいと思います。

工事請負費が補正で減額になっております。備品の購入で増額になっているところなんで
すが、この詳細を少し教えていただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 令和6年度の地域おこし協力隊、当初24名予算措置して、
年度内に12名採用をしましたということで、先ほど答弁させていただきました。令和6年に
つきましては、当初の予算の中で2年目、3年目の隊員の部分も予算づけしております、
4月からこの3月まで町で活動してくれるというのは予算1年間分を見ているところでござ
いいますが、先ほど言いましたとおり、年度の当初で来られないところについては年度の途中
で採用をして、この3月まで働いていただく、また次年度以降も継続していただくという
ところがありますが、先ほど質問にありました途中で辞められた方につきましては、残念なが
ら1名、年度前から企業研修型として働かれた方が、この1月で都合により隊員を終えられ
たということで、1年間の期間で終了してしまった。ちょっと残念ですが、途中で辞められ
た方というのは1名ということになります。

○議長（野田省一君） 関根情報防災対策室参事。

○情報防災対策室参事（関根 徹君） 私のほうからは、防災対策事業費の内訳について説明
させていただきたいと思います。

14番の工事請負費に関しましては、防災行政無線の屋外放送設備の更新事業の執行残とな
っております。

続きまして備品購入費でございますが、これにつきましては、新しい地方経済・生活環境

交付金というものが創設されまして、この中でテント式パーテーションを300ほど、この交付金を活用して、こちらのほうに載せたものでございます。

続きまして、18の負担金補助及び交付金でございますけれども、これについては自主防災活動促進補助金ということで、自主防災活動ということで補助金を出していたんですけれども、今年度につきましては1件補助しておりますが、残りのものについて減額をしたものでございます。

以上になります。

○議長（野田省一君） 4番、奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） ありがとうございます。地域おこし協力隊のことです。

来週、17、18、協力隊の報告会があるはずですよ。残念ながら本定例会の前に行われていなかったのも、その方々の実際のお声というのがなかなか聞くことができないということで、これは予算のときも関連してくると思うんですけれども、そういう人たちの報告会、決算のときも私、言いましたけれども、前年度はやっていなかったということで、今年度は年度末ぎりぎりで行われるということで、その間、協力隊の皆さんの行政との連携だとか、そういうものも何かいまいち見えていなかったなというふうには思っているんですけれども、もう少し報告会を早くしていただいて、そういう人たちのお声が次の予算のときにも反映になるようにしていただけたらよかったかなというふうに思っています。

そういった点では、行政として、そういう方々のふだんからのケアというか、そういうものはなされていたかどうかという点も、1名の方がいろんな御事情で辞められたということはあると思いますが、次の年度につながるような、まだ2年目、3年目になろうとしている方が残れるような状態にしているのかどうかというのがちょっと不安であります。その点についてお聞かせください。

それと、さっきの防災の関係なんですけど、私がちょっと心配になったのは、防災カメラもこの科目でよろしかったでしょうか。防災カメラ、この課ではなかったですか。

〔「総務課の……」と言う人あり〕

○4番（奥野恵美子君） 大変失礼しました。それでは、その点はいいです。じゃ、地域おこし協力隊の点でお願いします。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 補正予算の審議でちょっとなかなかお答えづらいところもあると思うんですけれども、来週17日、18日、穂別地区、鶴川地区で現在の地域おこし協力

隊の報告会、両地区で開催するという事を御案内済みでございまして、ここに向けては、実は地域おこし協力隊の研修会と交流会を開催しまして、先ほど言った町とのコミュニケーションという部分も一応図らせていただきまして、このときに、報告会、どういう形でやろうかということも相談させていただいた結果、協力隊員が両地区に出向いて、それぞれの地区で報告会を開催したいということの意見がありまして3月17日と18日になりました。

この時期になった経過につきましては、若干候補日、2月中にというような候補日もあったんですが、できるだけ多くの隊員の方に参加していただきたいということで、ちょっと日程を遅らせた結果、17日、18日になったということは御理解いただきたいなというふうに思っていますし、昨年度報告はできませんでしたが、今年度、先ほどお話しした研修会と交流会を開催することによって、地域おこし協力隊と私たちの交流も図れましたし、できれば次年度以降は、私たちは先ほどもお伝えしたように予算をまとめるところでございますので、所管する担当にも声かけしながら、組織というか体制をちょっと広げていきたいなというふうに考えているところでございますので、御理解いただきます。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 地域おこし協力隊の関係でございますけれども、御存じのとおり、これ、全国的にもかなりよい意味で高い倍率というんでしょうか、募集に当たって。ですから、そういったところを逆にチャンスに捉えながら、ヒントに捉えながら、むかわ町としても持っている資源だとか魅力というのを募集に当たってもアピールしていけばいいのかなと思っています。

なお、おこし協力隊もそうですけれども、少し次元が違いますけれども、いろんな外部の人材を活用したい、招聘したいということで、議員御存じのとおり、この間も外部から創造力のアドバイザーだとか、地域活性化起業人だとか、学生に対してのカレッジ制というんでしょうか、そういった方も、かなりまた別角度で招聘の実態がございまして、引き続き工夫を凝らした招聘の在り方、これを考えていきたいなと同時に、報告会の関係でございましてけれども、報告会もさることながら、議員も先ほど触れられましたけれども、日常の向き合い方というんでしょうか、各分野での彼らの存在というのを、やっぱり途上途上の報告を受けておりますので、活動報告がありますので、そういった今の内容というんでしょうか、広報誌等々を凝らしながら皆さんに存在を知っていただければなと思っています。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番(大松紀美子君) 私も、この1595のことでちょっとお伺いしたいんですけれども、一つは、地域おこし協力隊という方々は、例えば役場に採用された職員ではないんですよね。企業で採用した職員ではないんです。でも、実は、これは何年前になりますか、ある企業に派遣された協力隊員の方が辞めなければならない、辞めたいというふうなことで相談をいただきました。派遣された企業の中でパワハラではないかと思われるような事案があって、結果的には別なところに派遣先を行政のほうで提案されて、そこに1年いてくださいました。しかし、ここに定着することなく帰られてしまったんですけれどもね。

ですから、私、いつもそのときからずっと思うのは、受入れ側の意識ですよ。さっきも菊池さん、働くということを言っていましたけれども、確かに働くんです。ですけれども、地域おこし協力隊というのは、本当に、さっき一番先に言いました雇用側、役場に希望して試験を受けて入ったというような職員ではないんです。ですから、受入れ側は、地域おこし協力隊というものは何なんだというところをきちんと押さえて、それは企業側もそうですよね。それがないと、結局、来てみたけれどもちょっといられないなということになると思うんです。だから、そういう意識の面でどういうふうに企業は地域おこし協力隊の方を捉えているのかということが聞きたいのと、町長は、外部人材をたくさん来ていただいてということをおっしゃっていましたけれども、私は、よいこともあるけれども、受入れ側の、例えば役場なら役場の中の職員の皆さんの負担にもなると思うんですよ。やはりそういうところも、どのように役場の中では捉えてやっていらっしゃるのかということもちょっとお聞きしたいなと思うんですよ。

それから、これはすぐ出ないかもしれませんが、これまで町に来ていただいた隊員の方は何人で、それから定住につながった方は何人なのかということも併せてお聞きしたいところだと思います。

やはり、今町長もおっしゃったように、全国的にこれは国がお金を出してくれますから引く手あまた。どこでも欲しいですよ。何十人も、1年間に40人以上来ている東川町のようなところもありますけれども、そういうところとむかわ町はどこが違うんだろうかと。せっかく魅力をむかわ町に感じて来ていただくわけですよ。ですから、できるだけ定住につながってほしいと皆さん思っていると思うんですけれども、そのところをどうやって定住につなげていくのかというのは非常に難しい。仕事がないと駄目ですから、昨日の議論でキャンプ場に来ていた方が起業して定住につながるというようなお話もありましたけれども、じゃ、むかわの中でどうやって仕事をつくっていくのか。それは行政の力もいっぱいあると

思うんですよ。だから、そういうものも含めて、本当これ、真剣に考えていかなかったら、せっかくここに行きたいと言って来ていただいた方を定住につなげていくことはできないと思うんですけども、この3つについて町の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 若干補正予算の枠を超えてしまいますが、聞かれた3点のうち1点目と2点目、関連がございますので答弁したいと思います。

〔「後ろの方、聞こえない人がいるので大きい声で」と言う人〕

○経済建設課参事（菊池 功君） マイクが入っているので大丈夫だと思います。

地域おこし協力隊、過去の話、今ありましたけれども、現在、企業に町が委嘱して企業側に派遣するというスタイルから、企業研修型といって、採用の段階から企業で新たな取組をする上で協力隊を活用したい事業者の募集をしまして、町が連携をして、町と企業が委託契約をして企業が雇用契約するような形態を取っております、その条件としましては、3年間、協力隊で活動した後、その事業者に残るか、または定住に向けた支援を継続するか等々の条件をつけさせていただいた中で、定住につながるような仕組みづくりをして令和5年からスタートしておりますので、これまでとはちょっと違った取組に変わってきているかなというふうに思っております。

もちろん、先ほどありました、これまで何人の協力隊がいて何人残っているか、ちょっと資料を持ち合わせていませんので、その辺は後ほどお伝えできる場面があればお伝えしていきたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいなと思います。

先ほど言ったように、地域おこし協力隊は委託契約なので、先ほど私、ちょっと雇用というように、会社の仕事というように表現をしてしまいましたが、企業研修型で来られている隊員については、その企業が新たな取組をするために求めた人材で来ていますので、もちろん会社の新たな取組という部分では、会社と連携しながら進めていかなきゃいけないものもありますし、もちろん協力隊員として独自の活動も行える状況というのをつくるようにしていただいているところがあります。もちろん協力隊の報酬につきましては、国費をもちながら町が負担しているところがございますので、その会社の事業に協力隊を主として活用するようなことだけは避けるようにというのは、常々事業者のほうにはお伝えしているところがございますので、御理解いただきたいなと思います。

○議長（野田省一君） 栃丸総合政策課長。

○総合政策課長（栃丸直士君） 私のほうからは、外部人材を活用することによって職員の負

担というお話もございましたので、その部分についてお答えをさせていただきたいと思えます。

一応御承知のとおり、今、地域課題を取り巻く状況といいますか、社会課題もそうなんですけれども、いろんな面で、なかなか我々職員だけでは対応し切れない課題が複雑化しているということは御承知のとおりだと思います。一例を申し上げますと、デジタル技術だったり脱炭素といったところが代表的な例かなと思いますけれども、そういったところで民間事業者、例えば地域活性化起業人だとか、包括連携協定に基づく人材の支援だとか、あるいはまちなか再生の問題でいけば地域力創造アドバイザーという、そういう外部人材を今むかわ町のほうで受入れをさせてもらっております。

何でもかんでも外部人材を取り入れるということではなくて、そういう課題に応じて必要な人材を受け入れて、その方が有する専門的な知見だとか技術というようなものを活用させていただいているということですので、職員の負担というよりは、むしろ課題の解決に向けて御支援をいただいているということですので、そういったところで理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、52ページから63ページまでの9款教育費、10款公債費、11款諸支出金、12款給与費、13款災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから16ページまでの、1、総括、2、歳入全般について質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 全般ですが、歳入歳出。

○議長（野田省一君） 歳入全般。歳出じゃなくて歳入全般。

○11番（北村 修君） 歳出はまだやっていないの。

○議長（野田省一君） やっていない。

○11番（北村 修君） そうか。じゃ、その後になります。

○議長（野田省一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり89ページから100ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正、第2表継続費補正、第3表繰越明許費補正、第4表地方債の補正の全般について質疑はありませんか。

11番、北村議員。マイクを入れてください。

○11番（北村 修君） 全般を通して一つ一つ言いますけれども、令和6年度予算、2024年度予算全体の予算事業執行について伺いたいというふうに思います。

一つは歳入の部分で、地方交付税が最終的に交付税で約3億円ほどが増額になりました。そして特別交付税がちょっと減ったということなんですけれども、この関係について、特に特交が減額になったということ、普通交付税が上がればそういう現象が起きるということは、それはそうだと思いますけれども、そこら辺について特段何かあれば伺っておきたいというふうに一つは思います。

それから、町債が当初約10億ぐらいでスタートしたんですけれども、最終的に年度内で17億2,800万というふうな状況になりました。これは途中、補正しておりますから、私たちもそこに立ち会ってきているわけでございますけれども、結果としてこういうふうな大きな起債に、町債になったということが、今後の財政状況等との関わりや財政スキームの関係から見れば、どういうふうな状況というふうに捉えているのかというようなことについて、2つ目に伺っておきたいというふうに思います。もっと言えば、当初は町債は10億になっていませんでした。

それから、こういう中で公債費を減額、僅か700万程度ですけれども減額になっているんですけれども、これぐらいの大きい大型予算になって、事業費になって町債が増えているということであれば、公債費のところを前倒していてもいいんじゃないかと思ったりもするんですけれども、その辺の取組の考え方について伺っておきたいというのが3つ目であります。

それから、細かくやったらしようがありませんので、全体として当初予算で始めたのが92億ぐらいでしたか。それが最終的に110億ということになりました。これは途中で大型予算というものも補正したことで、我々もそこには関わってきているんですけれども、こういう中で聞きたいのは、大型事業で言えば、国からの交付金、国庫資金に関連して言えば、交付金は3億2,000万程度なんですよね。そして起債で、この中では7億余りをやっているんで

すが、これらについても一つは、当初この事業に関連して言っていた国庫交付金の見通しの状況と実際とがどうであったと、その乖離はなかったのかというようなことも含めて、ちょっと伺っておきたいというふうに思うんです。

以上、全体的なことをまず最初に伺っておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 昼食のため、しばらく休憩といたします。

再開は13時30分とします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の前に、先ほど協力隊の関係で追加答弁をしたいという申出がありましたので、それを許します。

菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 私のほうから、先ほど8番議員の質問でお答えできなかった、現在までの地域おこし協力隊員の総数と、そのうちむかわ町への定住につながった方の人数を報告したいと思います。

平成25年から、本町としては地域おこし協力隊の隊員を活用しまして、令和6年現在、30名の方がむかわ町で活躍されております。そのうち、卒隊後、定住につながった方については5名となっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 午前中に引き続き答弁を求めます。

三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上 祐君） 午前中に質問のあった内容につきまして答弁したいと思います。

まず、交付税の関係でございます。議案提案の際の説明と重複する内容となりますが、普通交付税につきましては、交付確定額に伴いまして、今回増額補正という形となっております。また、特別交付税につきましては、これまでの各年度の交付の推移ですとか、12月の交付実績、今後の交付見込みを想定し、今回の補正としては減額補正という形で補正予算の

ほうを提出しているという内容となっております。

町債や公債費、こちらの部分での御質問でございますが、こちらにつきましては、3月の補正予算の考え方というところで御説明申し上げましたとおり、事業実績等々の整理予算に基づき今回補正しているという状況となっております。

また、予算規模でございます。予算規模につきましては、これまで補正予算時におきまして御審議いただいておりますとおり、その時点その時点の必要な補正予算、例えば国の財源措置に基づく必要な本町の事業執行による補正、こういった補正の措置によりまして、規模としてはこのような状況になっているという部分についてお答えしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 一つは、補正予算の関係では、我々も順次そこに参画してきましたから、そこは理解をしているところなんですけれども、町債が最終的に起債で、これが17億を超えたという状況になりました。ここら辺について、これまでの財政スキームとの関係で見れば、どのような状況として見られるのかというふうにお尋ねしてあったんですけれども、そこについてのお話がございますので、改めて伺っておきたいというふうに思います。

もう一つは、この中で起債が17億になったという中には、これも補正予算で我々もそれなりには関わってはきているわけけれども、大きな事業に対する交付金、具体的に言えば復興地に関する事業費の歳入に当たって交付金をということが、当時はデジタル交付金という形で言っていましたけれども、それらの見通しがどうであったのかということなんかも併せて伺っておきたいというふうに思うんです。

多分この点では、この当年度予算で言えば3億2,000万ぐらいになっているんだというふうに思っていますけれども、そういうふうな流れの中で、起債のほうにどう反映したのかというようにも改めてお話をいただければというふうに思っています。

それと、財政スキームの関係で言えば、当初90億台なものが最終として110億という形で言ったんですけれども、これは、積極的な事業をやって、そのための財政措置と言えばそのとおりなんですけれども、その点では、そこを私は否定するつもりはないんです。ただ、やっぱりそういうふうになってきた、それが財政スキーム等々との関係の中で今後はどう反映していくというか、予想されていくのかというところは、これから新年度予算を審議するに当たって、この6年度予算全体をどう見ておくか。まだ決算前ですけれども、そうい

うことは大事な点ではないかというように思うので、改めて伺います。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 起債の額が当初10億円が約17億円になっているということですが、今回につきましては、拠点の整備事業が当初予算に入っていないというふうなことで、補正の中でやったのでこれぐらいの額に増えてしまったというところでありまして。大型事業を行っていく上で、前年度から引き続き今年度、また来年度予算というものも審議されますけれども、将来負担を見据えた適正な事業配置ということに心がけてやっているところでありまして。

それと、当初予算規模が令和6年度92億円ということでございました。今回の補正で110億円ということになっております。先ほど申し上げましたとおり、大型事業と、国の物価高騰対策交付金等による事業費の補正により、ここまでの大きな予算になったというところがあります。令和7年度の予算というお話もありましたが、令和7年度は一般会計107億ということで、当初予算からも107億という数字を計上しているところでありまして。これは、先ほど申し上げましたとおり、令和7年度から拠点事業の部分を組んでいるということで107億円ということになるんですが、財政規模としては、やはり標準財政規模からしても、令和5年度の決算で標準財政規模が54億2,000万という数字でありましたので、標準財政規模から見てもかなり大きい数字となっております。これは交付金等を有効に活用しているというふうな予算であるということも言えると思います。

今後についても、先ほど申し上げましたとおり、適正な事業配置を常に念頭に置きながら、将来負担を常に頭に入れた上で持続可能な財政運営というものに努めていきたいというふうな考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書（保険事業勘定補正予算第4号）、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 5ページの20230の検診助成事業なんですが、新型コロナワクチン

接種事業が320万ほど残っているんですけれども、5類になってからの罹患者数はどうなっているのか。それから、接種費用の自己負担、ありますよね。そういう影響もあって接種が進んでいないのかと。接種しても罹患しないわけではないので、その辺の個人個人の判断によるんですけれども、これはどうなっているのでしょうか。どうしてこういうふうになったのでしょうか。

○議長（野田省一君） 高橋保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（高橋佳香君） まず、コロナウイルス感染症の罹患者数については、医療機関のほうに照会しておりませんので正確な数は押さえておりません。ただ、終息ということではなく、時期的に受診者が増えたりとか、あと、ぱらぱら罹患者が出ているという状況は聞き及んでいますけれども、数字は持ち合わせてございません。

あと、コロナワクチンの接種の率ですとか状況についてですけれども、2月の末時点でコロナワクチンを接種された方、65歳以上の方が合計で779人いらっしゃいました。まだ請求が医療機関から来ていないですとか、町外接種施設で接種したけれども、まだこちらのほうに手続されていない方もいますので、もう少し増えてくると思いますけれども、65歳以上人口の割合に対してコロナワクチンの接種は、現在のところ25.7%の接種となっております。例年行っておりますインフルエンザの接種がおおよそ50%弱、49%台の接種となっておりますので、やはり低い数字ではありますけれども、金額的によるところなのかというところまでは詳しい検証はまだしていない状況でございます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 5類になってからどれぐらい罹患者がいるかというのを押さえていないということなんですが、これは調べてお知らせください。

○議長（野田省一君） 可能ですか。

○保健介護課主幹（高橋佳香君） 医療機関のほうに問合せが必要ですので、お時間をいただきますけれども、お伝えできる数字、整いましたらお伝えしていきたいと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書

(直診勘定補正予算第4号)、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野田省一君) 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり101ページから106ページまでの予算総則、第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、第2表直診勘定歳入歳出予算補正、第3表地方債補正について質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番(大松紀美子君) 直診の全般ですか。直診の全般ですよ。いいですよ。直診の中で、入院のところで1,351万ぐらい増収になっているんですよ。それで、入院ですから入院患者さんが増えたのかなと思うんですけども、患者さんが増えるということは決して喜ばしいことではないけれども、それによって直診勘定の収益が上がったということになると思うんですけども、これらの要因等については把握していますでしょうか。

入院収入が増えたということで、他会計からの繰出金が減ることにつながっているというふうに考えるんですが、その辺はどのように分析されていますか。

○議長(野田省一君) 長谷山国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長(長谷山一樹君) 私のほうからお答えをいたします。

入院の増につきましては、当初、1か月の総入院数を200名ということで見込んでおりましたが、今年度に入りまして病棟のほうを休止していった、再開をしたんですけども、入院の方が徐々に増えてまいりまして、大体1か月平均250名ということで増額をしているところです。1日に平均しますと大体8名ぐらいの入院数となっているところです。

○議長(野田省一君) ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野田省一君) なしと認め、議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和6年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に関する別冊説明書、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野田省一君) 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり107ページ及び108ページの予算総則、第1表歳入歳出予算補正につい

て質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和6年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 6ページの50030なのですが、介護サービス等給付事業の中で居宅介護サービス費と施設介護サービス給付費が補正で増えているんですけども、これらの状況ですよね。見積りよりも多かったということに、簡単に言えばそうなんでしょうけれども、実際的に予想したよりも多かったということになると思うんです。その点の分析をお願いします。どこの部分が増えたか。通所でいえばホームヘルプサービスだとか介護看護サービス、訪問リハとか、あとは、いろいろホームページも出ていますけれどもあります。居宅ではショートだとか特養ホーム、老健、グループホーム等がありますけれども、それはどの部分でどのように変化をしてきたのかということ、まず1点お伺いいたします。

それから、昨年4月からデイサービスの介護報酬が引き下がりましたよね。どのサービスを提供する事業者も、小さなところですから非常に経営が大変になったと。その辺の状況分析などは行っていますか。

○議長（野田省一君） 小坂保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（小坂僚介君） まず最初の質問、居宅介護サービス、施設介護サービスの見込みというところでございます。

給付費、伸びた理由について、まず一つが、居宅介護サービス費の中では訪問看護が伸びております。計画としては年間で660件を見込んでいたところが、実績の見込みとしては761件の見込みというところで、101件の増というふうに見込んでいるところでございます。

続いて、特定施設入居者生活介護の増というところで、こちら、年間120件見込んでいたところが、実績の見込みとしては141件、21件の増の見込みとなっております。

施設介護サービス費については、特養の部分と介護医療院の部分が伸びているという状況でございます。特養、老人福祉施設については、計画としましては年間1,416件、実績の見込みとしては1,450件の34件増を見込んでございます。介護医療院につきましては、計画としては年間24人のところ、実績の見込みとしては54件というところで、年間30件の増という

ふうに見込んでございます。

また、恐らく大松議員がおっしゃっているのは、ホームヘルプサービスの介護報酬減のお話では……

〔「通所介護」と言う人あり〕

○保健介護課主幹（小坂僚介君） 通所介護ですか。

〔「デイサービス」と言う人あり〕

○保健介護課主幹（小坂僚介君） デイサービスですか。令和6年の報酬改定……

〔「4月から」と言う人あり〕

○保健介護課主幹（小坂僚介君） 4月からですね。すみません。ちょっと私の認識の中では、報酬改定で減になったのはホームヘルプサービス……

〔「訪問介護」と言う人あり〕

○保健介護課主幹（小坂僚介君） 訪問介護。

〔「ちょっと、答弁を聞いて」と言う人あり〕

○保健介護課主幹（小坂僚介君） ありがとうございます。訪問介護、ホームヘルプサービスの単価が下がってございます。これで事業所の収入はかなり減っているというふうにお伺いしております。我々としても、介護事業者とは年に何回か皆さんで会ってお話するような機会もありますので、そういったところで情報共有、そしてどうしていこうかというような話し合いは随時持っているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） すみませんでしたね。私、ちょっと勘違いしていました。それで、訪問介護のところでは減収になっているのは押さえているというところで、むかわ町内に2か所かな、どのぐらいになるかというのは、もし差し支えなければ教えていただきたいのと、それから、訪問看護のところではサービス提供をしているのはどこなのかというところもお知らせください。

それから、特養ホームの件数で言いましたけれども、これは人数というふうなことで考えてよろしいのかどうかというところでは。

○議長（野田省一君） 小坂保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（小坂僚介君） 申し訳ありません。細かい数字、ホームヘルプサービスの減収については今手持ちがございません。ただ、かなり大きな金額が減っているというところ

ろまでは、すみません、今状況でございますが、具体的な数値というのは、すみません、持っていないところでございます。

また、老人福祉施設、特養の件数でお伝えしたところ34件増と、これは年の件数で12で割った件数が1月当たり2.8人、約3人の特養入所者の増というところでございます。

すみません。訪問看護については、町内の厚生病院の中に設置してあります訪問看護の伸びが大きいというふうに押さえております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 減収分が幾らになるか、後で結構ですので教えてください。

それから、訪問看護のほうで厚生病院で、これは24時間対応ということでどれぐらい、さっき件数を言って760。ごめんね。これ、後で調べます。いいです。この1点だけよろしくお願いします。

○議長（野田省一君） 酒巻保健介護課長。

○保健介護課長（酒巻宏臣君） ホームヘルプサービスの減収に係る数字でございますが、これはそのときそのときでサービスを受けている方の実態によりまして影響がちょっと異なっております。その中で、例えば、以前経済対策の中で、そういった部分に対応させていただくということで補正をさせていただいたことがございますが、その際に聞き取りした際には、今年度に関しては、1件に関しては、ちょっと移動距離が小さい、少ない中での今回はサービスを提供しているというところの中で、いろいろ厳しい中でも、いろいろ節約対応しながら努力をされているということで伺っているところでございまして、仮に1件当たりのところでどういった影響が出たのか。また、遠くのサービス、遠方のサービスをやった場合には、やはり大きな影響を受けるというふうに伺っておりますので、ちょっとそういったところ、設定条件等を、私どももそういったなかなか試算をしておりませんので、そういったことを検討させていただきながら、お答えできる範囲の中で対応させていただければと思っておりますし、ちょっとお聞きしますと、やはりこの過疎地の中で都市部に比べて非効率な動きということで、大変このむかわ町においては厳しい中での運営ということはお聞きしておりますし、また、そういうことも踏まえまして、さきに可決いただきました対策といたしましては、今回車1台当たりというところの中での積算で、例年にないような形の中での訪問介護事業所に対しましては、そういった積算の中で支援をして応援をしているというよう

なところでございますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

加藤保健介護課主幹。

○保健介護課主幹（加藤こずえ君） 先ほどの訪問看護の状況について、補足でお答えさせていただきますと思います。

町のケアリハステーションのほうでは24時間対応を行っておりまして、お電話で相談に応じて、状況に応じて必要時は訪問対応もするという体制で両地区対応していただいております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり109ページから112ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 令和6年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり113ページ及び114ページ全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 令和6年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり115ページ及び116ページ全般について質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 全国的というか、下水道の陥没だ、破裂だという事故で大変なことが起きていて、町民の方からむかわ町は大丈夫なんだろうかというようなことがちょっと言われて、私もよく分からなくていろいろ調べてみましたら、鶴川地区水道施設の概要というのを頂いているんですね、水道。これ、日にちを書いていなくて、ちょっと私もいつ頂いたのか分からないんですけれども、上下水道事業経営戦略の改定についてというのを頂いているんです。それを読んでいましたら、鶴川地区の下水道は、下水管については平成5年か

ら22年までに2,900何がしが完了していて、令和17年ですからあと10年後、今、7年から老朽管の更新工事を検討していると載っているんです。それで、じゃ、あと10年は大丈夫なのかなというふうに勝手に思っているんですけども、鷺川の下水管の状況についてちょっと教えてください。

○議長（野田省一君） 佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤 琢君） 私のほうから回答させていただきます。

今、大松議員が言われたとおりの管の状況でございまして、まだ耐用年数までは十何年残っているような状況でございます。

以上です。

○議長（野田省一君） そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号 令和6年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり117ページ全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第29号の質疑を終わります。

これから議案第23号から議案第29号までの7件について討論を行います。

討論の順は議案番号順とします。

初めに、議案第23号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第23号の討論を終わります。

次に、議案第24号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第24号の討論を終わります。

次に、議案第25号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第25号の討論を終わります。

次に、議案第26号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第26号の討論を終わります。

次に、議案第27号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第27号の討論を終わります。

次に、議案第28号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第28号の討論を終わります。

次に、議案第29号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第29号の討論を終わります。

これから議案第23号から議案第29号までの7件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号 令和6年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号 令和6年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号 令和6年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号 令和6年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号 令和6年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号を採決します。

お諮りします。

議案第29号 令和6年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号から議案第36号の一括上程、説明、質疑、委員会付

託

○議長（野田省一君） 日程第8、議案第30号 令和7年度むかわ町一般会計予算から日程第14、議案第36号 令和7年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題といたします。議案第30号から議案第36号までの7件について、提案理由の説明を求めます。三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第30号 令和7年度むかわ町一般会計予算から議案第36号 令和7年度むかわ町病院事業会計予算までの7件につきまして一括して御説明申し上げます。

議案書は119ページからとなります。

本説明は、別冊ファイルで配付してございます令和7年度各会計予算概要書と併せて御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、予算概要書により予算規模につきまして御説明いたします。ファイルのインデックスで事業概要と表記してございます1ページをお開き願います。

令和7年度むかわ町各会計予算総括表でございます。

一般会計の本年度予算額は107億7,175万1,000円で、前年度と比べますと13億5,457万8,000円、14.4%の増でございます。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計のほか2特別会計で総額28億9,003万1,000円、前年度と比べ505万4,000円、0.2%の減となっております。

公営企業会計につきましては、上水道事業会計のほか2企業会計で支出総額14億5,692万8,000円、前年度に比べ1,342万4,000円、0.9%の増でございます。

全会計における総額は151億1,871万円、前年度に比べ13億6,294万8,000円、9.9%の増となっております。

続きまして、議案第30号 令和7年度むかわ町一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は119ページ、予算概要書は2ページから3ページの一般会計歳入歳出予算科目別対比表をお開き願います。

議案書、第1条でございますが、一般会計の予算総額は107億7,175万1,000円で、款項の

区分等の金額は、議案書120ページから126ページまでの第1表歳入歳出予算のとおりとなっております。

議案書127ページは、第2条継続費の件でございまして、町民の公衆浴場としての泉質維持を図るため、四季の館温泉井掘削事業として掘削申請及び許可に係る手続時期により施工工期が複数年にわたることから、2年間の継続事業として取り進めるため、地方自治法第212条第1項の規定に基づき経費の総額及び年割額を定めるものでございます。事業費の総額は2億8,396万7,000円、各年度に要する予算額は、表中、年割額のとおりとなっております。

議案書128ページは、第3条債務負担行為の件でございまして、令和7年度に整備する公用車及び学校情報処理機器、庁用電話交換機の更新につきまして費用負担の平準化を図るため、北海道備荒資金組合の譲渡事業を活用し整備することから、地方自治法第214条の規定に基づき、債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。期間は、いずれも整備年度を含め5年間、それぞれの限度額は記載のとおりとなっております。

議案書129ページから130ページは、第4条地方債の件でございまして、事業の執行に当たり新たに借入れする事業につきまして、地方自治法第230条第1項の規定に基づき、起債の目的、限度額などを定めるものでございます。各事業における限度額は、記載のとおり、防災行政無線整備事業債のほか全16の項目で整理してございます。

議案書は119ページにお戻りいただき、第5条は一時借入金の件でございまして、年度の歳出予算執行に当たり、現金に不足が生じた際に借り入れることができる一時借入金につきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定に基づき、最高額を15億円と定めるものでございます。

次に、予算概要書2ページから3ページで、前年度対比の款別増減につきまして御説明申し上げます。

左側が歳入でございます。

1款町税につきましては、歳入全体の9.6%を占め、町民税においては、個人所得や法人業績の増を見込み増加、固定資産税においては、償却資産の減少などにより、町税全体で本年度予算額10億2,936万6,000円、前年度対比で1,784万8,000円の減額、1.7%の減となっております。

なお、各税目の状況及び前年度対比につきましては、予算概要書9ページから10ページに

記載してございます。後ほど御確認くださいようお願い申し上げます。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金、11款交通安全対策特別交付金につきましては、令和6年度の決算見込み及び令和7年度における国の地方財政計画に基づき見積りしてございます。

10款地方交付税につきましては、歳入全体の42.8%を占める本年度予算額46億730万円と見込んだところでございます。内訳につきましては、普通交付税においては、基準財政需要額に係る公債費算入額は減少するものの、算定基準の改正等を見込み、前年度から1億5,000万円増額の40億円、特別交付税につきましては、前年度予算額及び歳出予算で計上する事業費のうち、ルール分での算定が見込まれる外部人材活用分などを加算し、6億730万円と見込んだところでございます。

なお、地方交付税及び地方譲与税等の決算の推移に係る状況につきましては、予算概要書11ページにまとめてございます。

12款分担金及び負担金につきましては、農業費負担金として国営土地改良事業負担金の減により減額、13款使用料及び手数料につきましては、公営住宅使用料の減などにより減額となっております。

14款国庫支出金につきましては、本年度予算額11億8,991万3,000円と、前年度対比で6億1,920万5,000円の増額と見込んでございます。国庫負担金は児童手当負担金等、民生費負担金などの増、国庫補助金は、旧デジタル田園都市国家構想交付金から新しい地方経済・生活環境創生交付金に制度改正され、復興拠点施設等整備事業Ⅰなどに係る財源措置により増、国庫委託金は、参議院議員通常選挙の執行などに伴い増となっております。

15款道支出金につきましては、本年度予算額7億2,729万1,000円と、前年度対比で1億1,841万9,000円の増額と見込んでございます。道負担金は、国庫負担金と同様の理由により増、道補助金は、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金及び公立学校情報機器整備事業などに係る財源措置により増、道委託金は、指定統計調査として国勢調査の実施年度となることなどに伴い増となっております。

16款財産収入につきましては、町有林造成事業に係る間伐材、皆伐立木の売払収入の増などにより増額となっております。

17款寄附金につきましては、ふるさと納税により寄附額を前年度同額で見込んでいるものでございます。

18款繰入金につきましては、特定目的基金を財源として執行する事務事業において、引き

続き基金の活用を図り増額となっているものでございます。

なお、当初予算における財政調整基金の繰入額は対前年度比で2,000万円減の2億2,000万円としているほか、各種基金の積立て及び取崩し状況につきましては、予算概要書14ページに記載してございます。

20款諸収入につきましては、デジタル基盤改革支援補助や国営勇払東部地区土地改良事業負担金などにより増額となっております。

21款町債につきましては、本年度予算額12億3,300万円、前年度対比で2億6,720万円の増額と見込んでございます。内容につきましては議案書第4条で説明のとおりですが、個々の事業では、復興拠点施設等整備事業、公共施設環境改善事業、防火水槽整備事業などで活用を予定するものでございます。

続きまして、予算概要書2ページにお戻りいただき、右の表の歳出につきまして、歳入と同様、前年度対比の款別増減に係る主な内容について御説明申し上げます。

1款議会費につきましては、本年度予算額6,471万2,000円、前年度対比342万5,000円の減額となるものでございます。

2款総務費につきましては、本年度予算額24億1,396万2,000円、前年度対比12億2,275万4,000円の増額で、1項総務管理費は、復興拠点施設等整備事業Ⅰ及び本庁・総合支所庁舎の環境改善整備、継続費といたしました四季の館の温泉井掘削などの事業費により増、2項徴税費及び3項戸籍住民基本台帳費は、制度改正等に伴う各種業務システムの更改などにより増、4項選挙費は、町長・町議会議員選挙及び参議院議員通常選挙執行による増、5項統計調査費は、国勢調査実施経費等により増となっております。

3款民生費につきましては、本年度予算額17億7,773万8,000円、前年度対比で1億3,411万6,000円の増額で、1項社会福祉費は、障害者福祉事業に係る扶助及び各特別会計への繰り出しに伴う増減などにより増、2項児童福祉費は、こども園に係る保育事業負担金及び令和6年度に制度改正した児童手当支給経費の増、この増に伴い民生費全体として増額となるものでございます。

4款衛生費につきましては、本年度予算額3億9,367万3,000円、前年度対比6,143万2,000円の増額で、1項保健衛生費は、新型コロナワクチン接種及び带状疱疹ワクチン定期接種化などに伴う増、2項環境衛生費は、ゼロカーボン推進経費及び樹海温泉施設管理経費などに伴う増により、衛生費全体で増額となるものでございます。

5款農林水産業費につきましては、本年度予算額9億6,137万8,000円、前年度対比2億

6,519万3,000円の減額で、1項農業費は、前年度に措置しました基盤整備事業に係る国営新鵜川地区土地改良事業負担金の減などに伴う減額、2項林業費及び3項水産業費は、新規事業等に伴い増額となるものでございます。

6款商工費につきましては、本年度予算額4億2,549万8,000円、前年度対比1,220万7,000円の増額で、今年度は、総務費から商工費の商工業振興対策として措置いたします地元消費活性化事業の経費及び公共施設環境改善整備事業などの増に伴い増額となるものでございます。

7款土木費につきましては、本年度予算額5億6,389万1,000円、前年度対比850万7,000円の減額で、2項道路橋梁費は、新設改良や補修事業に伴い増となりますが、各種事業の完了等に伴い、土木費全体では減額となるものでございます。

8款消防費につきましては、本年度予算額6億8,114万1,000円、前年度対比1億1,020万5,000円の増額で、胆振東部消防組合穂別支署に係る消防車両の更新及び令和5年度からの3か年計画で実施します防災行政無線機器更新に係る事業費の措置などにより、消防費全体で増額となるものでございます。

9款教育費につきましては、本年度予算額8億5,159万8,000円、前年度対比8,910万3,000円の増額で、2項小学校費及び3項中学校費は、情報教育推進に伴うタブレット端末の更新経費などにより増、4項社会教育費は、公共施設の維持補修及び環境改善事業に伴う増、5項保健体育費は、部活動地域移行経費及び各施設の維持管理運営において物価高騰に伴う経費の増、この増に伴い、教育費全体としては増額となるものでございます。

10款公債費につきましては、償還終了や新たな元金償還開始により増減するものでございます。

11款諸支出金につきましては、各公営企業会計への補助及び出資により増減するもので、上水道事業は増、下水道事業及び病院事業は減となっております。

12款給与費につきましては、職員の退職や採用に伴う調整のほか、前年度給与改定の反映に伴い増額となっております。

13款予備費につきましては、緊急的な支出に充てるため前年度と同額を措置するものでございます。

次に、議案第31号 令和7年度むかわ町国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は131ページ、予算概要書は4ページから5ページをお開き願います。

議案書第1条でございますが、保険事業勘定の予算総額は11億8,215万円でございます。

款項区分等の金額は、議案書132ページから134ページまでの第1表保険事業勘定歳入歳出予算のとおりとなっております。

第2条でございますが、直診勘定の予算総額は5億1,728万9,000円でございます。款項の区分等の金額は、議案書135ページから136ページまでの第2表直診勘定歳入歳出予算のとおりとなっております。

議案書137ページは、第3条地方債の件でございますが、事業の執行に当たり新たに借入れする事業につきまして、地方自治法第230条第1項の規定に基づき起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

議案書131ページにお戻りいただき、第4条でございますが、歳出予算のうち保険事業勘定2款保険給付費の各項の予算額に過不足が生じた場合において、同一款内で各項の間で流用できることにつきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づき定めるものでございます。

次に、予算概要書4ページ、保険事業勘定における前年度対比の款別増減につきまして御説明申し上げます。

1款国民健康保険税は、世帯数につきましては前年度から54世帯減の1,134世帯、被保険者数につきましては105人減の1,839人で見積もり、被保険者は減少しておりますが、所得増を見込み増額となっているものでございます。

3款道支出金につきましては、普通交付金は減、特別交付金は増と見込み、全体としては増額となっております。

5款繰入金につきましては、保険事業勘定予算総額が増額となることによりまして、他会計繰入金も増額となっております。

続いて、右側の歳出につきまして御説明申し上げます。

1款総務費につきましては、各事業に係る連合会負担金が増額してございます。

2款保険給付費につきましては、出産育児一時金の見込み件数の減などにより減額となっております。

3款国民健康保険事業納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、ともに減額となっております。

4款保健事業費につきましては、新型コロナワクチン接種等に伴う扶助及びレセプト点検に伴う会計年度任用職員経費の増などにより、全体としては増額となっております。

6款諸支出金につきましては、直営診療施設運営に係る特別交付金が財源となります直診勘定への繰入金の増により増額となっております。

次に、予算概要書5ページ上段、直診勘定における前年度対比の款別増減につきまして御説明申し上げます。

1款診療収入につきましては、1月当たりの入院患者を延べ240名と見込み増、外来患者を延べ1,100名と見込み、全体としては増額となっております。

4款繰入金につきましては、一般会計からの繰入れは、診療体制に係る人材確保経費、医療機器の更新及び公債費の償還は増加しているものの、施設の設備維持補修の減及び診療収入の増により減額となっておりますが、保険事業勘定からの繰入れは、僻地診療所運営に係る特別調整交付金の増により、全体としては増額となっております。

6款町債につきましては、議案書第3条の説明のとおりですが、診療機器整備等の活用を予定するものでございます。

続いて、右側の歳出につきまして御説明申し上げます。

1款総務費につきましては、給与等費及び一般事務費、ともに前年度における職員給与改定の反映により増額となるものの、施設維持管理費において、前年度に整備したペレットボイラーの更新及びスプリンクラー設置工事の事業完了に伴い、総務費全体としては減額となっております。

2款医業費につきましては、派遣看護師等に係る委託経費は減、全身用XCT装置等の医療機器の更新費用は増となっております。

次に、議案第32号 令和7年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は139ページ、予算概要書は引き続き5ページをお開き願います。

議案書第1条でございますが、後期高齢者医療特別会計の予算総額は1億7,827万円でございます。款項区分等の金額は、議案書140ページから141ページの第1表歳入歳出予算のとおりとなっております。

次に、予算概要書5ページ下段、前年度対比の款別増減につきまして御説明申し上げます。

左側の歳入1款後期高齢者医療保険料、右側の歳出2款分担金及び負担金につきましては、保険料算定における推計被保険者数は、前年度から20人増の1,836人で算出し、増額となっております。

左側の歳入2款繰入金につきましては、保険料軽減に係る保険基盤安定負担金が増額とな

っております。

次に、議案第33号 令和7年度むかわ町介護保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は143ページ、予算概要書は6ページをお開き願います。

議案書第1条でございますが、介護保険特別会計の予算総額は10億1,232万2,000円でございます。款項の区分等の金額は、議案書144ページから147ページまでの第1表歳入歳出予算のとおりとなっております。

第2条でございますが、歳出予算のうち2款保険給付費及び3款地域支援事業費の各項の予算額に過不足が生じた場合において、同一款内で各項の間で流用できることにつきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づき定めるものでございます。

次に、予算概要書6ページ、前年度対比の款別増減につきまして御説明申し上げます。

左側の歳入でございます。

1款介護保険料につきましては、第9期介護保険事業計画における被保険者を2,994人、基準月額5,000円と算出し、被保険者数の減により減額となっております。

2款分担金及び負担金につきましては、配食サービスに係る利用者負担として措置してございます。

3款国庫支出金から5款道支出金まで及び7款繰入金のうち、他会計繰入金につきましては、歳出2款保険給付費及び3款地域支援事業費の財源となっております。それぞれの負担割合に応じ所要額を算出しており、保険料の不足分につきましては、7款繰入金の基金を活用することで財源確保してございます。

続いて、右側の歳出につきまして御説明申し上げます。

1款総務費につきましては、年度内における認定審査件数を見込み算出し、計上してございます。

2款保険給付費につきましては、第9期計画の推計値に基づき算出しており、介護サービス等諸費などで増額となっております。

3款地域支援事業費につきましては、包括的支援事業・任意事業におきまして、持続可能な介護福祉サービスの提供に関する調査研究事業経費などを計上してございます。

次に、議案第34号 令和7年度むかわ町上水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は149ページ、予算概要書は7ページをお開き願います。

議案書第2条のとおり、鶴川地区水道事業につきましては給水戸数2,326戸、穂別地区簡易水道等事業につきましては給水戸数1,159戸で見積りしてございまして、支出額につきましては、予算概要書7ページ、右側中段に記載のとおり、収益的支出と資本的支出の合計で5億4,730万1,000円となっております。

予算概要書右側の収益及び資本的収入でございますが、収益、1款水道事業収益、収益、2款簡易水道等事業収益につきましては、水道事業及び簡易水道等事業ともに給水戸数の減により営業費用は減額、簡易水道等事業は営業外収益である一般会計補助金が増額、収入、1款水道事業資本的収入につきましては、二宮地区の水道整備事業に伴い一般会計出資金が皆増、収入、2款簡易水道等事業資本的収入につきましては、建設改良事業の減に伴い企業債等の減額、予算概要書右側の費用及び資本的支出でございますが、費用、1款水道事業費用、費用、2款簡易水道等事業費用につきましては、ともに前年度で策定した施設更新計画費用は減額となる一方で、簡易水道等事業は、営業費用において仁和水源に係るPFAS対策として、基本計画の策定経費及び安住地区の飲料水供給施設の解体費用などにより増額、支出、1款水道事業資本的支出につきましては、建設改良費として機器更新工事実施設計業務ほか5事業、支出、2款簡易水道等事業資本的支出につきましては、建設改良費として、道道穂別鶴川線水道管撤去工事ほか2事業の実施予定により事業費は増減するものでございます。

なお、資本的支出における臨時的経費につきましては、予算概要書56ページに整理してございます。後ほど御確認くださいますようお願い申し上げます。

議案書にお移りいただき、150ページ、第4条でございますが、資本的収入及び支出の予定額における不足額1億5,034万1,000円につきましては、留保財源及び消費税等資本的収支調整額で補填するものでございます。

また、議案書151ページの第5条においては、企業債の借入れ目的、限度額を3,700万円とすることなどを、第6条においては、一時借入金の限度額を1億円とすること、第7条においては、流用可能とする経費について、第8条においては、一般会計からの補助金を7,556万5,000円とすることなどを定めてございます。

次に、議案第35号 令和7年度むかわ町下水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は153ページ、予算概要書は8ページをお開き願います。

議案書第2条のとおり、鶴川地区公共下水道事業につきましては、排水戸数1,598戸、穂

別地区農業集落排水事業につきましては、排水戸数697戸で見積りしてございます。支出額につきましては、予算概要書8ページ、右側中段に記載のとおり、収益的支出と資本的支出の合計で5億2,994万円となっております。

予算概要書、右側の収益及び資本的収入でございますが、収益、1款公共下水道事業収益、収益、2款農業集落排水事業収益につきましては、営業収益で公共下水道事業の使用料は増額、農業集落排水事業の使用料は減額、営業外収益で一般会計補助金はともに減額、収入、1款公共下水道事業資本的収入、収入、2款農業集落排水事業資本的収入につきましては、ともに建設改良事業等の増減に伴い企業債及び一般会計出資金が増減するものでございます。

予算概要書、右側の費用及び資本的支出でございますが、支出、1款公共下水道事業費用、費用、2款農業集落排水事業費用につきましては、営業費用で処理場施設維持管理経費が公共下水道事業は増額、農業集落排水事業は減額、支出、1款公共下水道事業資本的支出、支出、2款農業集落排水事業資本的支出につきましては、ともに建設改良費が減額となっております。

なお、資本的支出に係る臨時的経費につきましては、予算概要書56ページに整理してございます。後ほど御確認くださいようお願い申し上げます。

議案書にお移りいただき、154ページ、第4条のとおり資本的収入及び支出の予定額における不足額8,803万4,000円につきましては、留保財源及び消費税等資本的収支調整額で補填するものでございます。

議案書154ページから155ページまでの第5条においては、企業債の借入れ目的、限度額を8,090万円とすることなど、第6条においては、一時借入金限度額を5,000万円とすること、第7条においては、流用を可能とする経費について、第8条においては、一般会計からの補助金を1億2,362万9,000円とすることなどを定めてございます。

次に、議案第36号 令和7年度むかわ町病院事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案書は157ページ、予算概要書は引き続き8ページをお開き願います。

議案書第2条業務の予定量のとおり、1日当たりの平均患者数は、入院21人、外来71人を予定するものでございまして、支出額につきましては、予算概要書8ページ、右側下段に記載のとおり、収益的支出と資本的支出の合計は3億7,968万7,000円となっております。右側の資本的支出につきましては、建設改良費は、年次的に更新してございます医療機器整備費用及び脱炭素化を推進し省エネを図る事業として病院内LED照明工事により増額すると

ともに、企業債償還金についても増額、左側の資本的収入につきましては、建設改良費の事業費に伴う企業債により増額となっております。

なお、資本的支出における臨時的経費につきましては、予算概要書57ページに整理してございます。後ほど御確認くださいようお願い申し上げます。

議案書にお移りいただき、157ページ、第4条のとおり、資本的収入及び支出の予定額における不足額3,849万4,000円につきましては、留保財源で補填するものでございます。

また、議案書158ページの第5条につきましては、企業債の借入れ目的、限度額を7,300万円とすることなど、第6条においては、一時借入金の限度額を1億円とすること、第7条においては、一般会計からの補助金を1億9,357万8,000円とすること、第8条においては、地方公営企業法第33条第2項及びむかわ町鶴川厚生病院の設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、資産の取得につきまして定めるものでございます。

続きまして、予算概要書9ページ以降の内容につきまして御説明申し上げます。

先ほど議案第30号で御説明いたしましたが、予算概要書9ページから10ページまでにつきましては、町税の状況といたしまして、各税目における前年度対比との比較、11ページは地方交付税及び地方譲与税等の状況につきまして記載してございます。

12ページからは町債の状況でございまして、ページ中央右側にかけて、一般会計における令和7年度中の増減見込み及び年度末現在高見込額、13ページに特別会計及び公営企業会計分を記載してございます。

次に、14ページ目にお進みいただき、基金の状況を整理してございます。

一般会計の基金は、財政調整基金、減債基金のほか21の特定目的基金となっております。表の右側、令和7年度当初予算における取崩し予算額は、基金繰入金となっております。右下に記載のとおり、当初予算ベースにおける令和7年度末現在高見込額を整理してございますので、御確認くださいようお願い申し上げます。

予算概要書、最終58ページには、消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされております地方消費税交付金予算額のうち、消費税引上げ分に係る分として見込まれる1億2,089万円の使途につきまして掲載してございます。

続きまして、予算説明書の内容につきまして概要を説明申し上げます。

ファイルのインデックスで一般会計と表記してございます予算説明書の93ページからは給与明細書、97ページは継続費設定した事業に係る支出額及び今後の支出予定額に関する調査、

98ページは債務負担行為を設定した事項に係る限度額、支出額、今後の支出予定額等に関する調書、最終99ページは概要書に記載の内容と同様でございますが、町債の状況を掲載してございます。

なお、以降の各特別会計及び企業会計におきましても、必要な調書につきましては末尾に掲載してございますので、御確認くださいようお願い申し上げます。

以上で、議案第30号から議案第36号まで一括して御説明申し上げます。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、本議案7件の取扱いにつきましては、議会運営委員長報告のとおり、議長を除く全議員で構成する令和7年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることが協議が調っておりますので、提案理由の説明に対する質疑は、大体論または特に重要な点だけに限定して質疑を受けたいと思います。

質疑の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第30号 令和7年度むかわ町一般会計予算の説明に対して質疑はありますか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） せっかくの機会ですので、2つほどお伺いをいたします。

1つは、今回、合併以降で見れば最大の、一般会計で言えば最大の予算規模ということになっているわけでございます。我が町の標準財政規模からいっても相当大きなものということになります。これも、今の物価高等々、新たなまちづくりに向かう、そういう中での必要なものを積み重ねたものと解釈をしておりますけれども、改めてここで伺っておきたいと思いますが、この大きな107億ということに積み重なってきた、これは一つには10億という大型事業もありますから、これは分かります。そしてもう一つは、今年度、国の地財計画がかなり地方のほうに向かって、災害の問題やら、あるいは空調設備の支援だとか、かなりそういうのがあります。そういうものを大いに取り入れた結果、こういう形になったというふうに捉えたいというふうに思うんですけども、その辺で見解をひとつ伺っておきたいというのが一つあります。

それから2つ目には、R6年度で見れば92億が110億という形で決しました。これも大型事業の関係でありますけれども、今年、この7年度、25年度ですね。こういうふうな中では、

今後、町長の行政報告を読みますと、地方再生の方向性なんかを見定めて取り組みたいという話もございます。そうした観点から見て、この新年度の1年間の間に、また大きなことで膨らむというようなことが想定されているのかどうか。そういうことも含めて、この際、最初に伺っておきたい。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 冒頭で議員のほうからお話のありましたように、当時、2つの町が、あの膨大なエネルギーを使って生き残りをかけた合併から、新年度で20年を迎えようとしています。御案内のとおり、引き続く人口減少の中、さらには胆振東部地震から7年目の春、復興途上での新型コロナウイルス感染症、さらには気候変動の加速化、加えて国をまたいで紛争だとか政変、こういった事変にも包まれながら、その影響というのが御案内のとおり、燃油あるいは物価の高騰、そして気象異常、こういったところ、なお続いている。言ってみれば地政学というんでしょうか、あるいは国際社会にも、今まさに様々な白書でも書かれておりますように、大きな試練と変化の時を迎えているかと思えます。

そのような中、本町の財政状況、これに目を向けていきますと、令和5年度の決算は終わっております。一般会計決算におきましても、財源不足を補うための財政調整基金、こういったところの繰入れ、令和6年度の当初予算及び令和7年度予定しています当初予算案につきましても、基金に頼り、この均衡を図っていることから、町の収入から考えての支出の規模というのは、依然としてなお高い状態となっているところでございます。そして、今、こういった状況に置かれながらも引き続き中期財政指針、これの検証というんでしょうか、これも併せながら、財政状況に町全体として気を緩めることなく、よい意味での緊張感を持った対応にこれからも努めていきたいと考えております。

加えてですが、議員のほうからも触れられております国におきましては、経済の財政運営、そして改革の基本方針ですか、この2024、いわゆる骨太の方針、こういったところでデフレからのまず脱却を図ると、そして成長型の次なる新しい経済ステージへ移行する。ある面ですけれども、千載一遇のチャンスを迎えているというふうなことが強調されているかと思えます。日本経済、こういったことも踏まえて、成長型の新たな経済ステージへ今まさに移行をしようとしていると捉えているところでもございます。

それと、地方創生の分野、10年目の節目を迎えようとしています。我が国全体の戦略的な調整、こういったところも含めながら、ある面、人口減少下における住み続け、そして持

続可能な地域づくり、こういったところを目指しながら、地域資源を生かして付加価値というのを高める新しい価値というんでしょうか、こういったところを高めていく産業、それと事業の創出から、地域の表現として稼ぐ力という、その向上、こういった表現もされているかと思えます。

それらも踏まえて、地域経済の、昨日もお話したかと思えます、あくまでも内発的な活性化、こういったところに視点を置きながら、その促進に向けた総合的な支援、あるいは従来の枠組みというのを超えた新しい発想に基づく施策の検討、実行、それと、これも言わずもがなでございますが、それぞれの自治体というのが主体的に行う地方創生、ここが主眼だと思えます。その取組というのを国としても強力に後押しをしていくという推進方向というのが、今まさに示されているところでもございます。

こういったところをしっかりと町としても踏まえながら、多様化する町民の皆さんのニーズ、さらには変化する情勢、これらも対応した事務事業の点検、評価、そして改善、これはまさにこれからも必須と捉えているところでもございます。確実に確実に、まずは今を見詰めながら、その上で、これから迎える第2次のむかわ町まちづくり計画、この後期計画につなげていくまちづくりというのを展開するため、重ねてでございますけれども、将来につなぐ、こういったところを意識した活力ある予算編成として今回皆さんに御提案をさせていただいておりますので、しっかりと御審議を願って御決定願えればなと思っております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号 令和7年度むかわ町国民健康保険特別会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号 令和7年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号 令和7年度むかわ町介護保険特別会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号 令和7年度むかわ町上水道事業会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号 令和7年度むかわ町下水道事業会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第35号の質疑を終わります。

次に 議案第36号 令和7年度むかわ町病院事業会計予算の説明に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第36号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第30号 令和7年度むかわ町一般会計予算から議案第36号 令和7年度むかわ町病院事業会計予算までの7件につきましては、審議の都合上、議長を除く全員で構成する令和7年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第36号までの7件につきましては、議長を除く全議員で構成する令和7年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました令和7年度むかわ町各会計予算審査特別委員会の委員に申し上げます。

委員会条例第10条の規定により、委員長の互選をするため委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩いたします。

再開は15時30分とします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第15、諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました令和7年度むかわ町各会計予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に大松紀美子委員、副委員長に古内みゆき委員が選任されましたので、議会の運営に関する基準第107号の規定により報告いたします。

◎休会について

○議長（野田省一君） お諮りします。

令和7年度むかわ町各会計予算審査特別委員会における議案審査のため、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（野田省一君） 以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時31分

令和7年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第4号）

令和7年3月14日（金）午後3時30分開議

町長提出事件

- 第 1 議案第30号 令和7年度むかわ町一般会計予算
- 第 2 議案第31号 令和7年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第32号 令和7年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第33号 令和7年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第34号 令和7年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第 6 議案第35号 令和7年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第36号 令和7年度むかわ町病院事業会計予算

議員等提出事件

- 第 8 発議第 1号 むかわ町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について
- 第 9 発議第 2号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案について
- 第10 意見書案第1号 高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書案
- 第11 意見書案第2号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書案
- 第12 意見書案第3号 政府に食料自給率向上、「令和の米騒動」を繰り返さないための対策を求める意見書案
- 第13 所管事務調査等報告の件
 - （総務厚生常任委員会）
 - （経済文教常任委員会）
 - （復興拠点施設等整備事業調査特別委員会）
 - （議会改革等調査審査特別委員会）
- 第14 閉会中の特定事件等調査の件
 - （総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）
 - （議会運営委員会及び議会広報委員会）
 - （復興拠点施設等整備事業調査特別委員会）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	吉田直司	会計管理者	今井巧
総務財政課長	佐々木義弘	総務財政課主幹	伏木允一
総務財政課主幹	三上祐	情報防災対策室長	梅津晶
情報防災対策室参事	関根徹	総合政策課長	栃丸直士
総合政策課参事	本間彰	総合政策課主幹	澤田健
町民生活課長	柴田巨樹	町民生活課主幹	横山貴仁
町民生活課主幹	松本和香	保健介護課長	酒巻宏臣
介護保険課主幹	小坂僚介	介護保険課主幹	高橋佳香

介護保険課 主 幹	加 藤 こずえ	福祉・子育て 課 長	熊 谷 伸 一
福祉・子育て 課 主 幹	谷 川 功 一	農林水産課長	東 和 博
農林水産課 参 事	藤 野 真 稔	農林水産課 主 幹	飛 岡 雅 幸
農林水産課 主 幹	宮 村 敦 嗣	経済建設課長	江 後 秀 也
経済建設課 参 事	菊 池 功	経済建設課 参 事	佐 藤 琢
経済建設課 参 事	西 村 和 将	企画町民課長	菅 原 光 博
企画町民課 主 幹	中 上 紀 文	企画町民課 主 幹	矢 野 優 子
企画町民課 主 幹	土 居 悦 子	経 済 戦 略 室 主 幹	藤 田 浩 樹
経 済 戦 略 室 主 幹	櫻 井 和 彦	経 済 戦 略 室 主 幹	太 田 耕 司
国民健康保険 總 務 課 長	長谷山 一 樹	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	西 幸 宏	生涯学習課 教育指導参事	池 田 佳
生涯学習課 参 事	高 木 龍一郎	生涯学習課 主 幹	松 本 洋
生涯学習課 主 幹	山 木 美 幸	選挙管理委員 会 事務局長	佐々木 義 弘
農業委員会 事務局長	東 和 博	農業委員 会 局長	宮 村 敦 嗣
監 査 委 員	数 矢 伸 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長 大 塚 治 樹 主 査 酒 卷 早 苗

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午後 3時30分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎発言の取消し

○議長（野田省一君） 議事に入ります前に、古内みゆき議員から、3月10日の一般質問における発言について、取消しと議事録からの削除の申出がありましたので発言を許可します。
古内みゆき議員。

○3番（古内みゆき君） 3月10日の一般質問において、「_____」
_____」という発言をいたしました。

発言の取消しと議事録からの削除の許可をお願いいたします。

○議長（野田省一君） ただいま、古内みゆき議員から3月10日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により、発言の一部について取消しと議事録からの削除の申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、古内みゆき議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

◎議案第30号から議案第36号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第1、議案第30号 令和7年度むかわ町一般会計予算から日程第

7、議案第36号 令和7年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題といたします。

本案は、今期定例会において設置の令和7年度むかわ町各会計予算審査特別委員会に対し、休会中の審査事件として付託を行っていたものであります。これより、予算審査特別委員会における本案の審査結果について報告を求めます。

大松委員長。

〔大松紀美子予算審査特別委員長 登壇〕

○予算審査特別委員長（大松紀美子君） 令和7年第1回むかわ町議会定例会において付託されました議案第30号 令和7年度むかわ町一般会計予算から議案第36号 令和7年度むかわ町病院事業会計予算までの7件について審査した結果、いずれもお手元に配付の報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

○議長（野田省一君） ただいま大松委員長から報告がありました。

委員長報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第30号から議案第36号までの討論を行います。

討論の順は、議案番号順とします。

初めに、議案第30号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第30号の討論を終わります。

次に、議案第31号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第31号の討論を終わります。

次に、議案第32号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第32号の討論を終わります。

次に、議案第33号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第33号の討論を終わります。

次に、議案第34号について討論を行います。

原案について反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第34号の討論を終わります。

次に、議案第35号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第35号の討論を終わります。

次に、議案第36号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第36号の討論を終わります。

これから、議案第30号から議案第36号までの7件を採決します。

採決の順番は、議案番号順といたします。

初めに、議案第30号を採決します。

お諮りします。

議案第30号 令和7年度むかわ町一般会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号を採決いたします。

お諮りします。

議案第31号 令和7年度むかわ町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号を採決します。

お諮りします。

議案第32号 令和7年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号を採決します。

お諮りします。

議案第33号 令和7年度むかわ町介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号を採決します。

お諮りします。

議案第34号 令和7年度むかわ町上水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号を採決いたします。

お諮りします。

議案第35号 令和7年度むかわ町下水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号を採決します。

お諮りします。

議案第36号 令和7年度むかわ町病院事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第8、発議第1号 むかわ町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

小坂議会改革等調査審査特別委員長。

〔小坂利政議会改革等調査審査特別委員長 登壇〕

○議会改革等調査審査特別委員長（小坂利政君） 発議第1号 むかわ町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について趣旨説明を申し上げます。

お手元の議員等から提出のあった事件の1ページ及び2ページをお開き願います。

本件は、令和6年第2回定例会において、議会改革等調査審査特別委員会を設置し、付託されました議会改革について議論を重ね、第4回定例会において、議会改革等調査審査特別委員会報告で報告したとおり、次期改選期からむかわ町議会議員の定数を13人から2人減の11人とすることから、むかわ町議会議員の定数を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

説明の都合上、別冊配付いたしております議員定数議案説明資料の1ページを御参照いただきたいと思っております。

改正内容は、本則中「13人」を「11人」に改めるものであります。

議員定数議案2ページにお戻りをいただきまして、附則として、この改正は、公布の日から施行し、施行後最初の一般選挙から適用するものであります。

以上、趣旨説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願いを申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから、趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ただいま提案されております議員定数削減に関する議案について、反対の立場から討論をさせていただきます。

私どもとして、これまでも委員会を通しながら議員定数を今減らすべきではないという立場を取らせていただいております。

人口も減ってきて、定数の問題というのが議論されることは致し方ないことだなというふうに思っておりますけれども、今回の定例会の予算等を見ましても、非常に大きな課題を抱えながら多額の事業費を持ちながらやってきました。それに対して、私どもが十分にそこを審査できたかというのは、非常に疑問も私自身感じているところでございますが、そういう中であって、今、この議会の皆さんの議論をどう高めていったらいいのかというのが大きな課題の一つだと思っております。

そういう点では、今、議員の定数を減らすということではなくて、議会としてどのような議会をつくっていくべきなのか、そういうことにもっと議論を高めるべきではないかと思う次第であります。

さらに、定数が10名程度になる、11人ですけれども、少なくなればなるほど、各地の状況をお聞きしますと、常任委員会の構成にも非常に困難が生じ、そういう中での十分な議会活動というのがなかなか難しくなっているという問題もあります。

そういう点を考えれば、今、拙速にここで私どもが定数を2つも減らすということがいかなものかということを経験に感じざるを得ません。

そういう立場から反対の討論とするものであります。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 今日著しい人口減少の中、近隣町村の議員数を鑑みても、13から11の減というのは私はやむを得ないという、そういう判断で賛成といたします。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号 むかわ町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野田省一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第9、発議第2号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 発議第2号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案について趣旨説明を申し上げます。

議員等から提出のあった事件の3ページ及び4ページをお開き願います。

本件は、令和7年第1回定例会において、3月11日に議決しました議案第37号 むかわ町課設置条例の一部を改正する条例案の改正により、むかわ町議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものです。

説明の都合上、別冊配付しております議員提出議案説明資料の2ページを御参照いただきたいと思います。

改正内容は、第2条第1号ア中「情報防災対策室」を「広報防災対策室」に改め、総合政策課の次に「DX推進室」を加えるものです。

議員提出議案4ページにお戻りいただきまして、附則として、この改正は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、趣旨説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

発議第2号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第10、意見書案第1号 高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 意見書案第1号 高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書案について説明させていただきます。

政府は2025年8月から3年間にわたって、高額療養費制度を引き上げようとしています。多くの世論の批判により、引上げは凍結となりましたが、全国がん患者連合会や日本難病団体協議会の方々は、今日でも秋の検討でまた同じような案も出てくるのではと大変心配と訴えています。今、白紙撤回を強く求めることが重要と考えています。

よって、地方自治法99条の規定により、意見書を提出するものです。よろしく御審議、御

決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第11、意見書案第2号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第2号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書案について提案説明をさせていただきます。

大学の初年度の納入金は国立大学で82万円、私立大学では平均148万円にもなり、学生生活は限界、保護者負担も重く、なかには学業をあきらめざるを得ないという人も生まれています。

学生の約8割がアルバイトに追われ、3人に1人が貸与の奨学金を借り、平均で300万円の「借金」をかかえて社会に出る状況であります。若い世代の抱える奨学金返済額は10兆円

にものぼります。

学生からは、「1日1食。食費を月2,000円に抑えている」、「週5日のアルバイトで勉強時間が取れない」との声が寄せられ、「日常生活の中で悩んでいることや気にかかっていることは『生活費やお金のこと』47%で最多」、これ、大学生協の調べであります、と深刻な事態が報告されています。

若い世代にとって奨学金返済の経済的負担は大変に重く、結婚や育児といった生活設計にも悪影響を与えています。

学費無償化は国際的な流れです。ヨーロッパでは、教育無償化にふみ出している国が少なくありません。日本も批准している国際人権規約は、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」としています。

その一方、日本の高等教育への公的支出は、OECD加盟国平均の半分以下と最低のレベルを続けています。このことが学費の高騰や奨学金貸与額の増加につながっています。学費を値下げして無償化へ進むことは世界標準の教育政策であり、日本政府の国民と国際社会への公約でもあります。

先の総選挙では、高等教育の学費について、立憲民主党、共産党、れいわ新選組、社民党が無償化を進めるとし、自民党が「高等教育の無償化を大胆に進めます」と公約に掲げ、公明党も「2030年代の大学等の無償化をめざす」、維新は「大学・大学院などの改革と合わせて」という条件付きで無償化をめざすとしました。

多くの党が「無償化」を訴え、一致可能な今こそ、学費無償化に踏み出し、学生と保護者との苦難に応える時です。

よって、政府においては高等教育予算を抜本的に増額し、次の施策をとることを求めます。

- 1、大学、短期大学、専門学校「学費ゼロ」にむけて、当面、授業料半額に踏み出すこと。
- 2、実際に入学しなくても返還されない入学金制度を廃止すること。
- 3、給付中心の奨学金制度を創設すること。
- 4、奨学金返済の半額免除を行うこと。

以上のことを求めて、意見書を提出したく皆さんにお諮りする次第でございます。どうぞ慎重なる審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げて、提案理由の説明と代えるものであります。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第12、意見書案第3号 政府に食料自給率向上、「令和の米騒動」

を繰り返さないための対策を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、東 千吉議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） 意見書案第3号 政府に食料自給率向上、「令和の米騒動」を繰り返さないための対策を求める意見書案。

むかわ町議会会議規則第14条の規定により、上記意見書案を別紙のとおり提出します。

要請事項の朗読をもって説明に代えます。

1 食料・農業・農村基本法に基づいた「基本計画」に食料自給率を向上させる積極的目標と、達成にむけた施策の拡充を明記すること。

2 米不足を再び発生させないために、米を増産し、農家が安心して米を生産し、国民が主食として米を食べ続けることができるよう対策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。よろしく願いをいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査等報告の件

○議長（野田省一君） 日程第13、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件について別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長、復興拠点施設等整備事業調査特別委員長、議会改革等調査審査特別委員会から、所管事務調査報告が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありますか。

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君） 特にありません。

○議長（野田省一君） 経済文教常任委員長、報告はありますか。

○経済文教常任委員長（東 千吉君） 特にありません。

○議長（野田省一君） 復興拠点施設等整備事業調査特別委員長、報告はありますか。

○復興拠点施設等整備事業調査特別委員長（大松紀美子君） 特にありません。

○議長（野田省一君） 議会改革等調査審査特別委員長、報告はありますか。

○議長（野田省一君） 小坂利政君の質問はありません。

○議長（野田省一君） これから各委員長に対する質問を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質問なしと認め、質問を終わります。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質問を行います。

質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質問なしと認め、質問を終わります。

次に、復興拠点施設等整備事業調査特別委員長報告に対する質問を行います。

質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質問なしと認め、質問を終わります。

次に、議会改革等調査審査特別委員長報告に対する質問を行います。

質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質問なしと認め、質問を終わります。

これで所管事務調査報告の件を終わります。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（野田省一君） 日程第14、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、復興拠点施設等整備事業調査特別委員会、議会改革等調査審査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、特定事件等について閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君）　これで、本定例会に付された事件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第1回むかわ町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会　午後　4時04分